

宮城県地域防災計画

[震災対策編]

平成16年6月

宮城県防災会議

宮城県地域防災計画[震災対策編]

目 次

第1章 総 則

第1節 計画の目的と構成	(頁)
第1 計画の目的	1
第2 計画の性格	
第3 計画の修正	
第4 計画の構成	
第2節 各機関の役割と業務大綱	2
第1 目的	
第2 組織	
第3 各機関の役割	
第4 防災機関の業務大綱	
第3節 宮城県を取り巻く地震環境	12
第1 宮城県の地質・地形	
第2 宮城県内の活断層	
第3 宮城県内の地震等観測体制	
第4 宮城県の地震環境	
第4節 地震被害想定	20
第1 地震被害想定調査結果の概要	

第2章 災害予防対策

第1節 地震防災対策事業	29
第1 目的	
第2 地震防災緊急事業五箇年計画	
第2節 地盤にかかる施設等の災害対策	31
第1 目的	
第2 土砂災害防止対策の推進	
第3 地すべり等防止事業	
第4 急傾斜地崩壊防止施設	
第5 砂防設備	
第6 治山施設	
第7 農業施設等	
第8 宅地造成規制	
第9 液状化対策の推進	
第10 地盤沈下防止	
第3節 海岸・河川施設等の災害対策	35
第1 目的	
第2 海岸保全施設等	
第3 河川管理施設	
第4 ダム施設	
第5 農地、農業施設	
第4節 交通施設の災害対策	37
第1 目的	
第2 道路施設	
第3 港湾施設	
第4 漁港施設	
第5 空港施設	
第6 鉄道施設	
第7 地下鉄施設	
第5節 都市の防災対策	40
第1 目的	
第2 市街地開発事業の推進	
第3 土地区画整理事業の推進	
第4 都市公園施設	
第6節 建築物等の耐震化対策	41
第1 目的	
第2 公非建築物	
第3 一般建築物	
第4 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策	
第5 ブロック等等の安全対策	
第6 落下物防止対策	
第7 建物内の安全対策	
第7節 ライフライン施設等の予防対策	46
第1 目的	
第2 水道施設	
第3 下水道施設	
第4 工業用水道施設	
第5 電力施設	
第6 ガス施設	
第7 電信・電話施設	
第8節 危険物施設等の予防対策	51
第1 目的	
第2 危険物施設	
第3 高圧ガス施設	
第4 火薬類製造施設等	
第5 毒物・劇物貯蔵施設	

目次 第2章 災害予防対策

第9節 職員の配備体制	5 4
・第1 目的	
・第2 県の配備体制	
・第3 市町村の配備体制	
・第4 防災関係機関等の配備体制	
第10節 情報通信網の整備	5 9
・第1 目的	
・第2 県における災害通信網の整備	
・第3 市町村における災害通信網の整備	
・第4 防災関係機関における災害通信網の整備	
・第5 放送施設の整備	
第11節 防災拠点等の整備	6 9
・第1 目的	
・第2 防災拠点の整備	
・第3 防災ヘリポートの整備	
・第4 防災用資機材等の整備	
第12節 相互応援体制の整備	7 1
・第1 目的	
・第2 市町村間の応援協定	
・第3 消防相互応援体制の整備	
・第4 他都道府県との応援体制の整備	
・第5 緊急消防援助隊	
・第6 広域緊急援助隊の編成	
第13節 緊急輸送体制の整備	7 5
・第1 目的	
・第2 緊急輸送道路の確保	
・第3 緊急輸送体制	
第14節 医療救護体制の整備	7 7
・第1 目的	
・第2 県の医療救護体制	
・第3 東北厚生局の体制	
・第4 日本赤十字社宮城県支部の体制	
第15節 火災予防対策	8 2
・第1 目的	
・第2 出火防止、火災予防の徹底	
・第3 消防力の強化	
・第4 消防水利の整備	
・第5 消防計画の充実強化	
・第6 海上における火災の防止	
第16節 避難収容対策	8 5
・第1 目的	
・第2 避難場所の確保	
・第3 避難所の確保	
・第4 避難路の確保	
・第5 避難計画の整備	
・第6 避難に関する広報	
・第7 応急仮設住宅対策	

目次 第2章 災害予防対策

第17節 食料、飲料水及び生活物資の確保	8 8
・第1 目的	
・第2 県民等とのとりべき措置	
・第3 食料及び生活物資の確保	
・第4 飲料水の確保	
第18節 ボランティアの受入れ	9 2
・第1 目的	
・第2 ボランティアの役割	
・第3 専門ボランティアの登録	
・第4 一般ボランティアの受入体制	
・第5 日本赤十字社宮城県支部の活動体制	
第19節 災害弱者・外国人対策	9 7
・第1 目的	
・第2 高齢者、障害者等への対策	
・第3 外国人支援対策	
・第4 旅行者への対策	
第20節 廃棄物対策	1 0 0
・第1 目的	
・第2 処理体制	
・第3 主な措置内容	
第21節 積雪寒冷地域における地震災害予防	1 0 2
・第1 目的	
・第2 除雪体制等の整備	
・第3 避難所体制の整備	
・第4 スキー場利用対策	
第22節 防災知識の普及	1 0 3
・第1 目的	
・第2 防災知識の普及、徹底	
・第3 学校等教育機関における防災教育	
・第4 県民の取り組み	
第23節 地震防災訓練の実施	1 0 5
・第1 目的	
・第2 県の防災訓練	
・第3 市町村の防災訓練	
・第4 防災関係機関の防災訓練	
・第5 通信関係機関の非常通信訓練	
第24節 自主防災組織の育成	1 0 7
・第1 目的	
・第2 地域における自主防災組織の果たすべき役割	
・第3 自主防災組織の育成・指導	
・第4 自主防災組織の活動	
第25節 企業等の防災対策の推進	1 1 1
・第1 目的	
・第2 企業等の役割	
・第3 企業等の防災組織	
第26節 地震調査研究の推進	1 1 2
・第1 目的	
・第2 県における調査	
・第3 調査研究の連携強化	

第3章 災害応急対策

第1節 防災活動体制	113		
・第1 目的	・第2 県の活動	・第3 市町村の活動	・第4 警察の活動
・第5 消防機関の活動	・第6 防災関係機関の活動		
・第7 県、市町村、国及び関係機関の連携			
第2節 情報の収集・伝達	119		
・第1 目的	・第2 地震・津波情報	・第3 災害情報収集・伝達	
・第4 通信・放送手段の確保			
第3節 災害広報活動	129		
・第1 目的	・第2 県の広報	・第3 市町村の広報	・第4 防災関係機関の広報
第4節 災害救助法の適用	132		
・第1 目的	・第2 災害救助法の適用	・第3 救助の実施の委任	
第5節 救急・救助活動	135		
・第1 目的	・第2 県の活動	・第3 警察の活動	・第4 市町村の活動
・第5 消防機関の活動	・第6 第二管区海上保安本部の活動		
・第7 住民及び自主防災組織等の活動			
第6節 医療救護活動	138		
・第1 目的	・第2 医療救護活動	・第3 県の活動	・第4 市町村の活動
・第5 日本赤十字社宮城県支部の活動	・第6 宮城県医師会の活動		
・第7 東北厚生局の活動	・第8 日本郵政公社東北支社の活動	・第9 救急医薬品等の調達	
・第10 専門的な医療を要する患者対策			
第7節 消火活動	143		
・第1 目的	・第2 消火活動の基本	・第3 消防機関の活動	・第4 事業所の活動
・第5 自主防災組織の活動	・第6 県民の活動		

第8節 交通・輸送活動	146			
・第1 目的	・第2 県の活動	・第3 市町村の活動	・第4 防災関係機関の活動	
・第5 陸上交通の確保	・第6 海上交通の確保			
第9節 ヘリコプターの活動	154			
・第1 目的	・第2 活動体制	・第3 活動内容	・第4 活動拠点	
・第5 安全運航体制の確保	・第6 応援ヘリコプター			
第10節 自衛隊の災害派遣	157			
・第1 目的	・第2 災害派遣の基準及び要請の手続き	・第3 県・市町村と自衛隊との連絡		
・第4 派遣部隊の活動内容	・第5 派遣部隊の受入体制	・第6 派遣部隊の撤収		
・第7 経費の負担				
第11節 相互応援活動	165			
・第1 目的	・第2 市町村間の相互応援活動	・第3 消防機関の相互応援活動		
・第4 他都道府県からの応援活動	・第5 緊急消防援助隊の応援活動	・第6 広域緊急援助隊の応援活動		
第12節 海外からの支援の受入	168			
・第1 目的	・第2 海外からの救援活動の受入れ	・第3 救援内容の確認		
・第4 関係機関との協力体制				
第13節 避難活動	169			
・第1 目的	・第2 避難の勧告又は指示	・第3 避難の勧告又は指示の内容及び周知		
・第4 避難誘導	・第5 避難所の開設及び運営			
第14節 応急住宅等の確保	173			
・第1 目的	・第2 応急仮設住宅の建設	・第3 公営住宅の活用等	・第4 住宅の応急修理	
第15節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動	175			
・第1 目的	・第2 食料	・第3 飲料水	・第4 生活物資	・第5 被災物資の受入れ、配分

目次 第3章 災害応急対策

第16節 相談活動	181
・第1 目的	
・第2 町の相談活動	
・第3 市町村の相談活動	
第17節 ボランティア活動	182
・第1 目的	
・第2 一般ボランティア	
・第3 専門ボランティア	
第18節 災害弱者・外国人対策	185
・第1 目的	
・第2 高齢者・障害者等への対策	
・第3 外国人支援対策	
・第4 旅行者への対策	
第19節 愛玩動物の収容対策	188
・第1 目的	
・第2 被災地域における動物の保護	
・第3 避難所における動物の適正な飼育	
第20節 防疫・保健衛生活動	189
・第1 目的	
・第2 防疫	
・第3 保健対策	
・第4 食品衛生対策	
第21節 死体等の捜索・処理・埋葬	191
・第1 目的	
・第2 死体等の捜索	
・第3 死体の処理・収容	
・第4 死体の火葬・埋葬	
第22節 社会秩序維持活動	193
・第1 目的	
・第2 生活必需品の物価監視	
・第3 警防の活動	
・第4 第二管区海上保安本部の活動	
第23節 廃棄物処理活動	194
・第1 目的	
・第2 処理体制	
・第3 処理方法	
第24節 教育活動	196
・第1 目的	
・第2 避難措置	
・第3 学校施設等の応急措置	
・第4 教育の実施	
・第5 学用品等の調達	
・第6 給食	
・第7 学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置	
・第8 災害応急対策への生徒の協力	
・第9 文化財の応急措置	

目次 第3章 災害応急対策

第25節 防災資機材及び労働力の確保	199
・第1 目的	
・第2 緊急使用のための調達	
・第3 労働者の確保	
・第4 労働者の供給	
・第5 応援要請による技術者等の動員	
・第6 従軍命令等による応急措置の義務	
第26節 公共土木施設等の応急復旧	202
・第1 目的	
・第2 道路施設	
・第3 海岸保全等施設	
・第4 河川管理施設	
・第5 砂防・地すべり・崩山関係施設	
・第6 ダム施設	
・第7 港湾施設	
・第8 池堰施設	
・第9 空港施設	
・第10 鉄道施設	
・第11 地下鉄施設	
・第12 農地・農業施設	
・第13 都市公園施設	
・第14 廃棄物処理施設	
・第15 被災建築物に関する応急危険度判定の実施	
第27節 ライフライン施設等の応急復旧	212
・第1 目的	
・第2 水道施設	
・第3 下水道施設	
・第4 工業用水道施設	
・第5 電力施設	
・第6 ガス施設	
・第7 電信・電話施設	
第28節 危険物施設等の安全確保	219
・第1 目的	
・第2 危険物施設	
・第3 高圧ガス施設	
・第4 火薬硝化製造施設等	
・第5 毒物・劇物貯蔵施設	
・第6 環境モニタリング	
第29節 農林水産業の応急対策	222
・第1 目的	
・第2 農業	
・第3 林業	
・第4 水産業	
第30節 応急公用負担等の実施	226
・第1 目的	
・第2 応急公用負担等の権限	
・第3 立入検査等	
・第4 公用令書の交付	
・第5 損失補償及び損害補償等	

第4章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画……………229

- ・第1 目的
- ・第2 災害復旧・復興の基本方向の決定
- ・第3 災害復旧計画
- ・第4 災害復興計画

第2節 生活再建支援……………232

- ・第1 目的
- ・第2 被災者生活再建支援制度
- ・第3 居住安定支援制度
- ・第4 地震保険の活用
- ・第5 資金の貸付け
- ・第6 生活保護
- ・第7 その他救済制度
- ・第8 リ災証明の発行
- ・第9 税負担等の軽減
- ・第10 応急金融対策
- ・第11 雇用対策

第3節 住宅復旧支援……………239

- ・第1 目的
- ・第2 一般住宅復興資金の確保
- ・第3 住宅の建設等

第4節 産業復興支援……………240

- ・第1 目的
- ・第2 中小企業金融対策
- ・第3 農林漁業金融対策

第5節 都市基盤の復興対策……………241

- ・第1 目的
- ・第2 想定される計画内容例

第6節 義援金の受入れ、配分……………242

- ・第1 目的
- ・第2 受入れ
- ・第3 配分

第7節 激甚災害の指定……………243

- ・第1 目的
- ・第2 激甚災害の調査
- ・第3 激甚災害指定の手続き
- ・第4 特別財政援助の交付（申請）手続き
- ・第5 激甚災害指定基準

第5章 津波対策

第1節 津波被害の現状……………247

- ・第1 地理的特性と過去の津波被害
- ・第2 津波対策の方向性

第2節 津波浸水域予測……………249

- ・第1 津波浸水域予測調査結果の概要

第3節 海岸保全施設の整備……………257

- ・第1 目的
- ・第2 海岸保全施設等の整備
- ・第3 河川管理施設の整備

第4節 津波監視体制、伝達体制の整備……………258

- ・第1 目的
- ・第2 津波の観測、予報体制の整備
- ・第3 津波監視体制の整備
- ・第4 津波予報、避難指示等の伝達体制の整備

第5節 避難広報活動と避難活動……………262

- ・第1 目的
- ・第2 津波の警戒
- ・第3 避難の勧告・指示
- ・第4 避難活動
- ・第5 避難計画の作成
- ・第6 避難場所の確保

第6節 被災情報の収集と救助活動……………268

- ・第1 目的
- ・第2 被災情報の収集
- ・第3 救出・救助活動
- ・第4 海上交通安全の確保

索引

あいうえお

あ	危険物取扱者……………51, 219
阿武隈急行……………147, 208	既存不適格建築物……………42
アマチュア無線……………63, 64, 92, 183	急傾斜地崩壊危険区域……………32
	救急救命士……………136
い	緊急通行車両……………76, 146, 149～152, 162
医療用ガス……………141	緊急通報センター……………97, 98
インターネット……………62, 63, 66, 125, 186	緊急物資輸送トラック……………147, 148
	緊急輸送道路ネットワーク……………75, 202
え	
液状化……………21, 23, 25, 27, 33, 34, 223	く
エゾエム仙台……………10, 56, 67, 128	くりはら岡園鉄道……………147, 208
か	け
海岸保全基本計画……………36, 257	警成本部……………56, 58, 113, 114
海上保安官……………162, 169, 170, 191, 226	血液製剤……………9, 81, 140, 141
仮設トイレ……………101, 194, 195	血液センター……………81, 141, 142
河川流域情報システム(MIRAI)……………36, 60	原子力発電……………48, 215
ガル……………209	現地災害対策本部……………2, 55, 114～117, 140
き	こ
危険度判定士……………45, 93, 211	広域災害・救急医療情報システム……………79

公共の団体……………3	指定地方公共機関……………1, 2, 3, 10, 230, 231
公安委員会……………76, 86, 149, 151, 152	社会福祉協議会……………94, 95, 182, 235
国立病院……………6, 80, 141	住家滅失世帯……………132
孤立防止用衛星電話……………125	場外避難現場……………154, 155
コンビニエンスストア……………89, 178, 193	震度観測点……………120, 258
	震度情報ネットワークシステム……………60～63
	震度分布……………19, 22, 24, 26
さ	
災害拠点病院……………77～80, 138, 142	
災害時優先電話……………124	す
災害対策配備要領……………113	水難救済会……………136
災害対策連絡調整班……………118, 135	水防管理者……………169
災害ボランティアセンター……………94, 182, 183	
災害用伝言ダイヤル「171」……………103, 125, 218	せ
砂防指定地……………32	石油コンビナート等特別防災区域……………
砂防ボランティア……………93	……………51, 219
(昭和)三陸地震(1933)……………	全国牛乳協会……………177
……………17, 247, 249, 250, 252, 255, 256	全国農業協同組合連合会……………33
(明治)三陸地震(1896)……………17, 247	全国知事会……………72, 166
三陸南地震(2003)……………1, 56	仙台放送……………10, 56, 62, 66, 127
し	そ
地震調査研究推進本部……………14, 17～20, 112	総合防災訓練……………103, 105
地震防災対策特別措置法……………29	総合防災情報システム(MIDORI)……………
地すべり危険箇所……………8, 31, 32	……………56, 60～63, 121, 259
地すべり等防止法……………31, 169	想定地震……………20, 21, 106, 249, 250
指定公共機関……………1, 3, 9, 230, 231	
指定地方行政機関……………	た
……………1, 3, 6, 199, 200, 227, 230, 231	大規模災害応急対策マニュアル……………113

大規模災害時緊急情報連絡システム	長町-利府線断層帯
.....61, 12914~17, 20, 21, 26, 27, 77, 112
ククシー防災レポーター	
.....65, 66, 68, 121	
に	
ち	日本ガス協会
地域衛星通信ネットワーク49, 217
.....59, 60, 125	日本水道協会
中央防災無線90, 178, 212
.....60, 122, 125	日本郵政公社
潮位計10, 126, 141, 179, 238
.....15, 259	日本放送協会(NHK)
チリ地震津波9, 56, 62, 64, 68, 126
.....247	
ひ	
つ	非常災害対策本部
通訳ボランティア60, 127, 128
.....93	東日本放送
津波避難マップ10, 56, 62, 67, 128
.....266	
津波子報	
.....6, 8, 60, 119, 120, 248, 258~268	
ふ	
と	福島盆地西縁断層帯
東京航空局14, 15
.....7, 157	プレハブ建築協会
東北高圧ガス連合会87, 173
.....141	
東北放送	
.....10, 56, 62, 65, 68, 127	へ
十勝沖地震(1968)	ヘリコプターテレビ
.....1762, 121, 122
特定規画地域	ヘリコプター運用調整会議
.....15118, 154
特定行政庁	
.....42, 43	ほ
都市再開発法	防災エキスパート
.....4093
土地区画整理法	防災拠点病院
.....40, 23080
	防災ヘリコプター
な69, 70, 72, 73, 79, 118,
内閣総理大臣	121, 135, 154~156, 262, 268, 269
.....60, 124, 200	

防災マップ31, 99	宮城県北部連続地震(2003)1, 56
防潮水門257, 262	宮城県沖地震(1978)12, 15, 17, 20, 43, 49, 66
ホームページ63, 130, 181	みやぎ災害救援ボランティアセンター94, 182
み			
宮城県医師会10, 79, 136, 138, 141	宮城テレビ放送10, 56, 127
宮城県医薬品卸組合80, 141, 142	みやぎ農業農村整備基本計画33
宮城県エルピーガス協会10, 49, 216~218	宮城県薬剤師会142
宮城県火災類保安協会52	め	
宮城県高圧ガス保安協会52, 220	メンタルヘルスケア92, 183, 189, 190
宮城県航空防災マップ154	ゆ	
宮城県津波対策連絡協議会262	郵便為替238
宮城県トラック協会10, 76, 147~149, 180	れ	
宮城県防災会議1, 2, 5, 118	連絡員114
宮城県北部地震(1962)17		

アルファベット

I	M
Iモード103, 125
J	S
JFN(全国FM放送協議会)128
	SI値(カイン)
207

第1章 総則

第1節 計画の目的と構成

第1 計画の目的

この計画は、県民生活の各分野にわたり重大な影響を及ぼすおそれのある大規模地震災害に対処するため、県内での地震災害に係る災害予防対策、災害応急対策、災害復旧・復興対策及び津波対策に関し、宮城県・市町村・指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等(以下「防災関係機関」という。)が処理すべき事務又は業務の大綱等を定めることにより、地震防災対策を総合的かつ計画的に推進し、県土並びに県民の生命、身体、財産を地震災害から保護することを目的とする。

なお、この計画は大規模地震災害に対処することを前提に策定したものであるが、大規模地震災害に至らない場合であってもこの計画を準用しながら対処するものとする。

第2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第40条の規定に基づく「宮城県地域防災計画」の「震災対策編」として、宮城県防災会議が策定する計画であり、宮城県の地域における地震防災対策に関して、総合的かつ基本的な性格を有するものである。

また、この計画は、防災関係機関がとるべき地震防災対策の基本的事項を定めるものであり、防災関係機関は、この計画に基づき具体的な計画を定め、その推進を図るものとする。県では、地震災害の特殊性を考え、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」そして国や地方公共団体等行政の施策としての「公助」が適切に役割分担されている防災協働社会の形成による減災の観点にたち、「みやぎ震災対策アクションプラン」により地震防災対策を推進する。

第3 計画の修正

この計画は、災害対策基本法第40条の規定に基づき毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正し、地震防災対策の確立に万全を期すものとする。今回の修正においては、平成7年1月17日に発生した阪神・淡路大震災、平成15年5月26日の三陸南地震、7月26日の宮城県北部連続地震の教訓や、第三次被害想定調査により県内で大きく被害が出ると想定される宮城県沖地震(連動)による地震・津波対策を盛り込んだ修正を加えた。

第4 計画の構成

1 本計画は、本編と資料編で構成する。

2 本編の構成は、次のとおりとする。

第1章 総則

第2章 災害予防対策

第3章 災害応急対策

第4章 災害復旧・復興対策

第5章 津波対策

第2節 各機関の役割と業務大綱

第1 目的

災害対策の総合的かつ円滑な実施を図るため、県・市町村及び防災関係機関は防災体制を整備し、防災関係機関相互の連携を強化していくものとする。また、防災関係機関の処理すべき業務の大綱を明確にし、地震災害防止のため相互に協力するものとする。

第2 組織

1 防災会議^{*1}

宮城県防災会議は、知事を会長として、災害対策基本法第15条第5項に規定する機関の長等を委員として組織するもので、本県における防災に関する基本方針及び計画を作成し、その実施の推進を図るとともに、災害情報の収集及び関係機関相互の連絡調整並びに市町村防災会議に指示又は勧告等を行うことを所掌事務とする。

2 災害対策本部等

県内において災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合は、災害対策基本法に基づく県及び市町村の災害対策本部並びに各関係機関の防災組織をもって応急対策を実施する。

また、局地災害の応急対策を強力に推進するため、特に必要と認めるときは、現地災害対策本部を設置する。

災害対策本部等の組織及び運営等については、防災関係機関において定めておくものとする。

第3 各機関の役割

1 宮城県

県は、市町村を包括する広域的な地方公共団体として、県の地域並びに県民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関及び他の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施するとともに、市町村及び指定地方公共機関等が処理する防災に関する事務又は業務を援助し、かつ、その総合調整を行う。

2 市町村

市町村は、防災の第一義的責任を有する基礎的な地方公共団体として、その地域並びに地域住民の生命、身体及び財産を地震災害から保護するため、防災関係機関及び他

*1 宮城県防災会議条例(資料1-2-1)、宮城県防災会議規程(資料1-2-2)、宮城県防災会議事務処理要領(資料1-2-3)、宮城県防災会議委員・幹事名簿(資料1-2-4)

の地方公共団体の協力を得て防災活動を実施する。

3 指定地方行政機関^{*1}

指定地方行政機関は、指定行政機関及び他の指定地方行政機関と相互に協力して防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるよう協力、指導、助言する。

4 指定公共機関及び指定地方公共機関

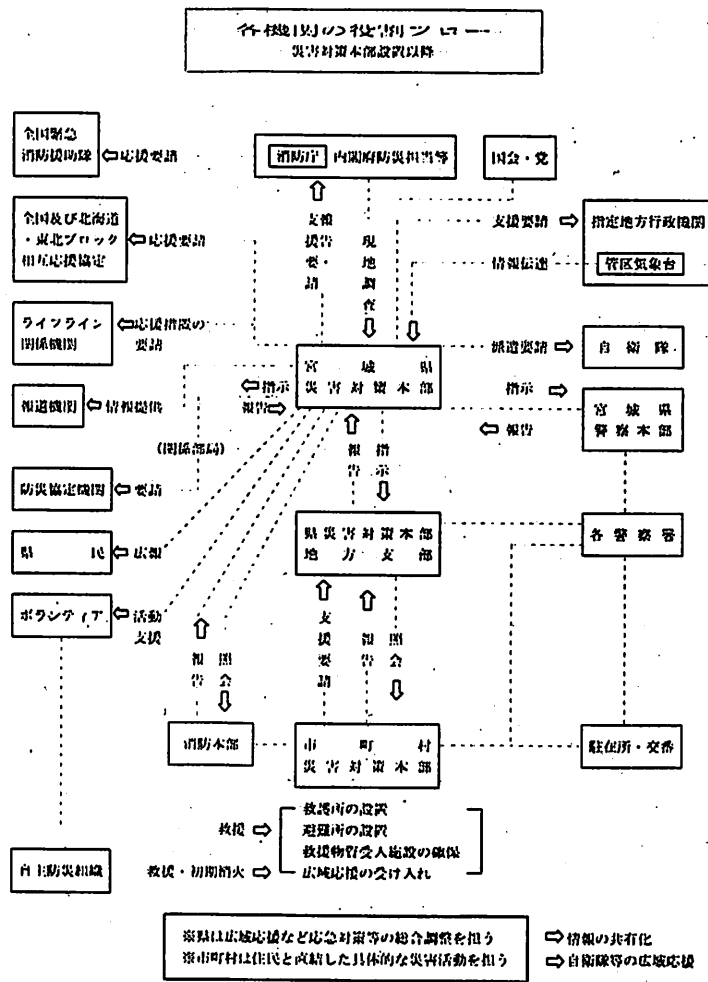
指定公共機関及び指定地方公共機関は、その業務の公共性又は公益性にかんがみ、自ら防災活動を実施するとともに、県及び市町村の活動が円滑に行われるように協力する。

5 公共的団体及び住民

公共的団体及び防災上重要な施設の管理者等は、平素から災害予防体制の整備を図るとともに、災害時には、防災対策業務を行い、県、市町村その他の防災関係機関の防災活動に協力する。

なお、県民一人ひとりには「自らの生命は自ら守る」ということを基本に、地震に関する知識、災害に対する平素の心得や災害発生時の心得など、平時から地域、家庭、職場等で地震災害から身を守るために、積極的な取り組みに努める。地域内の住民は、それぞれの立場において防災に寄与するように努める。

*1 防災担当機関及び連絡窓口一覧(資料1-2-5)、関係各庁防災担当課及び連絡窓口一覧(資料1-2-6)



第4 防災機関の業務大綱

【県・市町村】

1 宮城県

- (1) 宮城県防災会議（以下「県防災会議」という。）の事務
- (2) 宮城県災害対策本部（以下「県災対本部」という。）の事務
- (3) 防災に関する施設・設備の整備
- (4) 通信体制の整備・強化
- (5) 防災訓練並びに地震防災上必要な教育及び広報の実施
- (6) 情報の収集・伝達及び広報
- (7) 自衛隊への災害派遣要請
- (8) 防災に関する物資・資機材の備蓄及び供給の促進
- (9) 公共施設等の防災措置
- (10) 交通及び緊急輸送の確保
- (11) 災害救助に関する物資の備蓄・整備及び被災者に対する救助並びに救護・救済
- (12) 火薬類・高圧ガス・危険物施設等の保安対策及び地震発生時における被害の拡大防止のための応急対策
- (13) 保健衛生、文教対策
- (14) 自主防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備
- (15) 市町村及び防災関係機関等が実施する防災事務又は業務の調整
- (16) 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定事務に関する支援
- (17) その他災害発生を防ぎよ又は拡大防止のための措置

2 市町村

- (1) 市町村防災会議に関する事務
- (2) 防災に関する組織の整備及び住民の自主防災組織の育成・指導
- (3) 防災に関する施設・設備の整備
- (4) 防災訓練並びに教育及び広報の実施
- (5) 災害情報の収集・伝達及び広報並びに被害状況の調査及び県災害対策本部に対する報告
- (6) 避難の指示、勧告及び避難所の開設
- (7) 避難対策、消防・水防活動等防災対策の実施
- (8) 被災者に対する救助及び救護並びに復興援助
- (9) 水、食料その他物資の備蓄及び確保
- (10) 清掃、防疫その他保健衛生の実施
- (11) 危険物施設等の保安対策及び地震発生時における被害の拡大防止のための応急

対策

- (12) 公立小・中学校の応急教育対策
- (13) 自衛防災組織の育成及びボランティアによる防災活動の環境整備
- (14) 被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定業務に関する事務

【指定地方行政機関】

3 東北管区警察庁

- (1) 災害状況の把握と報告連絡
- (2) 警察官及び災害関係装備品の受支援調整
- (3) 関係職員への派遣
- (4) 関係機関との連絡調整
- (5) 津波予報の伝達

4 東北財務局

- (1) 金融機関等に対する緊急措置の指導
- (2) 地方公共団体に対する災害融資
- (3) 公共土木施設、農林水産施設等の災害査定の上合い
- (4) 地方公共団体が応急措置の用に供する普通財産の無償貸付

5 東北厚生局

- (1) 災害時における国立病院・国立療養所の医療、災害医療班の編成指示、連絡調整及び派遣、指揮
- (2) 広域災害における国立病院・国立療養所からの災害医療班の派遣、輸送手段の確保
- (3) 災害時における国立病院・国立療養所の被災情報収集、通報
- (4) 国立病院・国立療養施設の災害予防計画、応急対策計画、災害復旧計画等の指導

6 東北農政局

- (1) 農地・農業用施設及び農地海岸保全施設に対する防災対策及び指導
- (2) 農地・農業用施設、農地海岸保全施設、共同利用施設等の災害復旧計画の策定及び災害復旧事業の指導
- (3) 災害時における食料品・営農資材・家畜飼料等の供給対策及び病害虫防除の指導
- (4) 土地改良資金・自作農維持資金・経営資金・事業資金等災害資金の確保及び指導
- (5) 土地改良機械の貸付及び指導
- (6) 災害時における主要食糧等の需給対策

7 東北森林管理局

- (1) 森林・治山による災害防止
- (2) 保安林・保安施設・地すべり防止施設等の整備及びその防災管理
- (3) 山火事防止対策
- (4) 災害復旧用材(国有林材)の供給
- (5) 林道の適正な管理

8 東北経済産業局

- (1) 災害時における応急復旧資機材・生活必需物資等の需給対策
- (2) 災害時の物価安定対策
- (3) 災害時における火災類・高圧ガス・都市ガス及び電気施設等の保安対策及び応急復旧対策
- (4) 被災商工業者に対する支援

9 関東東北鉱山保安監督部

鉱山における人に対する危険の防止、施設の安全、鉱害の防止、保安確保の監督指導

10 東北運輸局

- (1) 鉄道・専用鉄道等の安全確保及び道路輸送対策
- (2) 災害時における輸送用車両のあっせん確保及び海上応急輸送

11 東京航空局仙台空港事務所

- (1) 災害時における航空機による輸送に関し、安全確保のための必要な措置
- (2) 航空機の運航の安全と正常な航空輸送を確保するための空港の管理及び運用

12 第二管区海上保安本部

- (1) 災害予防
 - イ 防災訓練に関する事項
 - ロ 海上防災講習会等啓蒙活動に関する事項
 - ハ 調査研究に関する事項
- (2) 災害応急対策
 - イ 警報等の伝達に関する事項
 - ロ 情報の収集に関する事項
 - ハ 活動体制の確立に関する事項
 - ニ 海難救助等に関する事項
 - ホ 緊急輸送に関する事項
 - ヘ 物資の無償貸与又は譲与に関する事項
 - ト 関係機関等の防災応急対策の実施に対する支援に関する事項

- チ 流出油等の防除に関する事項
- リ 海上交通安全の確保に関する事項
- ス 警戒区域の設定に関する事項
- ル 治安の維持に関する事項
- ヲ 危険物の保安措置に関する事項
- (3) 災害復旧・復興対策
 - イ 海洋環境の汚染防止に関する事項
 - ロ 海上交通安全の確保に関する事項
- 13 仙台管区气象台
 - 地震、津波の観測、地震情報、津波予報等の発表及び伝達
- 14 東北総合通信局
 - (1) 放送・通信設備の耐震性確保の指導に関する事
 - (2) 災害時における重要通信確保のため、非常通信体制の整備を図ること
 - (3) 通信システムの被災状況等の把握及び災害時における通信の確保に必要な措置を講ずること
 - (4) 非常通信に関する事
- 15 宮城労働局
 - (1) 工場・事業所における労働安全衛生法に基づく労働災害防止の監督指導
 - (2) 労働者の被害状況の調査及び復旧作業による二次災害防止のための監督指導
 - (3) 地すべり危険箇所・崩壊危険箇所における工事着手前の事前審査（労働安全衛生法第88条）の強化及び着工後の労働災害防止のための監督指導
 - (4) 事業者からの報告に基づく放射性物質又は放射性物質による汚染物の漏洩の事故の確認
 - (5) 被害労働者の業務上・業務外及び通勤途上・通勤途上外の早期認定並びに労災保険金の迅速支払い
 - (6) 労働基準法第33条による「非常災害等の理由による労働時間延長・休日労働許可申請書」の迅速処理と過労防止の指導
- 16 東北地方整備局
 - (1) 直轄河川の改修、ダム等の計画、工事及び維持修繕その他の管理
 - (2) 一般国道区間の維持修繕工事、除雪等の維持その他の管理
 - (3) 北上川下流、鳴瀬川、阿武隈川下流及び名取川の洪水予報並びに水防情報の発表、伝達等の水防に関する事
 - (4) 直轄河川及び一般国道区間の災害応急復旧工事の実施
 - (5) 一般国道区間の交通確保
 - (6) 直轄河川等災害復旧事業及び直轄道路災害復旧事業の実施

- (7) 港湾施設、空港施設等の整備
- (8) 港湾施設、空港施設等の災害情報の収集及び災害対策の相済・協力
- (9) 直轄工事中の港湾施設及び空港施設の災害応急対策
- (10) 大規模地震対策の港湾施設整備による緊急輸送体系の確立

【自衛隊】

- 17 自衛隊（陸上自衛隊第2施設団・第22普通科連隊）
 - (1) 災害発生時における人命及び財産保護のための救援活動
 - (2) 災害時における応急復旧活動
 - (3) 災害時における緊急医療活動

【指定公共機関】

18 東日本電信電話株式会社宮城支店

- (1) 電気通信事業用通信施設の安全確保
- (2) 災害非常通信の調査及び気象予報の伝達
- (3) 通信ふくそうの緩和及び重要な通信の確保

19 日本銀行仙台支店

災害時における通貨及び金融対策

20 日本赤十字社宮城県支部

- (1) 医療救護
- (2) 救援物資の備蓄及び配分
- (3) 災害時の血液製剤の供給
- (4) 義捐金の受付
- (5) その他災害救護に必要な業務

21 日本放送協会仙台放送局

- (1) 地震・津波情報等の放送
- (2) 災害情報等の放送

22 日本道路公団東北支社

- (1) 高遠道路等の維持管理
- (2) 高遠道路等の交通確保
- (3) 災害時における情報収集及び伝達
- (4) 災害復旧工事の実施

23 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社

- (1) 鉄道施設の整備保全
- (2) 災害復旧工事の実施

- (3) 全列車の運転中止手配措置
- (4) 人命救助
- (5) 被災箇所の調査、把握
- (6) 抑止列車の乗客代行輸送の確保
- (7) 旅客の給食確保
- (8) 通信網の確保
- (9) 鉄道施設の復旧保全
- (10) 救援物資及び輸送の確保
- (11) 列車運行の広報活動
- 24 日本通運株式会社東北支店
 - (1) 災害対策に必要な物資の輸送確保
 - (2) 災害時の応急輸送対策
- 25 東北電力株式会社宮城支店
 - (1) 電力供給施設の防災対策
 - (2) 災害時における電力供給の確保
- 26 日本郵政公社東北支社
 - (1) 災害時における郵便局業務の確保
 - (2) 災害時における郵政事業に係る特別事務取扱い及び援護対策

【指定地方公共機関】

- 27 東北放送株式会社
 - 地震・津波情報、災害情報等の広報
- 28 株式会社仙台放送
 - 地震・津波情報、災害情報等の広報
- 29 株式会社宮城テレビ放送
 - 地震・津波情報、災害情報等の広報
- 30 株式会社東日本放送
 - 地震・津波情報、災害情報等の広報
- 31 株式会社エフエム仙台
 - 地震・津波情報、災害情報等の広報
- 32 社団法人宮城県医師会
 - 災害時における医療救護活動
- 33 社団法人宮城県トラック協会
 - 災害時における緊急物資のトラック輸送確保
- 34 社団法人宮城県エルピーガス協会

- 液化石油ガスの災害防止及び災害時の液化石油ガスの供給確保
- 35 宮城交通株式会社
 - (1) 災害時における緊急避難輸送
 - (2) 災害時におけるバス路線状況の収集及び伝達
 - (3) 災害非常時における無線通信による情報の伝達
- 36 石巻瓦斯株式会社
 - (1) ガス供給施設の防災対策
 - (2) 災害時におけるガス供給の確保及び情報の提供
- 37 塩釜瓦斯株式会社
 - (1) ガス供給施設の防災対策
 - (2) 災害時におけるガス供給の確保及び情報の提供
- 38 古川ガス株式会社
 - (1) ガス供給施設の防災対策
 - (2) 災害時におけるガス供給の確保及び情報の提供

【宮城県警察本部】

- 39 宮城県警察本部
 - (1) 災害情報の収集伝達
 - (2) 被災者の救出及び負傷者の救護
 - (3) 行方不明者の捜索
 - (4) 死者の検視・見分
 - (5) 交通規制及び交通秩序の確保
 - (6) 犯罪の予防、その他社会秩序の維持
 - (7) 避難誘導及び避難場所の警戒
 - (8) 危険箇所の警戒
 - (9) 災害警備に関する広報活動

【宮城県教育委員会】

- 40 宮城県教育委員会
 - (1) 公立学校施設等の災害対策
 - (2) 公立学校児童生徒の安全対策
 - (3) 公立学校教育活動の応急対策
 - (4) 社会教育施設、社会体育施設の災害対策

第3節 宮城県を取り巻く地震環境

第1 宮城県の地質、地形

地形・地質の特徴から、宮城県は大きく次の4つの地域に分けることができる。

- ① 北上山地 ② 阿武隈山地
- ③ 奥羽山脈とその東側の丘陵 ④ 中央低地

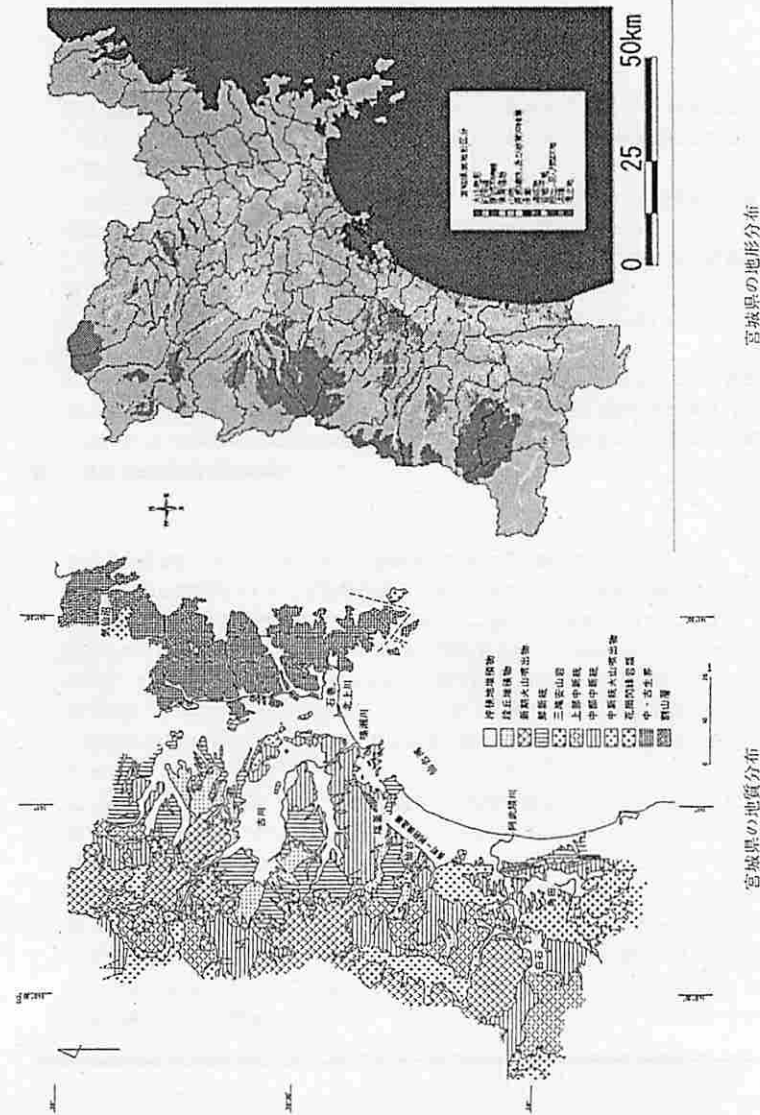
北上山地は古生界・中生界および少量の花崗岩、阿武隈山地は花崗岩とこれに貫入された変成岩から成り、ともに、東北日本の基礎をなしている。

宮城県と山形県を境とする奥羽脊梁山脈は、新第三紀前半においては主に海底の火山活動の場であった。新第三紀後期に隆起し始め、現在の奥羽脊梁山脈の東側丘陵部を含めた広い範囲でカルデラの形成を伴う大規模な球長質火山活動が起こった。第四紀に至ると、奥羽脊梁山脈の東縁に大規模な逆断層が形成されて急速に山脈化し、同時に安山岩質の火山活動の場となった。したがって、北上・阿武隈山地のような古い山地とは対比的に、若い地形・地質の特徴を持っている。

北上・阿武隈山地と奥羽脊梁山脈との間の低地帯は、新第三紀には北上・阿武隈地域の安定域とその西側の沈降域との境界（「盛岡-白河構造線」と称されている）域に相当し、最後まで海域として残っていたところである。第四紀に奥羽脊梁山脈が急速に隆起し始めると、低地帯としての特徴は一層明瞭になった。第四紀の最終氷期の海水準低下によって侵食が一段と進行したが、その直後の最終間氷期における海水準面上昇とともに、広く沖積層で埋め立てられ、平野となった。

平野と丘陵部は人口密集地であり、しかも、沖積層は一般に著しく軟弱であるため、その分布、厚さおよび岩相は重要である。埋没した侵食地形である沖積層下底は起伏に富んでおり、宮城野海岸平野や石巻平野下の沖積層の厚さは、60m前後で、北上川河口付近の埋没谷底では約90mに達する。沖積層表層部の岩相は、最終間氷期における埋め立て末期における河川の移動・蛇行を反映して複雑に変化している。

- 1) 浜堤：海岸付近で海岸線にほぼ平行にのびる高所で、宮城野平野では海岸から内側約3kmの範囲に、石巻市～矢本町付近の平野では海岸から約6kmの範囲内に4列が断続的に分布している。頂面は高さ2～3m以内で平坦である。自然堤防同様、主に砂層からなり、液状化し易いが、地震動に対しては後背湿地よりは安定である。
- 2) 自然堤防：河川沿いの高所で、現在の河川に沿うもののほか、旧河道に沿うものがある。河川流路の移動による曲流、分流、合流などにより、きわめて複雑な分布を示す。周囲の低地からの比高は2～3m以内で、河川ごとに下流ほど不明瞭になる。
- 3) 後背湿地と旧河道：後背湿地は浜堤間や自然堤防背後の氾濫原に相当する。旧河道とは蛇行しつつ移動する河川に取り残された河道のことであり、現在でも沼地となっているところもある。後背湿地と旧河道には粘土や泥炭などが堆積しているため、地震動に対しては最も弱い所である。



第2 宮城県内の活断層

活断層とは、最近の地質時代（第四紀、約200万年前から現在まで）に繰り返し活動していることから、将来も活動すると推定されている断層のことをいう。近い過去に繰り返しずれた活断層は、今後も同じようにずれを繰り返すと考えられている。地震は断層が活動して岩盤がずれるときに生じるものなので、活断層では将来も地震が繰り返し発生すると推定される。

日本の活断層は、活断層研究会編「新編日本の活断層」（1991）にまとめられている。これより宮城県内の活断層をあげると、以下の表ようになる。

（活断層分布図は次ページに掲載）

宮城県内の活断層一覧

断層番号	断層名	確実度	活動度	長さ(km)
①	長町-利府線	I	B	12
②	大年寺山断層	I	B	8
③	鹿薮坂断層	I	C	3
④	坪沼断層	I	B	5
⑤	門田断層	II	B	10
⑥	紫了断層	I	B	2
⑦	作並-泉蔵平断層	I	C	9
⑧	浪刈田-三住	II	C	7
⑨	白石断層	I	B	2.5
⑩	上品山西	III		4
⑪	加藤丸山-檜原山	III		12
⑫	旭山接曲	II	B~C	8
⑬	鹿折川	III		15
⑭	栗駒山山頂断層	I	B	1.2
⑮	揚石山南	II	B	3
⑯	鬼首断層	I	B	6
⑰	双葉断層(小倉組付近)	II	B	5
⑱	越河断層	I	B	15

活断層 I: 活断層であることが確実なもの
II: 活断層であるとして推定されるもの
III: 活断層の可能性のあるもの
活動度 A: 第四紀の平均変位速度 1~10m/1000年
B: 第四紀の平均変位速度 0.1~1m/1000年
C: 第四紀の平均変位速度 0.01~0.1m/1000年

活断層研究会編(1991)

宮城県では、平成7年度~11年度に長町-利府線断層帯、平成10年度~12年度に福島盆地西縁断層帯における活断層調査を行っている。これらの活断層調査では、活断層の活動の時期や想定される地震の規模の把握のために、地表地質踏査、反射法地震探査、ボーリング調査、トレンチ調査を行い、活断層の位置、長さ、活動履歴等について調査を行っている。これらの調査結果の概要をまとめると以下のようである。

長町-利府線断層帯は、長町-利府線、大年寺山断層、鹿薮坂断層、坪沼断層及び

※参考資料

地質調査研究推進本部ホームページ、<http://www.jishin.go.jp/m10/>

門田断層を一括して総称した呼び名で、仙台市の市街地中心部を北東-南西方向に約21kmにわたり連続している。長町-利府線は深部で北西傾斜の断層構造を示し、浅部では地層の機軸構造を示す。一方、副次的な断層である大年寺山断層は浅部で南東傾斜の逆断層として認められる。長町-利府線は名取川付近の南西方に位置する坪沼断層と連続する可能性は低いと考えられ、約7,300年前以後と約2,500~2,800年前以後の計2回にわたり、活動した可能性が推定されている。坪沼断層、門田断層は、両断層合わせて長さ約12kmの北西傾斜の逆断層で、坪沼断層では7,000年前以降に活動していないということが判ったが、坪沼断層全体の活動の履歴は、まだ充分解明されていない。

福島盆地西縁断層帯は、白石断層、越河断層、藤田東断層、藤田西断層、桑折断層、台山断層、土湯断層を一括した総称で、このうち、宮城県には白石断層と越河断層が分布している。白石断層は、約14,000年前以降に少なくとも2回以上活動したことが確認され、最新の活動は、約3,700~2,100年前に起きたことが明らかになっている。

なお、福島盆地西縁断層帯については、福島県側においても調査が行われているが、両断層帯の中部地域における断層活動時期が明らかでないため、宮城県側の白石断層との関係を確定できない状況にあり、同時期に活動した可能性は残されている。

第3 宮城県内の地震等観測体制

昭和53年6月12日宮城県沖地震発生後に、国の地震予知連絡会は、同年8月に地震の起きる可能性が他の地域より高いと考えられる全国8地域を「特定観測地域^{※1}」として選定し、本県東部は「宮城県東部福島県東部」と指定され、国でもこの地域を震源とする地震を重視している。

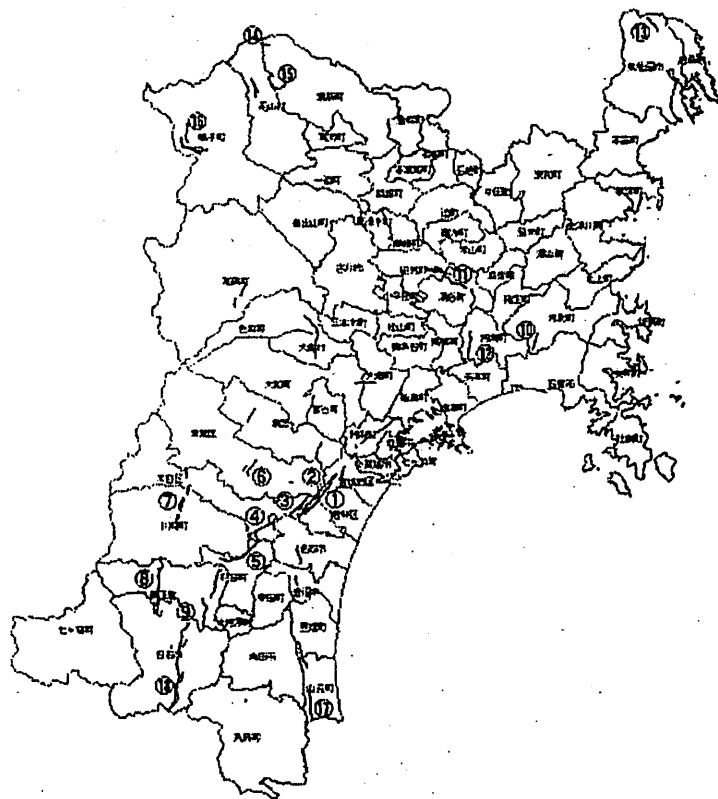
その後、地震観測網が整備され、現在では県内全市町村に震度計等(81箇所)が設置されているほか、沿岸地域には潮位計等(19基)が設置されている。

さらに平成14年度から国のパイロット事業として、海底地震計・海底地殻変動観測装置等が設置され、宮城県沖地震に備えた重点的な観測体制が実施されている。

本県の防災対策上、地震等観測体制の強化は、重要であることから関係機関と密接に連携した対応を図ることとしている。

なお、国の中央防災会議においては、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に関する専門調査会」が平成15年7月28日に設置され、海溝地震による地震・津波防災対策、特に巨大な津波に対する防災対策の確立が図られることとなった。

※1 観測強化及び特定観測地域一覧図(資料1-3-1)



宮城県内の活断層の分布
番号は前頁の活断層一覧に対応

第4 宮城県の地震環境

1 既往の被害地震

宮城県に被害を及ぼす地震は、主に太平洋沖合いで発生する地震と陸域の浅いところで発生する地震である。

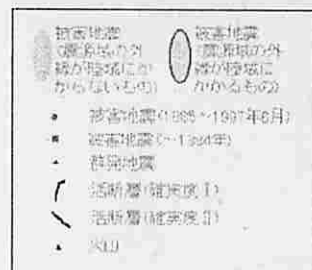
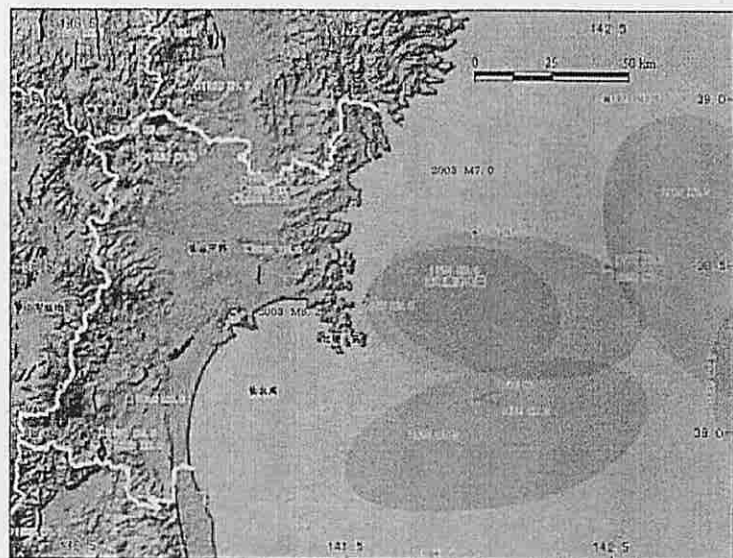
陸域の地震としては、1736年の地震(M6)により、仙台城下に被害が生じたと記録されているが、長町-利府線断層帯との関係は不明である。明治以降では、1956年の白石の地震(M6.0)、1900年(M7.0)と1962年(M6.5:宮城県北部地震)に宮城県北部で発生した地震が知られている。宮城・岩手・秋田県境の栗駒山周辺は東北地方の中で群発地震活動の比較的活発な地域である。また、栗駒山近くの鬼首付近や蔵王山付近でも群発地震が知られている。

青森県から宮城県にかけての太平洋沖合いでは、1896年の明治三陸地震(M8-1/2)や1933年の三陸地震(M8.1)、1968年十勝沖地震(M7.9)のようにM8クラスの巨大地震が発生することがある。二つの三陸地震は陸地から離れた日本海溝付近で発生したため、地震動による被害は小さかったが、津波により太平洋沿岸に大きな被害をもたらした。これらの地震より規模の小さな地震でも、1978年宮城県沖地震の際には、丘陵を造成した宅地に大きな被害が生じ、さらに、ガス、水道、電気などのライフラインの被害による市民生活に混乱が生じるなど、都市型の災害が生じた。この宮城県沖地震が発生した海域付近では、1855年(M7-1/4)、1897年(M7.4)、1936年(M7.4)と、ほぼ40年間隔で同程度の規模の地震が発生している。

宮城県に被害を及ぼした主な地震

西暦(和暦)	地域(名称)	M	主な被害	被害の出自
869. 7.13 (白鳳11)	三陸沿岸	8.3	飯沼崩壊、圧死者多く、津波による多量 城下で溺死者1,000。	宮城県
1611.12. 2 (慶長16)	三陸沿岸および北関東東 部	8.1	(津波があり、伊達藩で溺死者1,763、兩 郡、津波で人命の死3,000以上。)	新編日本被害地震総覧
1646. 6. 9 (正徳3)	陸前・岩代・下野	6.5~6.7	仙台城・白石城で被害。	理科年表
1793. 2.17 (寛政5)	陸前・陸中・磐城	8~8.4	仙台藩で死者12、家屋破損1,060以上。	新編日本被害地震総覧
1835. 7.20 (天保6)	仙台	7	仙台城石垣破損。	新編日本被害地震総覧
1896. 6.15 (明治29)	(明治三陸地震)	8 1/2	津波による被害。死者3,452、負傷者 1,241、家屋倒壊551、田舎山3,171	新編日本被害地震総覧
1900. 6.12 (明治33)	宮城県北部	7.0	遠田郡で被害最大。死者13、負傷者4、家 屋全壊41	新編日本被害地震総覧
1933. 3. 3 (昭和8)	(三陸地震)	8.1	津波による被害。死者・行方不明308、負 傷者145、家屋倒壊528、田舎山950	新編日本被害地震総覧
1960. 5.23 (昭和35)	(チリ地震津波)		津波による被害。死者・行方不明54、負傷 者611、建物全壊277、建物被害431	新編日本被害地震総覧
1962. 4.30 (昭和37)	(宮城県北部地震)	6.5	田尻町、南万村を中心に被害。死者3、負 傷者272、住家全壊340	新編日本被害地震総覧
1978. 6.12 (昭和53)	(1978年宮城県沖地震)	7.4	死者27、負傷者1,273、住家全壊1,180。	新編日本被害地震総覧
2003. 5.26 (平成15)	宮城県沖(三陸沖地震)	7.1	重傷者64、住家全壊11、一部破損 1,033	宮城県(平成15年6月)19 日防災報告
2003. 7.26 (平成15)	宮城県北部(宮城県北部 連続地震)	6.4	重傷者675、住家全壊1,250、半壊 3,726、一部破損110,988	宮城県(平成16年11月)911 復元

地理院地震調査研究推進本部地震調査委員会編(1999)に加筆



宮城県とその周辺の主な被害地震
(～1997年6月)

2003年5月及び7月の地震を追記

参考文献

総理府地震調査研究推進本部地震調査委員会編(1999):日本の地震活動—被害地震から見た地域別の特徴—
〈追補版〉

2 宮城県沖地震の長期評価及び強震動評価

国の地震調査研究推進本部地震調査委員会(以下「地震調査研究推進本部」という。)から公表のあった宮城県沖地震の長期評価によると、宮城県沖地震の発生が切迫していることに加え短い周期性を有していること、さらには、日本海溝寄りと運動して発生した場合、M8.0前後となり、津波の発生をも指摘された。

宮城沖地震は、東北地方の陸側のプレートの下へ太平洋プレートが沈み込むことに伴って、これらの2つの境界面の牡鹿半島沿岸から東方へ広がる範囲で発生していると考えられている。宮城県沖地震の震源域での過去の活動や最新の観測成果を基にして将来の活動について下記の表のとおり発表した。

宮城県沖地震の長期評価のまとめ

項目	特性
発生位置の目安、地震の型	<ul style="list-style-type: none"> 宮城県の牡鹿半島の東方域 北緯 38.1～38.5°、東経 141.5～142.5° 東北地方の陸側のプレートと太平洋プレートの境界面。低角逆断層型
過去の活動	<ul style="list-style-type: none"> 最長活動間隔 42.4年 平均活動間隔 37.1年 最短活動間隔 26.3年
次の活動時の地震の規模	<ul style="list-style-type: none"> マグニチュード (M) 7.5前後 日本海溝寄りの海域の地震と運動して発生した場合 (M) 8.0前後 (津波の発生も指摘)
次の活動の発生可能性に関する数値 (対数正規分布モデルによる試算値)	<ul style="list-style-type: none"> 10年以内の発生確率 39% 20年以内の発生確率 88% 30年以内の発生確率 99%

注:評価時点は全て2003年6月1日現在。有効数字一桁で表示。

地震調査研究推進本部(2000, 2003)

地震調査研究推進本部では、宮城県沖地震の長期評価結果を受けて、次の宮城県沖地震の震源断層の形状を評価し、震度分布などの強震動の予測を行い、平成15年6月18日にその結果を公表した。

参考文献

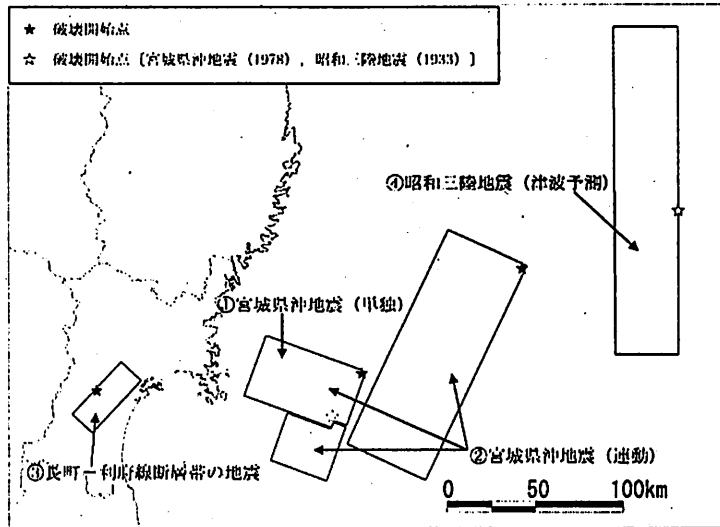
地震調査研究推進本部ホームページ, <http://www.jishin.go.jp/main/index.html>

第4節 地震被害想定

第1 地震被害想定調査結果の概要

宮城県では、1978年宮城県沖地震以降の昭和59年度～61年度と1995年兵庫県南部地震以降の平成7年度～8年度に地震被害想定調査を実施し、地震対策を行ってきた。地震調査研究推進本部(2000年)から宮城県沖地震の長期評価において、今後10年の間に30%、20年の間に80%、30年の間に90%を超える確率で地震が発生する可能性があるとの発表があった。これを受けて宮城県では平成14年度～15年度にかけて、第3次の地震被害想定調査を実施した。

想定地震は、地震調査研究推進本部で想定された、宮城県沖地震(単独)と(連動)、そして仙台市の直下に位置している長町-利府線断層帯の地震の3地震とし、最新のデータや知見を取り入れて、地震被害想定を行った。



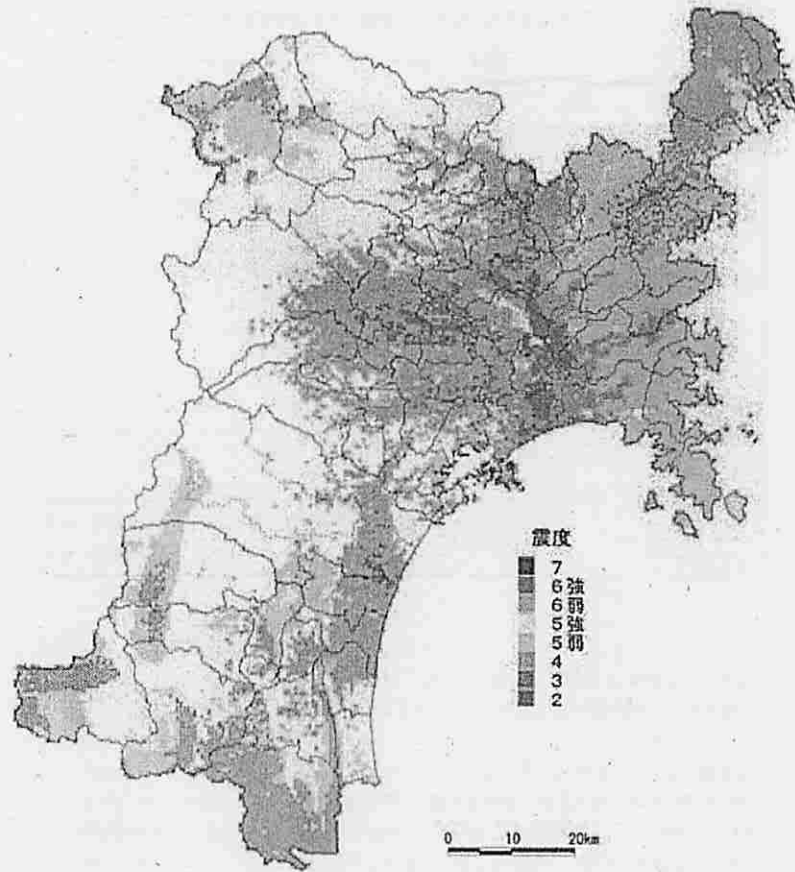
第3次地震被害想定で想定した地震の断層モデル位置図

第3次地震被害想定のための概要は次のとおりである。

想定地震		①宮城県沖地震(単独) (Mw7.6)	②宮城県沖地震(連動) (Mw8.0)	③長町-利府線断層帯の地震(Mw7.1)
項目	モーメント・マグニチュード(Mw)	7.6	8.0	7.1
予想震度		県北部の矢本町から川田町にかけての地域、小牛田町周辺、仙台市東南部で震度6強、これらの周辺で震度6弱となり、県北部の中央部を中心に影響を及ぼすと予想される。	県北部の登米町から鹿野町にかけての地域、小牛田町から南力町にかけての地域で震度6強、これらの周辺で震度6弱となり、県北部の中央部を中心に影響を及ぼすと予想される。	仙台市の青葉区及び泉区の東部で震度6弱とその周辺で震度6弱となっている。仙台市の東部を中心に影響を及ぼすと予想される。
液状化危険度		県北部及び仙台周辺の平地において液状化危険度が高くなっている。	単独地震と同様に、県北部及び仙台周辺の平地において液状化危険度が高くなっている。	仙台市東部及び大郷町の平地で液状化危険度が高いところがある。
主要な想定被害の結果	建築物			
	全壊・大破棟数	5,496棟	7,595棟	15,251棟
	半壊・中破棟数	38,701棟	50,896棟	40,537棟
	火災			
	炎上出火数	122棟	158棟	199棟
	うち 延焼出火数	71棟	95棟	119棟
	焼失棟数	2,482棟	2,874棟	4,509棟
	人的			
	死者数	96人	164人	620人
	負傷者数	4,014人	6,170人	11,003人
うち 重傷者数	468人	658人	983人	
要救出者数	366人	663人	5,038人	
短期避難者数	90,335人	122,174人	173,239人	
うち 長期避難者数	13,010人	16,649人	41,066人	

(注1) 被害の数字は冬の夕方(18時頃)に地震が発生し、風向が西西北西、風速が5m/秒のケースである。

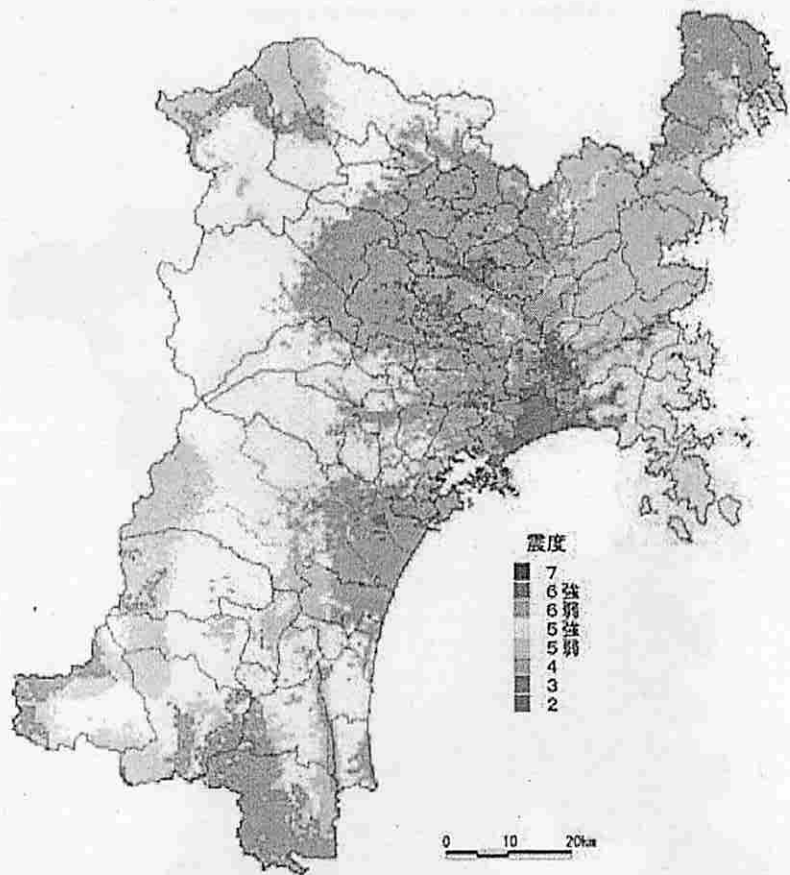
(注2) 津波による被害は含まない。



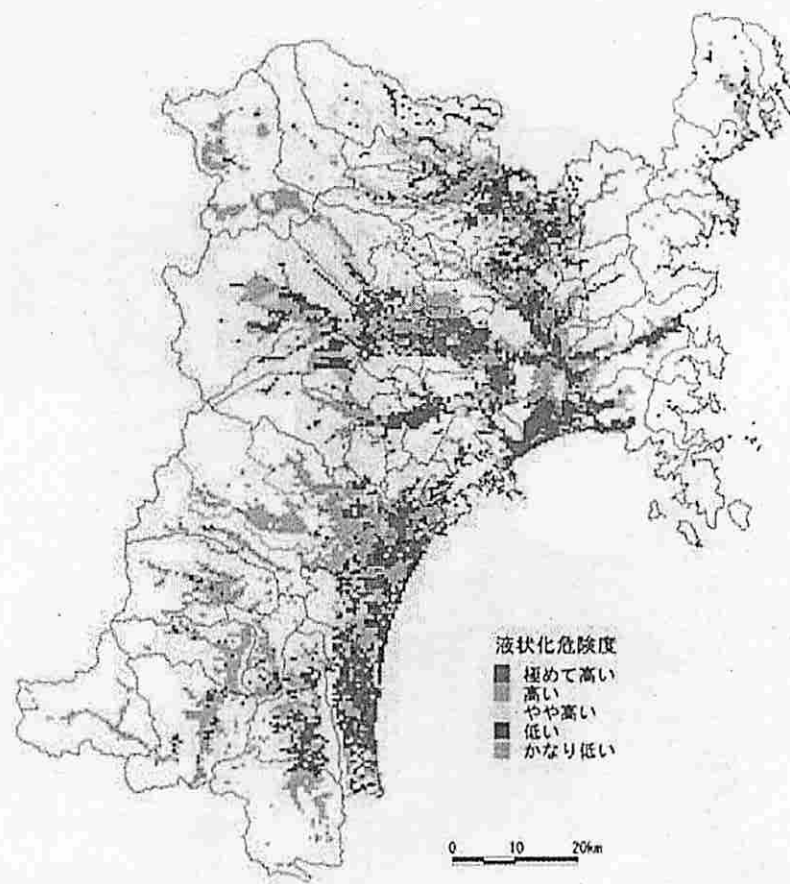
宮城県沖地震（単独）における震度分布



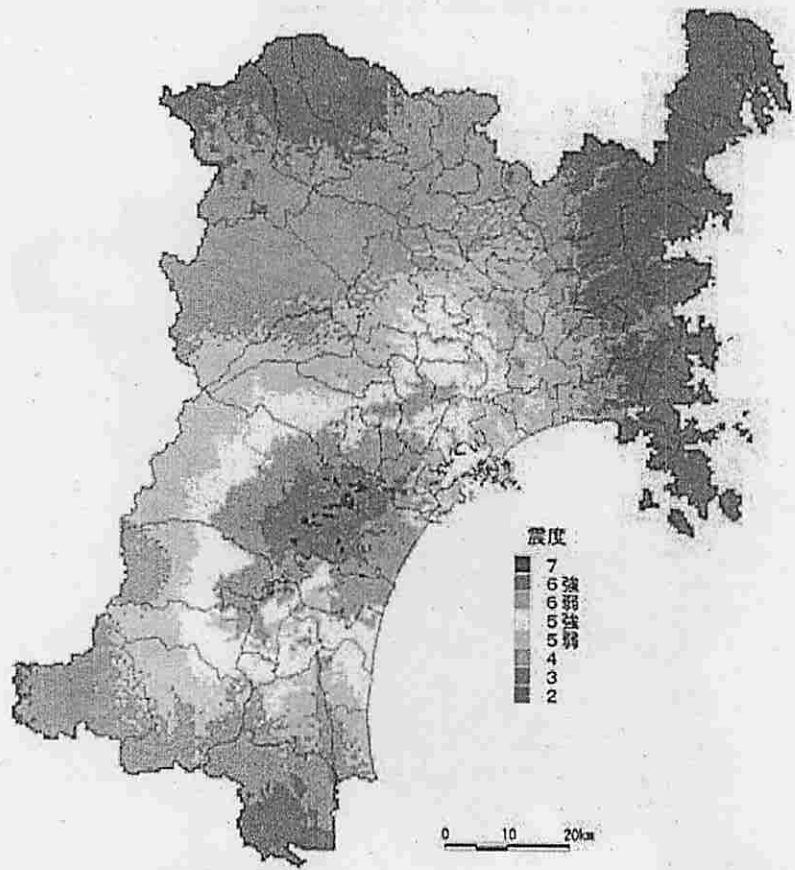
宮城県沖地震（単独）における液状化危険度判定結果



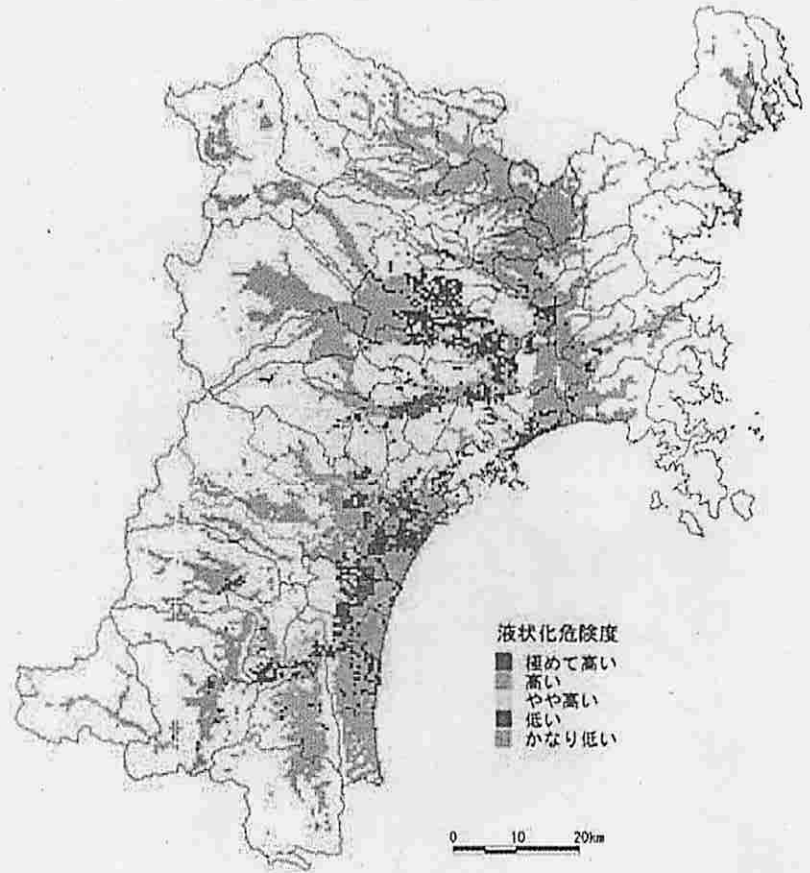
宮城県沖地震（運動）における震度分布



宮城県沖地震（運動）における液状化危険度判定結果



長町-利府線断層帯の地震における震度分布



長町-利府線断層帯の地震における液状化危険度判定結果

1-4 地震被害想定

第2章 災害予防対策

第1節 地震防災対策事業（県、市町村）

第1 目的

県及び市町村は、社会的条件、自然的条件を総合的に勘案し、危険度・緊急性の高いものから優先的に計画を定め、地震防災対策事業を実施していくとともに、その進捗管理に努め、災害に強い地域づくりを推進する。

県は、地震防災緊急事業五箇年計画の着実な推進や、平成15年9月に策定した「みやぎ震災対策アクションプラン」により、震災対策事業の加速化を図る。

第2 地震防災緊急事業五箇年計画^{*1}

知事は、地震防災対策特別措置法の施行に伴い、地震により著しい被害が生ずる恐れがあると認められる地区について、地域防災計画に定められた事項のうち、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関して、地震防災緊急事業五箇年計画（以下「五箇年計画」という。）を策定している。

1 計画期間

- (1) 第一次五箇年計画－平成8～12年度
- (2) 第二次五箇年計画－平成13～17年度

事業上体別事業計画額一覧

（単位：百万円）

	宮城県	市町村	消防本部等	合計
第一次計画	181,743	42,372	4,410	228,525
第二次計画	69,243	37,824	6,266	113,333

2 事業対象地区

第2次までの地震被害想定調査結果により、県内全域において震度4以上の強い揺れが観測され、かなりの規模で人的及び物的被害が生じることが予測されることから、県内全域を地震防災緊急事業五箇年計画の対象地区として設定している。

*1 宮城県地震防災緊急事業五箇年計画総括表（資料2-1-1）

3 対象事業の範囲

- (1) 避難地
- (2) 避難路
- (3) 消防用施設
- (4) 消防活動が困難である区域の解消に資する道路
- (5) 緊急輸送を確保するため必要な道路、交通管制施設、ヘリポート、港湾施設又は漁港施設
- (6) 共同溝、電線共同溝等の電線、水管等の公益物件を収容するための施設
- (7) 社会福祉施設のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (8) 公立の小学校又は中学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (9) 公立の盲学校、ろう学校又は養護学校のうち、地震防災上改築又は補強を要するもの
- (10) 7～9までのほか、不特定かつ多数の者が利用する公的建造物のうち、地震防災上補強を要するもの
- (11) 海岸保全施設
- (12) 砂防設備、保安施設、地すべり防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、ため池
- (13) 地域防災拠点施設
- (14) 防災行政無線設備その他の施設又は設備
- (15) 井戸、貯水槽、水泳プール、自家発電設備その他の施設又は設備
- (16) 非常用食糧、救助用資機材等の物資の備蓄倉庫
- (17) 救護設備等地震災害時における応急な措置に必要な設備又は資機材

第2節 地盤にかかる施設等の災害対策(県環境生活部、産業経済部、土木部、市町村、東北森林管理局)

第1 目的

県、市町村及び防災関係機関は、地震に伴う土砂災害を未然に防止し、被害の軽減を図るための危険箇所の実態を調査し、危険箇所における災害防止策を講じるとともに、住民に対して災害の防止について、啓発及び指導を行う。

第2 土砂災害防止対策の推進^{*1}

1 土砂災害危険箇所の調査把握

県は、土砂災害危険箇所及び土砂災害を被るおそれのある箇所の崩壊による災害を未然に防止し、その被害の軽減を図るため被害の発生するおそれのある地域をあらかじめ調査し、土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の把握・指定に努めるものとする。

2 土砂災害危険箇所の公表

市町村は、土砂災害警戒区域等、土砂災害を被るおそれのある場所を地域防災計画に掲載するとともに、防災マップの作成、広報紙、パンフレットの配布、説明会の開催、さらには現場への標識・標柱の設置等により周辺住民に対し周知徹底を図り、円滑な警戒避難が行われるよう努めるものとする。

3 土地利用の適正化

県は、土砂災害防止に配慮した土地利用の適正化を図るため、各種法規制の徹底及び開発事業者等に対する啓発・指導の徹底に努めるとともに、既存住宅等の移転等のソフト対策を促進する。

第3 地すべり等防止事業^{*2}

地すべりの発生する危険地帯は、地形地質の特性から主にグリーンクフ地帯に限られているが、本県の地すべり地域は、県下全域に分布しており、主に「白石市西方白石川沿いの県南地域」、 「仙台市街地西方丘陵を中心とする県南央地域」、 「鳴子から鬼首にかけての県西北地域」の3つに大別され、現在、地すべり危険箇所は166地区約6,618.5haに及んでいる。

地震等により、ひとたび地すべりが発生すると、多くの人家、農耕地、公共施設等に直接被害を与えるにとどまらず、降雨等により重大な二次災害の発生が予想される。このため、国及び県は、地すべり等防止法(昭和33年法律第30号)に基づき、現に地すべりが発生している地域又は地すべりのおそれが極めて大きい地域で、公共の利害

*1 土砂災害・雪崩の危険箇所と砂防関係事業の実施状況(資料2-2-1)

*2 地すべり防止事業(資料2-2-2)

に密接な関係を有する地域を地すべり防止区域として指定し、活動の著しい地区の防止工事を重点的に実施するなど、災害防止に必要な諸対策を実施する。

なお、県は、地すべり危険地区における警戒避難体制の整備について市町村を指導する。

第4 急傾斜地崩壊防止施設

急傾斜地崩壊(がけ崩れ)防止施設の整備については、本来、がけの所有者あるいは管理者が自ら実施することを原則としているが、本人が実施することが困難あるいは不適当な自然がけについては、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和44年法律第57号)に基づき、県が急傾斜地崩壊危険区域に指定し、区域内の立木竹の伐採、土石の採取又は集積などの行為を制限し、防災体制の確立を図るとともに、危険度の高い箇所から積極的に防止工事を実施する。

本県のがけ崩れ危険箇所は、主に都市部又は都市周辺に集中しているが、山村集落や沿岸集落にも多く、現在、危険箇所1,841箇所のうち、322箇所を指定しており、指定面積は410,908haに及んでいる。

なお、県は急傾斜地崩壊危険箇所における警戒避難体制の整備について、市町村を指導する。

第5 砂防設備

県は、荒廃溪流を対象にダム工、流路工等の砂防設備を重点的に整備し、土砂災害の防止に努める。また、1,359箇所の土石流危険溪流での着手率が17%と低いことから、砂防設備の整備とともに警戒、避難体制の早期確立を図るよう、市町村に対して指導する。

なお、本県における砂防法(明治30年法律第29号)に基づく砂防指定地は、1,477箇所(約6,954ha)となっている。県は、砂防施設の整備に当たっては、防災機能を高めるよう努めるとともに、既設砂防施設についても点検を実施し、耐震対策が必要と認められる施設については、緊急性の高い箇所から順次補強等の対策を実施するよう努める。また、活断層近辺の砂防ダムや高さが高い砂防ダムについて地震計を設置し、地震と砂防設備の関係を明らかにするための資料を収集する。

第6 治山施設^{*1}

山地に起因する災害から県民の生命・財産の保全を図り、くらしの安全性を確保するため、国及び県、山腹崩壊危険地、はげ山移行地などの荒廃危険山地に、上留工、

*1 山地災害対策(資料2-2-3)、国有林巡視員(資料2-2-4)、森林保全巡視指導員(資料2-2-5)、県有林巡視員配属表(資料2-2-6)、復旧治山事業(資料2-2-7)

落石防止柵等の治山施設を設置するとともに、保安林^{*1}のもつ防災機能を維持強化させるため、森林の整備を効果的に実施する。

第7 農業施設等

県及び市町村は、次により災害に強い農村づくりを推進する。

1 農業・農村における基盤整備の推進

農業施設の耐震性の確保、防災上の機能も有する基幹的な農村基盤施設の整備、防災に配慮した土地利用への誘導等により、地震に強い農村構造の形成を図るため、宮城県総合計画(112～22)、みやぎ農業農村整備基本計画(113～22)及び宮城県第2次地震防災緊急事業5箇年計画(113～17)に基づき、農業農村整備事業等を推進する。

2 農業施設の耐震性の改善

新築、増改築される農業施設について、宮城県地震地盤図等を参考にしながら耐震基準に基づいた整備の促進、防火性の向上、給水・給電施設の充実等を図る。

なお、施設の設置に当たっては、地盤改良等により液状化の発生を防止するとともに、液状化が発生した場合においても施設の被害を防止する対策を適切に実施する。

3 農業施設に係る情報の収集・連絡体制の整備

農業施設が被災することにより生じる水害、土砂災害の危険区域の周知、あるいはこれらの災害を防止するための迅速な情報の収集・伝達に必要な情報システムや観測機器の整備等を推進する。

4 農業被害の予防対策

農業、畜産業、養蚕業の災害を防止又はそれらに適切に対処するため、応急復旧用資材、種子、飼料等営農用資機材の確保に努めるとともに、営農に係る防災対策を推進する。

(1) 営農用資機材の確保

イ 営農機材、肥料、農薬、種子、飼料等資機材確保の体制整備に努める。

ロ 稲・麦・大豆種子については、播種可能な期間中に直ちに対応できるように下備として全国農業協同組合連合会宮城県本部の優良種子備蓄倉庫(高清水町)に備蓄するよう、社団法人みやぎ原種苗センターを指導するとともに、その他確保のための対策を講じる。

(2) 営農防災対策の推進

イ 水稲・畑作物・果樹対策

農地の崩壊等を防ぐため、水路・畦畔、斜面の補強を行う。

ロ 施設園芸・養蚕・畜産対策

施設の耐震性を強化するとともに、非常川給水、給電施設の整備を進める。

*1 保安林改良事業(資料2-2-8)

第8 宅地造成規制

県及び仙台市は、宅地造成工事について都市計画法に基づく技術基準を適用し許可と完了検査を行って災害の防止を図る。仙台市はその一部に適用されている宅地造成等規制法に基づく宅地造成等規制区域内における宅地造成工事について宅地災害の防止のためにパトロール等を行い、危険宅地の発見や宅地等の災害防止に努める。この際特に、崖崩れ等のおそれがある場合には、擁壁の改修、宅地保全について仙台市がその所有者に対し勧告するなどして、宅地の災害防止に万全を期すものとする。

規制区域

法律名	規制区域
都市計画法	県全域
宅地造成等規制法	仙台市の一部(13,162ha)

第9 液状化対策の推進

液状化現象は、地震の際に地盤の強度が低下し、液体のようになってしまう現象で、地震動はそれほどなくても、地盤の支持力がなくなって建物が傾いたり、地中の埋設管に浮力が働いて埋設管が浮き上がるなどの被害が発生する。このため、県、市町村及び各施設管理者は、防災上特に重要な施設の設置に当たっては地盤改良等を行い、液状化の発生を防止する対策や液状化が発生した場合においても施設の被害を最小限に防止する対策等を実施する。

第10 地盤沈下防止

海岸部や河川沿岸等に面した地盤沈下地帯は、地震による浸水等の災害に対して弱い弱である。特に、仙台平野地域、石巻地域、気仙沼地域等の海岸に分布しているゼロメートル地帯は、その危険性が高い。地盤沈下防止事業は、沈下の進行を停止させ、被害の防止に資するものである。

- 1 県は、地盤沈下の未然防止対策として、地盤高の変動量を把握するための精密水準測量調査や地下水位・地盤沈下観測井戸による監視を継続して実施する。
- 2 地盤沈下の原因の1つが地下水の過剰揚水と考えられることから、仙台平野の一部地域においては、工業用水法や県公害防止条例に基づき、地下水揚水量の削減及び水源転換の指導を行う。

第3節 海岸^{*1}・河川施設等の災害対策(県産業経済部、土木部、市町村、東北地方整備局)

第1 目的

県、及び防災関係機関は、地震に伴う海岸、河川、ダム、農地等の被害を防止するため、関係施設の耐震性の強化等を図る。

第2 海岸保全施設等

本県の海岸総延長は約842kmで、7市16町にわたっている。南西に連なる海岸の中央部には、牡鹿半島が突出して海岸を南北に分割しており、北部は岩手県南部から続くリアス式海岸の三陸南沿岸、南部は平坦な砂丘状の海岸線が福島県まで続く仙台湾沿岸である。三陸南沿岸は、津波、高潮などの異常海象に対して災害を増加する特殊な地形となっており、仙台湾沿岸は近年前浜が侵食される傾向にあり、台風、高潮時の危険に脅かされている。

宮城県県の海岸状況(平成14年3月現在)

区分 所管別	海岸線 総延長	海岸保全 延長	海岸保全 区域指定 延長	海岸保全施設			
				堤防	護岸	開門・水 門・樋門	海岸保全施設 の有効延長
国土交通省	m	m	m	m	m	カ所	m
河川局	419,451	105,840	96,023	37,450	25,584	58	67,089
港湾局	138,027	41,984	39,754	19,362	9,639	144	29,896
農林水産省							
農村振興局	29,398	29,398	29,398	19,567	6,930	0	26,497
水産庁	254,907	94,477	72,485	21,744	18,452	214	40,855
計	811,786	271,699	237,660	98,123	60,605	416	164,337

※開門・水門には、陸門を含む

出典：「海岸統計」平成14年度版(国土交通省河川局編)

海岸保全事業等^{*2}の実施

海岸管理者は、震災を防止し又は震災が発生した場合における被害の拡大を防ぐため、適宜耐震点検等を実施し、改善が必要な施設については、随時改修を進めるなど

*1 県内の海岸の概要(資料2-3-1)

*2 海岸事業計画一覽(河川局所管)(資料2-3-2)、海岸事業計画一覽(港湾局所管)(資料2-3-3)、漁港海岸保全施設整備事業(資料2-3-4)

海岸保全施設の維持管理を強化し、防災対策に万全を期すものとする。

また、海岸保全基本計画に基づき、緊急性の高い地域から必要な耐震性を確保し、計画的かつ総合的に海岸保全施設の整備や海岸線の保全などを促進する。

なお、災害に関する危険区域の周知又は災害を防止するための情報の収集・伝達に必要な施設、観測機器等の整備を促進する。

第3 河川管理施設^{*1}

管理者は、震災による治水上の二次災害の拡大を防ぐため、日常における維持管理と機能の点検等に努力する。また、施設の耐震対策については、十分に診断を実施し、計画的に推進する。

施設が被災し、治水機能が損なわれ二次災害が発生するおそれのある場合は、施設の応急復旧工事の実施と、必要に応じては、水防活動等の応急措置を講じる。

また、出水時には水防活動の拠点となり、地震時等においては、避難場所、救援活動の拠点となる防災拠点の整備を進めるとともに、都市部の名取川及び広瀬川において、緊急時に避難物資輸送に資する緊急河川敷道路の適切な管理及び整備を行う。

第4 ダム施設^{*2}

管理者は、ダム情報の迅速かつ正確な収集と伝達を目的とした「ダム総合情報システム」を運用しながら、初動体制の強化を図るとともに、ダム施設の定期点検や維持修繕工事により防災対策に万全を期すものとする。

なお、ダム建設に当たっては、法令等に基づき、十分な耐震構造で設計・施工を行う。

第5 農地、農業施設

県及び市町村は、洪水、土砂災害、湛水等に対して、農地、農業施設等を防護するため、防災ため池等の整備を進めるほか、農業用排水施設の整備、老朽ため池の補強、低・湿地地域における排水対策、降雨等による農地の浸食対策等について、みやぎ農業農村整備基本計画等に則し総合的に農地防災事業を推進し、災害の発生防止を図る。また、既存のため池の貯水量に緊急防災用水量を付加させるために、ため池の浚渫又は嵩上げ等を行うとともに、緊急時の消防水利や生活用水を確保するため、水路や遊水池を整備し、地域の総合的な防災安全度を高める。

*1 宮城県河川流域情報システム(MIRAT)観測局構成図(資料2-3-5)、河川概要(資料2-3-6)、河川改修事業(資料2-3-7)、河川整備状況(資料2-3-8)

*2 ダム一覽表(資料2-3-9)

第4節 交通施設の災害対策(県企画部、産業経済部、土木部、県警察本部、市町村、東北地方整備局、日本道路公団東北支社、東京航空局仙台空港事務所、東日本旅客鉄道仙台支社、阿武隈急行㈱、くりはら田園鉄道㈱)

第1 目的

道路、港湾、鉄道等は、地域の経済活動等あらゆる社会活動を支える重要な施設である。これらの施設が被災した場合には、住民の避難、救助活動、物資の輸送などの各種の応急対策活動を著しく阻害する。よって交通施設の整備や補強・補修等に当たっては、基準に基づいた耐震対策を実施し、安全確保に努める。

第2 道路施設

道路管理者は、防災点検及び震災点検等で対応が必要とされた箇所について、緊急輸送道路や緊急性が高い路線及び箇所から順次、補強及び整備を実施する。また、地震災害対策上必要とする道路施設については、地震防災緊急事業五箇年計画や道路整備五箇年計画等に基づき緊急を要する施設から随時整備を進める。

1 道路^{※1}

道路法面の崩壊、路面の損壊、道路施設の変状や破壊等の被害が想定される危険箇所について、防災工事等を実施するとともに、道路の改築や新設に当たっては、耐震基準に基づいた整備を図る。

2 橋りょう

落橋、変状等の被害が想定される道路橋については、橋りょう補強工事を実施し耐震性を高める。

3 トンネル

覆工コンクリートや付帯施設の落下、坑口部法面の岩盤崩落などが想定されるトンネルについては、優先して補強対策を実施する。

4 道路付属施設

道路敷地内に設置されている道路標識、道路情報提供装置・電線共同溝などの道路施設について、耐震性の確保及び補強に努める。

なお、県土木部は、災害防止に当たり道路情報の迅速・正確な提供を行うために、凍結検知器、積雪深計、雨量計、水位計等の機器及び道路情報提供装置の整備を進め、これらを有機的に運用するための災害情報システムの構築を図る。

5 交通管制施設

広域交通管理体制の整備を図るとともに信号機、交通情報板及び交通管制センター等交通管制施設の耐震性を確保する。

^{※1} 道路現況調査Ⅰ(資料2-4-1)、道路現況調査Ⅱ(資料2-4-2)

第3 港湾施設^{※1}

港湾施設は、災害発生初期における避難、救助、緊急物資及び復旧資材等の緊急輸送活動を確保するための防災拠点として極めて重要な役割を果たす施設であるばかりでなく、災害発生後長時間にわたり、一定の生産活動及び生活活動を確保するために必要な最低限度の物流機能を維持するための極めて重要な施設である。このため、港湾管理者は、耐震性に考慮した港湾施設の整備に努めるとともに、重要な拠点港湾である仙台塩釜港及び石巻港において、特に耐震性に考慮した耐震強化岸壁を整備するとともに、港湾緑地及び臨港道路等を整備し、被災地における物資輸送の拠点として支障が生じることのないよう、施設の維持管理に努める。また、気仙沼港等の地方港湾についても、震災後最低限度の物資輸送が確保できるよう施設の整備管理に努める。

第4 漁港施設^{※2}

漁港管理者は、被災することにより生じる災害に関する危険区域の周知及びこれらの災害を防止するため、迅速な情報の収集及び情報伝達施設の整備を推進するとともに、耐震性を考慮した岸壁、防波堤等の漁港施設整備を行い、防災拠点漁港(気仙沼、志津川、女川、石巻、塩釜、関上)及びその補充漁港、離島の漁港について重点的かつ総合的に整備を図る。

第5 空港施設

空港は、震災時においては、人命救助・救援物資等の有力な緊急輸送基地のひとつであり、また、地震による被害が生じた場合、人命に関わる事故が発生するだけでなく、応急活動の支障ともなるため、国土交通省航空局の各種基準等に基づき、航空保安施設等の維持整備に努める。

なお、航空機に関する火災、若しくは空港におけるその他の災害発生時の消火、救難体制を確保するため、平成6年9月に締結した、仙台空港事務所、仙台市、名取市及び岩沼市による「仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書」により万全を期している。

第6 鉄道施設

鉄道事業者は、橋梁、土地構造物等の施設を主体に、必要により補強対策を推進し、耐震性の向上を図るとともに、地震等による異常事態が発生したときは、運転規制等によって災害の防止を図る。また、土木建造物の変状若しくは、既変上の進行の有無を把握するため、定期検査を実施するとともに、線路等災害警備計画を作成し、地震

^{※1} 各港湾の概要(資料2-4-3)、港湾の公共埠頭整備状況(資料2-4-4)

^{※2} 県の指定漁港一覧(資料2-4-5)

時等の線路巡回計画を定める。さらに、線路に近接する施設の落下、倒壊による線路への被害を防止するため、関係官公庁、施設管理関係者に施設の整備を要請する。

なお、地震発生後の早期復旧を期するため、次により復旧体制を整備する。

- 1 復旧要員の確保及び関係機関との協力応援体制
- 2 復旧用資材・機器の手配
- 3 防災意識の普及・向上

第7 地下鉄施設

地下鉄事業者(仙台市)は、平成7年度に運輸省(当時)から出された通達に基づき、平成8年度から平成11年度の4ヶ年でトンネル及び高架橋の柱等の緊急耐震補強工事を実施している。また、平成13年度に新たに出された通達に基づき、緊急耐震補強の対象外であった橋脚等についても、引き続き耐震診断を行い、補強が必要な橋脚等について補強工事を実施し、施設の耐震性の向上を図る。

第5節 都市の防災対策(県土木部、市町村)

第1 目的

県及び市町村は、火災の拡大防止や避難の安全を確保し、安全・安心・快適性等に配慮された総合的に質の高い市街地の実現のため、都市防災総合推進事業等により、大規模な震災など都市の災害に対する危険性を把握し、防災力の高いまちづくりの方針を明らかにし、避難路やオープンスペース確保のための各種事業や避難地、避難路等周辺の建築物の不燃化を促進する。

第2 市街地開発事業の推進

県及び市町村は、都市再開発法に基づき、低層木造建築物等の密集した不健全な既成市街地を改造し、土地の合理的で健全な高度利用、都市の不燃化、環境の整備改善を効果的に推進する。また、県及び市町村は、耐震化を促進すべき比較的古い建築物が多く立地する地区等において、既存建築物の耐震化に関する計画作成及び診断を積極的にを行い、さらに、市街地総合再生計画を立て、耐震改修を必要とする建築物に対し、優良建築物等整備事業により支援する。

第3 土地区画整理事業の推進

県は、土地区画整理法に基づき、防災性の高い市街地の形成を目指し、防災上危険な老朽木造密集市街地等の解消を図るため、土地区画整理事業による市街地の整備について、市町村を指導する。

第4 都市公園施設^{*1}

県及び市町村は、避難路、避難地、延焼遮断帯、防災活動拠点ともなる都市公園の整備促進及び配置とネットワークを図るとともに、市町村が避難場所に指定する基幹公園については、必要に応じ、食料、医薬品等災害応急対策に必要な備蓄倉庫、耐震性貯水槽等の整備に努める。

*1 都市公園等種別開設面積(資料2-5-1)

第6節 建築物等の耐震化対策(県総務部、土木部、教育庁、市町村)

第1 目的

地震による建築物等の損壊、消失を軽減するため、耐震化、不燃化等必要な事業を推進するものとする。

特に、既存建築物の耐震性の向上を図るため、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)の的確な施行により、耐震診断・耐震改修の促進に努めるものとする。

第2 公共建築物

国、県及び市町村等は、庁舎、警察署、消防署、学校、病院、社会福祉施設等災害弱者用施設、不特定多数収容施設等、常に防災上重要な公共建築物の耐震性の向上に努める。

1 県有建築物

県は、地震による被害を最小限にとどめるため、「県有建築物の耐震診断実施方針」(平成8年2月制定)に基づき、防災上重要な拠点施設、災害時に甚大な人的被害のおそれのある建築物等について、建築年次に留意しながら随時耐震診断を実施し、診断結果に基づき必要のある建築物については、精密診断、補強工事等を行っていく。

なお、新築、改築の際には、耐震性の一層の確保に努める。

2 教育施設

学校等教育施設の管理者及び市町村は、災害時における児童・生徒、教職員等の安全の確保を図るため、次の対策を講じる。

なお、私立学校の設置者に対しては、校舎等の耐震性の強化及び設備・備品等の安全管理について、適切な対策を講じるよう要請する。

(1) 校舎等の耐震性の強化

校舎等の耐震性の強化を図るとともに、教育施設としての機能向上を基本に防災機能の整備・拡充に努める。

(2) 設備・備品等の安全管理

設備(照明設備等)及び備品(ロッカー、実験実習機器等)等の設置に当たっては、転倒、落下等の防止について、その安全性を強化するとともに、災害時において、児童・生徒、教職員の避難通路が確保できるよう設置場所等について十分配慮する。

(3) 水泳プールの防災機能等の整備

災害時における防火用水及び飲料水を確保するため、引き続き水泳プールの耐震性の強化を図るとともに浄水機能の整備を計画的に進める。

第3 一般建築物

1 建築物の耐震改修の促進

(1) 新築、増改築の建築物

特定行政庁(建築基準法第2条第1項第32号の規定による、県、仙台市、石巻

市、塩竈市、古川市)は、新築、増改築される一定規模以上の建築物に対し、建築基準法第12条の規定に基づく建築工事施工状況報告を制度化し、建築工事の質の向上を図る。また、宮城県地震地盤図等を参考にしながら、建築予定地盤の特性を事前指導し、建築物の耐震性能の向上を図る。

(2) 既存の建築物

イ 特定行政庁は、耐震関係規定に係る既存不適格建築物(昭和56年5月31日以前の建築基準法の適用を受ける建築物)について、既存建築物耐震改修促進実施計画等を策定し、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」(平成7年10月27日公布、同年12月25日施行)に基づき、所有者に対し、耐震診断、耐震改修工事の普及啓発及び指導・助言・指示を行う。

ロ 県は、市町村と協力して、耐震診断の普及や耐震改修工事を促進するための支援事業を行う。

2 防災診断・防災改修の促進

特定行政庁は、災害時における火災から人命を保護することを目的に、建築基準法第12条第1項に規定する定期報告制度の対象建築物について、定期報告制度、建築物防災週間における防災査察、特別防災査察及び消防機関との連携などにより、計画的な防災指導を行い、建築物の所有者に対し防災意識の高揚と防災診断、改修の促進を図る。

第4 特殊建築物、建築設備等の維持保全対策

特定行政庁は、建築基準法第12条第1項に規定する特殊建築物及び同条第2項に規定する建築設備、昇降機等の定期調査報告の結果から、防災避難に関して特に危険性のあるものについて、改修指導を行う。

※ 「特殊建築物」…劇場、百貨店、ホテル、病院、共同住宅、遊技場などの不特定多数の人々が利用する建物

「建築設備」……換気設備(中央管理方式の空調設備に限る)、排煙設備(排煙機を有する排煙設備に限る)、非常用の照明装置(蓄電池別置型、自家発電機型、両者併用型に限る)

第5 ブロック塀等の安全対策

特定行政庁は、災害時におけるブロック塀、石塀の倒壊による通行人等の第三者への被害を防止することを目的に、通学路及び避難道路沿いのブロック塀を対象に、その安全性の確保を啓蒙するとともに、倒壊のおそれのあるものに対しては、改修指導を行う。

※ 宮城県沖地震後の対策

昭和53年(1978年)6月に発生した宮城県沖地震における被害の大きな特徴は、ブロック塀による倒壊が多発したことで、犠牲者の半数以上がこれによるものであり、地盤軟弱地帯や斜面の盛土造成地での塀の構造について一つの研究課題となった。

その後、宮城県沖地震を契機に、建築基準法施行令の改正があり、昭和56年6月1日

から施行されたが、その中でブロック塀、石塀の規定についても見直しが行われ、安全基準がより厳しくなっている。

本県ではこれに加え、建築学会の設計基準(昭和54年4月改正)を指導基準として採用し、指導してきている。

平成14年度にブロック塀、石塀の安全点検の推進・スクールゾーン内の安全点検パトロール及びその結果に基づく改善指導、その後の改善状況等の調査を行った。その中で撤去指導、補強指導を行っている。

このほか、広告物等の落下防止を指導しており、自動販売機の設置については転倒防止に配慮するよう注意喚起に努めている。

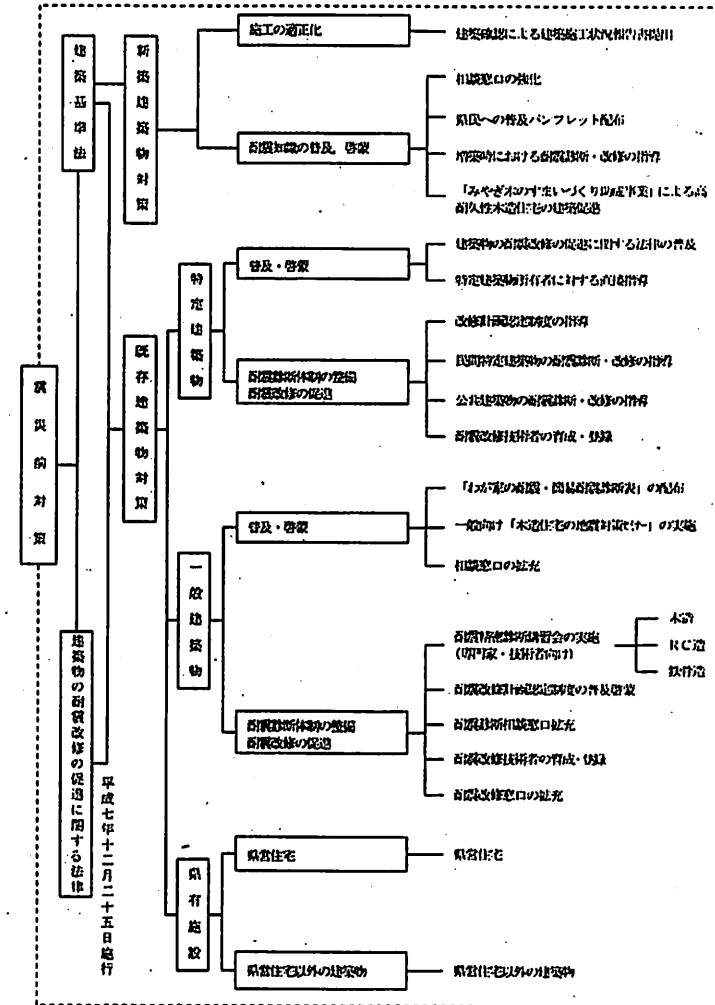
第6 落下物防止対策

特定行政庁は、市街地の沿道に存する階数三以上の窓ガラスや外装材等二次部材の落下のおそれのある建築物について安全確保を図るため、調査と改善指導を行う。

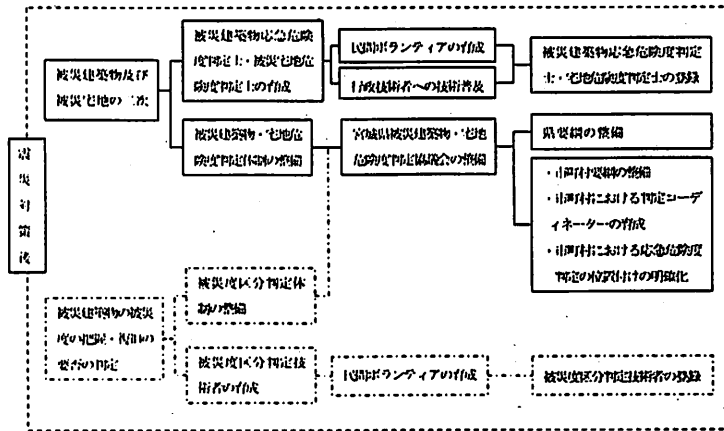
第7 建物内の安全対策

県、市町村等は、家具の転倒、落下物、ガラスの飛散による負傷等の被害を軽減するための普及啓発に努めるとともに、個人住宅に対する被害防止対策を支援する。

宮城県建築物地震防災総合対策フロー



2-6 建築物等の耐震化対策



第7節 ライフライン施設等の予防対策(県総務部、企画部、環境生活部、土木部、企業局、市町村、東北経済産業局、東北電力(株)宮城支店、(社)宮城県エルピーガス協会、塩釜瓦斯(株)、石巻瓦斯(株)、古川ガス(株)、東日本電信電話(株)宮城支店)

第1 目的

大規模地震の発生により県民生活に直結する上下水道、電力、ガス、電話等のライフライン施設が大きな被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市の機能が麻痺し、避難や救護・救出活動の応急対策を実施する上での大きな支障となるだけでなく、県民が早期に通常の生活に戻るための大きな足かせとなる。

このような事態を極力避けるため、ライフライン関係機関においては、各施設の被害を最小限に食い止めるための耐震性の強化、代替施設の確保及び系統の多重化等を進めるなど、大規模地震による被害軽減のための諸施策を実施するものとする。

第2 水道施設

1 水道施設の耐震性強化

- (1) 水道事業者及び水道用水供給事業者(以下「水道事業者等」という。)は、震災時においても断水等の影響を最小限に食い止め、容易な復旧を可能とすることを基本として、貯水・取水・浄水施設、導水管・送水管・配水幹線及び配水池など基幹施設並びに避難所、医療機関等の重要施設に配水する管路の耐震性の強化を優先順位を定めて計画的に行う。
- (2) 水道事業者等は、水道施設のバックアップ機能として、水源の複数化、送水管・配水幹線の相互連絡、配水管網のブロック化を図るとともに、水道事業間の連絡管整備を推進する。
- (3) 水道事業者等は、緊急時に応急給水用の水を確保できるよう、配水池容量の拡大、緊急遮断弁の設置及び応急給水施設の整備等を計画的に推進する。

2 復旧用資機材の整備

水道事業者等は、水道施設が被災した場合に、直ちに応急対策に着手できるように復旧用資機材を計画的に整備する。

3 管路図等の整備

水道事業者等は、震災時において適切な対応がとれるよう、日頃から管路図等の整備を図り、施設の現況把握に努める。

4 危機管理体制の確立

- (1) 水道事業者等は、日常の維持管理業務を着実にを行うことはもとより、震災時における水道施設の被災予測を踏まえた緊急時の指揮命令系統、初動体制、通信手

- 段、相互応援体制及び応急給水、応急復旧活動等に関する行動計画を作成する。
- (2) 県は、応急給水及び応急復旧活動に関する行動計画を作成する。
 - (3) 水道用水供給事業者は、知事から水道用水の緊急応援の指示(水道法第40条)があった場合等を想定し、県の行動計画と整合性のある行動指針を作成する。

第3 下水道施設^{※1}

下水道管理者は、下水道施設の被災が県民生活へ多大な影響を与えることにかんがみ、施設の被害及び影響を最小限に食い止めるため、施設の耐震性の向上を図り災害予防を推進するとともに、災害対策資材の確保、他機関との連絡協力体制の整備に努める。

1 下水道施設計画

下水道管理者は、下水道施設の新設、改良、更新に当たっては耐震性の向上を計画的に推進する。

2 下水道施設維持管理

下水道管理者は、下水道古渠の整理、保管に万全を期すとともに、下水道施設を定期的に点検し、常時、施設及び機能状態の把握に努める。

3 下水道防災体制

下水道管理者は、復旧活動を円滑に実施するため、汚水処理対策マニュアルの充実、災害対策資材の確保及び他機関との連絡協力体制の整備に努める。

第4 工業用水道施設

地震による施設の被災を最小限に食い止めるため、水道施設の耐震性の向上に努めるとともに、被災した場合に当たっては、二次災害を防ぐ上でも早急な応急復旧のできる体制を確立することを基本に次の対策を講じる。

1 工業用水道施設の耐震性の確保

工業用水道施設の新設、改良については、「水道施設耐震工法設計指針」等に基づいて設計施工を行うとともに、既存の施設のうち特に重要性の高い施設については、優先順位を勘案しながら計画的に耐震化を進める。

2 復旧用資機材の整備

工業用水道施設が被災した場合に、直ちに「企業局緊急時対策指針」に基づき応急復旧に着手できるように復旧用資材を計画的に備蓄し、併せて応急復旧体制の確立を図る。

3 情報収集システム・監視・制御システムの整備

震災時も十分機能を発揮できる施設となるように各システムの整備を図る。

※1 下水道人口普及率(資料2-7-1)

第5 電力施設^{※1}

1 水力発電設備

- (1) グムについては、発電用水力設備に関する技術基準、河川管理施設等構造令及びグム設計基準に基づき、堤体に作用する地盤振動に耐えるように設計する。
- (2) グムを除く水路工作物並びにその他の電気工作物の耐震設計は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用水力設備に関する技術基準に基づいて行う。
- (3) 建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

2 火力発電設備

- (1) 機器の耐震は、発電所設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、発電用火力設備に関する技術基準等に基づいて耐震設計を行う。
- (2) 建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

3 原子力発電設備(詳細は「原子力対策編」に記載)

原子力発電設備は安全上の重要度に応じて耐震設計を行う。また、重要な建物及び構造物は、原則として直接岩盤上に設置する。

4 送電設備

(1) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

(2) 地中電線路

終端接続箱、給油装置については「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づき設計を行う。洞道は、土木学会「トンネル標準示方書」等に基づき設計を行う。また、地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

5 変電設備

- (1) 機器の耐震は変電設備の重要度、その地域で予想される地震動等を勘案するほか、電気技術指針「変電所等における電気設備の耐震対策指針」に基づいて設計を行う。
- (2) 建物については、建築基準法による耐震設計を行う。

6 配電設備

(1) 架空電線路

電気設備の技術基準に規定されている風圧荷重が地震動による荷重を上回るため、同基準に基づき設計を行う。

^{※1} 電力施設の概要(資料2-7-2)

(2) 地中電線路

地盤条件に応じて、可とう性のある継手や管路を採用するなど耐震性を配慮した設計とする。

7 通信設備

昭和53年宮城県沖地震後に見直した耐震設計基準値に基づき設計する。

第6 ガス施設

1 液化石油ガス施設

- (1) 液化石油ガス販売事業者は、「液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律」及び県が毎年定める「液化石油ガス販売事業者等保安対策指針」に基づき、地震災害によって被災した家屋等においても、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、常日頃から消費者に対して次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制及び緊急資器材の整備を図る。

イ 消費者全戸への安全器具(ガス漏れ警報器、ヒューズコック、S型メーター等)の設置とその期限管理及び集中監視システムの普及導入の推進

ロ 耐震性の確認(チェーン止め等による転倒・転落防止状況の把握)と向上(ガス放出防止装置等の設置)

ハ 各設備の定期点検等(特に埋設管や地下ビット)の着実な実施と、基準不適合設備の解消

ニ 周知内容の充実化(災害時の対応等)と多様化(高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等)

- (2) (社)宮城県エルビーガス協会^{※1}は、日頃から保安啓蒙の一環として、有事の際の対処方法の周知徹底に努める。その他、液化石油ガス販売事業者相互の支援体制の充実強化をはじめとした必要な災害予防対策は、長期的に検討推進を図っていく。

(3) 県は上記(1)、(2)の各内容に関して適宜、指導助言(立入検査を含む)することにより、その完遂を支援する。

(4) 東北経済産業局は、液化石油ガス販売事業者に対し、保安監督を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。

2 都市ガス施設

- (1) ガス事業者は、「ガス事業法」、「ガス導管耐震設計指針」(日本ガス協会)に基づき、地震災害によって被災した家屋等においても、都市ガス施設による災害が発生しないように、使用者に対して次の対策を講ずるよう要請するとともに、緊急時連絡体制及び緊急資器材の整備を図る。

^{※1} (社)宮城県エルビーガス協会連絡先一覧表(資料2-7-3)

2-7 ライフライン施設等の予防対策

- イ 使用者全への安全器具(ガス漏れ警報器、マイコンメーター等)の設置
 - ロ 耐震性の向上(ガス導管の地区分割・緊急操作設備の充実、高耐震性の継ぎ手の選択等)
 - ハ 各設備の定期点検等の着実な実施と、基準不適合設備の解消
 - ニ 周知内容の充実化(災害時の対応等)と多様化(高齢者世帯や外国人世帯に対する工夫等)
- (2) 東北経済産業局は、ガス事業者に対し、保安監督を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。

第7 電信・電話施設

1 設備の災害予防

電気通信施設の公共性にかんがみ、災害時においても重要通信を確保できるように平時から設備を強固にし、災害に強く、信頼性の高い通信設備の設計、設置を図るとともに、直接的な被害を受けなかった都市相互の通信が途絶したり、ふくそうしたりしないように通信網の整備をさらに促進する。

(1) 電気通信施設の耐震・耐火対策

主要な電気通信設備等について、大規模地震に耐えるように調査点検を実施し、引き継ぎ耐震化、耐火構造化を推進する。また、通信ケーブルの地中化は、震災においても信頼性の高いことが確認されたことから、さらに地中化の推進を図る。

(2) 通信網の整備・充実

バックアップシステムの確立、主要伝送路のループ構成、多ルート構成あるいは2ルート構成による通信網の整備・充実を図り、通信網システムの信頼性向上に努める。

(3) 災害対策用機器の配置

可搬型移動無線機、ポータブル衛星地球局及び衛星車載局等災害対策用機器の整備・充実を図る。

2 体制の整備

日常における防災準備体制の整備を図るとともに、災害時における復旧要員の確保及び広域応援体制の確立を図る。

3 災害復旧用資機材の確保

災害発生時の通信を確保し、電気通信設備を迅速に復旧するため、災害復旧用資機材の配置・充実を図るとともに、全国からの資機材の調達体制の確立を図る。

第8節 危険物施設等の予防対策(県総務部, 保健福祉部, 県警察本部, 市町村, 東北経済産業局, 県毒劇物協会)

第1 目的

震災時において、危険物施設等の火災や危険物の流出等が発生した場合には、周辺地域に多人の被害を及ぼすおそれがある。

このため、各施設の自主保安体制の充実・強化について指導を徹底する等、地震対策と防災教育を推進するものとする。また、各危険物施設等の耐震性能の向上を図るものとする。

第2 危険物施設^{*1}

県及び消防機関は、石油タンク貯蔵所、給油取扱所等危険物施設の自主保安体制の充実・強化について次のような指導をし、地震対策と防災教育の推進を図る。

なお、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設等については、石油コンビナート等災害防止法に基づく宮城県石油コンビナート等防災計画の定めるところにより、予防対策の推進を図る。

1 安全指導の強化

危険物事業所の管理者、危険物取扱者及び危険物保安監督者等の安全管理の向上を図るため、講習会等の保安教育を実施する。

2 耐震性強化の指導

危険物施設の耐震設計基準については、年々強化され、地震に対する構造上の安全対策が講じられているところであるが、法令に定められている技術上の基準に適合した状態を維持するよう指導し、また、耐震性強化についての指導を行う。

3 自衛消防組織等の育成

事業所における自衛消防組織等の育成を推進するとともに、効果的な自主防災体制の確立を図る。

4 防災用資機材の整備

複雑多様化する危険物への備えとして、化学消防力の強化に努めるとともに、事業所に対しても資機材の整備、備蓄の促進について指導する。

第3 高圧ガス施設^{*2}

1 高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者は、法令の耐震基準を遵守し、日頃から高圧ガス施設の保守・管理を行うとともに、緊急時連絡体制の整備を図り、併せて、

*1 危険物規制対象施設数(資料2-8-1)

*2 高圧ガス関係事業所数(資料2-8-2)

事業者間の相互応援体制の整備について一層の推進を図る。

2 県は、宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連携を図りつつ、各種検査や講習会等を通じ、指導助言するとともに、耐震化対策や設備等の安全化を図る。

3 東北経済産業局は、保安監督を強化するとともに、保安教育の徹底、自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。

第4 火薬類製造施設等^{*1}

1 火薬類製造等の事業者は、火薬類取締法令に基づき、火薬類製造施設・火薬庫等について、地震が発生した場合、火薬類による災害が発生しないよう次の対策を講じるとともに、緊急時連絡体制の整備を行う。

(1) 定期自主検査、保安教育を確実に実施する。

(2) 製造施設・火薬庫の維持点検に努める。

2 (社)宮城県火薬類保安協会は、事業主、保安責任者及び従事者に対する保安教育講習会を実施し、保安意識の高揚を図る。

3 消防関係機関は、(1)について立入検査等を通じて適宜指導・助言を行う。

4 県は、(1)について消防関係機関に対し、適宜助言を行うとともに、(2)について自主保安体制の確立・推進を支援する。

なお、警察は、安全性の確保のため火薬類を取り扱う製造業者・販売業者及び消費者等に対して、関係機関・団体と協力して指導、取締りを行う。

5 東北経済産業局は、保安監督を強化するとともに、保安教育の徹底・自主保安体制の整備を図り、災害の防止に努める。

第5 毒物・劇物貯蔵施設^{*2}

1 毒物・劇物貯蔵施設の把握

県は、運搬する上で規制を受ける毒物・劇物(39種類)に関し、毒物・劇物製造業者、毒物・劇物販売業者、法的に届出が必要な業務上取扱者、それ以外の業務上取扱者の容量1立方メートル以上の貯蔵設備(タンク等)を有する施設を把握しておく。

2 県は、県内毒物・劇物貯蔵マップを県内3地区(仙南, 仙台, 仙北)に分割し作成する。

3 県は、該当施設責任者に対し、施設ごとに危害防止規定を作成するよう指導する。

4 県は、該当施設を有する事業者に対し、広域的に対処するため、県毒劇物協会のも

*1 火薬類関係事業所数(資料2-8-3)

*2 県内広域圏毎の種別別毒物劇物取扱事業所数一覧(資料2-8-4)、県内広域圏毎の毒物劇物業務上取扱事業所一覧表(資料2-8-5)、県毒劇物協会備蓄品一覧(資料2-8-6)、毒物劇物製造業登録施設一覧(資料2-8-7)

とに組織化するよう働きかける。

- 5 県は、毒物の安全性の確保のため毒物等を所掌する販売業者、製造業者及び取扱業者に対して、関係機関・団体と協力して指導を行い、警察は取締りを行う。
- 6 県毒劇物協会は、災害対策用連絡網及び支援体制(中和剤、防毒器良)を確立する。

第9節 職員の配備体制(県、市町村・防災関係機関)

第1 目的

県内において地震により災害が発生し、又は発生するおそれがある場合には、県、市町村及び防災関係機関は、その機能の全てを挙げて迅速に災害応急対策を推進するため、災害の規模に応じて必要な職員を配備・動員し、その活動体制に万全を期すものとする。このため、県、市町村及び防災関係機関は、平常時から組織ごとの配備・動員計画を定めておくものとする。

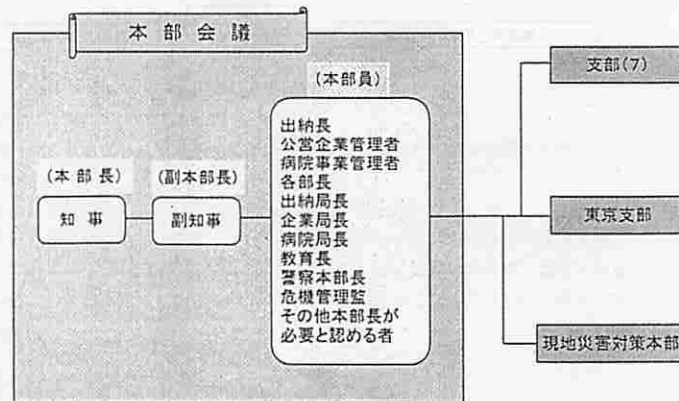
なお、休日、夜間等の勤務時間外の参集体制についても、同様に定めておくものとする。

第2 県の配備体制

1 災害対策本部⁹⁾

(1) 災害対策本部の組織

宮城県災害対策本部の組織は、「宮城県災害対策本部条例」(昭和36年条例第223号)及び「宮城県災害対策本部要綱」に基づきあらかじめ定めており、策定済みの各種マニュアルを活用し、宮城県災害対策本部の体制運用を行っている。



⁹⁾ 宮城県災害対策本部条例(資料2-9-1)、宮城県災害対策本部要綱(資料2-9-2)、宮城県災害対策本部事務局の組織及び運営に関する要領(資料2-9-3)

(2) 指揮命令系統

知事が不在等により災害対策本部長として指揮を執れない場合、副知事、総務部長の順に指揮を執る。各支部において地方振興事務所長が指揮を執れない場合、副所長がこれに代わるものとする。以下の順位については、支部毎に別途定める。

(3) 災害対策本部の設置及び廃止

災害対策本部は、県内に相当規模以上の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、自動的に設置(県内で震度6弱以上の地震が観測されたとき)し、災害の危機が解消し、又は災害に対する応急対策がおおむね完了したと知事が認めるときに廃止する。そのために、平常時から、自動設置となる場合と、知事が必要と認めた場合における指示系統をあらかじめ周知しておく。

なお、設置及び廃止した場合は、その旨を直ちに公表するとともに、県本部の標識を県災害対策本部前に掲示する。

(公表先機関、及び担当課)

公表先	国(消防庁)	報道機関	市町村	気象台	自衛隊	日赤宮城県支部	防災関係機関
担当課	危機対策課	広報課	危機対策課	同左	同左	保健福祉総務課	危機対策課

(4) 本部の運営

次の組織を運営するに当たって、平常時から各組織の構成メンバー、設置の際の連絡系統等についてあらかじめ周知しておく。

イ 本部会議

本部長は、本部長、副本部長及び本部員で構成する本部会議を開催し、災害応急対策に関する基本的事項について協議決定する。

ロ 部

部は、本庁における災害対策活動組織として、本部会議の決定した方針に基づき災害対策業務を行う。

ハ 支部

支部は、災害現地における災害対策活動組織として、各部及び管内市町村等と連携し、災害対策業務に従事する。

ニ 現地災害対策本部

知事は、局地災害の応急対策を強力に推進するため特に必要であると認めるとき、災害対策本部に現地災害対策本部を設置し、災害地において当該災害対策本部の事務の一部を行う。

ホ 非常(緊急)災害現地対策本部との連携

国が非常(緊急)災害現地対策本部を設置したときは、当該現地対策本部と密

接な連携を図り、適切な災害応急対策の実施に努める。

2 警戒本部^{※1}

県内で震度4を観測したときに警戒本部を、震度5(弱,強)を観測したときに特別警戒本部を自動的に設置し、災害応急対策を実施する。

3 県職員の動員配備

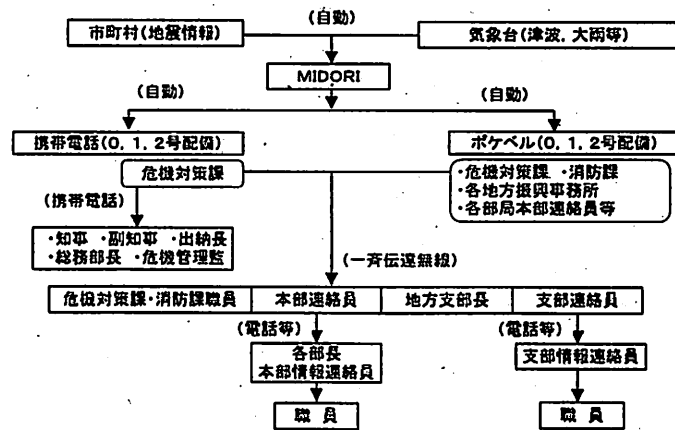
(1) 配備体制

県職員の配備体制の基礎及び内容をあらかじめ定めておくとともに、基準に対応した所要の職員の配備を定めておく。ただし、警察^{※2}については、警察本部長の定めるところによる。また、三陸南地震、宮城県北部連続地震における災害対応等の教訓を踏まえ、24時間対応などの体制整備を図る。

(2) 伝達系統

職員の非常招集の概要は次の系統で伝達するものとし、細部の連絡系統について各組織にあらかじめ周知する。

イ MIDORI システム、一斉伝達無線を使用した場合



ロ ラジオ・テレビによる場合

本部事務局長は、必要に応じ「災害時における放送要請に関する協定」等に基づき、NHK、東北放送、仙台放送、宮城テレビ放送、東日本放送、エフエム仙台に非常招集に関する放送を要請し、職員に伝達する。

※1 災害対策警戒配備要領(資料2-9-4)

※2 宮城県警察災害警備本部編成表(資料2-9-5)

(3) 職員の応急配備

初動時における非常配備については、各部の分掌事務に応じて作成された配備編成計画によるものとする。

また、初動時対応可能な複数の職員を事前に指定し、本部及び支店事務局の初動体制の構築を図る。^{※1}

(4) 市町村への職員の派遣

被災市町村への災害対策支援のため、次の職員を派遣する。

イ 初動期における情報収集・連絡調整のための派遣

震度6弱以上を観測した市町村との連携強化を図るため、初動期における被害情報の収集及び県と市町村の連絡調整を行うため、あらかじめ指定した職員を派遣する。

ロ 災害対策現地支援調整チームの派遣

被災市町村に対し、災害応急対策等の支援及び連絡調整を図るため、関係機関の長と調整し、専門的知識を有する職員等で構成するチームを決定し派遣する。

(5) 他部局等からの職員の応援

各班の災害応急対策の実施に当たって職員が不足するときは、次の方法により他の本部班、支店班から応援を受ける。

イ 県本部における応援

県本部の各班で人員不足等により他部職員の応援を受けようとするときは、次の条件を示して各部長が本部長に要請する。本部長は、各班の作業状況を確認の上、職員応援の調整を行う。

(条件)・作業内容・従事場所・従事期間・応援を必要とする職種及び人員・携帯品

ロ 地方支店における応援

地方支店の各班で他班職員の応援を受けようとするときは、各班長が支店長に要請する。支店長は地方支店内の作業状況を確認の上、余裕のある班に応援を要請するものとするが、当該地方支店に余裕がないと判断した際には、その旨本部に連絡し、指示を受ける。提示する条件は本部の例に準じる。

4 災害復旧(復興)対策本部の設置及び廃止

災害の危機が解消し、又は災害に対する応急対策が概ね完了したと知事が認め、災害対策本部を廃止した場合には、必要に応じて災害復旧(復興)対策を円滑かつ適切に推進するため、復旧(復興)対策本部を設置する。

※1 災害対策本部事務局等の初動態勢の確立を図るための職員の指定に関する要領(資料2-9-6)

2-9 職員の配備体制

復旧（復興）対策本部の運営に関し、必要な事項は被災の状況に応じ、その都度定める。

第3 市町村の配備体制

1 配備体制の明確化

市町村は、当該市町村の管内において地震（震度 4 以上）が発生した場合には、速やかに警戒本部等所定の配備体制が敷けるよう体制整備を図る。また管内で震度 6 弱以上の地震を観測したときには、市町村災害対策本部を自動的に設置する。この際、首長不在時の指し伝達体制についても定めておく。

2 職員参集手段等の検討

休日、夜間等勤務時間外に地震等が発生した場合を想定し、特に首長等幹部職員及び災害担当課職員の参集手段について検討し、速やかな災害対策本部の立ち上げが可能な体制を構築しておく。

第4 防災関係機関等の配備体制

地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、必要な職員を動員し、県及び市町村等と相互に協力の上、総合的な防災対策の推進を図るため、法令、防災業務計画、県地域防災計画等の定めるところにより、その所掌事務に係る災害応急対策を速やかに実施できる体制を整備する。また、各防災関係機関間の連携を確保するため、必要に応じて県災害対策本部への要員の派遣について、あらかじめ定めておく。

病院、不特定多数の集客施設、老人ホーム等災害弱者収容施設、公営住宅、教育施設等の管理者は、大規模地震災害に備えて職員の緊急配備体制を整備する。

第10節 情報通信網の整備(県総務部、企画部、市町村、防災関係機関、各放送会社)

第1 目的

大規模震災時には、NTT回線等通信回線の不通あるいはふくそうといった事態が予想されることから、県、市町村及び防災関係機関は、情報収集、伝達手段の複数化を積極的に進めるとともに、防災通信網の確保・整備充実及び施設の耐震化を図り、災害発生時の応急対策を迅速に推進するものとする。

また、放送機関については、被害状況の報道、県民への的確な情報の提供が強く求められていることから、放送用施設の耐震化等に努めるものとする。

第2 県における災害通信網の整備

1 県防災無線の整備充実^{※1}

地震による被害が被災地方公共団体等の中枢機能に重大な影響を及ぼす事態に備え、県は、市町村、他都道府県、国その他防災関係機関との連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう情報伝達の多ルート化及び情報交換のための収集・連絡体制の整備及び明確化など有事即応体制の確立に努める。

(1) 災害時における緊急情報連絡の高度化及び多様化に対応するため、地城衛星通信ネットワークの衛星系地球局を県庁、合同庁舎、市町村、消防本部、その他重要な防災関係機関等に設置し、併せて関連する地上系防災無線の充実・強化を図り運用している。

(2) 災害に強い伝送路を構築するため、地城衛星通信ネットワーク系の整備、地上系防災無線主要幹線の伝送路の多ルート化及び主要装置の多重化を行い、相互の連携により運用している。また、県機関と、市町村、消防本部間の地上系回線においても、災害時通信のふくそう等を回避するため、MCA方式により運用している。さらに、国、県、市町村等の相互接続等により、ネットワーク間の連携の確保を図る。

(3) 衛星系通信網の映像設備においては、高性能な第2世代ネットワーク設備を早期に整備するものとし、併せて関連する地上系・有線系の充実・強化を図る。

2 県と国を結ぶ防災無線網等の整備

(1) 災害対策基本法、消防組織法等に基づき、災害時等において県と総務省消防庁との間における情報伝達に必要な通信の確保のため、消防庁消防防災無線網を整備し運用している。

^{※1} 宮城県地城衛星通信ネットワーク構成図(資料2-10-1)、宮城県地城衛星通信ネットワーク系統図(資料2-10-2)

(2) 防災情報の早期収集、情報伝達の迅速化等の災害対策に万全を期すため、内閣総理大臣官邸及び非常災害対策本部と県災害対策本部等との間に、緊急連絡用の無線回線(中央防災無線)を整備し運用している。

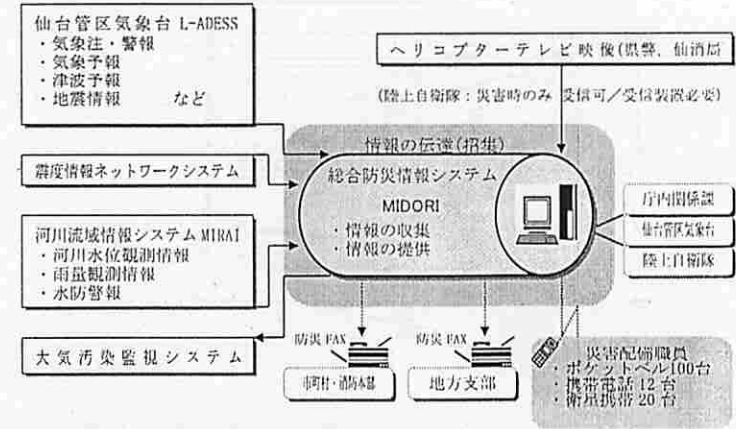
3 総合防災情報システムの機能拡充

県は、「宮城県総合防災情報システム(MIDORI)」を運用し、地震、津波、風水害等の自然災害における情報を的確に収集すると同時に、市町村、消防本部等に対し迅速な情報の収集・伝達し、被害の拡大防止を図っている。

今後、さらにシステムの機能拡充により、急速に発展する情報ネットワークや技術革新に対応することとしている。

(1) 仙台管区気象台から受信した気象予警報は、地城衛星通信ネットワークを活用して市町村や消防本部等の防災関係機関に自動配信している。

(2) 防災担当者が所持する携帯電話に気象予警報、ポケットベルに震度情報(震度4以上)及び津波予警報を一斉伝達するため、総合防災情報システムの再整備を行い、緊急時における職員参集等、迅速な初動体制の確保を図っている。



宮城県総合防災情報システム概要図

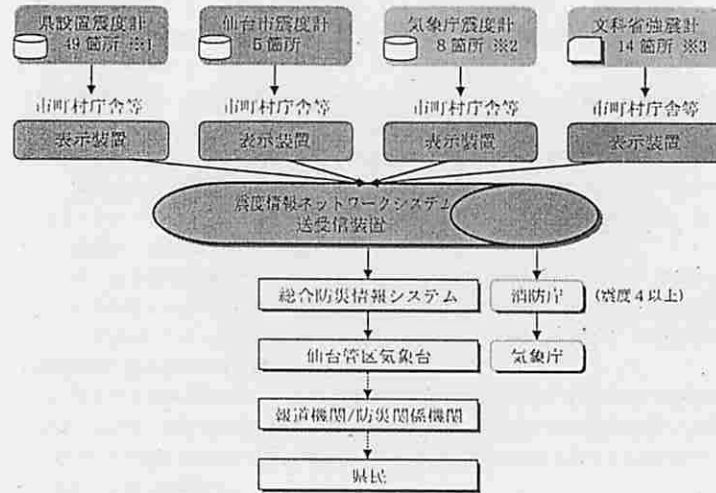
4 震度情報ネットワークシステムの整備^{※1}

県内各市町村に震度計等を設置し、即時に県内各地の震度情報を県に収集することを目的に、震度情報ネットワークシステムを運用しており、地震発生時の迅速な初動

^{※1} 震度情報ネットワークシステムに係る計測震度計等設置場所一覧(資料2-10-3)

体制、被害推定、応急対策活動を図っている。

今後、さらに仙台管区気象台などの関係機関と連携し、システムの機能充実に努める。



震度情報ネットワークシステム概要図

※1 県設置震度計 下記以外の市町村

※2 気象庁震度計 古川市、気仙沼市、柴田町、松島町、涌谷町、栗駒町、中田町、志津川町（気象庁震度計13基のうちネットワークに接続のもの8基）

※3 文科省強震計 仙台市(宮城野区)、石巻市、塩竈市、白石市、角田市、岩沼市、大和町、鳴子町、築館町、東和町、豊里町、北上町、牡鹿町、歌津町

5 大規模災害時緊急情報連絡システムの整備^{※1}

地震や津波等による大規模・広範囲な災害が発生したときに、県が保有する正確かつ適切な最新情報(避難指示・勧告、被害状況等)をテレビ・ラジオ等を通して、知事等が直接リアルタイムで県災害対策本部の控室にあるテレビスタジオから県民に提供

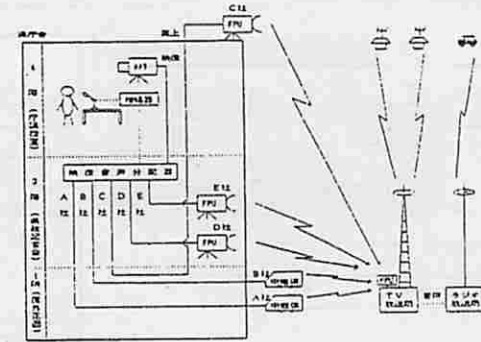
※1 大規模災害時緊急情報連絡システムに関する覚書及び実施細目(資料2-10-4)

するシステムの整備を行っている。

(システムの流れ)

大規模災害の発生→知事が放送5社(NHK・東北放送・仙台放送・宮城テレビ・東日本放送)に対して放送の実施を要請→放送5社受諾→放送(行政庁舎4階庁議控室をテレビスタジオとして、NHKが代表取材し、民放4社に分配)

(システムの概念図)



6 ヘリコプターテレビ画像伝送システムの整備^{※1}

被災現場の状況等を県警及び仙台市消防からのヘリコプターテレビシステム等により収集し、迅速かつ的確に災害対策本部等の中枢機関に電送する画像伝送システムを整備し運用している。

7 インターネットの活用

(1) 住民への情報提供

近年のインターネットの急速な普及状況を踏まえ、災害時における住民等への関係情報を迅速、的確に行うシステムの整備を推進する。

イ インターネット情報提供システムの整備

ロ 総合防災情報システムとの連携による情報提供システムの整備

ハ 道路交通情報の提供

(2) 広域的な情報提供及び通信体制の整備

大規模災害時における被害情報を県外に広く伝えるため、インターネットのホ

※1 ヘリコプターテレビ電送システムによる情報提供に関する協定書(資料2-10-5)

ホームページを活用する体制を整備するとともに、Eメール(インターネットの電子メール)を活用した他県等との通信連絡体制を整備する。

8 行政情報ネットワークの充実強化

(1) 本庁舎LAN, 合同庁舎LANの強化

災害時において、総合防災情報システム、基幹業務システム等が安定的に稼働するとともに、インターネットを全庁的に利用できる体制を維持するため、LANシステムの再構築を行う。

(2) 県, 市町村間ネットワークの整備

総合防災情報システムを市町村でも十分に活用できるよう、県, 市町村間を結ぶ、広域ネットワークを充実・強化する。

9 非常通信体制の整備

県は、国, 市町村その他防災関係機関との連絡が、相互に迅速かつ確実に行えるよう、情報伝達ルートが多重化及び情報交換のための収集・連絡体制の明確化などの体制確立に努めるものとし、東北総合通信局及び東北地方非常通信協議会と連携しつつ、非常通信計画の作成、非常通信訓練の実施、無線設備の総点検を行い、非常通信体制の整備に努めるものとする。

10 地域住民に対する通信手段の整備

県は、災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、CATV, コミュニティFM等のメディアの活用、アマチュア無線等情報ボランティアの協力等について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

第3 市町村における災害通信網の整備

1 市町村防災無線の整備充実^{*1}

市町村は、大規模災害時における住民等への情報提供や被害情報等の収集伝達手段として、市町村防災行政無線等の整備拡充に努めるとともに、市町村防災行政無線の本整備市町村は、必要に応じ同報無線、地域防災無線等の導入に努める。また、停電時の電源を確保するため、無停電電源装置、直流電源装置、非常用発電設備等の非常用電源設備の整備を促進するものとし、各設備等については耐震性の強化に努める。

2 職員募集等防災システムの整備

災害時における迅速な災害情報収集体制を図るため、県で整備した震度情報ネットワークシステム等を利用し、市町村職員が緊急的に自主募集できるシステムの構築を検討するとともに、初動時において情報収集連絡体制の確立に努める。

3 地域住民に対する通信手段の整備

災害時の情報伝達手段として、防災行政無線のみならず、CATV, コミュニティFM等

*1 市町村等における無線通信施設等一覧(資料2-10-6)

のメディアの活用、アマチュア無線等情報ボランティアの協力等について検討し、災害時における多様な通信連絡手段の整備充実に努める。

第4 防災関係機関における災害通信網の整備^{*1}

防災関係機関は、大規模災害時における被害状況等の情報収集伝達手段として、各機関が各々整備している専用又は無線等設備の充実を図るとともに、必要に応じ既設以外の通信回線導入等について検討を加え、県及び市町村等と連携強化が図られるよう努める。また、停電時の電源を確保するため、非常用電源設備の整備を促進するものとし、各設備等については、耐震性の強化に努める。

1 消防無線通信施設

消防機関においては、災害時における情報伝達が確実に行えるように連絡体制を整備する。消防機関の無線通信施設として固定局、基地局のほか、車載、携帯等の移動局を整備し、常日頃から無線通信施設の保守点検等保守管理体制の充実に努め、災害時の通信手段の確保に努める。

県は、市町村、消防機関に対して消防無線通信施設の整備を指導し、市町村、消防本部はこれらの整備推進に努める。

2 警察情報通信施設^{*2}

警察は、災害時の情報手段を確保するため、次の事項について推進を図る。

- (1) 情報通信施設の耐震性の強化を図る。
- (2) 定期的に非常電源の設備の保守点検を行い、機器の保全に努める。
- (3) 災害時の応急復旧のための出動体制等の整備を図る。

第5 放送施設の整備

1 日本放送協会仙台放送局

(1) 現況

公共放送としての協会の使命を遂成するため、地震災害に際しては、速やかに取材放送体制を確立し、放送の送出及び受信を行う。そのため、平常時から以下の項目について整備を進めるとともに、職員に対する防災教育や各種防災訓練を実施している。

- イ 局舎及び放送施設の耐震対策
- ロ 非常持出機器の指定及び整備
- ハ 消耗品、器材等の一定量の常備

*1 東北地方整備局宮城県内通信系統図(資料2-10-7)、電力保安通信施設の概要(資料2-10-8)、東日本旅客鉄道株式会社仙台支社無線設備概要(資料2-10-9)

*2 宮城県警察本部超短波通信系(資料2-10-10)

- ニ 無線中継状態の把握
- ホ 移動無線機等の伝播試験
- ハ 緊急交通路の調査
- ト 局舎・送付所等が被災した場合の仮設放送設備の確保
- チ その他必要と認められる事項

(2) 計画目標

放送を確保するため、施設面では、局舎等の耐震補強、放送設備・機器等の耐震対策を一層推進する。また、地震・津波情報、災害情報等を迅速かつ正確に放送するため、緊急初動体制を強化するとともに、通信・連絡設備の充実を図る。

(3) 実施計画

放送施設・設備・機器等については、耐震補強対策を継続して実施する。

非常災害対策マニュアルを定期的に見直し、緊急初動体制の一層の強化を図る。初動段階でいち早く情報を収集し放送に生かすため、24時間稼働し災害などの現場に遭遇する機会が多いタクシーから災害情報の提供を受ける「タクシー防災レポート制度」を県内のタクシー会社23社の協力を得て、平成9年1月に発足し、現在に至る。

また、衛星を利用した通信・連絡設備の充実を図るとともに、定期的に訓練を行い、非常災害対策の強化に努める。

2 東北放送株式会社

(1) 現況

非常災害発生時の地域情報発信基地としての役割を果たすため、次のような状況にある。

- イ 緊急報道マニュアルに沿った情報収集とラジオ・テレビ放送の確保
- ロ 緊急報道マニュアルによる社内取材体制と連絡系統の確立
- ハ 通常放送設備使用不能時に備えた非常用放送設備の充実・拡充
- ニ 放送確保のための建物内安全確保の実施と食料品、消耗品などの備蓄

(2) 計画目標

放送の確保、取材・情報収集網の確立、建物の安全対策などについてさらに充実させる。

- イ 放送の確保については、大規模地震で建物が倒壊した場合を想定した設備計画を重点に検討していく。
- ロ 情報収集のための取材活動のあり方、マイクロ中継網の整備、全国的ネットワークによる情報網での協力体制の強化などを推進していく。
- ハ 建物の安全対策として当面建物内重量バランスの改善と部分的補強工事を実施していく。

(3) 実施計画

計画目標に沿って年次計画を立てて実施していく。

計画目標のうち情報収集の強化について(宮城県タクシー協会仙台支部と協力し、「TBCタクシー防災レポート制度」を始めた。これは昼夜を問わず働き、災害などの現場に遭遇する機会が多いタクシーのうち20社・20台(スタート時)を「タクシー防災レポート車」に指定し、目撃情報をいち早く提供してもらいラジオ、テレビで放送することによりできるだけ被害を少なくしようというものである。

3 株式会社仙台放送

(1) 現況

非常災害に際し、放送機能の維持確保を図るため「非常災害基本マニュアル」を策定し、これに基づき定期的に非常災害訓練を実施している。

万一、仙台放送が発局としての機能を一時的にでも果たせなくなった場合は、系列の隣接局又はキー局がカバーできるように年一回系列でも非常災害訓練を実施している。

本社庶務所、主たる送信所においては、非常用電源設備、予備送信機を設置し、予備中継回線、重要機器の耐震工事、燃料確保、動員計画等を配している。

(2) 目標

地震等災害発生に備え、放送を通じた的確な情報伝達の機能を果たすため、施設の耐震補強、放送設備・機器等の耐震対策を推進する。

緊急初動体制を強化するとともに、放送機器や回線に障害が発生したときの緊急対策を整備する。

パソコン通信、アマチュア無線の活用についても積極的に取り入れる。

従業員の防災思想の高揚に努め、災害対策、非常時対応の知識を周知徹底する。

(3) 実施計画

定期点検を充実させ非常災害に備えるよう放送設備の整備保全に努める。

また、インターネットや衛星電話など新技術の導入による通信・連絡設備を整備し、これらに基づく実践的な訓練を通じて非常災害対策の充実・強化を図る。

4 株式会社宮城テレビ放送

(1) 現況

大規模災害に備え、放送業務を遂行するための「非常災害対策要綱」を策定している。これに基づき放送設備の充実を図っている。

イ 放送設備については、昭和53年の「宮城県沖地震」を教訓に耐震対策を実施している。

ロ 大規模災害に備え、電力の確保、非常用発電による放送用電源設備の整備を行っている。

- ハ 親局、中継局の点検を定期的に行っている。
 - ニ 「非常災害対策要綱」を全社員及び協力会社に配付し、意識の啓発を行っている。
- (2) 計画目標
- イ 各地の災害情報取得のため、必要な個所に情報カメラを設置し、素材伝送用のマイクロルートを構築する。
 - ロ 連絡手段を確保する。
- (3) 実施計画
- イ FPU受信基地の自動追尾化(ヘリコプター対応)(H7.11月実施)
 - ロ 室根山マイクロ中継基地局の設置(H8.11月稼動)
 - ハ 衛星電話の導入
 - ニ SNGデジタル化による、4チャンネル化(H10.4月稼動)
- 5 株式会社東日本放送
- (1) 現況
- イ 地震災害に際し放送機能の維持確保のため「非常災害対策規定」を策定し、これに基づき放送施設の防災及び緊急放送体制の充実に努めている。
 - ロ 非常災害の放送機能の維持確保のため、機材の点検整備・耐震対策を実施している。
 - ハ 本社演奏所、主たる送信所においては非常用電源設備、常時並列運転送信機の設備、予備中継回線、重要機器の耐震工事、燃料確保、動員計画等を配している。
- (2) 計画目標
- イ 放送設備の倒壊防止対策
 - ロ 無停電電源装置施設
 - ハ 局舎の耐震補強
 - ニ 空中線系の点検整備
- ※ 上記の各項の細部についての点検・補強を推進する。
- (3) 実施計画
- イ 放送設備の定期点検を充実させ、非常災害に備えるよう設備の整備を実施する。
 - ロ 非常災害に即応できるよう要員の動員計画、物資の整備、放送機能の確保についてさらに具体的な検討を行う。
- 6 株式会社エフエム仙台
- (1) 地震災害に際し放送局としての機能を維持確保するため、「非常事態対策要領」を策定し、平常時からこれに基づき、機器の整備をするとともに、社員の防災思

- 想の普及及び各種訓練を実施している。
- (2) 本社演奏所には、独自の非常用発電設備を設置し、商用電源の停電に備えている。
- (3) 演奏所が使用不能になったとき、送信所から直接放送を行えるように機材の整備を行っている。

※ 「タクシー防災レポート車」とは

宮城県タクシー協会と東北放送網及びNHK仙台放送局とが連携し、本朝虎の趣旨を理解した上、活動に必要な諸費用を自己負担し協力する会社を募り発足した制度である。

大規模地震発生時等において委嘱されたタクシー乗務員がボランティアでレポーターとなり、乗客や自らの安全を確保しながら、携帯電話で、指定された特定のタクシー(防災レポート車)から東北放送網及びNHK仙台放送局に対して災害現場周辺や道路の状況を情報提供し、その情報をリスナーに放送することにより、災害報道として役立てようとするもの。

また、補助活動として、災害の初期消火や救助に協力するため、消火器、ロープ、バール、ノコギリ、ジャッキ、救急セット等の機材を無償提供するもの。

なお、防災レポート車は、車両の左右リアフェンダーに黄色の「勇」マークと「防災レポート車」の表示ステッカーを貼付し、ルーフには上空からも確認できる表示をしている。

第11節 防災拠点等の整備(県、県警察本部、市町村、防災関係機関)

第1 目的

震災時における防災対策を推進する上で重要となる防災拠点等について、整備・拡充を図るものとする。また、災害時に必要となる防災物資・資機材等の整備については、防災活動拠点と関連づけて整備・拡充を図るものとする。

第2 防災拠点の整備

- 1 県は、広域的な応援人員の集結や各種資機材・物資の集積が可能となる防災拠点施設として既存施設の活用等を市町村と連携し検討する。
また、併せて平時の一般県民向けの防災教育施設としての利用についても検討する。
なお、地域における防災拠点にも活用できる県合同庁舎について、老朽化が進んでいるものについて改築及び耐震化を進める。
- 2 市町村は、庁舎の耐震化及び大規模地震災害時の災害対策本部機能の代替性の確保に努めるものとする。
また、災害現場での災害応急活動が迅速かつ川津に実施されるように、学区単位でのコミュニティ防災活動拠点の整備充実に努める。
- 3 防災関係機関は、災害対策を講じる上で重要となる拠点の耐震化を図るとともに、迅速かつ的確な災害応急対策の実施に必要な防災活動拠点の整備充実に努める。

第3 防災ヘリポートの整備

県では、平成4年2月に防災ヘリコプター「みやぎ」を導入し、民間ヘリポートを基地として各種災害に対応していたが、平成13年2月に、県と仙台市の共同事業として、仙台市若林区荒浜地内に新しいヘリポートを整備し供用を開始している。
当該ヘリポートは、夜間の離着陸が可能であり、平成13年4月からは、県と仙台市による隔日交替の24時間運行体制を敷き、夜間時における救急活動や災害時の上空調査等を行い、県民の安全な暮らしの確保に努めている。また、ヘリコプターの離着陸が可能な面積は10,000㎡以上を有しており、災害時における他都道府県等からの応援ヘリコプターの集結場所としての利用が可能である。

第4 防災用資機材等の整備

- 1 県が整備する資機材⁹⁾
 - (1) 防災用資機材

応急活動用資機材について、防災活動拠点の整備と関連づけて整備充実に図る。

⁹⁾ 主要建設機械の保有台数一覧表(県土木部)(資料2-11-1)、県有水防倉庫備蓄量一覧(資料2-11-2)、防災資機材センター防災資機材の保有状況(資料2-11-3)、林野火災空中用資機材備蓄状況(資料2-11-4)

- (2) 水防用資機材
地震災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備充実に図る。
 - (3) 防災特殊車両等
災害対策に必要な防災ヘリコプター、特殊車両の整備充実に図る。
 - (4) 化学消火薬剤等
化学消火薬剤等を備蓄する。
なお、関係機関、団体等が保持している防災用資機材についても、災害時に速やかに調達・活用できるように、あらかじめ連携体制の整備に努める。
- 2 市町村が整備する資機材
 - (1) 防災用資機材
応急活動用資機材の整備充実に、防災活動拠点の整備と関連づけて整備充実に図る。また、災害時の自主防災組織の円滑な活動に必要な防災資機材の整備充実に努める。
 - (2) 水防用資機材
地震災害時における水防用資機材の充実強化を図るとともに、二次災害等被害の拡大防止に資する資機材の整備充実に図る。
 - (3) 防災特殊車両等
災害対策に必要な車両等の整備充実に図る。
 - (4) 化学消火薬剤等
化学消火薬剤等の備蓄に努める。
なお、関係機関、団体等が保持している防災用資機材についても、災害時に速やかに調達・活用できるように、あらかじめ連携体制の整備に努める。
 - 3 防災関係機関¹⁰⁾
迅速かつ的確な災害応急対策の実施に当たり必要となる防災用資機材の整備充実に図る。

¹⁰⁾ 主要建設機械の保有台数(資料2-11-5)、林野火災防ぎょ資機材整備状況(資料2-11-6)、巡視船艇・航空機の配備状況(資料2-11-7)、巡視船艇等防災施設一覧表(資料2-11-8)、陸上自衛隊災害派遣可能装備品(資料2-11-9)

第12節 相互応援体制の整備(県総務部、土木部、県警察本部、市町村、東北管区警察局、東北地方整備局)

第1 目的

大規模地震災害時には、その業務量と時間的制約等により、被災地の地方公共団体等だけの災害応急対策の実施が困難となる場合があることから、迅速かつ的確な防災対策を実施するに当たって、被災していない地域の機関等の協力が必要となる。このため、他の地方公共団体間との広域的相互応援体制の整備充実を図るものとする。

第2 市町村間の応援協定

1 相互応援協定の締結^{※1}等

各市町村間相互の応援・協力活動等が円滑に行われるように、各市町村長は必要に応じて事前に災害時の相互応援に関する協定を締結するなど、その体制を整備し、相互応援協定を締結する場合、次の事項に留意し、実践的な内容にする。

(1) 連絡体制の確保

- イ 災害時における連絡担当部局の選定
- ロ 夜間における連絡体制の確保

(2) 円滑な応援要請

- イ 主な応援要請事項の選定
- ロ 被害情報等の応援実施に必要な情報の伝達

2 県内全市町村間の相互応援協定

県及び市町村は、災害時における「宮城県市町村相互応援協定」に基づき、平常時から連携強化を図り相互応援体制の確立に努めるものとする。

3 訓練及び情報交換の実施

相互応援体制の強化充実に資するため、必要に応じ協定締結市町村間での平常時における訓練及び災害時の具体的な応援等に係る情報交換を行う。

第3 消防相互応援体制の整備

大規模地震災害時には、被災地の地方公共団体だけで全ての対策を実施することは困難であり、また、隣接する地方公共団体は、同時に大きな被害を受ける可能性もあるため、広域的な地方公共団体間の消防相互応援体制を確立しておくことが必要である。本県では「宮城県広域消防相互応援協定^{※2}」、「宮城県広域航空消防応援協定^{※3}」

※1 市町村相互応援協定の締結状況(資料2-12-1)

※2 宮城県広域消防相互応援協定書(資料2-12-2)

※3 宮城県広域航空消防応援協定書(資料2-12-3)、宮城県内航空消防応援協定書(資料2-12-4)

及び「宮城県防災ヘリコプターを使用した大規模特殊災害時における広域航空消防応援に関する協定^{※1}」を締結し、県内における広域応援体制の整備を図っているが、今後ともこれらの協定に基づく防災訓練等を通じて、消防相互応援体制の実効性の確保に努める。

第4 他都道府県との応援体制の整備

1 北海道・東北8道県における相互応援

知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道及び新潟県を含む東北8道県で締結した「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定^{※2}」に基づき、応援を要請する。

(協定の主な特徴)

(1) 自主的な相互応援

ヘリコプターを活用した緊急被災情報収集体制を確立し、被災道県の情報収集を行い、状況に応じ自主的、積極的な相互応援を行う。

※ 宮城県が被災した場合のヘリによる緊急被災情報収集体制…(正)岩手県(副)北海道

(2) 実践的相互応援

8道県の防災体制の連携強化と応急応援を迅速、円滑に行うため、応援調整道県を定めるとともに、被災道県の災害対策本部に応援調整道県より連絡調整員を派遣し、応援に係る連絡調整業務を行う。

※ 宮城県が被災した場合の応援調整道県…(第1順位)山形県 (第2順位)福島県 (第3順位)北海道

(3) 具体的な相互応援

各道県が応援可能とする具体的項目については、相互に資料を交換し、被災道県において必要な応援要請を迅速、的確に行う。

2 全国知事会における相互応援

知事は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づく応急対策が十分に実施できない場合には、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定^{※3}」に基づく応援の要請を全国知事会事務局に対して行う。

※ 宮城県が被災した場合の応援調整道県…新潟県

※1 宮城県防災ヘリコプターを使用した大規模特殊災害時における広域航空消防応援に関する協定書(資料2-12-5)

※2 大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定(資料2-12-6)

※3 全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定(資料2-12-7)

3 東北地方における国土交通省所管公共施設の災害時の相互応援

「東北地方における建設省所管公共施設の災害時の相互応援に関する申し合わせ^{※1}」により、県上本部は、大規模災害発生直後に、円滑かつ迅速な応急復旧を行うため、各関係機関の応援協力を得る体制の整備に努める。

4 相互応援体制の強化充実

協定に基づく応援体制の実効性を確保するため、平常時においては大規模災害時の具体的な応援等に係る情報交換を行うとともに、必要に応じて各種訓練の実施に努める。

第5 緊急消防援助隊

緊急消防援助隊は、災害発生初期の救援活動を迅速に行うため、緊急消防援助隊要綱(平成12年12月25日付け消防救第315号消防庁長官通知)に基づき各都道府県に編成された全国規模の組織であり、各消防本部に所属する救助隊や救急隊などを事前に登録し、総務省消防庁長官の要請に応じて地震などの大規模災害時に被災地に出動する。

1 部隊編成^{※2}

- (1) 指揮支援部隊 ヘリコプター等により迅速に現地に展開し、被災状況の把握、消防庁との連絡調整、現地消防機関の指揮支援を行う。
- (2) 都道府県隊
 - イ 救助部隊 高度救助用資機材を備え、要救助者の探索、救助活動を行う。
 - ロ 救急部隊 高度救命用資機材を備え、救急活動を行う。
 - ハ 消防部隊 大規模火災発生時の延焼防止等消火活動を行う。
 - ニ 後方支援部隊 各隊の活動を支援するために、給水設備・トイレ・寝具等を備えた車両により必要な補給活動を行う。
 - ホ 航空部隊 消防・防災ヘリコプターを用いて消防活動を行う。
 - ヘ 特殊災害部隊 石油・化学火災、毒劇物・放射性物質災害等特殊な災害へ対応するための消防活動を行う。
- (3) 代表消防機関 都道府県隊の出動に関する連絡調整を行う。

2 車両及び資機材等の整備

県は、部隊編成した消防機関に対して、必要な車両、資機材等の整備促進を指導する。

3 訓練の実施

- (1) 北海道・東北8道県は、緊急消防援助隊北海道東北ブロック合同訓練推進協議会を設置し、毎年各道県持ち回りで合同訓練を実施する。

^{※1} 東北地方における建設省所管公共施設の災害時の相互応援に関する申し合わせ(資料2-12-8)

^{※2} 緊急消防援助隊部隊編成内容(資料2-12-9)

(2) 県は、消防機関と連絡調整を図り、宮城県隊の訓練を毎年実施する。

4 援助隊の出動計画

緊急消防援助隊要綱第12条第1項の規定に基づく宮城県隊の出動計画は、次による。

(1) 第1次出動都道府県区域(出動計画第1条)

	道県別	出動道県部隊	代表消防機関
①	宮城県	秋田、岩手、福島、山形県	仙台市消防局
②	北海道	青森、秋田、岩手、宮城県	札幌市消防局
③	青森県	秋田、岩手、山形、宮城県	青森地域広域行政事務組合消防本部
④	岩手県	青森、秋田、山形、宮城県	盛岡地区広域行政事務組合消防本部
⑤	秋田県	青森、岩手、山形、宮城県	秋田市消防本部
⑥	山形県	秋田、福島、新潟、宮城県	山形市消防本部
⑦	福島県	山形、新潟、栃木、宮城県	福島市消防本部

(2) 出動準備区域(出動計画第2条)

- イ 茨城県
- ロ 栃木県

第6 広域緊急援助隊の編成

広域緊急援助隊は、全国すべての都道府県警察に設置され、約4,000名(発足時)の隊員から構成されており、そのうち警視庁及び北海道警察を除く府県警察の広域緊急援助隊については、各管区警察局長のもと、管区広域緊急援助隊として編成されている。

広域緊急援助隊は、国内において大規模な災害が発生し、又はそのおそれがある場合、都道府県の枠を超えて迅速に出動し、直ちに被害情報や交通情報の収集、被災者の救出・救助、緊急交通路の確保等の活動に従事するものである。

なお、本県の警察においては、次のとおり配備、充実に努める。

- 1 警察は、広域緊急援助隊等災害警備部隊の編成と同部隊の整備、充実に努める。
- 2 広域緊急援助隊は、主として被害情報及び交通情報の収集、救出活動、緊急交通路の確保等の活動を行うため、先行情報班、救出救助班、交通対策班及び活動支援班の四つの班を編成する。
- 3 広域緊急援助隊等の災害警備部隊は、救助技術等の習熟訓練を行うとともに、救助関係機関との相互連携を図る。

第13節 緊急輸送体制の整備(県総務部、企画部、産業経済部、土木部、県警察本部、東北地方整備局、(社)宮城県トラック協会)

第1 目的

物資等の緊急輸送は、情報収集・伝達と併せて災害応急対策活動の中心をなすものであり、輸送路と輸送手段が確保されて初めて効率的な緊急輸送が可能となる。

このため、関係機関はあらかじめ緊急輸送路、輸送体制について定めておくものとする。

第2 緊急輸送道路の確保

1 緊急輸送道路ネットワーク^{※1}計画の策定、関係施設の整備

道路管理者は、関係機関と協議し地震発生後の避難、救助をはじめ物資の輸送、諸施設の復旧など応急対策活動を実施するため、事前に特に重要となる道路(「緊急輸送道路」という、以下同じ)を選定し、これらを有機的に連結させた緊急輸送道路ネットワーク計画を策定するとともに、当該道路の防災対策、震災対策の計画を定め整備を図る。また、港湾等管理者は、緊急輸送道路ネットワーク計画により防災拠点として位置づけられている港湾施設について、耐震化の整備等を進め、緊急輸送活動を支援するために必要な施設の確保に努める。

2 緊急輸送道路の整備

道路管理者は、緊急輸送道路の確保のため、障害物除去、応急復旧等に必要の人員、資機材の確保について関係機関と協議の上、協定等を締結する。

また、広域農道等の管理者は、緊急輸送道路として確保できるよう管理し、整備に努める。

3 交通規制等交通管理体制の整備^{※2}

警察は、緊急通行路を確保するため、必要な安全施設の整備事業又は交通管理対策に関して定める。

(1) 交通規制計画

災害による交通の混乱を防止し、住民等の避難路及び緊急通行路を確保するため、あらかじめ交通規制計画及び交通管制センター運用計画を策定する。

交通規制計画の策定に当たっては、次に掲げる道路について、避難計画、緊急輸送計画、道路啓開計画及び隣接する県警察等の交通規制計画と整合性のとれた計画を策定する。

イ 警察庁が指定する広域交通規制対象道路

※1 緊急輸送道路ネットワーク(資料2-13-1)

※2 警察官の措置命令等に関する覚書(資料2-13-2)

- ロ 緊急通行路、避難路その他の防災上重要な幹線道路
- ハ 高速度道路(インターチェンジについては個々のインターチェンジごと)
- ニ 広域的な避難場所等防災上重要な施設の周辺道路
- ホ 津波の来襲、崖崩れ等の発生が予想される施設の周辺道路
- ヘ 石油コンビナート等災害発生時に重大な火災の発生が予想される施設の周辺道路
- ト その他防災上交通規制計画を策定しておく必要のある道路

(2) 交通管理体制及び交通管制施設等の整備

災害発生時における広域交通管理体制の整備を図るとともに、信号機、交通情報板、交通管制センター等交通管制施設について、耐震性の確保と倒壊、破損等被害を受けた場合の緊急復旧体制の確立を図る。また、災害発生時の交通規制を円滑に行うため交通規制資機材の整備を図るとともに、警備業者等による交通誘導の実施やレッカー業者等による放電車両等の撤去の実施等応急対策業務に関して、協力方法、費用負担、災害補償、訓練の実施方法等について事前に協議を行い、協定等を締結するよう努める。

第3 緊急輸送体制

1 緊急通行車両に係る確認手続き^{※1}

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、知事及び県公安委員会が行う緊急通行車両に係る確認事務については、災害対策基本法に基づくものとする。

なお、県公安委員会は、緊急通行の交通需要を事前に把握するとともに、災害時における確認事務処理を省力化、効率化するため緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領に基づき行う。

2 関係機関の輸送体制

県及び(社)宮城県トラック協会は、緊急輸送に必要なトラックの調達について、あらかじめ協定を締結^{※2}し、車両の台数及び派遣箇所について常時対応できる体制^{※3}を整備する。

市町村においては、緊急輸送に必要なトラックの調達について、県等各機関との連携体制を整備するとともに、必要に応じて(社)宮城県トラック協会等と協定を締結する。

※1 緊急通行車両等の事前届出・確認手続等要領(資料2-13-3)

※2 緊急物資の輸送に関する協定書(資料2-13-4)

※3 宮城県トラック協会各支部保有トラック台数表(資料2-13-5)

第14節 医療救護体制の整備(県総務部、保健福祉部、病院局、市町村、東北厚生局、日本赤十字社宮城県支部、宮城県医師会、宮城県医薬品卸組合)

第1 目的。

大規模地震災害時には、同時に多数のけが人が出ることが予想され、また、交通機関、通信網の混乱等により迅速な医療救護活動ができなくなるおそれがある。

このため、県、市町村及び医療関係機関等は、災害発生時の対応について医薬品等の備蓄も含めて検討、整備するものとする。

第2 県の医療救護体制

1 災害拠点病院^{※1}の整備

県は、災害拠点病院として、「基幹災害医療センター」を県内に1箇所、「地域災害医療センター」を原則各二次医療圏ごとに設置する。

災害拠点病院の機能は、次の機能を有するよう整備する。

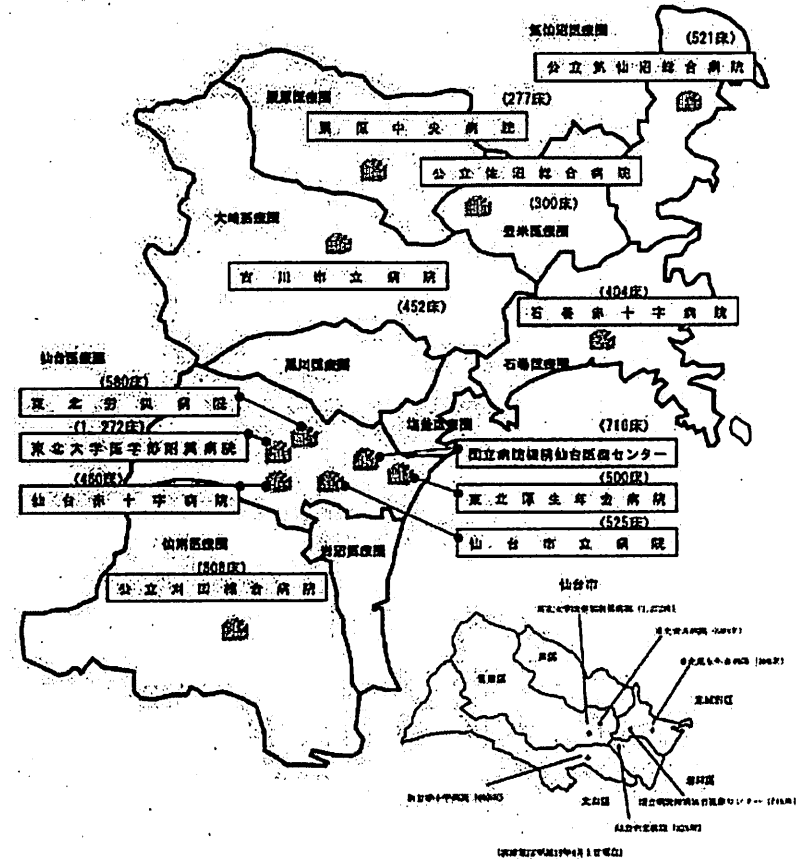
- イ 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能
- ロ 傷病者等の受け入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能
- ハ 自己完結型の医療救護チームの派遣機能
- ニ 地域の医療機関への応急用資機材の貸出機能

* 仙台・岩沼・塩釜・黒川医療圏における災害拠点病院の担当エリアについて
 県の被害想定(長町-利府断層の地震)をもとに、5つのエリア(仙台市中心部、仙台市東部及び塩釜地区、仙台市西部、仙台市南部及び名取岩沼地区、仙台市北部及び黒川地区)に分類し、担当する主病院を次のとおりとした。

- ・国立病院機構仙台医療センター-基幹災害医療センター
- ・仙台市立病院-仙台市中心部
- ・東北厚生年金病院-仙台市東部及び塩釜地区
- ・東北大学医学部附属病院-仙台市西部
- ・仙台赤十字病院-仙台市南部及び名取岩沼地区
- ・東北労災病院-仙台市北部及び黒川地区

※1 災害拠点病院指定状況(資料2-14-1)

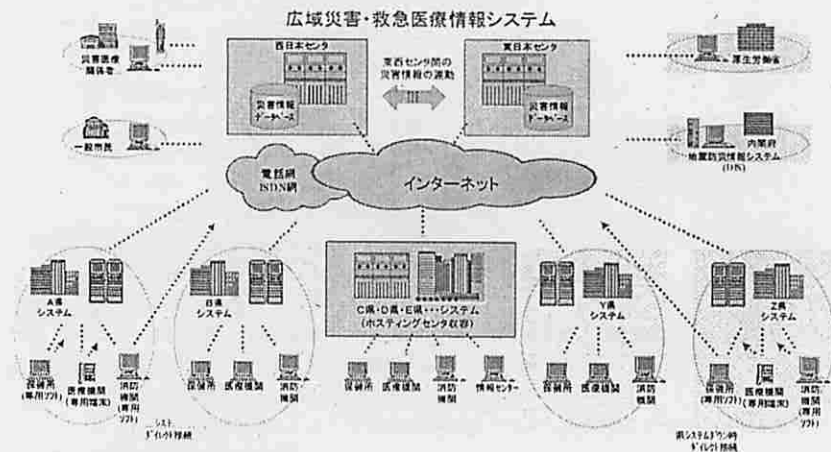
宮城県災害拠点病院位置図



2 広域災害・救急医療情報システム

災害時において、災害拠点病院の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保、医薬品等の備蓄状況等、災害医療にかかる総合的な情報収集及び提供を行えるよう整備するとともに、都道府県間の広域情報ネットワークを確立する。

○広域災害・救急医療情報システム全体図



3 災害時の関係団体との協力体制の確立及び災害時対応マニュアルの作成

県は、災害時の医療救護について、宮城県医師会等の関係団体と協定を締結し、さらに、災害時における被災地での医療及び医薬品等の支援体制、医療関係団体との協力体制、患者等の搬送方法等についてマニュアルを整備する。

4 災害時の搬送システムの整備

県は、災害時の医療に係る搬送として、「傷病者の搬送」（「災害現場からの被災地内の最寄の医療機関への搬送」、「災害現場あるいは災害現場の最寄の医療機関から後方医療機関への搬送(主として重傷者)」)、「医療救護スタッフの搬送」、「医薬品等の医療用物資の搬送」の3分野について、関係機関と連携を図り、搬送システムを整備する。特に、大規模地震災害時においてはヘリコプターでの搬送が効果的であることから、県防災ヘリコプターの運航体制を充実するとともに、防災関係機関、民間

会社等が所有するヘリコプターの運用について、関係機関・団体と連携を図る。

5 近隣道県との応援体制の確立

県は、本県において対処することが困難であるような大規模な災害が発生した場合における医療を確保するため、近隣道県との相互応援協力体制を確立する。

6 県立病院の体制整備

県は、災害時における県立病院の対応を定めた「病院防災マニュアル」等を整備するとともに、医療救護班の派遣要請に対応できるよう、次の人員を基準とする班編成等を定めておく。

医師1名 看護師2名 薬剤師1名

7 医薬品、医療資機材の整備

県は初期医療救護活動等に必要な救急医療セット^{※1}を保健所に配備し、緊急に必要とする医薬品、医療資機材については、宮城県医薬品卸組合と協定^{※2}を締結し医薬品卸売業者が流通備蓄として確保する。

第3 東北厚生局の体制

1 県内の国立病院・療養所(計5か所)、にそれぞれ次の構成で災害医療班が編成(配置)されている。また、厚生労働省の防災拠点病院(全国10か所)のひとつに指定されている国立仙台病院には、次の構成で拠点病院医療班(3班)が編成(配置)されている。

災害医療班、拠点病院医療班

医師1名、薬剤師1名、看護師2名、事務官1名、合計5名

2 防災拠点病院(国立仙台病院)には、災害地に向向いて救急処置を行う移動診療車(救急車)を保有しており、主な搭載医療機材は次のとおりである。

[搭載医療機材]

- ・自動吸引器
- ・患者監視装置
- ・CO2モニター
- ・自動心肺蘇生器
- ・新生児インキュベーター

3 災害拠点病院(国立仙台病院)は、通常消費する医薬品のほかに、災害時を想定した医薬品の備蓄^{※3}(約1週間程度)を確保しているほか、飲料水(約1,000トン)を確保している。

※1 救急医療セット内容リスト(資料2-14-2)

※2 非常災害用医薬品確保に関する協定書(資料2-14-3)

※3 備蓄医薬品リスト(資料2-14-4)

第4 日本赤十字社宮城県支部の体制

日本赤十字社宮城県支部は、救護員を確保し、その養成訓練を行い、救護材料を準備するほか、救護に関する組織及び装備を整備する。

(1) 救護員の登録・訓練

救護業務に従事させる必要な救護員を登録し、その養成を行う。

(2) 常備救護班の編成

救護班の編成基準は、医師1人、看護師長1人、看護師2人、主事2人とし、仙台赤十字病院・石巻赤十字病院に各4班の計8班を常備する。

(3) 救護装備の整備及び救護材料・血液製剤の準備

救護業務に必要な救急車等の装備を整備し、また、必要な救護材料及び血液製剤を準備する

(4) 災害救助法に係る防災体制の整備

災害救助法第32条の規定による都道府県知事からの委託(医療、助産及び死体の処理)については、宮城県知事と委託契約を締結し、災害が発生した場合には、この委託契約に基づき速やかに救護班を派遣し、被災地に救護所を開設する等して災害救護活動を行う。

(5) 医療施設・血液センターに係る災害予防対策

管下医療施設(仙台赤十字病院・石巻赤十字病院)は、災害時の患者受け入れ態勢、水・医薬品・医療材料等の備蓄機能を強化して、拠点となる医療体制の整備に努める。

また、管下宮城県赤十字血液センターは、災害時の血液製剤の供給体制及び需給調整体制を確立し、適正な在庫量の確保に努める。

第15節 火災予防対策^{*1} (県総務部、市町村、第二管区海上保安本部)

第1 目的

地震に伴う火災は、同時多発的に発生することが予想され、大規模災害になる可能性が高い。このため、県、市町村及び防災関係機関は、出火防止はもとより、初期消火、火災の延焼防止のため、火災予防対策の徹底に努めるものとする。

第2 出火防止、火災予防の徹底

地震発生時の出火要因には、熱源等としてのガス、石油、電気等の火気使用設備・器具のほかに危険物、化学薬品等からの出火が考えられ、相当数の火災の発生が予想される。このため、県及び消防機関は出火につながる要因を分析、検討し、あらゆる施策を講じて安全化を図る。

県民に対しては、防災意識の高揚と防災行動力の向上を図ることによって、地震発生時における出火をできる限り防止する。

1 火気使用設備・器具の安全化

過去の地震の被害状況から見て、地震時に火気使用設備・器具等から出火する危険性は極めて高いと考えられる。

消防機関は、火災予防条例に基づき、耐震安全装置付き石油燃焼器具の普及徹底、火気使用設備の固定等各種の安全対策を推進するとともに、住宅用火災機器の普及、火気使用設備・器具の点検、整備についての指導を行う。

2 住民指導の強化

県及び消防機関は、各家庭における出火防止措置の徹底を図るため、県民一人ひとりの出火防止に関する知識及び地震に対する備えなどの防災教育を推進する。

また、防火思想の啓発や災害の未然防止に着実な成果をあげている民間の防火組織としての婦人防火クラブ・幼少年消防クラブが県下全域に設立されるよう育成指導を強化する。

3 出火防止のための査察指導

消防機関は、大地震が発生した場合、人命への影響が極めて高い地下街、飲食店、百貨店、病院等の防火対象物及び多量の火気を使用する工場等に対して重点的に立入検査を実施し、火気使用設備・器具等への可燃物の転倒・落下防止装置、震災時における従業員への対応等について指導する。

4 初期消火体制の強化

地震発生時の延焼火災を防止するためには、出火の未然防止とともに、初期消火対策が重要である。

*1 消防の概要(資料2-15-1)

このため、家庭、事業所及び地域における自主防災体制を充実強化し、防災教育、防災訓練により県民の防災行動力を高めて初期消火体制の確立を図る。

第3 消防力の強化

1 消防資機材等の整備^{*1}

県は、市町村、消防本部に対して、消火活動に必要な車両及び資機材等の整備促進を指導し、市町村、消防本部はこれらの整備促進に努める。

なお、地震防災上緊急に整備すべき施設等に関するものについては、平成13年度を初年度とする第2次宮城県地震防災緊急事業5箇年計画に基づき整備促進を図る。

2 消防団の育成

消防団は、常備消防と並んで地域社会における消防防災の中核として救出救助、消火等を始めとする防災活動において重要な役割を果たしている。しかしながら、近年の消防団は、団員数の減少、高齢化、サラリーマン化等の問題を抱えており、その育成・強化を図ることが必要となってきている。

このため、県及び市町村は、以下の観点から消防団の育成・強化を図り、地域社会の防災体制の推進を図る。

- (1) 消防団員の知識・技能等は、地域社会にとって有用なものであることから、これらを地域社会に広め、地域住民の消防団活動に対する理解を促し、ひいては消防団への参加・協力の環境づくりを推進する。
- (2) 消防団員数が減少の傾向にあることから、事業所に対する協力要請及び女性消防団員の加入促進等を通じて消防団員の確保に努める。また、消防団員の資質向上を図るため、教育・訓練の充実を図る。
- (3) 県は、市町村に対し、施設・設備の充実を指導し、積極的な財政援助に努めるものとし、市町村は、これらの充実に努める。

第4 消防水利の整備^{*2}

大規模地震発生時には、消防施設等も被害を受け、消防水利を十分確保することができないことが予想されるため、県は市町村に対し、従来の消火栓、防火水槽に加え、耐震性貯水槽、自然水利の活用、プール、ため池、用排水路等を消防水利としての活用を指導し、これらの施設整備を促進する。

第5 消防計画の充実強化

県は、消防組織法に基づき、消防本部及び消防団が適切かつ効果的な消防活動を行

*1 消防ポンプ自動車等現有数(資料2-15-2)

*2 市町村別消防水利の現況(資料2-15-3)

うための市町村消防計画について、組織・施設の整備拡充が図られるよう見直しなどの指導助言をする。

第6 海上における火災の防止

1 地震による火災の防止

(1) 危険物積載船

特に危険物積載船が岸壁係留中又は荷役中における地震による船体の破損、荷役装置、配管等の損害による危険物の流出及び火災発生は、大規模災害になると予想されるので、地震発生時には荷役の即時中止、沖出し避難のための出港準備等の指導を強化する。

(2) 一般船舶

地震発生時には、係留施設の損壊・護岸の陥没・船体の破損等による火災発生も予想されるので、船内の火気管理の指導を強化する。

2 火災の予防

- (1) 在港船の臨船指導により、備え付け義務を有する船舶の消防設備等を点検し、指導を強化する。
- (2) 防災防災施設機関、関係民間団体等との相互連絡の強化、事故対策に関する計画の策定、必要資機材の備蓄整備を図る。
- (3) 危険物積載船舶乗組員及び関係者の防災思想の啓発・教育・訓練・講習会を実施する。

第16節 避難収容対策（県総務部、保健福祉部、産業経済部、土木部、教育庁、県警察本部、市町村）

第1. 目的

大規模地震災害時には、地震、あるいは火災等二次災害により、避難者が多数発生するおそれがある。このため、県、市町村は事前に、緊急に避難する場所としての避難場所、そして、ある程度の設備が整っている公民館等の二次避難所、その他避難先へ向かう避難路等について、発災の際速やかに開設、運営ができるようにそれぞれ指定するとともに、実施計画を定めておく。

第2 避難場所の確保

1 市町村の対応

市町村は、大規模な地震による火災、津波等の災害から管内の住民が一時避難するための場所^{*1}について都市公園、グラウンド、体育館、学校など公共施設を対象として、あらかじめ定めておく。また、学校等教育施設（私立学校を含む）を避難場所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と災害時の的確な対応がとれるよう十分に協議する。

なお、必要に応じて、広域避難場所についても事前に検討する。

避難場所として指定する場合、老人、乳児、障害者等でも歩いて避難できる程度の近傍に確保するよう行政区別に指定するものとし、次の条件に留意する。

- (1) 建物は十分な耐震性を有すること。
- (2) 火災による輻射熱による被害の危険性のない場所であること。
- (3) 津波、浸水等の被害のおそれのない場所であること。
(津波の危険性を考慮し短時間で十分な標高の位置に避難できる場所であること)
- (4) 地割れ、崖崩れのおそれのない場所であること。
- (5) 臨時ヘリポートあるいはヘリコプター着陸可能地点に近接すること。
- (6) 対象とする地区の住民を収容する広さを確保すること。
- (7) 危険物施設等が近くにないこと。

2 県の対応

県は、市町村で指定する避難場所を補充するという観点から、広域的な避難場所について検討し、必要に応じて整備を図る。

この場合、上記1の(1)～(7)の条件の他、道路交通の利便性にも留意する。

*1 市町村別指定避難場所等一覧表(資料2-16-1)

第3 避難所の確保

市町村は、地震・津波による家屋の倒壊、焼失等により住居を喪失した住民等を収容するための避難収容施設をあらかじめ選定、確保し、整備を図る。

この場合、避難収容施設は原則として公共建築物とし、停電、断水、ガスの供給停止などの事態に耐えうる施設とする。なお、市町村は避難場所を指定し、位置や避難にあたっての方法を住民に周知する。

1 避難施設等の選定要件

- (1) 「第2 避難場所の確保」で示した条件を満たすところに建っている施設であること。
- (2) 救護、救護活動を実施することが可能であること。
- (3) 給水、給食等の救助活動が可能であること。
- (4) その他被災者が生活する上で当該市町村が適当と認める場所であること。
- (5) 建物は十分な耐震性を有すること。

2 避難所の管理

- (1) 避難所の管理責任者をあらかじめ定めておくこと。
- (2) 避難所の運営に必要な資機材等をあらかじめ整備しておくこと。
- (3) 避難者数を想定して、必要最小限の水、食料、毛布等の備蓄に努めること。
- (4) 運営に必要な事項についてあらかじめマニュアル等を作成しておくこと。
- (5) 学校等教育施設（私立学校を含む）を避難所として指定する場合は、あらかじめ当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会等と使用する施設の区分（校庭、体育館、教室等の個別指定や使用順位等）や運営体制等について十分に協議し、災害時及び災害復旧後の教育活動が速やかに正常化へ移行できるよう努めること。
- (6) 指定した避難所については、施設・設備や周辺地域の状況の変化を調査して、定期的に避難所としての適性について当該施設の管理者等と検討を行い、避難機能の整備充実に努めること。
- (7) ボランティア活動が、円滑に行われるようあらかじめ準備しておくこと。

第4 避難路の確保

市町村は、避難場所、避難所への経路を避難路として指定する場合、次の事項に留意する。

- (1) 十分な幅員があること。
- (2) 万一に備えた複数路の確保。
- (3) 津波、崖崩れ等の危険箇所を通過しない経路の選定。

市町村は、上記条件を満たす避難路を選定した場合、周辺道路の交通規制について道路管理者及び県公安委員会と協議し、避難路の確保を図るとともに、特にスクール

ゾーンにおける危険施設(ブロック塀等)の調査を行い、避難経路の変更や危険要因等の排除に努める。

第5 避難計画の整備

1 市町村の対応

市町村は、下記の事項に留意して避難計画を整備する。

- (1) 避難の勧告又は指示を行う基礎及び伝達方法
- (2) 避難場所の名称、所在地、収容人員
- (3) 避難所の名称、所在地、収容人員
- (4) 避難路及び誘導方法

2 公的施設等の管理者

学校、病院、デパート、公民館等不特定多数の人が集まる施設の管理者は、大規模地震災害を想定した施設利用者の避難誘導計画について定め、従業員等に周知徹底を図る。

第6 避難に関する広報

市町村は、指定避難所等を明示した表示板の整備を積極的に実施するとともに、避難場所、避難所、避難路等を記載した地図の住民への作成配布等を積極的に行う。

また、実際に避難することになった場合の広報活動を考慮し、広報車、同報無線等の整備を推進する。

第7 応急仮設住宅対策

県は、(社)プレハブ建築協会との「災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定」に基づき、応急仮設住宅の建設に要する資機材及び公有地等建設可能な用地の把握に努める。

第 17 節 食料、飲料水及び生活物資の確保(県環境生活部、保健福祉部、産業経済部、企業局、市町村、東北農政局、関係団体等)

第 1 目的

住宅の被災等による食料、飲料水及び生活物資の喪失、流通機能の一時的な停止や低下等が起こった場合には、被災者への生活救済物資の迅速な供給が必要である。

このため、震災直後から被災者に対し円滑に食料、飲料水及び生活物資の供給が行われるよう、物資の備蓄及び調達体制の整備を図っていくものとする。

第 2 県民等のとるべき措置

- 1 県民は、防災の基本である「自らの身は自らで守る」という原則に基づき、最低3日分の食料(そのまま食べられるか、簡単な調理で食べられるレトルトのご飯、缶詰など)及び飲料水(缶入りやペットボトルのミネラルウォーターなど)を非常時に持ち出しができる状態で備蓄するよう努める。また、家族構成を考慮して、避難するときに持ち出す最低限の生活用品についても併せて準備しておくよう努める。
- 2 事業所等は、災害発生に備えて、社員やその家族、さらには地域住民も考慮しながら食料、飲料水の備蓄に努める。
- 3 県及び市町村は、県民等が食料、飲料水、生活用品の備蓄について、自発的に取り組むよう啓発に努める。
- 4 市町村は大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料の備蓄に努める。備蓄にあたっては避難場所を勘案した現物による分散備蓄や流通備蓄について配慮する。

第 3 食料及び生活物資の確保

1 食料の調達、供給活動関係

- (1) 県は、大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、必要とされる食料(米穀、乾パン、野菜、果実、乳製品等)についてあらかじめ調達体制を整備し、それらの供給確保に努める。
 - イ 米穀・乾パンについては、震災時の応急売却等について東北農政局長とあらかじめ協定^{※1}を締結するなどして、調達の確保を図る。
 - ロ 野菜・果実については、農業関係団体等に対し、緊急時における提供等の確認を求める。
 - ハ 水産加工品については、各水産加工業協同組合等と、震災時における提供に備えた協力体制の確立に努める。

※1 災害時における災害救助用米穀の緊急引渡しに関する協定書(資料2-17-1)

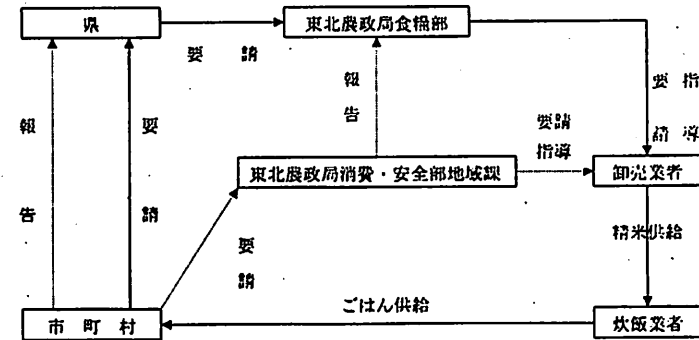
ニ 乳製品については、広域流通している観点から他県の乳業メーカーとの協力体制の確立に努める。

ホ その他副食品等については、宮城県生活協同組合連合会やコンビニエンスストアなどと、あらかじめ「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」^{※1}の締結などを行う一方、宮城食品工業協議会、宮城味噌醤油工業協同組合及び小売業者等の協力を得るなどして、緊急時における供給体制の確立に努める。

(2) 市町村は、被害想定などを参考にしながら最小限の非常食の備蓄^{※2}に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため、分散備蓄を行う。また、非常食の備蓄を補完するため、関係業界等とあらかじめ協定を締結するなど、災害時における調達先を確保しておく。

(3) 東北農政局食糧部は、政府倉庫^{※3}の備蓄食糧^{※4}の管理のほか、県内における食糧供給先、供給可能数量等を把握する。

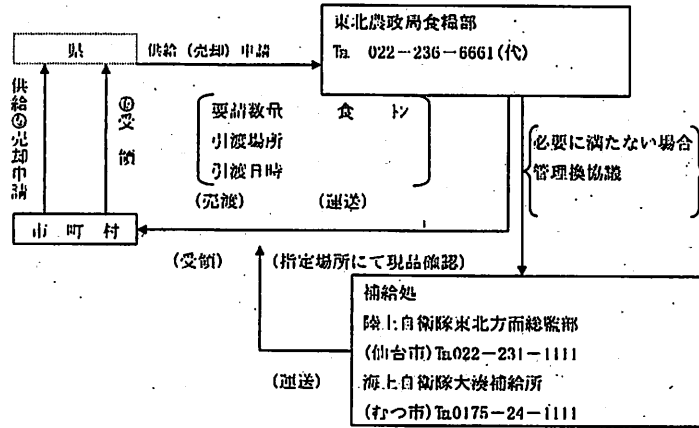
(緊急時における食糧(精米)の供給体制略図)



※ ——— 東北農政局食糧部を経由する場合 ——— 東北農政局食糧部を経由しない場合

※1 災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定書(資料2-17-2)
 ※2 市町村別食料・飲料水備蓄一覧表(資料2-17-3)
 ※3 主要食糧政府指定倉庫(資料2-17-4)
 ※4 災害対策用乾パンの備蓄状況(資料2-17-5)

〈災害時における乾パンの配給経路〉



2 生活物資の確保

県は、応急生活物資を供給するため、あらかじめ、宮城県生活協同組合連合会など関係業界と協議し、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」を締結し、供給範囲や供給手順をルール化するなど物資調達のための体制を整備する。

また、災害救助法が適用される大規模な地震が発生した場合の被害を想定し、調達先との連絡方法、物資の輸送方法等について、十分調整する。

市町村は、県と同様に被害想定などを参考にしながら最小限の生活物資の確保に努める。

第4 飲料水の確保

1 飲料水及び応急給水資機材の確保

- (1) 市町村は、被害想定などを参考にしながら最小限の飲料水の備蓄に努めるほか、被災地における迅速な対応を図るため、分散備蓄を行う。
- (2) 市町村は、震災時における応急給水に必要な給水車、給水タンク等の給水資機材^{*1}をあらかじめ整備する。
- (3) 市町村は日本水道協会宮城県支部などの関係機関と連携を図り、必要に応じ、関係機関に応援要請ができる体制を整えるなど応急体制の確立を図る。
- (4) 県は上に給水の応援に係る情報の連絡調整、総合的な助言指導及び関係機関へ

*1 給水車等保有状況一覧表(資料2-17-6)

の応援要請を行う。

2 広域水道^{*1}の対応

可能な限り受水市町村の要請に応えられる体制の整備に努めるとともに、災害発生による断水が発生したときは、あらかじめ「災害時における車両の派遣に関する協定^{*2}」を締結している運送業者に対して、飲料水輸送のため車両の派遣を依頼するなど、必要な飲料水及び生活用水の供給に努める。

- (1) 企業局の送水系統が被災しない場合(浄水、送水ともに可)

市町村の水道施設被災による断水に対応するため、各浄水場及び広域水道送水管上に設置する臨時給水所を利用した給水車への供給及び住民への給水を、可能な限り実施する。

- (2) 企業局の送水系統が被災した場合(浄水可、送水不可)

局内復旧チーム等による広域水道送水管系統の早期復旧を目指すとともに、各受水市町村と飲料水の供給方法を協議する。また、給水可能な場所に設置する臨時給水所等を利用し、給水車への供給及び住民への飲料水の供給に努める。

*1 宮城県企業局所管浄水場一覧表(資料2-17-7)

*2 災害時における車両の派遣に関する協定書(資料2-17-8)

第 18 節 ボランティアの受入れ(県環境生活部、保健福祉部、土木部、東北地方整備局、日本赤十字社宮城県支部、社会福祉協議会、ボランティア関係団体)

第 1 目 的

先の阪神・淡路大震災において、ボランティアは救援活動等で大きな役割を果たした。このため、今後、ボランティアの民間団体等は、社会のために自らの時間と技術を自発的かつ無報酬で提供するという崇高なボランティア精神に基づきながら、民間レベルでの横断的な連携を図りつつ、組織的な活動ができるよう努める。一方、行政機関等防災関係機関は、そのような民間側の活動に対して側面から積極的に支援していくとともに、自らも専門的知識や技術を有したボランティアの育成等に努めるものとする。さらに、災害時におけるボランティア活動の効果を確保するため、民間団体等と行政機関との間で、ボランティアの受け入れや登録等に関する機能分担をあらかじめ十分調整する。

第 2 ボランティアの役割

ボランティアの役割の主なものは、次のとおりである。

- 1 生活支援に関する業務
 - (1) 避難所の運営
 - (2) 炊き出し、食料等の配布
 - (3) 救援物資等の仕分け、輸送
 - (4) 高齢者、障害者等の介護補助
 - (5) 消火活動
 - (6) その他被災地での軽作業
- 2 専門的な知識を要する業務
 - (1) 救護所等での医療、看護、保健予防
 - (2) 被災建築物の応急危険度判定
 - (3) 被災宅地の危険度判定
 - (4) 外国人のための通訳
 - (5) 被災者へのメンタルヘルスマスク
 - (6) 高齢者、障害者等への介護
 - (7) アマチュア無線等を利用した情報通信事務
 - (8) 公共土木施設の調査等
 - (9) その他専門的な技術・知識が必要な業務

第 3 専門ボランティアの登録

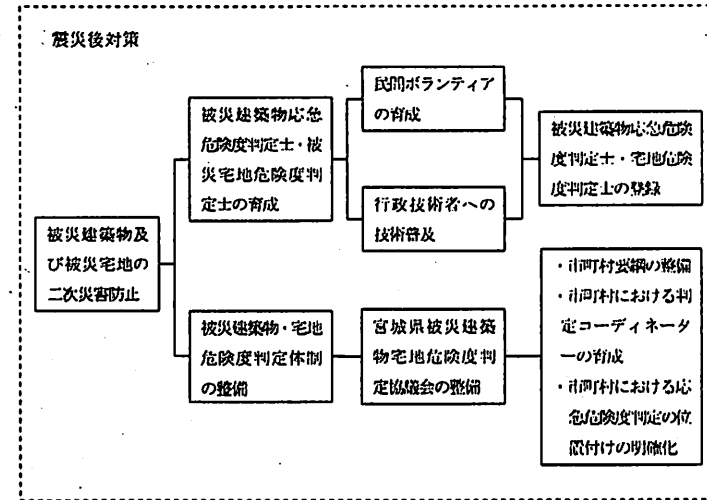
平成 9 年 3 月現在、確立されている主な専門ボランティアは次のとおりである。

1 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定

被災建築物応急危険度判定は地震で被災した建築物について、被災宅地危険度判定は地震で被災した宅地について、それぞれその後の余震などによる二次災害の防止を目的として、その安全性を判定するものである。

県は、こうした判定作業にボランティアで従事する建築士等を判定士として養成し、登録するとともに、宮城県被災建築物宅地危険度判定協議会の活動をとおりて、市町村要綱整備の指導及び判定コーディネーターの育成等に努める。

宮城県建築物地震防災総合フロー(部分)



2 砂防ボランティア

大規模な土砂災害等が発生した場合、県・市町村の砂防担当職員のみでは二次災害の防止に対して迅速かつ十分な対応は不可能である。このため、宮城県砂防ボランティア協会との連携を図り、二次災害の防止に努める。

3 防災エキスパート制度

防災エキスパート制度は、公共土木施設の調査、計画、施工、行政上の事務処理、

施設の維持管理等に長年携わった人に、専門的な分野でのボランティア活動へ従事してもらおうべく、東北地方整備局が発足させた制度である。

東北地方整備局は、災害が発生した際には、この制度により迅速、確実、効果的に直轄管理施設の被害状況を把握する。

4 災害時の通訳ボランティア

大規模な災害が発生した場合、外国人の言葉の問題に対し県や市町村の職員だけでは十分な対応ができない。そのため、災害時において通訳ボランティアとして活動できる方を一般から募集し、被災地に派遣する。県は登録したボランティアに対し研修会等を実施し、ボランティアの養成もあわせて行う。

第4 一般ボランティアの受入体制^{※1}

1 一般ボランティアの受入体制づくりの担い手

社会福祉協議会は、厚生労働省防災業務計画において、災害時はボランティア活動の第一線の拠点として、被災者ニーズの把握や具体的な活動内容の指示、必要な物資の提供等を行うこととされている。またNPO法人みやぎ災害救援ボランティアセンターは災害時における各種救援・援助を迅速に行うため、関係機関・団体が相互に協力することを目的として平成8年12月、各種団体、学校、企業、社会福祉法人、社会福祉協議会、個人等が参加して設立された団体である。

一般ボランティアの受け入れは、この両者が中心となって、担うものとし、災害の発生時には社会福祉協議会及びNPO法人みやぎ災害救援ボランティアセンターが中心となって、市町村レベル、県レベルの2段階に、速やかに災害ボランティアセンターが立ち上げられるよう、平時から行政、関係団体等の協力も得ながら、次のような準備、取り組みを行う。

(1) ボランティアコーディネーターの養成

災害が発生したらボランティアが直ぐに活動ができるように、被災者、地域住民、行政機関とボランティアを的確に結びつける調整役として、平時から災害ボランティアコーディネーターを養成する。

(2) ボランティア受け入れ拠点の整備

災害ボランティアセンターの設置場所の決定、責任者の決定や担当者の役割分担、地域住民との連携、通信手段の確保や情報の受発信のルートの検討、資機材のリストアップと調達方法の確認、ボランティアの受け入れ手順確認や書式の作成、活動資金の確保など、具体的な準備を行うとともに必要な訓練を行う。

(3) 災害ボランティア関係団体とのネットワークの整備

災害ボランティア活動支援体制に関する定期的な検討、情報交換等を行う場とし

^{※1} 災害ボランティアセンターに係る関係機関等の役割（平常時）（資料2-18-1）

て、行政機関、日本赤十字社宮城県支部、NPO・ボランティア団体等とのネットワークを構築する。

2 行政の支援

県及び市町村は、一般ボランティアの受入体制づくりについて、社会福祉協議会、NPO法人みやぎ災害救援ボランティアセンターと協働するとともに、必要な調整、支援を行う。

第5 日本赤十字社宮城県支部の活動体制

大規模地震災害時には、行政等の救援機関だけに頼らず県民相互の自主的できめ細かなボランティア活動が、防災活動の進展に極めて意義深いことから、県民の防災意識の高揚と安全で有効な活動を期するため、積極的にこれを推進する。

1 赤十字の防災ボランティア^{※1}

(1) 赤十字奉仕団員

(2) 防災ボランティア活動に参加を希望し、必要な研修・訓練を受け、防災ボランティアとしての登録をした個人又は団体

(3) 災害発生時に、防災ボランティアとしての活動に参加することを希望する個人又は団体

2 活動内容

日本赤十字社が行う災害救援活動に参加・協力する。また、日本赤十字社の仲介により、行政機関等の要請を受け、各人又は各団体の技能や特色を生かした活動を積極的に行う。

3 関係機関との連携

防災ボランティア活動を有効に推進するため、活動場所、活動内容、受入れ等について詳細な情報を必要とするので、常に関係機関との密接な連絡体制の維持に努める。

4 研修及び訓練

赤十字奉仕団に対しては、日頃の活動や研修を通して防災ボランティア活動への積極的な参加を促し、中心的な役割を担えるような体制を整備する。また、参加を希望する個人又は団体については、適時研修会等を開催し、又は講師を派遣する等できる限りの便宜を図る。

5 防災ボランティアの登録

防災ボランティアの登録については、あらかじめ行うこととするが、各人の特殊技能等による機能別照会についても考慮する。

6 災害発生時の防災ボランティア受入れ

災害発生時に活動参加を申し出るものについては、活動に先立って登録の上、その

^{※1} 赤十字防災ボランティア活動推進要綱（資料2-18-2）

2-18 ボランティアの受入れ

業務内容等に関する研修・訓練等を行うこととし、特に安全については十分に考慮する。

7 防災ボランティア・リーダーの養成

日本社は、活動を円滑かつ安全に行うため、これらの連絡・調整にあたる防災ボランティア・リーダーを養成する。支部はこれを補佐する地域リーダーを養成する。

8 補償

赤十字奉仕団員及び防災ボランティアに登録したものに対し、「日本赤十字社救急・防災ボランティア保険」への加入を勧誘し、安全で積極的な活動ができるよう努める。

第19節 災害弱者・外国人対策(県環境生活部、保健福祉部、産業経済部、市町村、社会福祉施設、介護老人保健施設、日本旅行業協会東北支部及び全国旅行業協会宮城県支部)

第1 目的

大規模地震災害時には、高齢者、障害者等の災害弱者、また県内に在住する外国人、あるいは団体旅行客等も被災することが考えられ、その場合一般市民より危険が予想され、さらに避難後の生活にも精神的、身体的なハンディキャップを負うことが予想されるため、その対策について整備しておくものとする。

第2 高齢者、障害者等への対策

一般に災害弱者と考えられる、障害者、介護を必要とする高齢者、ひとり暮らし高齢者、保護を必要とする児童等(以下「要援護者」という。)に関し、身体機能などを考慮しながら平常時から各種の防災対策を講じ、災害に備えることが必要である。このため、県、市町村、防災関係機関、社会福祉施設及び介護老人保健施設(以下「社会福祉施設等」という。)は、要援護者の災害予防に万全を期すものとする。

1 社会福祉施設等の安全確保対策

(1) 防災点検及び防災資材の配備

社会福祉施設等は、定期的に施設の耐久性・耐火性を点検し、建築年数や老朽度合い等に応じて必要な修繕等を行う。特に、施設内部や周辺のバリアフリー化に努める。また、防災資材や日常生活及び福祉サービスに必要な物資を配備しておく。

(2) 防災教育及び避難誘導方法の確立

社会福祉施設等は、入所者及び従事者等に対し、避難経路及び避難場所を周知し、基本的な防災行動がとれるよう防災教育を行い、定期的に防災訓練を実施する。また、施設の構造や利用者の身体的特徴を考慮し避難誘導方法を確立しておく。

2 在宅の要援護者の災害予防対策

県及び市町村は、在宅で介護を受けている要援護者を的確に把握しておく。

また、すでに整備済みである独居老人や障害者を対象とした「緊急通報システム」を活用しながら協力員(ボランティア等)や市町村等による地域福祉のネットワークづくりを進める。

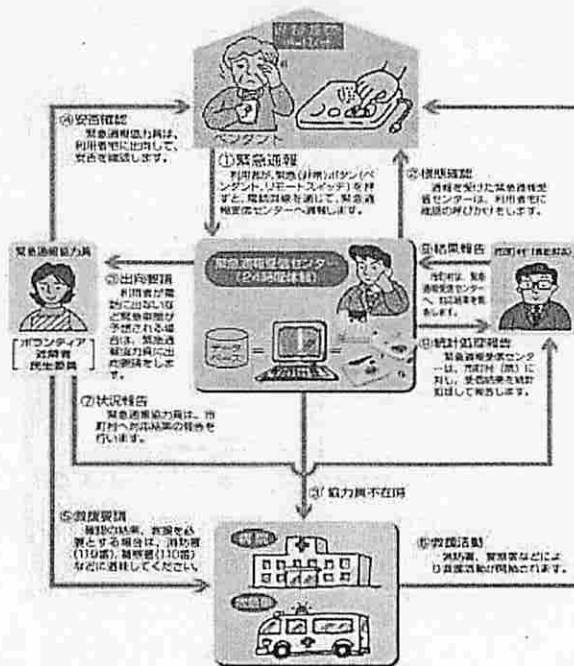
※ 緊急通報システム

緊急通報システムは、ひとり暮らし老人等の自宅に設置された電話機と、緊急通報センターに設置されたワークステーションを電話回線で結んだオンラインシステムである。

ひとり暮らし老人等に急病や事故など突発的な事態が発生したとき、身につけているペンダント(小型無線発信器)を押すことにより、家庭用緊急通報機器から緊急通報受信センターへ自動発信するもの。

緊急通報センターのワークステーションでは、発信された通報を自動受信し、発信者の名前・住所・病歴・協力員(ボランティア等)の電話番号等関係情報を表示し、救援体制を支援している。

(システム概念図)



第3 外国人支援対策

本県に在住する外国人^{※1}は年々増加を続け、現在約17,000人(115末日現在)となって

※1 県内の外国人登録者の現状(資料2-19-1)

いる。特にここ数年は、年間約1千人規模で増え続けており、中国人やブラジル人さらにはフィリピン人の伸びが著しい。このように増加する在住外国人が災害発生時において、言語の不自由さ、生活習慣の違い等から生じる孤立等を防止するために、県及び市町村は連携して外国人のニーズ等を把握するとともに、防災意識の啓発や災害予防対策を行うものとする。

- 1 市町村は、防災計画の作成にあたり、在住する外国人の現状やニーズを的確に把握し、外国人に対する適切な配慮を行うこと。
- 2 市町村は、外国語対応の防災マップ・行動マニュアルを作成・配付するとともに、防災講習会等を積極的に実施し、災害時にとるべき行動や避難場所、さらには避難経路の周知徹底を図ること。
- 3 市町村は、避難場所までの案内板等に外国語を併記すること。
- 4 市町村が行う防災訓練の実施にあたっては、地域に住む外国人を含めること。
- 5 市町村は、外国人を多く就業させている事業所等に対し、防災講習会の開催を働きかける等、行政と民間が連携した防災体制の整備を行うこと。
- 6 市町村は、災害時の広報活動等に備え、通訳者等必要な人員の確保を行うとともに、情報提供のためのマニュアルを作成すること。
- 7 県は、これら市町村と連携し外国人防災対策事業を実施するとともに、必要な支援もあわせて行うものとする。
- 8 県は、災害時における通訳ボランティアの制度を確立し、県内一円をカバーできる体制を整備すること。
- 9 県は、災害時における外国語による情報発信のための体制の整備及び媒体の確保を行うこと。

第4 旅行者への対策

日本三景のひとつに数えられる松島や、多くの国定・国立公園及び温泉地を有する本県には、毎年1,600万人前後の観光客^{※1}が訪れており、災害時の旅行者の安全に配慮する必要がある。このため県は、地震・津波災害時の旅行者の被害状況把握について、日本旅行業協会東北支部及び全国旅行業協会宮城県支部に対して協力を要請するとともに、情報連絡体制をあらかじめ整備する。

市町村は、ホテル旅館等観光施設所有者と連携し、避難場所、経路確認の徹底や観光客参加の防災訓練に配慮する。

また、迅速な被害状況の把握や応急対策に関する情報提供が行えるよう、市町村や関係機関との連携体制をあらかじめ整備しておく。

※1 平成14年観光客入込数(資料2-19-2)

第20節 廃棄物対策(県環境生活部、市町村、廃棄物関係団体、事業者)

第1 目的

大規模地震発生後、大量に発生する廃棄物(粗大ゴミ、不燃性ゴミ、生ゴミ、し尿など)や倒壊物・落下物等による障害物は、住民の生活に著しい混乱をもたらすことが予想される。

このため、処理施設の耐震化等を図るとともに、廃棄物処理活動が迅速に行われるよう処理体制の整備を推進するものとする。

第2 処理体制^{*1}

1 市町村の役割

市町村は、迅速に災害応急対策を推進するため、廃棄物処理に係る災害時応急対策を市町村地域防災計画に定めるとともに、当該市町村の処理能力を超える場合及び廃棄物処理施設が被災し使用不能になった場合の対策として、広域的な市町村及び廃棄物関係団体等と調整し、災害時の相互協力体制を整備する。

2 県の役割

県は、市町村がその責務を十分果たせるように必要な技術的援助を行うとともに、都道府県間及び市町村間における広域支援体制の整備に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

3 事業者の役割

事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物の性状等に精通していることから、自らの責任において適正に処理するための体制の整備に努める。

第3 主な措置内容

市町村は、廃棄物処理に係る災害時応急体制を整備するため、以下の措置を行うよう努める。

1 緊急出動体制の整備

- (1) 一般廃棄物処理施設の補修等に必要な資機材の備蓄を行うこと。
- (2) 収集運搬車両^{*2}や清掃機器等を常時整備すること。
- (3) 廃棄物の収集・処理に必要な人員・収集運搬車両等が不足する場合の対策を検討すること。

*1 ごみ処理施設の整備状況(資料2-20-1)、粗大ごみ処理施設の整備状況(資料2-20-2)、し尿処理施設の整備状況(資料2-20-3)

*2 ごみ・し尿収集運搬車両一覧表(資料2-20-4)

2 震災時における応急体制の確保

- (1) 生活ゴミや災害によって生じた廃棄物(がれき)の分別収集体制や一時保管場所である仮置き場の配置に関する計画を作成すること。
- (2) し尿、生活ごみ及びがれきの広域的な処理・処分計画を作成すること。
- (3) 広域的な市町村等との協力・応援体制を整備すること。

3 避難所の生活環境の確保

- (1) 仮設トイレやその管理に必要な消毒剤、脱臭剤等の備蓄を行うこと。
- (2) (1)の調達を迅速かつ円滑に行う体制を整備すること。

第 21 節 積雪寒冷地域における地震災害予防(県土木部、市町村、東北地方整備局、日本道路公団東北支社)

第 1 目的

積雪寒冷地域における積雪期の地震は、他の季節の地震に比較して、より大きな被害を及ぼすことが予想されるため、県、市町村及び防災関係機関は、除雪体制の強化、雪崩危険箇所の整備、避難体制の整備等、総合的な雪に強いまちづくりを推進するものとし、積雪期の地震被害の軽減を図る。

第 2 除雪体制等の整備

道路管理者は、積雪寒冷地域において、積雪寒冷地に適した道路整備に努めるとともに、相互の連携のもとに、除雪を強力に推進する。また、雪崩、地吹雪等によりたびたび通行止めになり、代替路線のない、交通量の多い箇所や人家連担部で急カーブの箇所に、スノーシェッド、消雪パイプ、防雪柵等を整備する。

市町村は、地震時における家屋倒壊を防止するため、こまめな雪下ろしの励行等の広報を積極的に行うとともに、自カでの屋根雪処置が不可能な世帯等の除雪負担の軽減を図るため、地域の助け合いによる相互扶助体制を確立する。

また、積雪期においては、消防水利の確保に困難を来すことが考えられるため、消防機関においては、特に積雪期における消防水利の確保について十分配慮するものとする。

第 3 避難所体制の整備

山間豪雪地帯においては、集落間の交通の確保が困難なこと、あるいは途絶する可能性があるため、市町村は、集落単位に一時避難場所を確保する。

また、運営に当たっては、特に被災者の寒冷対策に留意するものとし、避難所における暖房器具等の確保に努める。

第 4 スキー場利用者対策

スキー場での大規模地震発生時においては、リフト、ゴンドラ、ロッジ等の損壊や、雪崩の発生等により、多数のスキー客の被害が考えられる。

このため、スキー場を有する市町村では、スキー場利用者の安全対策として、スキー場施設管理者と連携を図りながら、スキー場利用者も考慮した一時避難所の確保及び救出・救助対策を講じる。

第22節 防災知識の普及(県総務部、教育庁、市町村、第二管区海上保安本部、その他防災関係機関)

第1 目的

県、市町村及び防災関係機関は、所属職員に対し、マニュアル等の作成・配付、防災訓練等を通じて防災に関する制度、自らが行うべき役割等について習熟する機会を積極的に与えるなど、防災知識の普及に努めるものとする。また、住民が自らを災害から守る「自助」、地域社会がお互いを守る「共助」という防災の基本を中心に、防災教育、講演会等の事業を積極的に実施しながらその普及・啓発に努めるものとする。

第2 防災知識の普及、徹底

1 職員への防災知識の普及

災害発生時の県、市町村は、災害対策の中核を担う機関であり、その役割は多岐にわたっている。また、職員は所掌事務に關係する分野での災害予防、応急対策の実施に際して相応の知識が要求される。このため、職員に対する関係マニュアルの作成・配付、研修会等を通じ、所掌事務を熟知させる。また、防災関係機関は、各々必要な施策を講じ職員の防災関係意識の向上に努める。

2 住民への防災知識の普及

県及び市町村は、住民の防災意識の向上を図るため、総合防災訓練、防災に関する講演会等を実施する。実施に際しては、広報紙、新聞広告等を活用し、広く周知させるとともに、地元住民の積極的な参加を呼びかける。この際、防災関係機関もこれらの行事に積極的に参加し、各々の役割等を住民に周知させる。また、毎年1月15日から21日までの「防災とボランティア週間」、1月17日の「防災とボランティアの日」にも広く地元住民を対象とした、企画、イベント等の実施に努める。

なお、防災知識等の普及に当たっては、外国語パンフレット等の作成・配布や障害者、高齢者の常備品等の点検、介護者の役割の確認等、外国人、高齢者、障害者等災害弱者に配慮するものとする。

東日本電信電話㈱宮城支店等は、災害時の連絡方法として、公衆電話の活用、災害用伝言ダイヤル「171」やiモード災害用伝言板の利用推進を図る。

3 沿岸部住民及び船舶への防災知識の普及

- (1) 関係事業者に対し、防災訓練への積極的な参加促進を図る。
- (2) 海岸等の利用者に対しては、次により地震災害その他の災害への対応に関する指導を行い、防災知識の普及及び防災意識の高揚を図る。

イ 防災に関する講演会を開催するほか、各種講習会を活用して防災に関する講習を行うとともに防災関係資料の配付等を行う。

- ロ 各種行事を活用して防災関係資料の配付等を行う。
- ハ 特に第二管区海上保安本部は、船舶への立入検査や訪船指導に併せて防災関係資料の配付等を行う。

第3 学校等教育機関における防災教育

- 1 校長又は園長は、児童・生徒、幼児の災害に関する知識が深まるよう、日頃から必要な安全教育を充実させるとともに、災害時において児童・生徒、幼児が自らの安全を確保するために必要な能力・行動を身につけさせるため、防災訓練や避難訓練等を定期的実施する。
- 2 教育委員会及び社会教育関係機関は、県民向けの各種講座で防災に関する内容を取り入れ、地域住民に対する防災意識の啓発・普及を図る。
- 3 県及び市町村並びに教育委員会は、防災教育の充実のために必要な教材・資料等を整備するとともに、指導にあたる教員等の指導力の向上のために必要な研修を充実させる。

なお、私立学校においても、防災教育の指導に当たる教員等の指導力の向上に努める。

第4 県民の取り組み

被害の大きさは県民の心構えや備えによって大きく異なることから、県民は被害の軽減や最小化につながるよう普段から家庭等の耐震化・家具の転倒防止対策、家族内の連絡体制の確保や非常持ちだし用品の確認などを行うとともに、地域での自主防災組織の活動やボランティア活動への積極的な参加や、地震に関する正しい知識、過去の災害事例などの防災知識の習得に努める。

第23節 地震防災訓練の実施(県、市町村、防災関係機関)

第1 目的

各防災関係機関は地震発生時に、県、市町村、関係機関及び地域住民等が連携を図りながら、初動、応急対策が速やかに実施できるよう、また、防災意識の普及、高揚を図ることを目的として、地震防災訓練を行うものとする。訓練後は評価を行い、課題を明らかにし、必要に応じて改善を図るものとする。

第2 県の防災訓練

県は、毎年、6月12日(県民防災の日)及び9月1日(防災の日)に総合防災訓練を実施する。訓練の方法として、展示型の訓練だけでなく、より実際の災害に近い状況で実践的な災害対応能力の向上を図る図上訓練を今後も引き続き実施し、県内市町村、防災関係機関等にも積極的な参加を求める。図上訓練については、市町村においても導入されるよう研修等を行い、全県的な規模で実施されるよう努める。さらに、通信訓練等には関係機関の協力も依頼し、また、広域応援協定締結道県についても相互に協力するなど、県域を超えた訓練の実施についても努力する。

(1) 6・12総合防災訓練

県は、職員の非常招集訓練、緊急通信訓練、災害対策本部運用訓練等を実施する。

(2) 9・1総合防災訓練

県は、毎年実施市町村を定め、当該市町村、防災関係機関等と調整を図りながら、実践的な訓練を実施する。

第3 市町村の防災訓練

市町村は、毎年、6月12日(県民防災の日)及び9月1日(防災の日)等に、地域住民参加による総合防災訓練を実施する。この際の訓練内容は次のとおりとし、防災関係機関等の参加も得ながら多数の住民が参加し、災害弱者への配慮やボランティア活動を想定した実践的な訓練内容となるよう努める。訓練実施後は、訓練結果について事後検討を行う。

(訓練内容)

- イ 災害対策本部運用訓練
- ロ 職員招集訓練
- ハ 通信情報訓練
- ニ 広報訓練

- ホ 火災防御訓練
- ヘ 緊急輸送訓練
- ト 公共施設復旧訓練
- チ ガス洩洩事故処理訓練
- リ 避難訓練
- ヌ 救出救護訓練
- ル 警備、交通規制訓練
- ヲ 炊き出し、給水訓練
- ワ 防潮堤の水門、陸門等の締切操作訓練
- カ 水害防止訓練
- ヨ 自衛隊災害派遣訓練
- タ その他

第4 防災関係機関の防災訓練

防災関係機関は、災害時における自らの役割を中心に、少なくとも年1回以上定期的に防災訓練を行い、あるいは地方自治体の実施する訓練に積極的に参加することとし、訓練実施に際しては次の事項に配慮する。

- イ 想定地震の規模、地域被害の程度等を明らかにする。
- ロ 関係各機関、一般住民等と連携、協力しながら行う。
- ハ 災害弱者に配慮するなどできるだけ実践的な内容とする。
- ニ 訓練結果について、事後に検討を行う。

第5 通信関係機関の非常通信訓練

東北総合通信局、県、市町村及び非常通信協議会を構成する各機関は、災害時における防災関係機関相互の通信連絡を迅速かつ確実に行うため、原則として年1回以上非常通信訓練を実施する。

第24節 自主防災組織の育成(県、県警察本部、市町村)

第1 目的

大規模地震が発生した場合の被害を最小限に止めるためには、地域住民、事業所等が連携し、迅速かつ的確な行動をとることが不可欠である。このため、県及び市町村等は、地域住民及び事業所による自主防災組織等の育成・指導に努めるものとする。

第2 地域における自主防災組織の果たすべき役割

1 自主防災組織の必要性

大規模地震発生時には、消火、被災者の救出救護及び避難誘導等広範囲な対応が必要となるが、これらすべての面において行政が対応することは極めて困難となる。

地震による被害の防止又は軽減を図るためには、住民の自主的な防災活動として出火防止、初期消火、被災者の救出救護、避難等を行うことが必要であり、特に高齢者、障害者等災害弱者の所在を把握し、救出救護体制を整備するなどの配慮が必要である。

2 自主防災組織の活動にあたって

大規模地震発生時における多様な活動を実施するには、住民自らが「自らの身・地域は自らで守る」という意識のもとに行動することが必要である。また、住民自身の地震に対する知識や防災資機材の円滑な活用が自主防災組織の活動を支えることとなる。

第3 自主防災組織の育成・指導

1 県の役割

- (1) 市町村が行う自主防災組織育成事業について、必要な支援を行う。
- (2) 市町村と協力し、自主防災組織のリーダー等を対象に、研修会、講習会等を開催し、自主防災組織の活性化、リーダーの育成推進を図る。
- (3) 市町村と協力し各種普及啓発事業を通して自主防災の重要性を県民に呼びかけ、組織化を推進する。
- (4) 県は自主防災組織の連携強化を図るため、市町村と協力し県自主防災組織連絡協議会の設置を行う。

2 市町村の役割

市町村は災害対策基本法第5条の規定に基づき、自主防災組織育成の主体として位置付けられており、その組織化に積極的に取り組まなければならない。

- (1) 市町村は自治会、町内会等に対する指導助言を積極的に行い、組織率の向上と実効ある自主防災組織の育成に努める。
- (2) 市町村は県と協力し、自主防災組織のリーダー等を育成するために、研修会、

講習会等を開催し、地域における自主防災活動の推進を図る。

- (3) 自主防災組織の円滑な活動を期するため、防災資機材の配備について考慮する。
- (4) 市町村は地域の自主防災組織の連携強化を図るため、防災関係機関と協力し、市町村自主防災組織連絡協議会の設置について検討する。

第4 自主防災組織の活動^{※1}

1 平常時の活動

(1) 訓練の実施等

イ 防災訓練への参加

災害が発生したとき、適切な措置をとることができるよう県及び市町村等が実施する防災訓練へ参加する。

ロ 防災知識の普及

災害の発生を防止し、被害の軽減を図るためには、住民一人ひとりの口頭の備え及び災害時の的確な行動が大切であることから、集会等を利用して防災に対する正しい知識の普及を図る。

ハ 消火訓練の実施

火災の拡大、延焼を防ぐため、消防用機器を使用して消火に必要な技術等を取得する。

ニ 避難訓練の実施

避難の要領を熟知し、避難場所まで迅速かつ安全に避難できるよう実施する。

ホ 救出・救護訓練の実施

家屋の倒壊やがけ崩れ等により下敷きになった者の救出活動及び負傷者に対する応急手当の方法等を習得する。

(2) 防災点検の実施

災害が発生したときに被害の拡大の原因となるものが多く考えられるため、自主防災組織として定期的に地域における防災点検を実施する。

(3) 防災用資機材の整備・点検

自主防災組織が災害時に速やかな応急活動を実施するため、活動に必要な資機材を組織として整備することに努め、また、整備した資機材については日頃から点検を実施し、非常時の早急な使用に耐えるように保管する。

2 地震発生時の活動

(1) 情報の収集・伝達

自主防災組織は、地域内に発生した被害の状況を迅速かつ正確に把握して市町村等へ報告するとともに、防災関係機関の提供する情報を伝達して住民の不安を解消し、的確な応急活動を実施するため、あらかじめ次の事項を決めておく。

※1 自主防災組織の現状(資料2-24-1)、民間防火クラブ等(資料2-24-2)

- イ 地域内の被害情報の収集方法
- ロ 連絡をとる防災関係機関
- ハ 防災関係機関との連絡方法
- ニ 防災関係機関の情報を地域住民に伝達する責任者及びルート

(2) 出火防止及び初期消火

家庭に対しては、火の元の始末など出火防止のための措置を講ずるように呼びかけるとともに、火災が発生した場合、消火器、水バケツ、小型動力ポンプ等を活用し、隣近所が相互に協力して初期消火に努める。

(3) 救出・救護活動の実施

崖崩れ、建物の倒壊等により下敷きになった者が発生したときは、自らの安全を確保しつつ、救出用資機材を使用して速やかに救出活動を実施する。また、自主防災組織をもってしても救出できない者については、防災関係機関の活動に委ねることになるので、防災関係機関による救出活動の円滑な実施に必要な情報の提供等を行う。さらに、負傷者に対しては応急手当を実施するとともに、医師の介護を必要とする者があるときは救護所等へ搬送する。このため、地域ごとに災害時に利用できる病院等医療機関を確認しておく。

(4) 避難の実施

市町村長の避難勧告又は警察官等から避難指示が出された場合には、住民に対して周知徹底を図り、迅速かつ円滑に避難場所に誘導する。

避難の実施に当たって、次の点に留意する。

- イ 避難誘導責任者は、次のような危険がないかを確認しながら実施する。
 - (イ) 市街地……………火災、落下物、危険物
 - (ロ) 山間部、起伏の多いところ……………崖崩れ、地すべり
 - (ハ) 海岸地域……………津波
- ロ 円滑な避難行動がとれるよう、荷物はあらかじめ用意しておいた必要最小限度のものとする。
- ハ 老人、幼児、障害者その他自力で避難することが困難な災害弱者に対しては、地域住民の協力のもとに避難させる。

(5) 給食・救護物資の配布及びその協力

被害の状況によっては、避難が長期間にわたり、被災者に対する炊き出しや救護物資の支給が必要になってくる。

これらの活動を円滑に行うためには、組織的な活動が不可欠であるため、自主防災組織としても炊き出しを行うほか、市町村が実施する給水、救護物資の配付活動に協力する。

3 警察は、地域住民による地域安全活動の中核となる自主防犯組織に対して、防犯診

断等訓練の実施、防犯パトロール等地域安全活動の諸活動に使用する資機材の整備等に関し、助成・支援を行う。

第25節 企業等の防災対策の推進（県総務部、産業経済部）

第1 目的

企業等は自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

第2 企業等の役割

企業等は、直接の防災関係機関ではないが、地震発生の際には組織自らが被害を受けるおそれがあることから、企業各々の防災知識等の普及は重要である。また、その社会的使命を考えると、地域における防災上の役割は、決して小さいものではない。このため、県、市町村、防災関係機関は、防災訓練等の機会をとらえ訓練への参加等を呼びかけ、また、企業等自らも防災訓練を積極的に実施する。

第3 企業等の防災組織

企業等は、従業員、利用者等の安全を守るとともに、地域における災害が拡大することのないよう的確な防災活動を行う必要がある。特に、大規模な地震災害が発生した場合には、行政や県民のみならず、企業等における組織的な応急活動が災害の拡大を防ぐ上で重要である。このため、企業等は、自衛消防組織等を編成し、関係地域の自主防災組織と連携を図りながら、地域の安全の確保に積極的に努める。

企業等における防災対策及び防災活動は、おおむね次の事項について、それぞれの実情に応じて行う。

- (1) 防災訓練
- (2) 従業員等の防災教育
- (3) 情報の収集・伝達体制の確立
- (4) 火災その他災害予防対策
- (5) 避難対策の確立
- (6) 応急救護
- (7) 飲料水、食料、生活必需品など、災害時に必要な物資の確保
- (8) 施設耐震化の推進
- (9) 施設の地域避難所としての提供
- (10) 地元消防団との連携・協力

第26節 地震調査研究の推進（県総務部）

第1 目的

地震に関する調査研究については、国の地震調査研究推進本部や大学等の研究機関などで行われてきているが、これらの機関と連携し、総合的に推進することとする。

第2 県における調査

- 1 地震地盤図の作成(昭和54～58年度)
- 2 地震被害想定調査等の実施
 - (1) 第一次地震被害想定調査(昭和59～61年度)
 - (2) 第二次地震被害想定調査(平成7～8年度)
 - (3) 第三次地震被害想定調査(平成14～15年度)
- 3 津波被害想定調査の実施
 - (1) 津波被害想定調査(昭和59～61年度)
 - (2) 津波浸水様子測定の作成(平成14～15年度)
- 4 主要活断層の調査
 - (1) 長町～利府線断層帯(平成7～12年度)
 - (2) 仙台平野南部地域地下構造調査(平成14～16年度)

第3 調査研究の連携強化

風潮・情報網の充実、地震対策の調査研究について、平成15年に発足した宮城県沖地震対策研究協議会などを中心に産学官の連携体制(ネットワーク)を整備し、地域の地震防災力の向上を図っていく。

第3章 災害応急対策

第1節 防災活動体制(県、市町村、国、防災関係機関)

第1 目的

大規模地震が発生した場合、県内の広い範囲で県民の生命、財産に被害を及ぼすおそれがある。このため、県、市町村、防災関係機関は、大規模地震を覚知したならば一刻も早い初動体制を確立し、情報の収集・応急対策等を実施することが重要であることから、各々の組織内で定めた配備計画に基づき体制を敷き、防災活動を行うものとする。

県では、市町村等からの主な支援要請を各部局ごとに想定した「大規模災害応急対策マニュアル」に基づき、初動体制の強化を図る。

第2 県の活動

1 職員の配備体制

県内で震度6弱以上の地震を観測した場合、又は、県下に相当規模以上の災害が発生し、あるいは発生するおそれがある場合、災害対策本部を設置し、非常配備体制を敷くこととする。なお、災害対策本部が設置された際には、各部局は部となり、各課室は班となる。

また、災害対策本部設置に至らない場合であっても(特別)警戒本部の設置、あるいは警戒配備体制を敷くこととしており、各配備体制の基準等については次のとおりである。

(1) 警戒配備

宮城県に津波注意報「津波注意」が発表されたとき、又は警戒本部設置前において、各部局長が必要と認めた場合、各部局は、必要な人員をもって警戒配備体制を敷く。(詳細は各部局の配備計画による)

(2) 警戒本部

県内で震度4の地震を観測された場合、又は宮城県に津波警報「津波」が発表されたときには、「災害対策配備要領」に基づき宮城県警戒本部を設置し、特別警戒配備(1号)体制を敷く。

(3) 特別警戒本部

県内で震度5(強・弱)の地震を観測された場合、又は宮城県に津波警報「大津波」が発表されたときには、「災害対策配備要領」に基づき宮城県特別警戒本部を設置し、特別警戒配備(2号)体制を敷く。

(4) 災害対策本部

県内で震度6弱以上の地震を観測された場合、「宮城県災害対策本部要綱」に基づき、宮城県災害対策本部を自動的に設置し、非常配備体制を敷く。

ただし、災害対策本部設置前の段階でも被害の規模が相当程度に広がることが予想される場合、知事は速やかに災害対策本部を設置する。

(5) 現地災害対策本部

局地的かつ特に甚大な被害が発生し、又は発生するおそれがあり、本部長が特に必要と認めた場合には、災害対策本部に現地災害対策本部を設置する。

(6) 勤務時間外の自主配備

休日、夜間等勤務時間外に上記配備、本部設置等に該当する地震、津波等を覚知した場合、各々所定の人員は自主的に登庁し、配備につくものとする。

2 職員の動員体制

警戒配備及び(特別)警戒本部設置に係る職員の動員については、事前に各部局でそれぞれの場合の動員計画について定めておくほか、下記の連絡員についても定める。

(1) 本部連絡員

各部に本部連絡員を置き、所属部局と災害対策本部事務局との連絡調整や、所属部局の所管する情報の収集伝達等を行う。

(2) 情報連絡員

各班に情報連絡員を置き、所属班に関する情報等の連絡事務を行う。

(3) 支部(地方部)連絡員

支部各班に支部連絡員を置き、支部(地方部)事務局と所属班との連絡調整や、所属班の災害関連事務を行う。

(4) 支部情報連絡員

支部各班に支部情報連絡員を置き、所属班に関する連絡事務等を行う。

3 災害対策本部の運用

(1) 災害対策本部は県庁4階の庁議室に設置し、5階の災害対策室は本部事務局室として使用する。また、各支部についても設置場所について定めておく。

(2) 本部長は、県の災害対策を推進するため、庁議室において本部長、副本部長、本部員による本部会議を開催し、次の事項について基本方針を決定する。

イ 災害応急対策の実施及び各機関の調整に関すること

ロ 災害救助法の適用に関すること

ハ 国、他都道府県及び市町村の応援に関すること

ニ 現地災害対策本部の設置に関すること

ホ その他重要事項に関すること

区分	配置基準	配置内容	本部・地方本部体制	会議構成	備考
非常配備体制	1 大田、洪水、高潮等の注意報が発せられた場合で、災害が発生し、又は発生が予想される場合は、災害が発生したとき、 2 大田、洪水、高潮等の注意報が発せられたとき、 3 宮城県に津波注意報・津波注意報が発せられたとき、 4 その他特に留意が必要と認められたとき。	特に関係のある関係(局)の所要人員で、災害に関する情報収集及び連絡調整が円滑に行える体制とする。			1 休日及び業務時間外における初動期の非常配備体制については、各都で定める配備計画に基づくものとする。 2 警戒配備及び特別警戒配備の体制については、各都で定める配備計画に基づくものとする。
	1 宮城県に津波警報(津波)が発せられたとき、 2 県内で震度4の地震が観測されたとき、 3 台風による災害が予想されるとき、 4 大田、洪水等の警報が発せられたとき又は広範囲にわたる災害が発生したとき、 5 その他特に留意が必要と認められたとき。	関係部(局)の支庁長官補佐及び関係部(局)の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により特別警戒本部の設置に移行できる体制とする。	警戒本部 (本部長:危機管理課) 警戒本部地方支部 (支部長:地方振興事務所長)	関係部局 連絡員 関係外所 連絡員	3 同地的な地域で配備基準に該当する地震が観測された場合の地方機関の配備は、暫くは削減された程度に低下した体制とする。 4 議会事務局、各種委員会等の職員は随時各都に応援できる体制を整えておく。
常配備体制	1 宮城県に津波警報(津波)が発せられたとき、 2 県内で震度5強の地震が観測されたとき、 3 台風による広範囲かつ大規模な災害が発生し、又は発生が予想される場合、 4 大田、洪水等の警報が発せられたとき又は広範囲にわたる災害が発生したとき、 5 その他特に留意が必要と認められたとき。	関係部(局)の長及び関係部(局)の所要人員で、災害に関する情報の収集、連絡及び応急対策を実施し、状況により災害対策本部の設置に移行できる体制とする。	特別警戒本部 (本部長:副知事) 特別警戒本部地方支部 (支部長:地方振興事務所長)	関係部局 長 関係外所 長	5 災害応急対策がおおむね完了し災害復旧について協議する必要があると認められる場合は、災害復旧対策本部又は災害復旧対策連絡会議に移行する。 6 大田、洪水等による警戒本部等の設置については、本部から関係部(局)を通じて関係地方機関に伝達するものとする。
	1 県内で震度6以上の地震が観測されたとき、 2 災害が発生し、又は発生が予想される場合において、知事が必要と認められたとき。	関係の食料を確保して応急対策を実施するため、災害発生時に対応できる体制とする。	災害対策本部 (本部長:宮城県知事) 災害対策本部地方支部 (支部長:地方振興事務所長)	本部員 (本部会議) 支部員 (支部会議)	なお、津波及び地震については、警報の発災又は地震の発生をもって警戒本部等を自動設置するので、伝達が行わないものとする。また、復旧については、自衛隊員等にかかわらず、本部からの指示により、関係部(局)を通じて関係地方機関に伝達するものとする。

第3 市町村の活動

市町村は、地震による災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、第一義的な災害応急対策を実施する機関として、法令、県地域防災計画及び市町村地域防災計画の定めるところにより、県、他の市町村、防災関係機関及び住民の協力を得ながら、災害応急対策を実施する。また、災害の規模に応じて災害対策本部、現地災害対策本部等を速やかに設置し、応急対策に当たる。

1 活動体制

(1) 組織、配備体制

市町村は、災害応急対策を遂行するため、あらかじめ地震や津波災害に対処するための組織、配備体制及び職員の動員等について定めておく。その際、市町村は、県と一体となった体制がとれるよう、県地域防災計画に定める配備基準、配備内容等と十分整合を図る。また、勤務時間外の災害発生に備えて、あらかじめ地震規模等に応じた登庁者等について定めておく。

(2) 災害救助法が適用された場合の体制

市町村は災害救助法が適用された場合、知事の指導を受けて、災害救助法に基づく救助事務を補助する。

(3) 市町村間の応援協定

市町村間で応援協定を締結している場合、必要に応じて応援要請等を行う。

2 市町村災害対策本部の所掌事務

市町村災害対策本部が実施する主な所掌事務は次のとおりである。

- イ 地震情報その他災害応急対策に必要な情報の収集・伝達
- ロ 住民の不安を除くために必要な広報
- ハ 消防、水防その他応急措置
- ニ 被災者の救助、救護、その他の保護
- ホ 施設、設備の応急復旧
- ヘ 防疫その他の保健衛生
- ト 避難の勧告、指示
- チ 被災者に対する食料、飲料水及び日用品の確保、供給
- リ 県災害対策本部への報告、要請
- ヌ 県災害対策本部との災害応急対策関連事項についての連携
- ル 自主防災組織との連携及び指導
- ヲ その必要な災害応急対策の実施

第4 警察の活動

1 警察は、地震による重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、非常

招集の規定に基づき職員を招集し、災害警備本部等の設置、被害情報の収集活動、被害者の救出・救助活動等所要の災害警備活動を行う。

- 2 県が設置した災害対策本部に職員を派遣し、被害情報、活動状況等の情報交換、活動状況等の検討を行う。

第5 消防機関の活動

被災市町村の消防機関は、非常招集の規定等に基づき消防職員、消防団員を招集し、防災活動体制を確立する。その後、速やかに、被災者等の救出・救助活動や被害情報の収集活動など所要の活動を行う。

1 消防本部の活動

消防本部は、地震災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、市町村災害対策本部及び警察署等関係機関と相互に連携をとり、効果的な活動を行う。

2 消防団の活動

消防団は、災害が発生した場合、原則として消防本部消防長、消防団長の指揮下に入り、常備消防と協力して出火防止、消火、避難誘導、救急・救助等の活動を行う。

第6 防災関係機関の活動

防災関係機関は、災害応急対策を実施するため、各々の配備、動員計画等に従い、関係職員を呼集し速やかに災害対処する。この際、必要に応じて各々の機関の本社(本部)、関係社等にも情報提供、応援要請を行うなど、迅速かつ広範な活動体制を敷く。

第7 県、市町村、国及び関係機関の連携

1 県と国機関との連携

県は、災害対策本部が設置された際には、国に対しその旨を速やかに連絡するとともに、必要な情報等の各省庁への伝達については基本的に関係部局で対応する。このため、各部局は関係する国機関の連絡先、伝達事項等について事前に把握しておく。また、国による現地対策本部が設置された場合には、連携を密にして円滑な応急対策の推進を図る。

2 県と市町村との連携

県は、震度6弱以上が観測された市町村に対し、「市町村への災害支援のための職員派遣に関する要領」^{※1}に基づき、初動時における被害状況の収集及び県と市町村の連絡調整を行うため、あらかじめ指定した職員等を派遣する。また、特に被害が甚大と思われる市町村について、必要と認めた場合、現地災害対策本部を設置する。

市町村は、県による現地災害対策本部が設置された際には、連携を密にして円滑な

※1 被災市町村への災害支援のための職員派遣に関する要領(資料3-1-1)

応急対策の推進を図る。

3 災害対策連絡調整班の設置^{※1}

県は、初動期における救出、救助活動を円滑に実施するため、必要に応じ警察、消防、自衛隊等からなる災害対策連絡調整班を県防災会議に設置し、関係機関の横断的な調整を行い災害対処する。

4 防災関係機関職員の県への配備

県は、災害対策本部が設置された場合において、災害応急対策の円滑な実施を図るため、必要に応じて防災関係機関の職員を災害対策本部へ派遣するよう要請する。

5 防災関係機関相互の連携

防災関係機関は、様々な災害の態態に的確に対応するため県、市町村はもとより他関係機関とも積極的に連携をとるなど情報の共有化を図る。

6 ヘリコプター運用調整会議の設置

防災関係機関の保有するヘリコプターとしては、県防災ヘリコプター、仙台市消防ヘリコプターのほか、県警察ヘリコプター、国土交通省ヘリコプター、海上保安庁ヘリコプターがあるが、災害派遣要請により自衛隊ヘリコプターの支援が可能となる。また、大規模地震災害時においては、他の都道府県からの応援ヘリコプターの支援を受けることとなる。これらのヘリコプターを安全かつ有効に活用するため、防災関係機関と連携して、県ヘリコプター運用調整会議を設置し、応援機を含めた活動計画等を検討作成し、応援機等が到着後、迅速に応援活動に入れるよう体制整備に努める。

※1 宮城県防災会議災害対策連絡調整班の組織及び運営に関する要領(資料3-1-2)

第2節 情報の収集・伝達(県総務部, 県警察本部, 市町村, 東北総合通信局, 仙台管区気象台, 日本郵政公社東北支社, 東日本電信電話(株)宮城支店, 日本放送協会仙台放送局, 日本赤十字社宮城県支部, 東北放送(株), (株)仙台放送, (株)宮城テレビ放送, (株)東日本放送, (株)エフエム仙台)

第1 目的

地震や津波の被害を最小限にとどめるためには、これらの情報を一刻も早く地域住民や海水浴客等に伝達することが重要である。また、円滑な応急対策活動を実施するため防災関係機関は、緊密な連携のもと災害に関する情報を迅速かつ的確に把握する体制を整えるものとする。

第2 地震・津波情報

仙台管区気象台は、地震、津波の観測結果に基づき津波予報(津波警報・津波注意報)及び地震情報や津波情報を発表する。これら気象台からの情報は、防災関係機関等へ伝達され、報道関係機関の協力を得て住民に周知するように努める。

1 津波予報

仙台管区気象台では、地震の発生による観測成果を解析し、担当津波予報区において津波の災害のおそれがあると予想されるとき、また、津波の有無について注意を喚起する必要がある場合、津波予報を発表する。

(1) 津波予報の種類、解説、発表される津波の高さ

予報の種類	解 説	発表される津波の高さ
津波警報	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。	3m, 4m, 6m, 8m, 10m以上
津波注意報	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。	1m, 2m
津波注意報	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。	0.5m

注)「津波の高さ」とは津波によって高くなったときの潮位と、津波がなかったとした場合の潮位(平滑したもの)との差であって、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

(2) 担当津波予報区^{*1}

仙台管区気象台が担当する津波予報区(津波予報を担当する対象の沿岸域)は東北

*1 津波予報区(資料3-2-1)

地方沿岸であり、宮城県沿岸での津波予報区は「宮城県」である。

2 情報の種類

仙台管区気象台は、地震、津波に関する現象及び観測成果を内容とした地震情報及び津波情報を発表する。

(1) 地震情報^{*1}

地震情報は、震度3以上の地震が発生した場合の即時的な情報として、震度速報(震度3以上を観測した地域の最大震度とその地域名)、震源に関する情報(震源要素及び津波の心配がないと判断した場合には「津波の心配なし」を、微弱で被害の心配がない海面変動が予想される場合には「この地震により、若干の海面変動があるかもしれませんが、被害の心配はありません」を付加)を発表する。

さらに、震度3以上の地震の場合は震源・震度に関する情報(震度3以上を観測された地域名と大きな揺れが観測された市町村名等)を、震度1以上の地震の場合は各地の震度に関する情報(観測点ごとの震度)を発表する。

(2) 津波情報^{*2}

津波情報は、津波の到達予想時刻・予想される津波の高さに関するもの、満潮時刻に関するもの、津波の観測時刻及びその高さに関するもの等を内容として発表する。

3 仙台管区気象台からの情報の伝達^{*3}

仙台管区気象台は津波予報、地震及び津波情報を発表した場合は直ちに、防災関係機関や報道機関に伝達する。これを受理した防災関係機関は、それぞれの伝達システムにより市町村等関係機関へ伝達する。また、報道機関は住民に広く周知することに努める。また、緊急を要する津波予報については、地上系の補完として、直接沿岸市町及び防災機関等に周知できるように、衛星を利用し、周報送信している。

4 その他の情報等の発表

仙台管区気象台は、地震発生後の余震発生状況や降雨状況を監視し、二次災害防止のために地震情報のほか気象情報等も発表し、注意を喚起する。

例えば、降水量が平常時の注意報・警報の基準に達しないと予想される場合であっても、降雨によって被災地に山崩れ、地すべり等の災害が起るおそれがあるときには、地面現象注意報・警報事項の内容を含めた大雨注意報・警報を発表する。

*1 県内の震度観測点(資料3-2-2)、気象庁震度階級関連解説表(資料3-2-3)

*2 県内の潮位観測所(資料3-2-4)、県内の潮位観測機器等の設置状況(資料3-2-5)

*3 気象予警報等伝達要領(資料3-2-6)。

第3 災害情報収集・伝達

1 地震発生直後の被害の収集・伝達

- (1) 市町村^{*1}及び消防機関は、人的被害の状況、建築物の被害状況及び火災、津波、土砂災害の発生状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡するとともに、119番通報の殺到状況についても併せて総務省消防庁及び県に連絡する。
- なお、県に情報伝達できない場合は、直接総務省消防庁に対し、被害状況を伝達し、事後速やかにその旨を県に報告する。
- (2) 県は、市町村等から情報を収集するとともに、自らも防災ヘリコプターによるH視及び各防災関係機関のヘリコプターを活用したヘリコプターテレビ伝送システムの画像情報等により必要な被害規模に関する概括的な情報を速やかに把握し、これらの情報を総務省消防庁へ報告するとともに、必要に応じて関係省庁に連絡する。
- (3) 警察は、ヘリコプター、パトカー及び警備艇等により情報の収集、110番通報、交番及び駐在所からの被害の収集など被害規模を早期に把握する。
- また、概括的な情報を警察庁に報告し、県及び防災関係機関に対しても通報する。
- (4) 県、市町村及び防災関係機関等は、勤務時間外に地震が発生した場合は、非常招集で登庁してくる職員から登庁途中で確認した被災情報も併せて収集する。
- なお、県職員に係る登庁途中における被害状況報告書^{*2}は、別に定める。
- (5) 県は、報告された情報を直ちに整理し、被害の概況を掌握する。また、収集された情報は、総務省消防庁に報告するとともに被災市町村や各防災関係機関に直ちに提供する。

2 情報の収集

- (1) 県は、市町村及び消防機関等からの被害情報を県出先機関(地方振興事務所)を経由して収集するとともに、総合防災情報システムを活用して情報収集する。
- (2) 県は、必要に応じて市町村に職員を派遣するなど、市町村の応急対策実施状況及び管内被災状況等に関する情報収集を行う。
- (3) 県は、警察及び防災関係機関と緊密に連携し、各機関で収集した被害情報について相互に情報交換する。
- (4) 県は、必要に応じてタクシー防災レポート車制度による被害現場等からの情報を活用する。
- (5) 県は、防災ヘリコプターを活用して上空からの迅速な被害情報の収集を行うと

*1 市町村被害状況報告要領(資料3-2-7)

*2 登庁途中における被害状況報告書(資料3-2-8)

ともに、各防災関係機関のヘリコプターテレビ伝送システム等による情報収集を行う。

- (6) 市町村は、防災行政無線及び消防無線により情報を収集するとともに、職員による巡回や自主防災組織等の地域住民を通じて得た情報を活用するとともに県への報告を行う。
- (7) 防災関係機関は、それぞれの防災業務計画等の定めるところにより被害状況等を速やかに情報収集するとともに、随時、県、関係市町村及び他の防災関係機関に報告又は通報する。

3 情報の伝達

- (1) 県と市町村の間における情報の伝達は、主として防災行政無線を用いる。
- (2) 県及び市町村は、防災行政無線が使用できない場合は非常通信ルート等を用いて対応する。また、市町村は、同報無線、消防無線を活用して住民に対し情報の伝達を行う。
- (3) 県は、消防庁消防防災無線を活用して総務省消防庁に対し速やかに情報の伝達を行う。また、必要に応じて内閣府の緊急連絡用回線網(中央防災無線)を活用して、首相官邸及び非常(緊急)災害対策本部に情報伝達する。
- (4) 報道関係機関は、県からの要請があった場合、災害対策基本法に基づき、あらかじめ締結した「災害時における放送要請に関する協定」及び「災害時放送に関する覚書」により正確かつ迅速な情報の伝達を行う。

4 災害情報等の交換

(1) 災害情報の種類

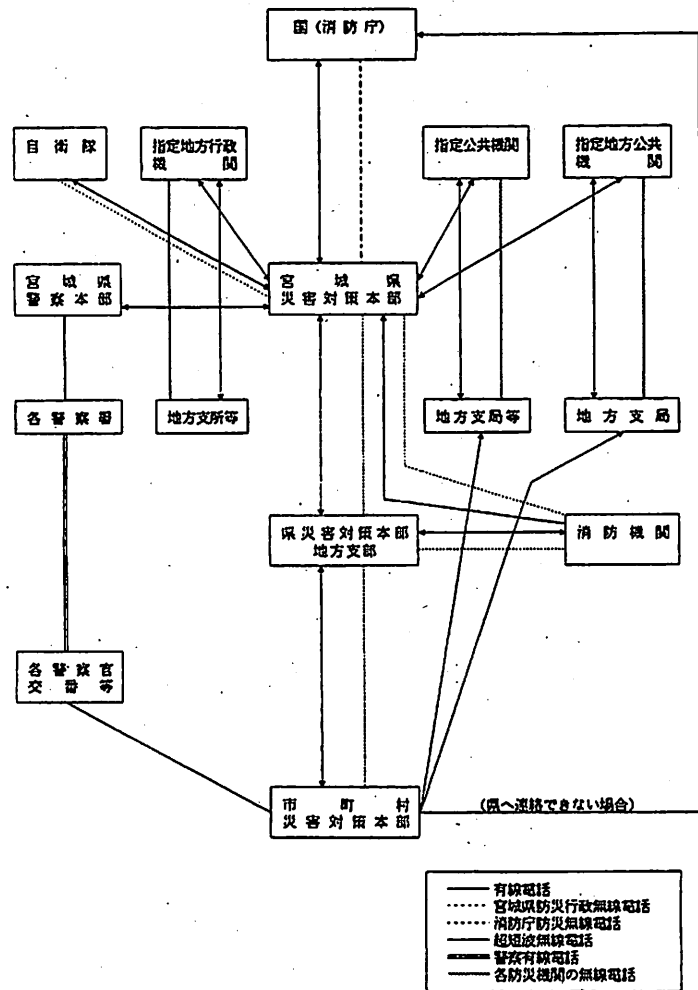
県、市町村及び防災関係機関が、相互に交換する災害情報等の種類は次のとおりとする。

- イ 災害に関連する気象、水象、地象の観測結果等の資料に関すること
- ロ 災害が発生するおそれがある場合又は災害が発生した場合において、その所掌する災害応急対策の実施方針又は措置に関すること
- ハ 法令又は防災計画に定めるところにより、その所掌する被害状況の収集結果に関すること
- ニ その他災害応急対策の総合的な推進のため必要と認められる事項

(2) 災害情報等の相互交換体制

- イ 県、市町村及び防災関係機関は、災害情報等の交換を円滑に実施するため必要な組織、連絡窓口及び連絡責任者を定めておくものとする。
- ロ 災害情報等の連絡系統は、次のフローのとおりである。

県災害対策本部災害情報伝達系統図



(3) 被害状況等の報告

- イ 市町村(市町村災害対策本部長)は、市町村被害状況報告要領に基づき速やかに県に報告する。
- ロ 県は、次に掲げる災害が生じた際には、災害対策基本法第53条第2項の規定に基づき、内閣総理大臣(窓口:総務省消防庁)に対し速やかに報告する。
 - (イ) 県災害対策本部を設置した災害
 - (ロ) 災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度の災害
 - (ハ) (イ)又は(ロ)に定める災害になるおそれのある災害
- ハ 国への報告に際しては、消防組織法第22条に基づく災害報告取扱要領及び火災・災害等即報要領により行う消防庁への報告と一体的に行う
- ニ 県の関係地方機関の長(支部班長)は、被害情報を収集して各部署長及び地方振興事務所長(地方支部長)に報告し、各部署長は、収集した情報を取りまとめの上、知事(災害対策本部長)に報告する。

ただし、緊急を要すると認められるものについてはこの限りでない。
- ホ 各防災関係機関は、県災害対策本部が設置された場合で、重大な被害が発生したときは、防災業務計画等の定めるところにより被害状況及びその経過について収集し、随時、県所管部署長(災害対策本部員)を通じて知事(災害対策本部長)に報告する。
- ヘ 応急措置が完了した場合、最終的な災害確定報告について、市町村は10日以内に県へ、県は20日以内に内閣総理大臣あて及び消防庁長官あての文書を各1部ずつ総務省消防庁へ、それぞれ所定の様式に取りまとめの上報告する。

第4 通信・放送手段の確保

1 災害時の通信連絡

(1) 通信連絡手段

大規模地震災害時においては、通信の途絶やふくそうが想定されることから、各防災関係機関では、それぞれの特性を考慮し、的確な通信手段の確保に努めるものとする。^{※1}

なお、各種通信手段の状況や特徴は、次のとおりである。

- ① 一般公衆回線…災害時に途絶やふくそうがある。
- ② 災害時優先電話…防災機関とNTTが協議して、一般公衆回線の中から指定する回線で、災害時に回線がふくそうしても、他の一般公衆回線に比べて優先して使用できる。

※1 東北非常通信協議会構成機関一覧表(資料3-2-9)

- ㉔ 携帯電話…一般公衆回線と別系統であり、無線回線を使用するので、移動して使用できるが、災害時に途絶やふくそうもある。
- ㉕ PHS…使用範囲は限定されるが、携帯電話と同様の特徴がある。
- ㉖ 衛星携帯電話…静止衛星を利用して通信するため災害時に通信の途絶がない。ただし、相手によってはふくそうもある。
- ㉗ 孤立防止用衛星電話…NTTから市町村役場等に配備されている災害用衛星電話。
- ㉘ 国土交通省回線(緊急連絡用回線)…国土交通省と各県を結んでいる無線回線。
- ㉙ 消防庁回線(消防防災無線)…消防庁が各県と結んでいる無線回線。
- ㉚ 内閣府回線(中央防災無線)…内閣府と各県を結んでいる無線回線。
- ㉛ 地域衛星通信システム…全国の自治体、消防本部、防災関係機関を結ぶ衛星通信回線である。
- ㉜ 消防用回線(消防無線)…各消防機関が使用している回線で、県内共通波により県内各消防機関、全国共通波で全国の消防機関相互の通信ができる。
- ㉝ 防災相互波…本局波数を所有している異なる免許人との間で通信ができる。
- ㉞ MCA無線システム…(財)東北移動無線センターが運営するシステムで、業務用無線と同様に使用できる車載型、携帯型無線システムで、中継所を経由するので広範囲のサービスエリアが確保できる。災害時には同センターやメーカーからの借用も考えられる。
- ㉟ 非常通信…県、市町村及び防災関係機関は、災害時において、他に手段がない場合などは、非常通信協会の構成機関等の通信設備を利用して、非常通信を行う。
- ㊱ インターネット…データ通信としてのインターネットにより、各種データ、安否情報等の提供ができる。
- また、ふくそうを回避するための手段として、次の2つの情報提供が有効である。
- ㊲ 災害用伝言ダイヤル「171」…災害発生時、その規模によりNTTが提供するサービスで、一般加入電話、公衆電話、携帯電話等から安否情報などの伝言を録音・再生するもので、提供開始や提供条件についてNTTで決定しテレビ・ラジオ等で知らせる。
- ㊳ 1モード災害用伝言板…大規模災害発生時、NTTドコモが提供するサービスで、1モードサービスを利用し、安否情報の登録・確認ができる。
- (2) 非常時の通信の確保
- 県は、災害情報連絡のための防災行政無線等通信手段に支障が生じた場合、東北総合通信局に連絡するものとし、東北総合通信局は通信の確保に必要な措置を講じる。

- また、東北総合通信局は、被災地方公共団体からの要請に基づき、通信機器について、関係業界団体の協力を得る等により、その供給の確保を図るものとする。
- (3) 郵便関係の措置
- 日本郵政公社東北支社は、災害救助法が適用され、現に救助を必要とする被災者で、収容施設(応急仮設住宅に収容する場合を除く。)の供与又は被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与を受けたときは、1世帯に郵便はがき5枚及び郵便封筒(ミニレター)1枚の範囲内で必要と認める枚数を交付する。また、被害の状況により、被災者(法人を除く。)が差し出す第一種郵便物、通常葉書又は盲人用点字郵便物については、料金を免除する。
- なお、取り扱う郵便局等については、別途日本郵政公社東北支社長が指定し、その旨を公示する。
- 2 消防無線通信施設
- 消防機関は、災害が発生した場合の、救急・救助等消防活動に係る情報の収集・連絡等が確実に行われるように、通信手段の確保に努めるものとする。また、通信施設の機能に支障が生じた場合には、早急に復旧を行うとともに、代替施設を使用するなど必要な措置を講じる。
- 3 警察情報通信施設
- (1) 警察は、災害発生後直ちに情報通信手段の機器、施設及び機能の確認を行うとともに、支障が生じた機器等の復旧を行い、通信の確保に必要な措置を講じる。
- (2) 必要に応じて、東北管区警察局に応急通信用情報通信器材等を要請し、情報通信手段を確保する。
- 4 放送施設
- (1) 日本放送協会仙台放送局
- イ 放送体制
- 大規模地震が発生した場合には、直ちに災害対策本部を設け、要員及び放送取材機器を確保し、取材体制を確立する。
- また、地方自治体・警察・消防・気象台等関係機関との緊密な連携をとって、被災状況を的確に把握し、災害情報・生活(ライフライン等)情報・安否情報等を提供し、人心の安定と災害復旧に資するための放送を実施する。
- ロ 放送応急対策
- 放送施設・設備の被災状況を早期に把握し、被害が発生したときは、迅速適切な応急措置により、施設の機能維持に努め、放送の確保を図る。
- また、取材・放送送出等に支障をきたさないよう放送回線・通信回線・連絡回線等についても、関係機関と緊密な連絡をとって確保し、放送体制の確立に万全を期す。

(2) 東北放送株式会社

イ 放送体制

大規模地震など重大な災害が発生した場合、「緊急事態報道～初報・初動マニュアル～」に沿って初動体制をとり、以後全社的規模での放送・取材体制を組む。また、関係機関(東北電気通信管理局、自治体、警察、消防、気象台など)との連絡を密にしながら、災害情報・生活情報・安否情報等をラジオ及びテレビの特性を考慮した内容で放送し、二次災害の防止、被災者への情報提供などに万全を期す。

ロ 放送応急対策

(イ) 大規模地震などで現用放送設備が使用不能となった場合、ラジオ放送を最優先させ放送の確保に努める。

(ロ) 非常用品収集倉庫の新設及び非常用発電機、バイク等を増設している。

(3) 株式会社仙台放送

イ 放送体制

「非常災害基本マニュアル」に基づき、震度 5 弱以上の大地震やそれに伴う津波、火災などの大災害を非常災害と定義する。非常災害が発生した場合、「災害対策本部」が設置されるまでの応急対策として報道局を中心に「緊急報道部」を組織する。緊急報道部は、速やかに状況を判断して、緊急災害放送を実施し災害初期の混乱を防止するとともに、住民の安全確保のための緊急情報を他の番組に優先して放送する。災害対策本部が設置された場合は、全社員が出社して放送業務を遂行する。

ロ 放送応急措置

放送設備の電源、送信・送信機器、通信回線等の保守点検を速やかに実施し、テレビ放送の継続に必要な設備、機器等の確保と運用に全力を挙げる。また、系列の隣接局との相互協力体制、応援体制をとり、取材・放送等に支障をきたさないように万全を期す。

(4) 株式会社宮城テレビ放送

イ 放送体制

大規模災害発生時には「非常災害対策要綱」に基づき「非常災害対策本部」を設置する。「非常災害対策本部」は宮城県防災会議のほか、関係機関との連絡を密にしながら災害広報に協力し、二次災害の予防、被害の軽減に役立つ放送を実施する。

ロ 放送応急措置

「非常災害対策本部」のもとに「放送対策本部」を設置する。「放送対策本部」は県民の混乱を防止し、人心の安定と災害の復旧に協力するため、「非常

災害時の放送マニュアル」により県民の求める情報を収集し、適時適切な放送を行う。放送継続のために下記の事項に関し、最大限の努力を払う。

(イ) 送信所、中継所の確保

(ロ) 機械室、電源の確保及び放送用回線の確保

(ハ) 取材機器の維持と出動体制確保

(ニ) 中継資材、機材の確保

(ホ) 放送番組の継続、ローカル枠の緊急編成などの措置

(5) 株式会社東日本放送

イ 放送体制

(イ) 非常災害対策規定に基づき直ちに非常災害対策本部を設置し、総動員態勢で災害報道にあたるとともに、テレビ朝日系列各社からの応援による放送取材体制を確立する。

(ロ) 関係機関(自治体、警察、消防、気象台等)との連絡を密にしながら、災害・被災状況を的確に把握するとともに、災害・生活・安否情報等を提供し、二次災害や社会的混乱の防止等に努め、被災者の救援・復旧・安定に資するための取材・放送を実施する。

ロ 放送応急措置

(イ) 放送施設・設備の電源、送信・送出機器、通信回線の点検を速やかに実施し、放送継続に必要な設備、機器等の確保と運用に全力を挙げる。

(ロ) 関係機関及び系列各社との連携を密にし、相互協力体制を図るとともに、住民の安全確保のための緊急情報の取材・放送に努める。

(6) 株式会社エフエム仙台

イ 大規模な地震発生時には、緊急災害対策本部を設置し、放送要員を確保し関係機関と連絡をとりながら災害放送体制を組む。

ロ 放送設備の点検を行い、可能な限りの手段を尽くし被害を受けた機器の回復と維持に努め、放送の継続を図る。

ハ 当社の機器が損傷した場合、JFN(全国 FM 放送協議会)から機器及び人員の応援を受け、放送の継続に努める。

ニ 視聴覚障害者や県内に在住する外国人に向け、文字による災害情報放送が維持できるよう、「見えるラジオ」の放送機能維持に努める。

第3節 災害広報活動(県総務部、市町村、県警察本部、防災関係機関)

第1 目的

県、市町村及び報道機関^{※1}等は、作民の生命、財産を保全するため、仙台管区気象台からの情報をはじめとする地震情報、避難所等の状況、安否情報等その時々に必要な情報を各防災関係機関と連携をとりながら、迅速に提供するものとする。

第2 県の広報

1 広報事項

被災者のニーズを十分把握し、被災者に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供する。

- (1) 被害区域及び被害状況に関する情報
- (2) 避難に関する情報
- (3) 救急・医療に関する情報
- (4) 余震、豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報
- (5) 社会秩序の維持に関する情報
- (6) 緊急通行路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等
- (7) 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
- (8) 道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報
- (9) 生活支援(食料・水等の供給)に関する情報
- (10) 安否情報
- (11) 被災地域及び避難場所等における犯罪予防等民心安定のための情報
- (12) 津波に関する情報
- (13) 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- (14) 相談窓口の設置に関する情報
- (15) 被災者に対する援助、助成措置(特別融資・緊急融資・税の減免等)に関する情報

2 広報実施方法

情報の内容、地域、時期、被災者(一般・高齢者・障害者・外国人等)に応じた広報を行う。

- (1) 大規模災害時緊急情報連絡システムによる広報
- (2) 記者発表、記者クラブへの資料配布(テレビ・ラジオ・新聞)
- (3) 県政テレビ番組、新聞紙面購入による広報
- (4) テレビスポット放映による広報

※1 災害時における放送要請に関する協定等(資料3-3-1)

- (5) 県政だよりによる広報
- (6) チラシ、パンフレットによる広報
- (7) 宮城県ホームページへの掲載による広報

3 報道機関との連携

情報の収集・伝達に当たっては、放送事業者、通信社及び新聞社等の報道機関と連携を図り、的確な情報を迅速に提供する。

第3 市町村の広報

1 市町村の広報

市町村地域内の各防災機関が実施する広報を調整し、関係機関と連携して、被災者に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供する。

- (1) 災害対策本部設置に関する事項
- (2) 安否情報
- (3) 被害区域及び被害状況に関する情報
- (4) 避難(勧告・場所等)に関する情報
- (5) 医療救護所の開設等救急・医療に関する情報
- (6) 防疫に関する情報
- (7) 余震、豪雨、危険物等による二次災害防止に関する情報
- (8) 津波等に関する情報
- (9) ライフラインの被害状況に関する情報
- (10) 生活支援(食料・水等の供給)に関する情報
- (11) 民心安定のための情報
- (12) 緊急通行路確保及び避難誘導、救助活動のための交通規制等に関する情報
- (13) 道路における危険防止及び交通の円滑化に関する情報
- (14) 道路の交通危険箇所、迂回路等の道路情報
- (15) 被災地域及び避難場所等における犯罪予防等民心安定のための情報
- (16) 自主防災組織に対する活動実施要請
- (17) 出火防止等地震発生時の注意の呼びかけ
- (18) 保健衛生、ライフライン、交通施設等の復旧に関する情報
- (19) 相談窓口の設置に関する情報
- (20) 被災者に対する援助、助成措置(特別融資・緊急融資・税の減免等)に関する情報

- (21) 市町村ホームページへの掲載による広報

2 広報実施方法

あらゆる広報媒体を利用して有効、適切な広報を行う。

- (1) 同報無線、有線放送等による広報
- (2) 広報車による巡回広報
- (3) テレビ・ラジオ・新聞等報道機関を通じての広報
- (4) 広報紙による広報
- (5) チラシ、パンフレットによる広報
- (6) 避難所への広報班の派遣
- (7) 自主防災組織を通じての連絡

第4 防災関係機関の広報

1 警察の広報

警察は、関係機関と相互に協力し、次の事項等に関する広報活動を実施するとともに、報道機関の協力を得て災害広報を行う。

- (1) 災害区域及び被害状況
- (2) 避難誘導、救助活動及び緊急輸送ルート等通行路確保のための交通規制広報
- (3) 道路における危険防止及び交通の円滑に関する交通広報
- (4) 危険物の所在、爆発予防等二次災害の防止に関する防災広報
- (5) 民心安定のための被災地域及び避難場所等における犯罪予防広報

2 その他の機関

防災関係機関は、各々関係する情報について国民が必要とする度合いに応じて積極的に広報活動を行う。

さらに、必要事項については、随時、県及び市町村災害対策本部にも連絡する。

第4節 災害救助法の適用(県保健福祉部, 市町村)

第1 目的

災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社、その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、食料品その他生活必需品の欠乏、住居の喪失、傷病等に悩む被災者に対する一時的な救助を行い、災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図る。

第2 災害救助法の適用

1 災害救助法の適用基準

災害救助法による救助は、市町村(政令指定都市にあつては、行政区ごと又は市全域のいずれか)の区域単位に、原則として同一原因の災害による市町村の被害が一定の程度に達した場合で、かつ被災者が現に救助を要する状態にあるときに行う。

適用基準は、以下のとおりである。

- (1) 市町村の区域内における住家の被害が、市町村人口に応じ、住家の滅失した世帯数(全壊、全焼、流失等の世帯を標準とし、作家が半壊、半焼等若しくは損傷した世帯については、滅失世帯の2分の1世帯、床上浸水、土砂の堆積等により一時的に居住不能になった世帯にあつては、滅失世帯の3分の1とみなして換算する。以下同じ。)が次の世帯数以上であること。^{※1}

市 町 村 人 口	作家滅失世帯数
5,000人未満	30世帯
5,000人以上 ~ 15,000人未満	40世帯
15,000人以上 ~ 30,000人未満	50世帯
30,000人以上 ~ 50,000人未満	60世帯
50,000人以上 ~ 100,000人未満	80世帯
100,000人以上 ~ 300,000人未満	100世帯
300,000人以上~	150世帯

- (2) 県の区域内の作家滅失世帯数が、2,000世帯以上であつて、当該市町村の区域内の作家滅失世帯数が、その人口に応じ、上記基準の2分の1以上に達したとき。

(3)

- イ 県の区域内の作家滅失世帯数が、9,000世帯以上であつて、当該市町村の区域内の作家滅失世帯数が、多数であるとき。(市町村の被害状況が特に救助を要する状態にあること。)

※1 市町村別災害救助法施行令1号該当基準表(資料3-4-1)

- ロ 災害が隔絶した地域に発生したものであるなど災害にかかった者の救護を著しく困難とする特別の事情がある場合で、かつ、多数の世帯の住家が滅失したものであること。

- (4) 多数の者が、生命又は身体に危害を受け又は受けるおそれが生じたとき。
イ 多数の者が、避難して継続的に援助を必要とする場合。
ロ 食品の給与等に特殊の補給方法又は救出に特殊の技術を必要とする場合。

2 災害救助法の適用手続

法による救助は、適用基準に該当し、知事が事実上被災者に対し、法第23条に規定する救助を実施するときに開始される。

原則…災害発生日 = 救助の開始日 = 公示日

例外…①長雨等で被害が漸増し、一定日時を経て一定の被害程度に達した場合

災害発生日 = 被害の程度が適用基準に達し、救助が行われた日

②被害状況及び救助を要する者の把握が困難なため遅延した場合

公示日 = 被害等が判明した日

市町村は、被害状況を迅速、かつ、的確に報告するとともに、法適用の必要性を速やかに検討し、適用する場合、県にその旨を報告する。

県は、被害状況等を確認検討し、適用決定した際には、速やかに該当市町村に連絡する。また、速やかに法適用を公示するとともに、救助の実施を市町村長に委任する。

3 救助の種類^{※1}

避難所の設置、応急仮設住宅の供与、炊き出しその他による食品の給与、飲料水の供給、被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与、医療、助産、被害にかかった者の救出、災害にかかった住宅の応急修理、学用品の給与、埋葬、死体の捜索、死体の処理、障害物の除去、輸送費及び貸金職員等雇上費、実費弁償。(昭和35年宮城県規則第48号「災害救助法施行細則」最終改正 平成15年7月4日)

第3 救助の実施の委任

知事は、災害救助法第30条の規定に基づき、次の救助の実施を市町村長に委任することができる。同法施行令第23条の規定に基づき委任を通知した場合において、市町村長は、当該事務を行わなければならない。

- 1 収容施設(応急仮設住宅を含む。)の供与
- 2 炊き出しその他による食品の給与及び飲料水の供給
- 3 被服・寝具その他生活必需品の給与又は貸与
- 4 医療及び助産
- 5 災害にかかった者の救出

※1 救助の種類一覧表(資料3-4-2)

3-4 災害救助法の適用

- 6 災害にかかった住宅の応急処理
- 7 学用品の給与
- 8 埋葬
- 9 死体の捜索及び処理
- 10 障害物の除去

第5節 救急・救助活動(県総務部、市町村、県警察本部、第二管区海上保安本部、陸上自衛隊)

第1 目的

大規模地震が発生した場合、家屋の倒壊、落下物、出火炎上等によって多数の負傷者が発生するおそれがある。これらの人々については一刻も早い救出・救助活動が必要であり、このため、県、市町村、防災関係機関は連絡を密にしながら速やかな応急対策を実施するものとする。また、被害が多面に広がることが予想されることから、自主防災組織、事業所、一般県民についても自ら救出・救助活動に協力する。

第2 県の活動

県は、大規模地震災害においては、市町村の被害状況及び救急・救助を必要とする状況を把握し、防災関係機関が有機的に連携して救出・救助を行えるよう、災害対策連絡調整班を中心として、県警本部、消防本部、自衛隊等関係機関との連絡、調整を行う。この際、必要な資機材については関係機関から広く調達するものとし、併せて防災ヘリコプターを積極的に活用する。

県は、常時、防災関係機関から救急・救助情報を収集するとともに、一般市民等からの情報については、適宜関係機関あて伝達する。

第3 警察の活動

- 1 警察は、救出救助を要する者を発見した場合及び同様の通報等があった場合は、救助関係機関等と連携協力して救出・救助活動を行う。
- 2 警察は、被害状況に基づき、迅速に機動隊等災害警備部隊を被災警察署等に出動させる。
- 3 警察は、警察署員及び応援機動隊員により救出救助部隊を編成するとともに、消防等防災関係機関と現場活動に関する調整を行いながら、救出救助活動等を行う。

第4 市町村の活動

市町村は、救急・救助を必要とする状況を把握し、速やかに捜索、救出活動を行うとともに、消防本部等関係機関に連絡する。また、一般住民からの情報についても適宜関係機関あて伝達するものとし、人員、機材等の面での対応が不十分と思えるときは県等に速やかに連絡する。

第5 消防機関の活動

大規模地震災害時には、広域的に多数の負傷者が発生することが予想される

ため、消防機関は、医療機関、宮城県医師会、日本赤十字社宮城県支部及び警察署等関係機関と協力し、適切かつ迅速な救急・救助活動を行う。

1 消防本部の活動

救急・救助活動を行うに当たって、被害状況、医療機関の被災状況等の情報をいかに早く正確に把握できるかが、救命率向上のキーポイントとなる。このため、関係機関と情報交換を緊密に行いながら救急救助活動を行う。また、負傷者も軽傷者から救命処置を必要とする者までさまざまであり、緊急度に応じ迅速かつ的確な判断と応急処置が要求されるので、救急救命士や高度救命処置用資機材の有効活用を行うなど効率的な活動を行う。

2 消防団の活動

消防本部による活動を補助し、救出救助と負傷者に対する応急処置を行い、安全な場所への搬送を行う。

第6 第二管区海上保安本部の活動

- 1 地震等により海難救助等を行うに当たって、規模等に応じて合理的な計画を立て、次に掲げる措置を講じる。その際、救急・救助活動において使用する資機材については、原則として携行するものとするが、必要に応じて民間の協力等を求めることにより、必要な資機材を確保し、効率的な救急・救助活動を行う。
 - (1) 船舶の海難、海上における人身事故等が発生したときは、速やかに巡視船艇・航空機を発動させるとともに、必要に応じて特殊救難隊を出動させるほか、関係機関及び水難救済会等の民間救助機関を活用してその救助を行う。
 - (2) 船舶火災又は海上火災が発生したときは、速やかに巡視船艇により消火活動を行うとともに航空機により状況調査を実施し、必要に応じて特殊救難隊及び機動防除隊を対応させるほか、関係機関等救助機関に協力を要請する。
 - (3) 危険物が排出されたときは、その周辺海域の警戒を厳重にし、必要に応じて火災の発生の防止、航泊禁止措置又は避難勧告を行う。
- 2 関係機関及び地方公共団体の災害応急対策が円滑に実施されるよう、要請に基づき、海上における災害応急対策の実施に支障をきたさない範囲において、陸上における救急・救助活動等について支援するほか、次に掲げる支援活動を実施する。この場合、応急医療能力及び宿泊能力を強化した巡視船の活用について配慮する。
 - (1) 医療活動場所の提供について要請があったときは、医務室を整備しているヘリコプター搭載型巡視船等を当たらせる。
 - (2) 災害応急対策の従事者の宿泊について要請があったときは、ヘリコプター搭載型巡視船等をあたらせる。
 - (3) その他の支援活動については、その都度協議の上、決定する。

- 3 物資の無償貸付もしくは譲与について要請があったとき又はその必要があると認められるときは、「海上災害救助用品の無償貸付及び譲与に関する省令」(昭和 30 年運輸省令第 10 号)に基づき、海上災害救助用品を被災者に対して無償貸付し、又は譲与する。

第7 住民及び自主防災組織等の活動

住民及び自主防災組織等は、在住地区及び担当地区において建物倒壊、火災等による救急・救助の必要性を確認したときには、自らに危険が及ばない範囲で緊急救助活動を実施するとともに、速やかに消防本部等関係機関に連絡する。また、人員、機材等の面で対応が不十分と思えるときは市町村等に速やかに連絡する。さらに、警察、消防職員の行う救急・救助活動に積極的に協力するものとし、その他とるべき行動についても現地の警察、消防職員の指示を仰ぐ。

第6節 医療救護活動(県総務部、保健福祉部、病院局、市町村、東北厚生局、日本郵政公社東北支社、陸上自衛隊、日本赤十字社宮城県支部、宮城県医師会、宮城県薬剤師会、宮城県病院薬剤師会、宮城県医薬品卸組合、東北高圧ガス連合会)

第1 目的

大規模地震災害により、多数の負傷者等が発生した場合、通常の活動体制での対応は困難となるおそれがあることから、緊急的な対応策や関係機関の連携を図りながら医療救護活動を実施するものとする。

第2 医療救護活動

県及び関係機関は、相互に連携・協力しながら、次の範囲・組織で、被災者に対する医療救護活動を実施する。

1 範囲

- (1) 診療
- (2) 薬剤又は治療材料の支給
- (3) 処置、手術その他の治療及び手術
- (4) 病院又は診療所への収容
- (5) 看護
- (6) 助産

2 組織

- (1) 医療救護は、原則として救護班を編成し、現地で実施する。ただし、急迫した事情があり、かつ、やむを得ない場合においては、病院、診療所又はあん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律(昭和22年法律第217号)及び柔道整復師法(昭和45年法律第19号)の規定する施術所においてもできるものとする。
- (2) 災害拠点病院における医療救護
多発外傷、感染症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療については災害拠点病院で行う。

第3 県の活動

- 1 県は、必要と認めるときは、医師会等の協力を得て医療救護活動を実施する。
- 2 県は、医療救護活動を実施するために必要な次の調整を行う。
 - (1) 宮城県医師会、東北厚生局、日本赤十字社宮城県支部等、関係団体・機関との医療救護班派遣に関する事。

- (2) 医療救護活動に必要な医薬品、医療資機材、血液等の確保に関する事。
- (3) 被災地の傷病者、医療救護班、医薬品等の搬送に関する事。

3 県は、災害の状況に応じ、「病院防災マニュアル」等により県立病院での受け入れ体制の確保を図るとともに、速やかに県立病院等の医療救護班を派遣する。

第4 市町村の活動

- 1 市町村の救護班は、適当な場所に救護所を設置して被災者の迅速かつ的確な救護を行う。
- 2 市町村の救護班だけでは対応できなくなった場合、あるいは対応できないと市町村長が判断した場合には、知事に協力要請を行う。

第5 日本赤十字社宮城県支部の活動

被災地の医療機能が回復、若しくは地方公共団体等による救護・救助活動が開始されるまでの間において、独自の判断で出動し、また、知事の要請によって救護班を派遣し、医療救護活動を実施する。

1 医療救護活動

日本赤十字社宮城県支部は、救護班の派遣や傷病者の受け入れ等の医療救護活動を行う。なお、被災地に設置する救護所、あるいは巡回等による応急医療を基本とし、在宅や避難所における高齢者・障害者などのいわゆる災害弱者への対応をも十分に考慮して柔軟に対処するものとする。

(1) 初期医療救護活動

災害救護活動の初期段階における医療救護活動は、被災地の医療機能が回復もしくは地方公共団体による系統的な救助救出活動が開始させるまでの間、日本赤十字社独自の活動として積極的に実施する。

(2) 医療救護活動の継続

初期医療救護活動が終了した後においても、災害の状況に応じて医療救護活動を継続するものとする。

この場合、時間の経過とともに変化する被災者のニーズに柔軟に対応できるよう救護班の編成等を考慮する。

(3) 重傷病者の後送

収容治療を行う必要があると判断される重傷病者については、直ちに病院へ後送する。

なお、患者の後送にあたっては、搬送手段や受け入れ病院について防災関係機関と必要な調整を行う。

また、赤十字医療施設が患者を受け入れる際には、受け入れ体制に万全を期す。

(4) 撤収時期

被災地における医療機関の機能の回復状況を勘案し、医療救護活動を終息させる時期及び救護班を撤収させる時期を、県、市町村、地元医師会等と協議のうえ決定する。

(5) 費用負担

医療救護活動に要する費用は、原則として、救護班を派遣した支部の負担とする。

ただし、災害救助法が適用された場合には、法に基づき必要な弁償を被災地支部がとりまとめて、都道府県知事に請求する。

2 救護班の活動

救護班は、被災地に到着次第、現地の市町村災害対策本部と調整の上、活動する。災害対策本部未設置のときは、設置されるまでの間、日赤地区・分区分(市町村日赤担当)長と連絡の上、適切な活動を実施する。

活動に当たって、救護班長は、被災地の現地災害対策本部と協議し、適当と認められる位置に救護所を開設し、応急救護に当たる。

また、状況により巡回診療も行う。

3 医薬品、衛生材料の補給

医薬品、衛生材料の補給は、日赤宮城県支部で行うものとするが、場合により救護班が現地において補給することができる。

4 血液製剤等の供給

災害時には、輸血用血液製剤や血漿分画製剤が大量に必要となることが想定されるので、全国的な血液製剤の需給調整機能を活用して、必要な血液製剤等の確保に努めることとする。

なお、災害時における広報は、献血希望者が一時的に殺到することなど混乱が生じないように十分配慮して行う。

5 災害救助法適用外の災害救護

日赤宮城県支部長は、災害発生のおそれがあるとき、又は災害が発生した場合は、災害救助法発令のない場合においても支部独自の判断と責任において、必要な救護班を現地に派遣し、関係機関と連携して救護活動に当たる。

6 広域的応援体制

日赤宮城県支部長は、隣接支部管内における災害発生に際し、要請により、又は必要と思われる場合において速やかに救護班を派遣する。

また、当県内において災害が発生した場合で、応援が必要な場合には隣接支部又は日赤本社を通じて広域的な応援要請を行う。

日赤宮城県支部は、日赤第1ブロック(北海道、東北6県を含む)に属し、災害時に

はまずブロック内の隣接支部に応援要請を行い、これによっても対応できない場合には、日赤本社を通じてさらに広域的な応援体制をとって、被災地と連携を取りながら、統一的な救護に当たる。

7 日赤病院が被災した場合の対応

災害により日赤病院が被災した場合には、入院患者の安全確保と外来患者の診療とを区別して実施し、さらに受付においてトリアージを行って緊急度に応じた救護ができるよう努める。また、応援救護班の必要性等について支部と協議して要請するほか、他の医療機関と密接な情報交換を行って、協力して患者の多発発生に対処する。

第6 宮城県医師会の活動

「災害時の医療救護に関する協定^{※1}」に基づき、知事から援助の要請があったときは、「宮城県医師会災害時医療対策要綱^{※2}」に基づき、各郡市医師会に医療救護班の編成を要請し、他の団体と協力して医療救護活動を行う。

第7 東北厚生局の活動

- 1 知事又は救助関係機関からの要請を受けた場合は、国立病院・療養所に災害医療班の派遣を指示する。
- 2 救護活動が長期化する場合は、1単位の派遣日数は3泊4日を原則とし、引き続き次の災害医療班の派遣を指示する。

第8 日本郵政公社東北支社の活動

大規模地震災害時において被災地の実情に応じ、医療救護、防疫措置等の必要がある場合は、通信病院から医療救護班を派遣し、他の医療関係機関と協力し、医療救護活動を実施する。

第9 救急医薬品等の調達

- 1 県は、宮城県医薬品卸組合、東北高圧ガス連合会、宮城県赤十字血液センター等を通じ、医薬品、医療用ガス^{※3}、医療資機材、血液製剤等(以下「医薬品等」という。)の在庫、需給状況を把握する。

県内で必要な医薬品等を調達できない場合には隣接県、あるいは厚生労働省に要請する。また、救護物資の医薬品等については、受取りに混乱が生じないように医薬品集積所を設ける。

※1 災害時の医療救護に関する協定書及び実施細則(資料3-6-1)

※2 宮城県医師会災害時医療対策要綱(資料3-6-2)

※3 災害時における医療ガス等の調達業務に関する協定書(資料3-6-3)

- 2 県は、市町村からの要請に基づき、宮城県医薬品卸組合、宮城県赤十字血液センター等に対し医薬品等の供給を要請し、保健所に配備している救急医療セットを被災地に搬入する。また、医療用医薬品などについては、医療機関へは医薬品卸売業者が主として供給し、救護所等へは医薬品卸売業者によるほか、援助物資から供給する。
一般用医薬品などについては、医薬品集積所から救護所、避難所に供給する。
- 3 県は、医薬品等集積所、救護所等での医薬品等の仕分け、在庫管理・服薬指導等を行うため、(社)宮城県薬剤師会^{※1}と災害時に必要とされる薬剤師の派遣等について協定書を締結している。

第10 専門的な医療を要する患者対策

- 1 県は、難病患者や人工透析患者など専門的な医療を必要とする患者に対する災害時の医療を確保するため、災害拠点病院に対し、患者の求めに応じ患者情報の提供を行うほか、医療機関の稼働状況の把握並びに必要な医薬品の確保に努め、患者等に対し必要な医療情報の提供を行う。
- 2 県は、市町村が行う専門的な医療を必要とする患者等に係る応急対策に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

^{※1} 災害時における医療救護活動に関する協定書(資料3-6-4)、宮城県薬剤師会災害時連絡体制(資料3-6-5)

第7節 消火活動(県総務部、市町村)

第1 目的

大規模地震発生時には、同時多発火災の発生等により極めて甚大な被害が予想されるため、消防機関は、県、市町村はもとより住民、自主防災組織、事業所等の協力も得ながら、他の消防機関等との連携を図りつつ、全機能を挙げて被害を最小限に食い止めるため、出火防止措置や消火活動を行うものとする。

第2 消火活動の基本

火災による被害を防止又は軽減するため、住民、事業者、自主防災組織等は、地震発生直後の出火防止、初期消火を行い、また、各防災関係機関は、地震発生直後あらゆる方法により住民等に火災防止及び初期消火の徹底について呼びかける。

1 震災消火活動の基本

消火活動に当たっては、火災の状況が消防力を下回るときは先制防ぎよ活動により牽制を図り、また上回るときは次の原則に基づき選択防ぎよにより行う。

(1) 重要防ぎよ地区優先の原則

同時に複数の延焼火災を覚知した場合は、重要かつ危険度の高い地域を優先して消火活動を行う。

(2) 消火有効地域優先の原則

警防区設定等順位を設定している場合、同位区に複数の火災が発生した場合は、消火有効地域を優先して消火活動を行う。

(3) 市街地火災優先の原則

大量危険物製造、貯蔵、取扱いを行う施設及び大工場等から出火し、多数の消防隊を必要とする場合は、市街地に面する部分及び市街地の延焼火災の消火活動を優先とし、それらを鎮圧した後に部隊を集中して消火活動に当たる。ただし、高層建築物で不特定多数の者を収容する対象物等から出火した場合は、特装車を活用し、人命の救助を優先とした活動を行う。

(4) 重要対象物優先の原則

重要対象物周辺と他の一般市街地から同時に出火した場合は、重要対象物の防ぎよ上必要な消火活動を優先する。

(5) 火災現場活動の原則

イ 出場隊の指揮者は、災害の状況を把握し、人命の安全確保を最優先とし、避難経路を確保した延焼拡大阻止及び救助、救急活動の成算等を総合的に判断し、行動を決定する。

ロ 火災規模と対比して消防力が優勢と判断したときは、積極的に攻撃的現場活

動により火災を鎮圧する。

ハ 火災規模と対比して消防力が劣勢と判断したときは、住民の安全確保を最優先とし、道路、河川、耐火建物、空地等を活用し、守勢的現場活動により延焼を阻止する。

第3 消防機関の活動

1 消防本部の活動

消防本部の長は、消防署(所)及び消防団を指揮し、各関係機関と相互に連絡をとり、地震災害に関する情報を迅速かつ正確に収集し、各消防本部で作成している「消防計画」に基づき、次により効果的な消火活動を行う。

(1) 初期における情報収集体制

地震発生時において、消防機関が消防力をいかに効率的に発揮するかは、初期体制を確立する上で特に重要なことであるから、有線及び無線等の通信施設のみならず、ヘリコプター、参集職員並びに消防団及び自主防災組織を活用した緊急情報連絡網等あらゆる手段を利用し、迅速・的確な情報収集を行う。

(2) 地震による火災の初期消火と延焼防止

地震による火災が発生した場合は、消防団や自主防災組織を指揮し、初期消火に努め、火災の延焼及び災害の拡大防止を図る。

なお、災害によって、建築物の倒壊、橋りょうの損壊及び交通渋滞等による道路障害が発生し、消火活動が大きく阻害される場合は、道路障害が発生した場合における直近の効果的な迂回路を利用し、消火活動を行う。

また、災害によって消防水利の確保が困難になった場合は、あらかじめ計画された河川・井戸・海水等の自然水利を活用するほか、長距離中継送水での消火活動を行う。

2 消防団の活動

消防団は、地震災害が発生した場合、各市町村で定めている消防計画に基づき、管轄消防本部の長の指揮下に入り、消防隊と協力して次の消火活動を行う。

(1) 出火警戒活動

地震発生により火災等の災害発生が予測される場合は、地域住民に対し、出火警戒を呼びかける。

(2) 消火活動

災害により出火した場合は、住民と協力して、幹線避難経路確保のための消火活動等、人命の安全確保を最優先とした初期消火に当たる。

(3) 災害情報の収集伝達活動

関係機関と相互に連絡をとり、災害の情報を収集するとともに、地域住民へ伝

達する。

(4) 避難誘導

避難の指示・勧告が出された場合は、関係機関と連絡をとりながら、住民を安全な場所に誘導する。

第4 事業所の活動

1 火災が発生した場合の措置

(1) 自衛消防隊により消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、速やかに消防機関へ通報する。

(2) 必要に応じて従業員、顧客等の避難誘導を行う。

2 災害拡大防止措置

危険物等を取り扱う事業所において、火災が拡大するおそれのあるときは、周辺地域の住民に対し、避難誘導、立入禁止等必要な措置を講じる。

第5 自主防災組織の活動

自主防災組織は、地域の安全を確保するために、地域住民が自主的に結成した防災組織であり、災害発生時には以下の活動を行う。

1 火気遮断の呼びかけ、点検等

各家庭及び事業所等のガス栓の閉止等の相互呼びかけを行うとともに、その点検及び確認を行う。

2 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器等を活用して初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

第6 県民の活動

1 火気の遮断

ガス栓の閉止、石油ストーブ、電気機器類等火気の遮断を速やかに行う。

2 初期消火活動

火災が発生した場合には、消火器、水道、風呂の汲みおきの水等で初期消火に努めるとともに、消防機関に通報する。

3 通電火災の防止

被災直後における通電ショート等による二次的災害の発生を防止するよう努める。

第8節 交通・輸送活動(県総務部, 企画部, 産業経済部, 土木部, 県警察本部, 市町村, 陸上自衛隊, 東北地方整備局, 第二管区海上保安本部)

第1 目的

大規模地震災害発生に際し, 県民の生命の保全, 県民生活の維持の上からも交通・輸送活動は重要な課題である。

緊急輸送活動^{※1}は, 負傷者, 病人の搬送や災害応急対策を実施する際に必要な人員, 物資等の輸送等特に速やかな対応が求められることから, 防災関係機関は密接な連携を保ちながら緊急輸送路を確保し, 輸送を実施するものとする。

第2 県の活動

1 緊急輸送の対象

緊急通行車両により輸送する対象は, 被災状況及び災害応急対策の進捗状況に応じて, 概ね次のとおりとする。

(1) 第1段階

- イ 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- ロ 消防, 水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- ハ 政府災害対策要員, 地方公共団体災害対策要員, 情報通信, 電力, ガス, 水道施設保安要員等初動時の災害応急対策に必要な人員・物資等
- ニ 医療機関へ搬送する負傷者等
- ホ 緊急輸送に必要な輸送施設, 輸送拠点の応急復旧, 交通規制等に必要の人員及び物資

(2) 第2段階

- イ 上記(1)の続行
- ロ 食料, 水等生命の維持に必要な物資
- ハ 傷病者及び被災者の被災地外への輸送
- ニ 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資

(3) 第3段階

- イ 上記(2)の続行
- ロ 災害復旧に必要な人員及び物資
- ハ 生活必需品

(4) その他関連措置

- イ 避難路及び緊急通行路確保のための一般車両使用の抑制について, 関係機関等に対する協力要請を行う。

※1 緊急・救援輸送実施要綱(資料3-8-1)

- ロ 運転者等への交通路確保の伝達を迅速かつ的確に実施するため, 報道機関及び日本道路交通情報センター等との密接な連携の確保を図る。
- ハ 総合的交通対策を実施するため, バス, 鉄道等公共輸送機関の運行について, 関係機関との連絡調整を図る。

2 緊急輸送の依頼先

災害の救助, その他公共の福祉を維持するため必要があると認めるときは, 緊急輸送の対象となる機関に緊急輸送の協力を依頼する。

なお, 主な緊急輸送の要請先は次のとおりである。

- (1) 東日本旅客鉄道(株)仙台支社
- (2) 阿武隈急行(株)
- (3) くりはら田園鉄道(株)
- (4) 仙台市交通局
- (5) 宮城交通(株)
- (6) 宮交山南バス(株)
- (7) 宮交大崎バス(株)
- (8) 宮交栗原バス(株)
- (9) 宮交登米バス(株)
- (10) 宮交石巻バス(株)
- (11) 宮交気仙沼バス(株)
- (12) 宮交バスシステム(株)
- (13) (社)宮城県トラック協会
- (14) 丸中金環山汽船(株)
- (15) 江島汽船(株)
- (16) 牡鹿町営汽船
- (17) 塩釜市営汽船
- (18) 唐桑汽船(株)
- (19) 網地島ライン(株)
- (20) 大島汽船(株)
- (21) 日本道路公団東北支社

3 トラックによる緊急輸送

県は, 市町村からの要請も含めて, 緊急物資輸送の必要があると認めるときは, 輸送量, 輸送場所等情報の収集・整理を行い, (社)宮城県トラック協会に対し, 協定に基づき, 緊急物資輸送トラックの派遣を依頼するとともに, 配車状況の把握に努め, 迅速かつ効率的に緊急輸送が行われるよう配慮する。

第3 市町村の活動

市町村は、緊急物資輸送の必要があると認めるときは、独自に協定を締結している市町村においては協定締結先の(社)宮城県トラック協会等に対し、協定未締結の市町村においては県に対し、緊急物資輸送トラックの派遣を依頼する。また、独自に収集した情報を県等関係機関に提供するなどし、迅速かつ効率的に緊急輸送が行われるよう配慮する。

第4 防災関係機関の活動

1 東北運輸局の役割

災害応急対策実施責任者から要請があった場合において、災害の救助その他公共の福祉・安全を維持するため、必要がありかつその輸送を実施する者がいない場合、又は著しく不足する場合は、道路運送事業者・海上運送事業者及び港湾運送事業者に対し、輸送を命じる等必要な措置を講じる。

2 日本道路公団東北支社の役割

物資の緊急輸送等のための緊急輸送車両、人命救助活動等のための緊急自動車の通行が必要であるときは、暫定的な復旧措置を講じるよう努める。また、当該車両に道路の状況、災害発生状況を周知させ通行方法等の指示を与える。

なお、このために必要な規制等については、宮城県警察高速道路交通警察隊と協議する。

3 宮城交通株式会社の役割

県及び市町村からの要請により緊急輸送を行う場合には、宮城交通関本社を対策本部とし、運行課から各支配人室を経由して各営業所に指示する。

4 (社)宮城県トラック協会の役割

大規模地震災害発生に際し、宮城県トラック協会が、全日本トラック協会内に設置された災害対策中央本部から緊急・救援輸送の要請を受けた場合及び宮城県内に大規模な災害が発生した場合、又はこれらが予測される場合並びに協会長が必要と認めた場合、これに即応するため必要な協会の輸送体制整備及び業務を次により実施する。

(1) 職員の体制

非常呼集連絡表により連絡し、緊急・救助輸送体制を整える。

(2) (社)宮城県トラック協会本部の代行業務

(社)宮城県トラック協会本部が震災等により、使用できない場合は下記の順序で支部が代行業務をする。

仙南支部→石巻支部→大崎支部→塩竈支部→登米・本吉支部→

気仙沼支部→栗原支部

(3) 輸送要請及び各種費用の精算

輸送要請及び輸送終了報告、輸送経費の負担、災害補償については、県と(社)宮城県トラック協会との緊急物資の輸送に関する協定書により処理する。

(4) 輸送指示書の発行

県からの緊急輸送要請に基づき、支部状況により運送事業者へ輸送指示書を当初電話、事後ファクシミリを発信し緊急輸送を実施する。この際、被災地の状況、道路交通・燃料補給等について情報を提供する。

(5) 携行証書等

イ 緊急通行車両確認証明書及び標章(県公安委員会が発行、ただし、申請は車両使用者が実施)を携行する。

ロ (社)宮城県トラック協会「緊急・救援輸送実施要綱」に定める人員等、車両の標章を取り付ける。

第5 陸上交通^{※1}の確保

(1) 地震発生時の自動車運転者のとるべき措置として、以下の事項を周知徹底する。

イ 走行中の車両の運転者は、できる限り安全な方法により車両を道路の左側に停止させること

ロ 停止後は、カーラジオ等により災害情報及び交通情報を聴取し、その情報及び周囲の状況に応じて行動すること

ハ 車両を置いて避難するときは、次のとおり行う。

(イ) できるだけ道路外の場所に移動しておく

(ロ) やむを得ず道路上に置いて避難するときは、道路の左側に寄せて駐車し、エンジンを切り、エンジンキーは付けたままとし、窓を閉め、ドアロックをしないこと

(ハ) 駐車するときは、避難する人の通行や災害応急対策の実施の妨げにならないような場所に駐車すること

ニ 避難のために車両を使用しないこと

ホ 災害対策基本法に基づく交通規制が行われたときには、通行禁止区域等(交通規制が行われている区域又は道路の区間をいう。以下同じ。)における一般車両の通行は禁止又は制限されることから、同区域内等にある運転者は次の措置をとる。

(イ) 道路の区間を指定して交通規制が行われたときは、規制が行われている道路の区間以外の場所に、区域を指定して交通規制が行われたときは、道路外の場所に車両を移動させること。

(ロ) 速やかな移動が困難なときは、車両はできる限り道路の左端に沿って駐車

※1 大地震災害発生時における交通対策活動マニュアル(資料3-8-2)

するなど、緊急通行車両の通行の妨げとならない方法により駐車すること

(ハ) 通行禁止区域内において、警察官の指示を受けたときは、その指示に従って車両を移動又は駐車すること

その際、警察官の指示に従わなかったり、運転者が現場にいないために措置をとることができないときは、警察官が自らその措置をとることがあり、この場合、やむを得ない限度において、車両等を破損することがある。

(2) 交通規制

警察は、災害が発生した場合は、現場の警察官等、関係機関等からの情報に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握する。

交通の混乱、交通事故等の発生を防止し、住民等の円滑な避難と緊急通行を確保するため、あらかじめ策定した交通規制計画に基づき、交通規制を実施する。

また、道路管理者は、道路が災害を受けた場合、通行を禁止、制限しながら、迂回道路等を的確に指示し、関係機関との連絡をとりながら交通安全確保に努める。

(1) 基本方針

イ 被災地域内への流入抑制と車両の走行抑制

(イ) 被災区域への流入車両を原則的に禁止し、区域内における一般車両の走行を抑制する。

(ロ) 被災地外への流出は原則として無制限とする。

ロ 避難路及び緊急通行路への流入抑制

原則として緊急通行車両以外の一般車両は通行を禁止又は制限する。

ハ 高速自動車道及び自動車専用道路からの流出入制限

インターチェンジからの被災区域への流出入を制限する。

ニ 被災地に通じる幹線道路に対する交通規制の実施

(イ) 緊急自動車及び緊急通行車両の通行路確保のための交通規制又は相導を行う。

(ロ) 一般車両の走行は原則禁止する。

ホ 道路管理者との連携による交通規制の適切な運用

ハ 緊急通行路に選定された道路及びその関連道路の通行が早急かつ円滑にできるようにするための、道路管理者に対する必要な措置の要請

(2) 緊急通行路確保のための措置

イ 交通管制施設の活用

効果的な交通規制を実施するため、交通情報板、信号機等の交通管制施設の機能回復に努めるとともに、これらを活用する。

ロ 放浪車両の撤去

緊急通行路を確保するため必要な場合には、放浪車両の撤去、警察車両による緊急通行車両の先導等を行う。

ハ 運転者等に対する措置命令

緊急車両の円滑な通行を確保するため、必要に応じて、運転者に対し車両の移動等の措置命令を行う。

ニ 自衛官、消防史員の措置

警察官がいない場合、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官又は消防史員は上記ロ、ハの措置を取ることができる。

ホ 関係機関等との連携

交通規制に当たっては、道路管理者、防災担当部局等と相互に密接な連携を図る。また、交通規制を円滑に行うため、必要に応じて、警備業者等との広域協定に基づき、交通誘導の実施等を要請する。

(3) 交通規制の方法

交通規制については、原則的には所定の表示を設置して行い、緊急を要するため所定の表示を設置するいとまがないとき、又は表示を設置して行うことが困難であるときは、現場警察官の指示により必要に応じ、ロープ、柵等の物理的な補助的手段を活用して行う。

(4) 交通規制の見直し

災害発生後における被災地の応急復旧を行うための人員及び資機材輸送等の必要性に加え、作業の緊急度、重要度を考慮した交通規制の見直しを行う。

(5) 交通規制の周知徹底

交通規制が実施されたときは、直ちに通行禁止等に係る区域又は道路の区間その他必要な事項について、住民、運転者等に周知徹底を図る。

(3) 緊急通行車両の確認

緊急通行車両の確認手続きは、以下の要領で行う。

① 確認対象車両

イ 知事が行う確認事務処理

知事は、知事部局等県有公用車両について確認するものとし、本庁(公営企業及び教育庁の本庁を含む。)で所有する車両に係る確認事務については総合交通対策課で、また地方機関(公営企業及び教育庁の地方機関を含む。)で所有する車両の確認事務については所管の地方振興事務所それぞれ行う。

ロ 県公安委員会が行う確認事務処理

県公安委員会は、イ以外の車両について確認するものとし、県警本部(交通規制課)、高速道路交通警察隊、警察署のほか交通検問所等の検問箇所で行う。

② 申し出事項

緊急通行車両の運転者は、次の事項を申し出て確認を受ける。

- イ 車両番号標に表示されている番号
- ロ 車両の用途(緊急輸送を行う車両にあつては輸送人員又は品名)
- ハ 使用者の住所、氏名
- ニ 輸送日時
- ホ 輸送経路(出発地、経由地及び目的地名)
- ヘ その他参考事項(事前届出を行っている場合は、緊急通行車両等事前届出済証を提出。)

③ 標章等の交付

知事又は県公安委員会は、緊急通行車両の確認をしたときは、当該車両の使用者に対し緊急通行車両である旨の標章及び証明書を交付する。

④ 交付状況の把握

④により標章等を交付した場合、危機対策課及び交通規制課に報告することとし、①の区分によりそれぞれ交付状況を把握する。危機対策課及び交通規制課は、必要に応じて確認事務の調整を図る。

(4) 障害物の除去等

県、警察の対応

緊急輸送道路の障害物の除去について道路管理者、消防機関及び自衛隊等と協力し、状況に応じてレッカー車の出動要請等必要な措置を行う。

また、道路管理者は、早急に被害状況を把握し、障害物の除去(道路管理者の所管にかかるもの)、応急復旧を行い、道路機能の確保に努めるとともに、二次災害の防止にも努める。

第6 海上交通の確保

(1) 第二管区海上保安本部の役割

第二管区海上保安本部は、海上交通の安全を確保するため、次に掲げる措置を講じる。

- イ 船舶交通のふくそうが予想される海域においては、必要に応じて船舶交通の整理、指導を行う。この場合、緊急輸送を行う船舶が円滑に航行できるよう努める。
- ロ 海難の発生その他の事情により、船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれがあるときは、必要に応じて船舶交通を制限し、又は禁止する。
- ハ 海難船舶又は漂流物、沈没物その他の物件により船舶交通の危険が生じ、又は生じるおそれのあるときは、速やかに必要な応急措置を講じるとともに、船舶所有者等に対し、これらの除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講じ

ることを命じ、又は勧告する。

- ニ 交通船舶の混乱を避けるため、災害の概要、港湾・岸壁の状況、関係機関との連絡手段、船舶の安全な運行に必要なと思われる情報について、無線等を通じ船舶への情報提供を行う。
 - ホ 水路の水深に異状を生じたと認められるときは、必要に応じて検測を行うとともに、応急標識を設置する等により水路の安全を確保する。
 - ヘ 航路標識が損壊し、又は流出したときは、速やかに復旧に努めるほか、必要に応じて応急標識の設置に努める。
- (2) 港湾管理者の役割
- 港湾管理者は、外郭施設、水域施設及び係留施設等の被災状況について海上保安部等の関係機関に連絡するとともに、障害物の除去及び被災施設の応急修復等を行い、緊急物資等の輸送に支障を生じさせないように努める。
- (3) 漁港管理者の役割
- 漁港管理者は、漁港区域内の航路等について、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、障害物除去等緊急輸送活動が迅速かつ安全にできるよう努める。

第9節 ヘリコプターの活動^{*1} (県総務部, 県警察本部, 仙台市消防局, 国土交通省, 第二管区海上保安本部, 東京航空局仙台空港事務所, 陸上自衛隊, 航空自衛隊)

第1 目的

大規模地震災害時においては、道路の損壊に加え、倒伏した電柱などの道路上の支障物により道路網の確保が困難となることが予想されることから、機動性に優れたヘリコプターを活用し、初動時における被害情報収集・伝達や救出救助活動、負傷者の搬送、救護物資の搬送等、広域的・機動的な活動を行う。

第2 活動体制

1 防災関係機関の保有するヘリコプターとしては、県防災ヘリコプター、仙台市消防ヘリコプターのほか、県警察ヘリコプター、国土交通省ヘリコプター、海上保安庁ヘリコプターがあるが、災害派遣要請により自衛隊ヘリコプターの支援が可能となる。また、大規模地震災害時においては、他の都道府県からの応援ヘリコプターの支援を受けることとなる。これらのヘリコプターを安全かつ有効に活用するため、防災関係機関は連携した行動がとれるよう応援機を含めた活動計画等を作成作成し、応援機等が到着後、迅速に応援活動に入れるよう体制整備に努める。

2 防災関係機関は連携した行動をとるため、県ヘリコプター運用調整会議の設置について、ヘリコプターを保有する防災関係機関と協議を推進する。

県ヘリコプター運用調整会議においては、大規模災害時におけるヘリコプターを保有する防災関係機関の連携方法や活動計画の策定を通して活動体制の整備を図る。

(1) 場外離着陸場等においては、航空交通情報(離着陸する順序, 上空待機方法, 安全に関する助言等)を提供するとともに、必要と思われる場合は、航空局仙台空港事務所に対し航空情報(ノークム)の発出を要請する。

(2) ヘリコプター運航のための無線の周波数については、消防・防災ヘリコプター用運行管理通信用周波数を使用する。

(3) 県内における救護活動等を円滑に行うため、県内の場外離着陸場や病院、防災関係機関等が図上に明記された「宮城県航空防災マップ」を活用する。

^{*1} 宮城県防災ヘリコプター運航管理要綱(資料3-9-1)、宮城県防災ヘリコプター緊急運航要領(資料3-9-2)、防災ヘリコプター緊急運航基準(資料3-9-3)、大規模特殊災害時における航空燃料の給油に関する覚書(資料3-9-4)、回航航空機の運航についての覚書(資料3-9-5)、宮城県防災ヘリコプターの仕様(資料3-9-6)、警察航空機の仕様(資料3-9-7)

第3 活動内容

防災関係機関のヘリコプターについては、その性能、機能、職務等によって本来的な活動内容の違いはあるものの、大規模地震災害時においては、それぞれのヘリコプターの機動性等を活かし、災害直後の初動時、緊急対応時、応急対応時等において、主に次のような活動を行う。

- 1 被災直後の被害概況を速やかに把握し、災害対策本部等に伝達
- 2 ヘリコプターによる救出救助活動が必要な場合の救出救助活動
- 3 ヘリコプターによる救急患者等の搬送が必要な場合の救急患者等の搬送
- 4 救護隊・医師等の人員搬送
- 5 被災地への救護物資の搬送
- 6 応急復旧用資機材等の搬送
- 7 住民に対する避難勧告等の広報活動
- 8 その他ヘリコプターにより対応すべき活動

第4 活動拠点^{*1}

1 県は、災害時におけるヘリコプターの活動を円滑に行うため、関係機関と連携して活動拠点を早急に確保する。

- (1) 災害時においてヘリコプターの活動拠点として活用できるヘリポート及び場外離着陸場を早急に確保する。
- (2) 場外離着陸場においては、あらかじめ定めている県内の場外離着陸場の中から必要と思われる地区において、避難所と重複しないよう調整しながら確保する。
- (3) 仙台市消防ヘリポート(県と仙台市の共同使用)については、大規模地震災害時には防災拠点ヘリポートとして位置付け活用する。

2 ヘリポート及び場外離着陸場が被災した場合は、ヘリコプターの活動体制を確保するため、早急に応急復旧を行う。

第5 安全運航体制の確保

1 大規模地震災害時においては、応援ヘリコプターや報道ヘリコプター等多数のヘリコプターが被災地上空等に飛来し、危険な状態になりやすいことから、二次災害防止のため、航空局仙台空港事務所及び陸上自衛隊霞の目管制塔等との連携により安全運航体制を確保する。

2 被災地上空を飛ぶ報道ヘリコプターが、消防・防災ヘリコプター等が行う救助等の活動の支障となる場合は「災害時における救護航空機等の安全対策マニュアル」(運輸

^{*1} 宮城県飛行場外離着陸場等一覧表(資料3-9-8)、ヘリポート適地選定要領(資料3-9-9)、防災ヘリコプター用「飛行場外離着陸場」設置基準(資料3-9-10)

3-9 ヘリコプターの活動

省)に基づき、被災地上空からの一時的な退避等について協力要請を行い、安全に活動できる体制を確保する。

3 ヘリコプターの離着陸時の安全確保のため地上支援要員を配置するなど安全運航体制を確保する。

第6 応援ヘリコプター

「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」(平成7年10月締結)あるいは「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」(平成8年7月締結)等により、他県からの応援ヘリコプターの派遣を要請できるが、その場合、応援機があらかじめ装備と必要機材の準備ができるよう、できるだけ応援活動の内容や活動地域等を明示するとともに、地上支援要員の派遣についても併せて要請する。

また、要請と同時に、速やかに応援機の受け入れ体制を確立する。県外からの応援ヘリコプターについては、仙台空港等において、活動に必要な燃料の補給を行えるよう関係機関に要請し、協力を得るとともに、機動性を有するタンクローリーを活用した補給体制を確保する。

第10節 自衛隊の災害派遣(県総務部、市町村、陸上自衛隊、第二管区海上保安本部、東京航空局仙台空港事務所)

第1 目的

大規模地震災害に際して人命又は財産の保護のため、特に必要があると認められる場合、自衛隊法第83条の規定に基づき、自衛隊の災害派遣を要請するものとする。

第2 災害派遣の基準及び要請の手続き*

1 要請による派遣

(1) 知事、第二管区海上保安本部長及び東京航空局仙台空港事務所長(以下「知事等」という。)は、地震災害が発生し、又は災害が発生するおそれがあり人命及び財産を保護するため必要があると認めるときは、「自衛隊指定部隊等の長」に対して災害派遣を要請できる。自衛隊指定部隊等の長は、災害派遣の要請を受け、必要と認める場合に部隊等を派遣する。

注:「自衛隊指定部隊等の長」とは、自衛隊法第83条に規定する長官が指定する者をいい、陸上自衛隊においては方面総監、師団長、駐屯地司令の職務にある部隊等の長、海上自衛隊においては地方総監、航空自衛隊においては航空総隊司令官、基地司令の職にある部隊等の長をいう。

(2) 市町村長は、自衛隊の災害派遣を要請すべき事態が発生した場合、知事に対して災害派遣要請を依頼する。

なお、通信の途絶等により知事への依頼ができない場合には、直接最寄の指定部隊等の長に通知することができるものとし、この場合、市町村長等は速やかに県知事等にその旨を通知する。

2 自衛隊の自主派遣

大規模地震災害時において、その救援が特に急を要し、知事等の要請を待ついとまがない場合、自衛隊指定部隊等の長は要請を待つことなくその判断に基づいて部隊等の派遣を行う。

その場合の判断基準は次のとおりとする。

(1) 地震災害に際し、関係機関に対して当該災害に係る情報を提供するため、自衛隊が自ら情報収集を行う必要があると認められること。

(2) 地震災害に際し、知事等が自衛隊の災害派遣に係る要請を行うことができないと認められる場合に、直ちに救援の措置をとる必要があると認められること。例えば、

イ 地震災害に際し、通信の途絶等により、部隊等が知事等と連絡が不能である

場合に、市町村長又は警察署長その他これに準ずる官公署の長から災害に関する通報(災害対策基本法第68条の2第2項の規定による市町村長からの通知を含む)を受け、直ちに救援の措置をとる必要があると認められる場合

ロ 地震災害に際し、通信の途絶等により部隊等が知事等と連絡が不能である場合に、部隊等による収集その他の方法により入手した情報から、直ちに救援の措置を取る必要があると認められる場合

(3) 海難事故、航空機の異常事態を探知する等、災害に際し、自衛隊が実施すべき救援活動が明確な場合に、当該救援活動が人命救助に関するものであると認められること。

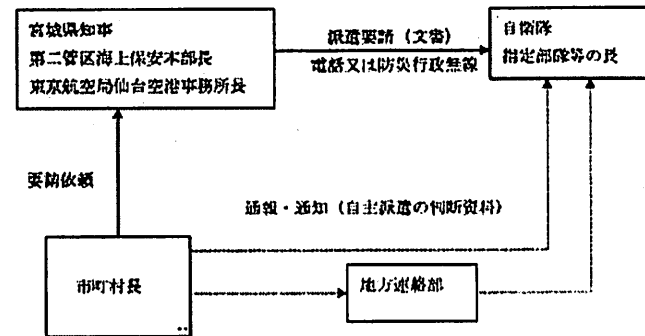
(4) その他災害に際し、上記(1)~(3)に準じ、特に緊急を要し知事等からの要請を待ついとまがないと認められること。

(5) (1)~(4)の場合においても、自衛隊指定部隊等の長は、できる限り早急に知事等に連絡し、密接な連絡調整のもとに適切かつ効率的な救援活動を実施するよう努める。

また、自主派遣の後に、知事等から要請があった場合には、その時点から当該要請に基づく救援活動を実施する。

3 要請の手続き

(1) 派遣要請系統図



(2) 要請(連絡)先

知事等が自衛隊の災害派遣要請を必要と認めた場合は、宮城県区担当部隊長と調整の上、これを要請する。ただし、仙台を中心とした地区等に海洋型又は都市直下型大規模地震災害が発生した場合、知事等は第6師団長又は東北方面総監に

*1 災害派遣に関する宮城県知事と宮城県警備隊区担当部隊長との協定書(資料3-10-1)

3-10 自衛隊の災害派遣

対し直接要請することができる。その際は、速やかにこの旨を宮城県区担当部隊長に対し通報しなければならない。

区分	要請(連絡)先	指定部隊等の長	連絡方法等		担任地域等
			平日 08:00~17:00 (各部隊 防災担当)	時間外の担当	
宮城県区担当部隊	陸 第22普通科連隊第3科 (多賀城駐屯地)	連隊長	多賀城市門山2-1-1 防災無線: 770-142 TEL:022-365-2121 内235~237 FAX:022-363-0491	駐屯地当直 TEL:022-365-2121	宮城県北隊区 (下記の地域を除く宮城県内)
	陸 第2施設団 (船岡駐屯地)	団長	柴田郡柴田町船岡字大沼端1-1 防災無線: 770-141 TEL:0224-55-2301 内235~236 FAX:0224-55-1191	駐屯地当直 TEL:0224-55-2301	宮城県南隊区 (白石市, 角田市, 柴田郡, 亶理郡, 薊田郡, 伊具郡)
近傍派遣部隊	陸 東北方面航空隊第3科 (霞目駐屯地)	航空隊長	仙台市若林区霞目1-1 TEL:022-286-3101 内203,207,217	駐屯地当直 TEL:022-286-3101	霞目近傍及び県全域(航空)
	陸 第6戦車大隊第3係 (大和駐屯地)	大隊長	黒川郡大和町吉岡字西原21-9 TEL:022-345-2191 内230~233	駐屯地当直 TEL:022-345-2191	大和近傍状況により宮城北隊区
	空 第4航空団防衛部 (松島基地)	団司令	桃生郡矢本町矢本字坂取85 TEL:0225-82-2111 内230~232	基地当直 TEL:0225-82-2111	矢本近傍及び県全域(航空・応急救護)

3-10 自衛隊の災害派遣

区分	要請(連絡)先	指定部隊等の長	連絡方法等		担任地域等
			平日 08:00~17:00 (各部隊 防災担当)	時間外の担当	
大規模災害対処部隊	陸 第6師団第3部 (神町駐屯地)	師団長	山形県東根市神町南3-1-1 TEL:0273-48-1151 内237・238	当直長 TEL:0273-48-1151	南東北3県 (福島・山形・宮城)
	陸 東北方面総監部防衛部 (仙台駐屯地)	方面総監	仙台市宮城野区南目館1-1 TEL:022-231-1111 内2255・2256	防衛課 運川室 TEL:022-231-1111	東北全域
	海 横須賀地方総監部防衛部	地方総監	神奈川県横須賀市西逸見町1丁目 TEL:046-822-3500	—	宮城県沿岸
	空 中部航空方面隊司令部防衛部	司令官	埼玉県狭山市稲荷山2丁目3 TEL:042-953-6131	—	県全域
連絡機関	宮城県地方連絡部	部長	仙台市宮城野区五輪1-3-15 TEL:022-295-2611 内3630・3632	同左	県全域

(3) 要請

知事等が災害派遣を要請する場合は、次の事項を明らかにした派遣要請書(別紙様式第1又は第2)を指定部隊等の長に提出しなければならない。

なお、緊急の場合は、とりあえず口頭又は電話若しくは電信により行い、その後速やかに文書を提出しなければならない。

イ 災害の情况及び派遣を要請する事由

ロ 派遣を希望する期間

ハ 派遣を希望する区域及び活動内容

ニ その他参考となるべき事項(宿泊・給食の可能性、道路橋梁の決壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無等)

ただし、相当数の被害が出ていると認められ、かつ被災市町村の具体的被災状況が把握できない場合にあっては、上記に関わらず、速やかに派遣要請に努めるものとする。この際、要請者は、被災状況を把握し次第速やかに要請内容を最速の手段をもって明らかにしなければならない。

第3 県・市町村と自衛隊との連絡

1 自衛隊の連絡調整要員の派遣

- (1) 大規模地震災害発生時、自衛隊は、県及び市町村災害対策本部等に連絡調整員を派遣し、密接な連携を保持しつつ、協力体制を確保する。

連絡調整員は、県及び市町村並びに関係機関(警察、消防等)との被害に関する情報交換、部隊の派遣及び救援活動等に関する連絡・調整を実施する。

- (2) 仙塩地区(仙台市ほか4市2町)において大規模地震災害発生した場合、自衛隊は、県に連絡調整所を開設する。

2 自衛隊の災害派遣に係る県の対応

- (1) 自衛隊の災害派遣に係る県の窓口は県危機対策課とする。

なお、東北方面総監部が対処する場合における県の連絡調整窓口についても同じとする。

- (2) 災害対策本部を設置した場合、自衛隊の連絡調整幹部等を災害対策本部に受入れ、災害対処に必要な情報交換等を行う。

- (3) 県は連絡調整幹部等と協議し、対策の緊急性、重要性を判断し救援活動の優先順位を定め、自衛隊の活動が効果的に実施されるよう調整を行う。

第4 派遣部隊の活動内容

1 一般の任務

自衛隊の災害派遣部隊は、緊急性、公共性、非代替性を重視して、関係機関と密接な連携のもとに救援活動等を実施する。

2 災害派遣時に実施する救援活動等

災害派遣時に実施する救援活動の具体的内容は、災害の状況、他の救援機関等の活動状況のほか、知事等の要請内容、現地における部隊等の人員、装備等によって異なるが、通常次のとおりとする。

- (1) 被害状況の把握：車両、航空機等状況に適した手段によって情報収集活動を行い、被害状況を把握する
- (2) 避難の援助：避難者の誘導、輸送等
- (3) 遭難者等の救出：救助及び捜索活動：行方不明者、負傷者等の捜索、救助活動
- (4) 水防活動：土嚢作成、運搬、積込み等の水防活動

- (5) 消防活動の支援：消防機関に協力し、消火に当たる
- (6) 道路又は水路の啓開：道路又は水路等の交通路上の障害物の排除
- (7) 応急医療、救護及び防疫：被災者に対する応急医療、救護、防疫の活動
- (8) 人員及び物資の緊急輸送：緊急患者又は医師、その他の救援活動に必要な人員及び救援物資の輸送
- (9) 炊飯及び給水：被災者に対する炊飯及び給食の実施
- (10) 援助物資の無償貸付又は譲与：「防衛庁の管理に属する物品の無償貸付及び譲渡等に関する総理府令」(昭和33年総理府令第1号)に基づく措置の実施
- (11) 危険物の保安及び除去：自衛隊の能力上可能なものについて火薬類、爆発物等危険物の保安及び除去
- (12) その他：その他自衛隊の能力上可能な範囲での所要の救援

3 災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官の権限

災害派遣を命ぜられた部隊等の自衛官は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において市町村長その他市町村長の職務を行うことができる者(委任を受けた市町村の吏員、警察官及び海上保安官)がその場にいない場合に限り、次の権限を行使することができる。この場合、当該措置をとったときは、直ちに、その旨を市町村長に通知する。

なお、当該措置に伴う補償等については、法令に定めるところによる。

- (1) 警戒区域を設定し、立入制限・禁止及び退去を命ずること
- (2) 他人の土地・建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用・取用すること
- (3) 現場の被災工作物・物件で応急措置の実施の支障となるものの除去、その他必要な措置をとること
- (4) 住民又は現場にある者を応急措置の業務に従事させること
- (5) 通行禁止区域等における緊急通行車両の円滑な通行確保のための措置

第5 派遣部隊の受入体制

災害派遣が決定・実行された場合、派遣を受ける知事等及び市町村長等は速やかに次の事項について処置し、派遣部隊の受入体制を整備する。

1 連絡調整者の指定

知事等又は市町村長等は、自衛隊の災害派遣の間、連絡調整のため適任の担当職員を指定し、業務遂行に協力する。

2 資機材の提供

派遣部隊の救援活動(作業)に必要な資機材を速やかに調達して提供する。

3. 宿舎等のあつせん

派遣部隊等の宿舎等のあつせんを行う。この場合、学校、公民館等を宿舎施設にあてる時は、あらかじめその管理者等の承諾を得ておく。また、公園等を宿営地に指定する場合についても同様とする。

4. 臨時ヘリポートの設定

(1) 臨時ヘリポート設定基準^{※1}を満たす地積(ヘリポート)を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施するとともに、被災者の避難場所と競合しないよう留意する。

(2) 着陸地点には、臨時ヘリポート設定基準の目記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。また、状況に応じ緊急発煙筒により着陸地点の識別を容易にする。

(3) 危険予防の処置

イ 離着陸地点及びその近傍において通航上の障害となるおそれのある範囲には立ち入らせない。

ロ 表土が砂塵の発生しやすいところでは、航空機の進入方向に留意して散水等の措置を講じる。

5. 艦艇等が使用できる岸壁の準備

自衛隊の艦艇等が接岸可能な岸壁を可能な限り確保する。

6. 情報等の提供

派遣部隊に対し、災害の状況や救援活動の内容、防災関係機関による応急措置の実施状況等、速やかに情報の提供を行う。

第6 派遣部隊の撤収

1 派遣の目的を完了、またその必要がなくなった場合、知事等は民心の安定及び民生の復興等を考慮し、当該市町村長等及び派遣部隊等の長との協議に基づき、撤収について要請する。

2 撤収要請は、とりあえず電話等をもって報告した後、速やかに文書(別紙様式第3又は第4)をもって要請(提出)する。

3 災害派遣部隊等の長は、知事等から撤収の要請があった場合又は派遣の必要がなくなったと認めた場合は、知事等と調整の上、派遣部隊を撤収する。

第7 経費の負担

災害派遣を要請し、災害派遣部隊が自衛隊以外の施設を利用した場合等、次の経費を原則として派遣を受けた機関間が負担するものとし、細部については、その都度災

※1 臨時ヘリポート設定基準(資料3-10-2)

害派遣命令者と知事が協議して定める。

1 派遣部隊の連絡調整員等のための宿泊施設の借上料、電話設置費及び通話料

2 派遣部隊の宿泊に必要な土地、建物等の借上料

3 派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、汲取料、電話及び人浴料等

4 派遣部隊の救援活動に提供する資機材等の購入、借上又は修理費

5 無作為による損害の補償

6 その他協議により決定したもの

第11節 相互応援活動(県総務部、市町村、県警察本部、東北管区警察局)

第1 目的

大規模地震災害時において、災害応急対策を実施するため必要があると認めるときは、県外も含めた防災関係機関が相互に応援協力し、防災活動に万全を期すものとする。

第2 市町村間の相互応援活動

1 他の市町村長に対する応援の要請

被災市町村長が、応急対策を実施するために、必要と認めるときは、他の市町村長に対し応援を求めらる。

県は、必要があると認めるときは、応急措置の実施について、必要な指示をし、又は、他の市町村を応援すべきことを指示する。

(1) 個別相互応援協定

災害時に係る相互の応援協定等を締結している市町村においては、当該協定等に基づく応援要請及び応援活動を実施する。

(2) 全市町村相互応援協定

一定広域圏に被害が集中し、県内市町村との個別の応援協定により応援を受けることが困難である場合は、県内全市町村が参加する相互応援協定に基づき、県が調整し必要な応援を行う。

2 県への情報伝達

被災市町村が、応急対策を実施する際に、他の市町村からの応援を得ることになった場合には、県に対しその旨連絡する。

3 応援体制の確保

県内で大規模地震災害が発生した場合、被災しない市町村においては、被災市町村に対する応援が必要となる場合があるので、防災関係機関等からの情報に留意し、円滑に応援ができるよう体制を整える。

第3 消防機関の相互応援活動

大規模地震災害等が発生した場合の県内における広域消防応援については、「宮城県広域消防相互応援協定」に基づき消防相互応援活動を行う。

応援要請、応援消防部隊の派遣及び部隊の運用を迅速かつ円滑に行うため、宮城県広域消防応援基本計画^{*)}を作成し、必要な事項を定める。

*) 宮城県広域消防応援基本計画(資料3-11-1)

第4 他都道府県からの応援活動

1 北海道・東北8道県に対する応援要請

知事は、応急措置を実施するため必要があると認めるときは、北海道及び新潟県を含む東北8道県で締結した「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」に基づき応援の要請を行う。

(1) 応援要請

応援要請は、応援の調整を実施する応援調整道県(山形県が第一順位)に対し、必要事項を明らかにして要請を行う。

(2) 他道県からの自主的な応援

通信手段の途絶等により、本県と他道県との連絡がとれない場合には、他道県はヘリコプターを活用した被害情報の収集を行い、本県に対する応援を実施することとなる。また、応援調整道県は必要に応じて連絡調整員を本県の災害対策本部に派遣し、本県以外の道県の協力を得ながら災害応急対策を円滑に推進することとなる。

(3) 応援の種類

イ 応急措置等の実施に当たって必要となる情報の収集及び提供

ロ 食料、飲料水及び生活必需品並びにその供給に必要な資機材の提供及びあつせん

ハ 被災者の救出、医療、防疫、施設の応急措置等に必要な資機材、物資の提供及びあつせん

ニ 災害応急活動に必要な車両、ヘリコプター等の派遣及びあつせん

ホ 災害応急活動に必要な職員の派遣

ヘ 被災者の一時収容のための施設の提供及びあつせん

ト その他、特に要請のあった事項

2 全国知事会における相互応援

県は、「大規模災害時の北海道・東北8道県相互応援に関する協定」における応援活動をもっとも十分な応急対策の実施ができない場合には、「全国都道府県における災害時の広域応援に関する協定」に基づく応援の要請を行う。

(1) 応援要請

県は、北海道東北地方知事会の中から、あらかじめ定めている幹事県に対し、被害状況等を連絡するとともに、必要とする広域応援に関する事項を明らかにして要請するものとし、幹事県は、本県の被害状況及び広域応援の要請内容等を全国知事会に連絡するものとする。

(2) 全国知事会による応援調整等

全国知事会は、幹事県から本県の被害状況及び広域応援の要請内容等の連絡を

受け、各ブロックとの調整を行った上で、本県に対する広域応援計画を作成し、各ブロックの幹事県及び本県に応援要請の内容を連絡する。

その後、広域応援計画に基づき、各都道府県の応援が実施されることとなる。

(3) 広域応援の内容

広域応援の内容は、被災地における救援・救護及び災害応急・復旧対策並びに復興対策に係る人的・物的支援、施設若しくは業務の提供又はそれらのあっせんとする。

第5 緊急消防援助隊の応援活動

1 消防庁への応援要請

県は、緊急消防援助隊の応援が必要と認められる場合は、速やかに消防庁長官に対し応援要請を行う。

2 緊急消防援助隊受援計画

緊急消防援助隊が円滑に応援活動を行うことができるよう、県は、宮城県緊急消防援助隊受援計画^{※1}を作成し、応援部隊の受入体制を整える。

第6 広域緊急援助隊の応援活動

警察は、被災状況の把握に努めるとともに、広域緊急援助隊の必要を認めるときは、警察庁及び管内警察局長の指示、調整に基づき、広域緊急援助隊の派遣要請等の措置をとる。

^{※1} 宮城県緊急消防援助隊受援計画（資料3-11-2）

第12節 海外からの支援の受入（県総務部、環境生活部）

第1 目的

大規模地震災害時において、海外から救援物資の提供や救援隊派遣などの支援の申し出があった場合、国と十分連絡調整を図りながら対応する。

第2 海外からの救援活動の受入れ

海外からの救援に一体的に対応するのは、国の役割となっているが、具体の被害を把握し、かつ市町村との連絡調整を実施する機関として県が位置づけられることから、以下の事項について、情報収集、提供等を行う。

- (1) 救援を必要とする場所及びその緊急性
- (2) 現地までの交通手段及び経路の状況
- (3) 現地の宿泊の適否等
- (4) 必要な携帯品等
- (5) その他必要と思われる事項

第3 救援内容の確認

海外から救援隊派遣の申し出や救援物資の提供の申し出があった場合、次の事項について確認し、国と連絡調整を図りながら対応する。

1 救援隊の派遣内容

- ① 協力内容、人数、派遣日程
- ② 受入方法
- ③ 案内、通訳の必要性

2 救援物資の内容

- ① 品名、数量
- ② 輸送手段、ルート
- ③ 到着予定

第4 関係機関との協力体制

海外から救援隊派遣や救援物資の受入について、警察、消防、自衛隊及び航空会社、トラック協会等の関係機関と円滑な協力体制を確保する。

第13節 避難活動(県、市町村、県警察本部、第二管区海上保安本部、陸上自衛隊)

第1 目的

地区住民等を速やかに避難誘導させるため、市町村及び防災関係機関は、大規模地震発生時に適切に避難の勧告又は指示を行うとともに、速やかに避難所を開設し、管理運営に当たるものとする。

第2 避難の勧告又は指示

地震に伴う災害により、人命の保護又は被害の拡大の防止のため必要と認められる場合は住民に対して速やかに避難の勧告又は指示を行う。

「勧告」とは、災害を覚知し、被害の拡大が予想され、事前に避難を要すると判断されるとき、その地域の住民がその「勧告」を尊重することを期待して、避難のための立ち退きを勧め又は促す行為を言う。

「指示」とは、災害の危険が目前に切迫し、緊急に避難を要すると認められるとき、「勧告」よりも拘束力が強く、住民を避難のために立ち退かせるためのものを言う。

1 避難勧告、指示を行う者

避難の勧告又は指示を発すべき権限のある者は、それぞれの法律によって次のように定められているが、災害応急対策の第一義的な実施責任者である市町村長を中心として、相互に連携を図りながら実施する。また、災害対策基本法第63条に規定する「警戒区域」への立入禁止、退去命令等についても適切に運用する。

- (1) 市町村長(災害対策基本法第60条)
- (2) 警察官又は海上保安官(災害対策基本法第61条、警察官職務執行法第4条)
- (3) 水防管理者(市町村長、市町村水防事務組合管理者、水害予防組合管理者〔水防法第22条〕)
- (4) 知事又はその命を受けた県職員(水防法第22条、地すべり等防止法第25条)
- (5) 災害のため派遣を命じられた部隊等の自衛官(その場に警察官がない場合に限る。〔自衛隊法第94条〕)。

2 市町村長、県知事の役割

市町村長が、大規模地震に起因して住民等の生命身体に危険が及ぶと認められるときは、危険区域の住民に対し、速やかに立ち退きの勧告又は指示を行う。

また、知事は、災害の発生により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときには、市町村長に代わって立ち退きの勧告又は指示に関する措置の全部又は一部を実施する。

3 地すべり等に係る指示

知事は、洪水若しくは高潮の氾濫又は地すべりによる著しい危険が切迫しているときは、速やかに当該区域の市町村長に状況を伝え、市町村長は、区域内の居住者に対し避難のため立ち退くよう指示する。

4 警察官は、生命・身体に危険を及ぼすおそれがある場合、又は市町村長から要請があった場合は、住民その他関係者に対し、避難指示、誘導その他必要な措置をとる。

- (1) 警察署長は、市町村長が行う避難の勧告又は指示について、関係機関と協議し、必要な助言と協力を行う。
- (2) 警察は、指定された避難場所及び避難路を掌握し、避難の勧告、指示がなされた場合には、速やかに住民に伝達するとともに、住民を安全に避難させる。

5 第二管区海上保安本部の役割

海上保安官は、海上において人命を保護するため必要があると認めるとき又は市町村長から要求があったとき、若しくは市町村長が避難のための立ち退きを指示することができないと認めるときは、船舶、乗組員、旅客、住民その他の者に対し、避難のための立ち退きの指示その他の必要な措置をとる。

6 自衛隊の役割

災害により、危険な事象が生じた場合において、警察官等がその場にはない場合に限り、災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、避難等について必要な措置をとる。

第3 避難の勧告又は指示の内容及び周知

1 市町村は迅速・安全な避難行動とともに、避難の長期化を見据えた住民避難計画を市町村地域防災計画において作成し、住民及び関係機関へ周知するものとする。

2 市町村長等が避難の勧告又は指示を行う場合は、次の各号に掲げる事項を明らかにする。

- (1) 避難対象地域
- (2) 避難先
- (3) 避難経路
- (4) 避難の勧告又は指示の理由
- (5) その他必要な事項

3 避難の措置と周知

避難の勧告又は指示をした者は、当該地域の住民等に対してその内容を周知するとともに、速やかに関係機関に対して連絡する。また、これらを解除したときも同様とする。

(1) 住民等への周知

避難の措置を実施したときは、当該実施者は、同報無線等を活用するほか報道

機関や自主防災組織の協力を得て住民に対し、その内容の周知徹底を図る。

(2) 関係機関の相互連絡

県、警察、市町村、自衛隊及び海上保安本部は、避難の措置をとった場合においては、その内容について県、市町村の災害対策本部に連絡するほか、相互に連絡通報する。

(3) 周知内容

避難指示等の理由及び内容、避難先又は避難場所、避難経路その他の誘導措置、その他とする。

(4) 警察の役割

イ 警察署長は、市町村長が行う避難の勧告又は指示について、関係機関と協議し必要な助言と協力を行う。

ロ 警察は、避難の勧告又は指示がなされた場合は、関係機関の協力を得て、避難場所、避難経路その他必要事項を周知徹底する。

4 避難長期化への対処

市町村は住民の避難が長期化した場合には高齢者、障害者、傷病人等の処遇について十分配慮するものとする。

また、避難者の自治組織の結成を促し、避難所が自主的に運営されるよう配慮する。

第4 避難誘導

住民等の避難誘導は、市町村地域防災計画に定めるところによるが、市町村職員、警察官、消防職員等は、住民が安全かつ迅速に避難できるよう避難先への円滑な誘導に努める。誘導に当たっては、安全を確認しつつできるだけ地区ごとなどの集団避難を行うものとし、障害者、高齢者、幼児等災害弱者の避難を優先して行う。

第5 避難所の開設及び運営

避難場所に避難した被災者のうち、住居等を喪失するなど引き続き保護を要する者に対して、避難所を開設し、収容保護する。

1 避難所の設置

市町村は、災害のため現に被害を受け、又は受けるおそれのある者で、避難しなければならぬ者を保護するために避難所を設置する必要があるときは、公共建物等を避難所として開設する。また、これらの施設のみをもっては収容能力に不足が生じるときは、野外のテント等を設置し対応する。この際、車での避難は極力避けるよう指導する。

なお、避難所の開設が予定される施設については、対象地域の被災住民を収容できる規模を確認し、適切に配置するよう努める。

2 避難所の選定

市町村は、避難所を設置した場合には、管理者を置き、避難者数の確認、避難者名簿の作成等によりその実態を把握し必要な設備、備品を確保するとともに、避難の長期化に際しては、必要に応じプライバシーの確保等に配慮する。また、避難者が必要とする情報を適宜提供する。

県は、市町村からの報告により避難所開設の状況を把握するとともに、避難所の管理運営について指導助言を行う。

学校等教育施設が避難所となった場合、当該施設の管理者は、避難所が円滑に運営されるよう市町村に協力する。この場合、管理者は学校業務に支障のない範囲で、必要に応じた協力・応援を教職員に行わせる。

第14節 応急住宅等の確保(県保健福祉部、土木部、市町村)

第1 目的

大規模地震災害により、住宅を失う被災者が多数生じる事態が考えられる。被災直後は避難所等で生活することになるが、その生活が長期間にわたることは避けなければならない。このため、応急仮設住宅の建設をはじめ、空き家になっている公営住宅の活用、さらには被災住宅の応急修理等を積極的に実施するものとする。

第2 応急仮設住宅の建設

県は、災害救助法を適用した場合において、住家が被災した被災者のうち自らの資力では住宅を確保することができない者のため、応急仮設住宅が必要と認めるときは、協定^{*1}に基づき(社)プレハブ建築協会の協力を得ながら速やかに建設するものとする。建設に当たっては、被災市町村内の公有地その他の土地の確保に努めるとともに、被災者に係る世帯人数や高齢者・障害者等に十分配慮した仕様及び設計に努める。

市町村は、応急仮設住宅の建設に当たり、建設地を確保するとともに、県が直接建設することが困難な場合においては、県からの委任を受け、市町村自ら建設する。

第3 公営住宅の活用等

県及び市町村は、必要に応じ、被災者の住宅確保支援策として、災害公営住宅等の建設等を行う。また、復興過程における被害者の生活の維持を支援するため、既設公営住宅等の空き家の活用を図る。

第4 住宅の応急修理

被災市町村は、災害救助法が適用された災害により、住家が半壊又は半焼の被害を受け、そのままでは住むことができないが、その破損箇所を手を加えれば何とか日常生活を営むことができるような場合に、その応急修理を行う資力がない者に対し、その者に替わって必要最小限の補修を行う。

1 対象

半壊又は半焼し、そのままでは当面の、日常生活を営むことができない住家で自らの資力をもってしては修理することができない者。

2 修理の範囲

居室、炊事場、便所等のように日常生活に必要欠くことのできない部分の応急的修理に限られる。

*1 災害時における応急仮設住宅の建設に関する協定(資料3-14-1)、応急仮設住宅の建設に関する確認書(資料3-14-2)

3 修理の期間

災害発生の日から1か月以内に完了するものとする。

第15節 食料、飲料水及び生活必需品の調達・供給活動(県総務部、環境生活部、保健福祉部、産業経済部、企業局、市町村、東北農政局、日本郵政公社東北支社、日本赤十字社宮城県支部)

第1 目的

県及び市町村は、大規模地震災害時における県民の基本的な生活を確保するため、被災者の食料、飲料水及び生活必需品に対する要領や避難所不足している物資等を的確に把握し、関係団体等と連携をとりながら迅速かつ円滑な調達・供給活動を行うものとする。

第2 食料

1 食料の調達・供給

- (1) 県は、主要食料(米穀、乾パン、野菜、果実、乳製品等)の需給動向の把握並びに応急調達及び供給の決定と調整を図る。
- (2) 市町村は、備蓄、調達した食料及び肉、魚等によって調達され引き渡された食料を被災者に対して供給する。
- (3) 東北農政局食糧部は、災害時における緊急食糧を確保するため、県等関係機関との連絡調整、関係業界へ食糧等の供給要請及び政府所有食糧の売却を実施する。この場合、原則として米穀とするが、被災地の状況等により乾パン等とする。

2 米穀及び乾パン

(1) 調達

県は、非常災害が発生した場合又はそのおそれがある場合において、市町村の申請等に基づき、炊き出し等給食を行う必要があると認めるときは、東北農政局食糧部の支援を得て給食に必要な応急用米穀又は乾パンを調達する。

ただし、災害救助法が発動された場合においては、県又は市町村は、「災害救助法が発動された場合における災害救助用米穀の緊急引渡要領」(昭和61年2月10日食糧第120号)に基づき、政府所有の米穀(以下「災害救助用米穀」)を調達する。

イ 米穀

(イ) 応急用米穀

県は、市町村の申請に基づき、必要な応急用米穀の数量等について、東北農政局食糧部に対し通知するとともに、米穀卸売業者、米穀小売業者及び大型とう精場(以下「米穀卸売業者等」という。)保有の米穀を、県又は県の指定する者(県又は市町村が取扱者として指定した米穀小売業者等、以下「取扱者」という。)に売却するよう要請する。

・米穀卸売業者等の保有米穀で不足する場合、県は、必要な応急用米穀の数量等について、東北農政局食糧部に対し通知するとともに、東北農政局食糧部保管政府米を、直接県又は取扱者に売却するよう要請する。

(ロ) 災害救助用米穀

・県は、市町村に対し災害救助用米穀の引取りについて指示することができる場合には、必要な災害救助用米穀の数量等について、荷渡指図書を発行・交付して、直接県に引渡すよう東北農政局食糧部に対し要請する。

・市町村は、交通・通信の途絶のため災害救助用米穀の引取りに関する県の支持を受け得ない場合には、災害救助法発動期間中に緊急に引渡を受ける必要のある数量の災害救助用米穀について、東北農政局消費・安全部地域課又は政府所有食糧を保管する倉庫の責任者(以下「倉庫責任者」という。)に対して直接引き渡すよう、文書により要請する。

ロ 乾パン

市町村の申請又は県が乾パンの供給の必要があると認める場合、県は必要な乾パンの数量等について、東北農政局食糧部に対し通知するとともに、東北農政局食糧部備蓄分(場合により自衛隊備蓄分)の乾パンを、県又は市町村に引き渡すよう要請する。

(2) 供給

イ 米穀

(イ) 応急用米穀

・県は、東北農政局食糧部から直接購入した応急用米穀を市町村に供給する。

・市町村は、県から供給を受けた応急用米穀又は米穀卸売業者等から直接売却された応急用米穀を被災者及び災害救助活動従事者に供給する。

・市町村は、供給を受けた応急用米穀の全体の数量等について、県に報告する。

(ロ) 災害救助用米穀

・県は、荷渡指図書の発行・交付を受け、直接購入した災害救助用米穀を市町村に供給する。

・県は、直接引渡され又は市町村が東北農政局消費・安全部地域課もしくは倉庫責任者から引渡を受けた災害救助用米穀の全数量について、所定の価格により買い受ける。

・市町村は、県から供給を受け又は東北農政局消費・安全部地域課もしくは倉庫責任者から直接供給を受けた災害救助用米穀を被災者及び災害救助活動従事者に供給する。

・市町村は、災害救助用米穀の引渡しを受けたときは、速やかに県に対して当該引渡しを受けた災害救助用米穀の日別、倉庫別の種類、等級、数量等を報告する。

ロ 乾パン

- (イ) 県は、東北農政局食糧部から直接購入した乾パンを市町村に供給する。
- (ロ) 市町村は、被災者及び災害救助活動従事者に乾パンを供給する。
- (ハ) 市町村は、供給を受けた乾パンの数量等について、県に報告する。

ハ 供給数量

- (イ) 応急用米穀及び災害救助用米穀についての供給数量は、1人あたりの供給数量に、市町村の要請に基づき県及び東北農政局食糧部が必要と認める受給者の数と期間の日数を乗じて得た数量とする。
- (ロ) 1人あたりの供給数量は次のとおりとする。
 - ・り災者に対し、炊出しによる給食を行う必要がある場合
 - ・1食当たり200精米グラムの範囲内で知事が定める数量
 - ・災害地における救助作業、急迫した災害の防止及び緊急復旧作業に従事するものに対して、給食を行う必要がある場合
 - ・1食当たり300精米グラムの範囲内で知事が定める数量

ニ 炊出しの実施

被災市町村は、災害救助法が適用された災害により、避難所に避難する等炊事のできない者に対し、炊出しその他による食料の供与を行う。

炊出し等の実施にあたって、市町村職員による対応では要員が不足する場合には、県、市が宮城県支部等の協力を得て作業を実施する。

3 野菜及び果実

野菜及び果実について、県は各市町村と連携を取りながら需要動向を把握するとともに、農業関係団体等に対して提供協力の要請を行うこととし、被災者に供給すべき野菜及び果実の確保に努める。

4 乳製品

県は、乳製品について、各市町村と連携をとりながら需要の動向を把握するとともに、全国生乳協会と連携の上、被災地以外の乳業工場等から応急的調達及び供給に係る調整を行う。

5 水産加工品

県は、各水産加工業協同組合に対して、水産加工品の提供協力の要請を行い、その確保に努める。

6 その他副食品等

その他副食品等について、県は、各市町村と連携を取りながら需要の動向を把握す

るとともに、「災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定」等に基づき、宮城県生活協同組合連合会やコンビニエンスストアなどに対して協力要請を行い、被災者への供給確保に努める。また、必要に応じ、県は、宮城県食品工業協議会、宮城県味噌醤油工業協同組合及び小売業者等に対しても、協力要請を行い、供給に努める。

第3 飲料水

- 1 飲料水の供給は、市町村が行う。
- 2 応急給水は、緊急時用水施設や配水池等の応急給水拠点による給水のほか、給水車等による運搬給水を行うものとし、その時間や場所について広報に努める。
- 3 県は、市町村から飲料水供給の要請があった場合、応急給水対策フローにより対応する。
- 4 県は、大規模地震による断水が発生したときは、あらかじめ「災害時における車両の派遣に関する協定」を締結している運送業者に対して、飲料水等輸送のため車両の派遣を依頼し、市町村で必要な飲料水及び生活用水の供給に努める。
- 5 県は、市町村の水道施設被災による断水に対応するため、広域水道各浄水場及び送水管上に設置する臨時給水所を利用した給水車への供給及び住民への給水を、可能なかぎり実施する。
- 6 応急給水に当たっては、避難所・医療機関等の重要施設への給水確保について考慮する。
- 7 震災時における飲料水の確保は、最小1人1日3ℓを目標とする。
- 8 県は、被災市町村から応急給水に必要な資機材、人員等について要請があった場合は、市町村間の応援活動の調整を行い、被災状況から判断して必要と認める場合には、厚生労働省又は自衛隊等関係機関に対して支援を要請する。
- 9 保健所は、市町村衛生担当課と協力し、飲料水の衛生指導を行うこととし、地域住民が井戸水、湧水等を飲料水として利用する場合には、煮沸又は消毒して飲用するなどの対策を指導する。
- 10 水道事業者で構成する日本水道協会宮城県支部は、「災害時相互応援計画」に基づき応援活動を行う。

第4 生活物資

1 支給品目

- (1) 寝具
- (2) 衣料類
- (3) 炊事用具
- (4) 食器

- (5) 日用品
- (6) 光熱材料
- (7) その他

2 物資の調達・供給

- (1) 県及び市町村は、民間団体との連携により、応急時に必要な物資の迅速かつ的確な調達・供給を行う。
- (2) 市町村は、当該市町村が甚大な被害を受けたことにより、自ら生活必需品の調達・供給が困難な場合は、広域応援協定を締結している近隣市町村や、県、厚生省、その他の関係機関に協力を要請する。
- (3) 県は、大規模かつ広域的な被害が生じ、かつ、市町村から要請があった場合は、必要に応じて事前に協定を締結している民間団体との連携により、直接被災市町村に対し供給を行う。
- (4) 県は、災害救助法を適用し、被災者の生活を確保するために、被服、寝具その他生活必需品の供与を必要と認めた場合は、備蓄物資又は自ら調達した物資を被災者に対し供給する。
- (5) 市町村は、被災者に対する迅速かつ的確な供給を行う。

3 日本赤十字社宮城県支部の活動

日本赤十字社宮城県支部は、緊急に必要とされる救援物資として毛布、洗面用具等が入った日用品セット、缶詰や嗜好品が入ったお見舞いセットを、全国にある日本赤十字社の施設に備蓄し、被災者のニーズに応じて、遅滞なく配分する。

なお、配分に当たっては、県や市町村、防災ボランティア等の協力も得ながら行う。

第5 義援物資の受入れ、配分

1 義援物資の受入れ

- (1) 県、市町村など関係機関は、義援物資の募集が必要と認められる災害が発生した場合は、関係機関が相互に連携を図りながら直ちに義援物資受入窓口を設置し、義援物資の募集及び受け入れを開始する。
- (2) 義援物資の募集に当たっては、報道機関等と連携し、義援物資の受入方法等について広報・周知を図る。
なお、災害応急対策を迅速かつ的確に推進するため、義援物資の受入方法については、品目及び数量を事前に限定するものとし、併せて供給活動をスムーズに行うため流通ネットワークを保持している団体・企業等に優先的に働きかけを行う。
- (3) 日本郵政公社東北支社長が公示した場合は、被災者の救助を行う地方自治体、日本赤十字社宮城県支部、共同募金会又は共同募金会連合会にあてた救助用物資

を内容とする小包郵便及び教助用又は見舞い用の現金書留郵便物の料金免除を実施する。

- (4) 県及び市町村は、関係機関と調整の上、事前に義援物資の(一時)保管先等を確保(指定)し、配分作業が円滑にできるよう努める。

2 義援物資配分

- (1) 義援物資の配分に当たっては、県、市町村など関係機関との間で調整を行い、速やかかつ適切に配分する。
なお、義援物資の仕分け、配分に当たっては、必要に応じてボランティア団体等の協力も得ながら行う。
- (2) 県及び市町村は、必要配分数量を把握するため、避難者等の応報を的確に収集するとともに、必要に応じて仕分け、配分作業に当たるボランティア団体等に情報提供を行う。
- (3) 義援物資の配送に当たっては、宮城県トラック協会等の組織的な流通ネットワークを保持している団体・企業を中心として協力を要請する。

第16節 相談活動(県総務部)

第1 目的

大規模地震災害時において、被災者及び被災者の関係者等から家族の消息の問い合わせや各種相談、要望等に対応するため、県、市町村の相談活動の体制を整備し、防災関係機関とも連携して対応するものとする。

第2 県の相談活動

1 総合相談窓口の役割

総合相談窓口における相談は、被災した県民等からの相談に的確に対応することとする。

なお、専門性を要する相談等にあつては、各担当窓口に取り次ぐなど、県民の要請に対応するものとする。

2 総合相談窓口の設置

- (1) 県は、災害発生後、速やかに県庁(広報課)及び各合同庁舎(局所災害の場合は該当する合同庁舎(地方振興事務所))に総合相談窓口を設置する。
- (2) 関係各課室は、必要に応じ相談窓口を設置する。
- (3) 相談業務は、市町村、県民相談窓口及び関係機関と連携し即時対応に努める。
- (4) 住民からの相談には、効果的な相談業務等を行う。

3 相談窓口設置の周知

- (1) 各課室で相談窓口を設置した時は、主管課を通じ広報課に報告する。
- (2) 広報課は、県庁内相談窓口の設置を県ホームページをはじめ、県政広報番組(テレビやラジオ)・マスコミ報道などを活用し、広く県民に周知する。

4 報告

- (1) 各合同庁舎(地方振興事務所)における相談内容等を記録し広報課に報告することとし、広報課で取りまとめる。
- (2) 県庁各課における相談内容等は、それぞれの課室で記録し、広報課は必要に応じ各課室から報告を求めることができる。

5 関係機関との連携

- (1) 県民からの相談等で十分な情報がないものについては、県・市町村及び各相談窓口等関係機関と連絡を取り、速やかに情報を収集し即時対応に努める。
- (2) 広報課で収集した情報は、各合同庁舎(地方振興事務所)に速やかに伝達する。

第3 市町村の相談活動

市町村は、被災者のための相談窓口を設置し、住民からの身近な相談や要望に対応するとともに、必要により県の相談窓口を紹介するなど住民の相談や要望の解決を図ることとする。

第17節 ボランティア活動(県環境生活部、保健福祉部、土木部、市町村、日本赤十字社宮城県支部、県社会福祉協議会、ボランティア関係団体)

第1 目的

大規模地震が発生したときには、社会福祉協議会等が中心となって、速やかに災害ボランティアセンターを設置し、全国から駆けつける災害ボランティアの活動を支援、調整し、被災住民の生活復旧を図るとともに、専門的なボランティアニーズに対しては、行政が災害ボランティアセンターとの連携を図りつつ対応する。

第2 一般ボランティア

1 災害ボランティアセンターの設置^{※1}

ボランティアの受け入れ調整組織としては、社会福祉協議会及び NPO 法人みやぎ災害救援ボランティアセンターが中心となって、市町村レベル、県レベルの2段階に災害ボランティアセンターを設置するものとし、相互に連携の上、日本赤十字宮城県支部、災害ボランティア関係団体等とも連携を図り、活動を展開する。

各災害ボランティアセンターの役割は次のとおりとする。

(1) 市町村災害ボランティアセンター

市町村社会福祉協議会が中心となって設置し、基礎的ボランティアセンターとして、地域ボランティアの協力を得ながら、被災住民のニーズの把握、ボランティアの募集、受付、現場へのボランティアの派遣等を行う。

(2) 県災害ボランティアセンター

宮城県社会福祉協議会と NPO 法人みやぎ災害救援ボランティアセンターが中心となって設置し、全国社会福祉協議会等の応援も得ながら、市町村災害ボランティアセンターの体制整備と運営を支援し、被災市町村間のボランティアの調整等を行う。

なお、被災の規模により、必要に応じて、県災害ボランティアセンターの支部を市町村災害ボランティアセンターの後方支援拠点として設置する。

2 日本赤十字社宮城県支部、ボランティア団体等との連携

災害ボランティアセンターは、被災地に現地入りする日本赤十字社宮城県支部及びボランティア関係団体等との連携を図るとともに、これらの者の活動をできるだけ支援するものとする。

3 行政の支援

市町村は市町村災害ボランティアセンター、県は県災害ボランティアセンターの設置・運営について、必要に応じ、次の支援を行う。

- (1) 災害ボランティアセンターの場所の提供
- (2) 災害ボランティアセンターの設置・運営に係る経費の助成
- (3) 職員派遣(県は市町村災害ボランティアセンターへの職員派遣についても支援を行う。)
- (4) 被災状況についての情報提供
- (5) その他必要な事項

第3 専門ボランティア

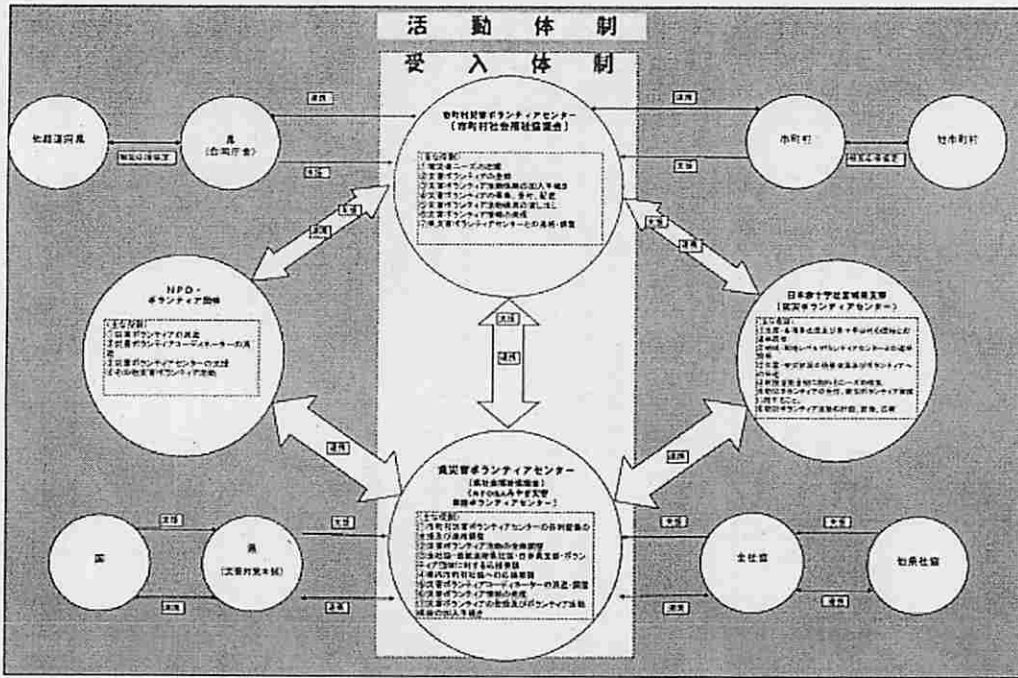
関係する組織からの申し込みについては、県の部局で対応するものとし、主な種類は次のとおりである。

主な受入項目	担当部局
イ 救護所等での医療、看護、保健予防	保健福祉部
ロ 被災建築物の応急危険度判定	土木部
ハ 被災宅地の危険度判定	土木部
ニ 砂防関係施設診断	土木部
ホ 外国人のための通訳	環境生活部
ヘ 被災者へのメンタルヘルスケア	保健福祉部
ト 高齢者、障害者等への介護	保健福祉部
チ アマチュア無線等を利用した情報通信事務	総務部
リ その他専門的知識が必要な業務	各部局

なお、市町村においても、県に準じた体制を敷く。

※1 災害ボランティアセンターに係る関係機関等の役割(災害時)(資料3-17-1)

災害時の災害ボランティアセンター体制整備イメージ図



※NPO法人災害ボランティアセンターの主な役員
 ○災害ボランティアセンター長 ○災害ボランティアセンター副センター長 ○災害ボランティアセンター事務局長 ○災害ボランティアセンター副事務局長 ○災害ボランティアセンター広報担当 ○災害ボランティアセンターボランティアコーディネーター
 ○災害ボランティアセンターボランティアコーディネーター ○災害ボランティアセンターボランティアコーディネーター ○災害ボランティアセンターボランティアコーディネーター ○災害ボランティアセンターボランティアコーディネーター

第18節 災害弱者・外国人対策(県保健福祉部、環境生活部、産業経済部、市町村、社会福祉団体(社会福祉施設等)、日本旅行業協会東北支部及び全国旅行業協会宮城県支部)

第1 目的

大規模地震災害発生時には、特に高齢者、障害者、あるいは外国人、旅行者に対するさまざまな応急対策が必要となる。

このため、関係機関は、必要な諸施策について速やかに実施するものとする。

第2 高齢者・障害者等への対策

災害時には、一般的に災害弱者と考えられる、障害者、介護を必要とする高齢者、ひとりぐらし高齢者、保護を必要とする児童等(以下、「要援護者」という。)に加え、災害を契機に新たに要援護者となる者に対し、救助、避難誘導、福祉サービスの提供等を状況変化に応じて的確に行うことが必要である。

このため、県、市町村、防災関係機関、社会福祉団体は、要援護者の援護対策に万全を期すものとする。

1 安全確保

(1) 社会福祉施設等在在者

被災市町村は、施設在在者(入所者、従事者等)の安否確認を迅速に行い、状況に応じ避難誘導等を行うとともに、施設の危険箇所等の応急修理を行う。

県は、状況を把握し、必要な支援を行う。

(2) 社会福祉施設等以外の要援護者

被災市町村は、在宅の要援護者の安否確認を迅速に行うほか、状況に応じ避難誘導等を行い、避難所等を中心に被災による新たな要援護者を把握する。

県は、状況を把握し、必要な支援を行う。

2 援護体制の確立と実施

(1) 施設従事者及び必要な物資の確保

被災市町村は、施設従事者の不足や、日常生活及び福祉サービスに必要な物資の不足状況を把握し、関係機関と連携し確保する。次の緊急援護を実施する場合にも、必要となるマンパワー、日常生活及び福祉サービスに必要な物資を同様に確保する。

県は、状況を把握し、関係機関との調整及び必要な支援を行う。

(2) 緊急援護

イ 受け入れ可能施設の把握

被災市町村は、関係機関と連携し、被災による要援護者の受け入れ可能な社会

福祉施設等を把握する。

県は、状況を把握し、必要な支援を行う。

ロ 福祉ニーズの把握と援護の実施

県及び市町村は、要援護者の福祉ニーズを把握し、本人の同意を得た場合には、関係機関と施設への入所等に係る調整を行う。また、本人が在宅での福祉サービスを望む場合は、関係機関と調整しホームヘルパー等(ボランティア含む)を派遣する。

県は、状況を把握し、関係機関との調整及び必要な支援を行う。

(3) 避難所での援護

被災市町村は、要援護者が避難所に避難した場合には、福祉団体関係者や福祉ボランティアに加え、必要に応じガイドヘルパーや手話通訳者などによる援護体制を確立する。また、特に、障害者用の装具・医薬品、育児用品などの福祉用品は代替が難しく、被災直後は確保が難しい面もあることから、近隣福祉施設へ支援を要請するなど速やかに対処する。

県は、状況を把握し、関係機関との調整及び必要な支援を行う。

第3 外国人支援対策

県及び市町村は、災害時に迅速に外国人の安否確認を行うとともに、外国人が孤立しないよう必要な情報を収集し、提供を行うものとする。

- 1 市町村は、把握している在住外国人の現状やニーズを基に作成した防災計画に従い必要な対策を講ずること。
- 2 市町村は、外国人の迅速な安否確認を行うこと。
- 3 市町村は、広報車や防災無線等により、外国語による広報も行い、外国人の安全かつ迅速な避難誘導を行うこと。
- 4 市町村は、災害情報等を掲示する場合、外国語による掲示も行い、外国人の不安の解消を図ること。
- 5 県は、テレビ・ラジオ・インターネット等を活用し、外国語による災害情報を提供すること。
- 6 県は、通訳ボランティア制度を活用し、必要に応じ、市町村に通訳者を派遣する。また、この制度により通訳者が充足できない場合は、必要に応じ、県民・隣県国際交流協会・国際交流団体・大学等に通訳者の派遣を要請すること。
- 7 県は、在日外国大使館や日本赤十字社等を通して外国から照会のある在住外国人の安否確認について、市町村や関係機関の協力を得て調査し、回答する。また、外国人の被災が確認された場合は、直ちに母国の在日大使館に連絡するものとする。

第4 旅行者への対策

県は、災害時の旅行者の被災状況について、日本旅行業協会東北支部及び全国旅行業協会宮城県支部から情報を収集し、状況の把握に努めるとともに、災害応急対策の実施に際して関係機関等から情報提供の要請があった際には、迅速に提供する。

第19節 愛玩動物の収容対策(県環境生活部)

第1 目的

大規模災害に伴い、所有者不明の動物、負傷動物が多数生じるとともに、避難所における動物同伴者等の問題も生じることが予想される。

県は、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼育に関し、市町村等関係機関や獣医師会等関係団体との協力体制を確立する。

第2 被災地域における動物の保護

飼い主のわからない負傷又は放し飼いの状態の動物等の保護については、迅速かつ広域的な対応が求められることから、県は、市町村、獣医師会等関係団体をはじめ、動物愛護ボランティア等と協力し、動物の保護を行う。

第3 避難所における動物の適正な飼育

県は、避難所を設置する市町村と協力して、飼い主とともに避難した動物の飼育について適正な飼育の指導等を行うなど、動物の愛護及び環境衛生の維持に努める。

- 1 各地域の被害状況、避難所での動物の飼育状況の把握及び資材の提供、獣医師の派遣等市町村への支援
- 2 避難所から保護施設への動物の受け入れ及び譲渡等の調整
- 3 他県市への連絡調整及び要請

第20節 防疫・保健衛生活動(県環境生活部、保健福祉部、市町村)

第1 目的

生活環境の悪化に伴い、被災者が感染症の病原体に対する抵抗力の低下などの悪条件となるため、迅速かつ強力な防疫措置及び予防接種等を実施し、感染症流行の未然防止に万全を期すとともに、被災者の健康状況等に十分配慮した保健衛生活動を実施するものとする。

第2 防疫

県及び市町村は、次の点に留意し、災害防疫活動を実施する。

1 感染症の予防

- (1) 感染症予防のため健康調査・指導を行い、感染症の発生状況の把握に努める。
- (2) 避難所等におけるトイレ等の衛生管理、消毒及び手洗い等感染症発生予防のための指導を行う。
- (3) 必要に応じ、ねずみ族、昆虫等の駆除を行う。
- (4) 疾病のまん延防止上必要と認めるときは、臨時の予防接種を行う。

2 感染症発生時の対応

- (1) 県は疫学調査を実施し、感染拡大の防止に努める。
- (2) 県は、感染症指定医療機関等の収容先を確保し、搬送する。

3 防疫用資器材等の確保

- (1) 県は、市町村において消毒薬その他感染症対策資材の確保が困難な場合、感染症対策薬剤等を市町村へ供給することとする。
- (2) 県は、感染症対策薬剤等の調達が困難な時は、他県や厚生労働省に要請することとする。

4 支援要請

県は市町村が行う防疫活動を支援するとともに、必要に応じて他県、医師会等関係機関への要請等調整を行う。

第3 保健対策

1 健康調査、健康相談

県は、市町村と協力し、定期的に避難所等を巡回し、被災者の健康状態を調査するとともに、特に高齢者など災害弱者に配慮しながら必要に応じ保健指導及び健康相談を実施する。

2 メンタルヘルスクエア(精神保健相談)

被災地、特に避難所においては、地震の直接体験や生活環境の激変に伴い、被災者

及び教護活動に従事している者が、精神的不調をきたす場合があり得ることから、県(保健所・精神保健福祉センター・地域子どもセンターが中心となる)及び市町村は、県の精神科医や他の精神科医等の協力を得て、メンタルヘルスクエアを実施する。

また、被災後の復興は長期化し混乱が続くことから、被災者等が生活再建への不安等による精神的不調を引き起こすことが想定されるので、メンタルヘルスクエアを長期的に実施する。

3 栄養調査、栄養相談

県は、市町村と協力し、定期的に避難所、炊き出し現場、特定給食施設等を巡回し、被災者の栄養状態を調査するとともに、必要に応じ栄養指導及び栄養相談を実施する。

第4 食品衛生対策

1 食中毒の未然防止

- (1) 県は、県内保健所(支所)及び仙台市と連携を図りながら、食品衛生監視員等を避難所に派遣し、食品の衛生的な取扱い、加熱処理、食用不適な食品の廃棄、器具・容器等の消毒等について指導する。
- (2) 県は、県内保健所(支所)及び仙台市と連携を図りながら、食品衛生監視員を食品の流通集積拠点に派遣し、食品の配送等における衛生確保について指導する。

2 食中毒発生時の対応

県は、県内保健所(支所)及び仙台市と連携を図りながら、食品衛生監視員を派遣し、原因施設の調査、食品の検査等を行い、被害の拡大防止に努める。

3 食品衛生に関する広報

県は市町村と連携を図りながら、災害時の食品衛生に関する広報等を行う。

4 支援要請

県は必要に応じ、隣県の食品衛生監視員の支援を要請する。

第21節 死体等の搜索・処理・埋葬（県環境生活部、保健福祉部、県警察本部、第二管区海上保安本部）

第1 目的

大規模地震による火災・建物倒壊などで死者、行方不明者が生じた場合は、防災関係機関の連携により、これらの搜索、処理を速やかに行うこととする。

第2 死体等の搜索

- 1 市町村は、災害救助法が適用され、災害により現に行方不明の状態にあり、周囲の状態から既に死亡していると推定される者の搜索を行う。
- 2 警察官及び防災関係機関は、検視^{※1}（死体見分）、死亡者の措置及び行方不明者の搜索等に関し相互に協力^{※2}する。
- 3 第二管区海上保安本部は、海上において、遭難船舶の乗客等その他の行方不明者の申告があった場合は、所要事項を聴取の上、必要と認めるときは、船舶等により搜索する。

第3 死体の処理、収容

- 1 市町村は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため死体の処理ができない場合に、死体の洗浄、縫合、消毒の処置・遺体の一時保存・検案を行う。
- 2 警察、第二管区海上保安本部は、警察官、海上保安官が発見した死体及び警察官等に届出があった死体又は要死体等について検視（死体見分）を行う。
- 3 県及び市町村は、警察官及び海上保安官と緊密な連絡をとり、検視（死体見分）又は検案を経ないで死亡届出が出された死体の致及び警察で検視（死体見分）を実施した遺体の致を把握し、災害の死傷者を逐次把握する。
また、県は死体の保管について必要な棺やドライアイス等の確保の支援に努める。

第4 死体の火葬^{※3}、埋葬

- 1 市町村は、災害救助法が適用された災害により死亡した者について、その遺族等が混乱期のため火葬、埋葬を行うことが困難な場合、又は死亡した者の遺族がない場合に火葬及び応急的な埋葬を行う。
- 2 市町村は、被災による死体の火葬・埋葬に関する計画を事前に策定する。

※1 多致死体の検視等に関する覚書（資料3-21-1）

※2 事故災害時の警察への協力要領（資料3-21-2）

※3 宮城県内火葬場施設一覧表（資料3-21-3）

- 3 県は、実施に当たり広域的な対応が必要なものについて、被災地近隣市町村等への協力要領など調整を行う。また、被災状況から判断して必要と認める場合には、直接若しくは厚生労働省を通して他都道府県からの支援を要請する。

第 22 節 社会秩序維持活動(環境生活部, 市町村, 県警察本部, 東北経済産業局, 第二管区海上保安本部)

第 1 目的

大規模地震災害発生に伴う市場流通の停滞等により, 食料, 生活必需品の物不足が生じ, この際に売り惜しみ, 買いめ等が起こるおそれがある。

このため物価監視を実施し, さらには流言飛語や犯罪による社会不安, 混乱等を防止するため所定の対策を講じるものとする。

第 2 生活必需品の物価監視

- 1 県は, 被災地における生活必需品の買い占め, 売り惜しみ及び便乗値上げの発生を防止するため, 国(内閣府, 農林水産省, 経済産業省等)及び市町村と連携を図りながら, 生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに, 必要に応じ事業者及び関係団体への指導・要請並びに県民への情報提供を行う。
- 2 東北経済産業局は, 特に必要があると認められるときは, 生活必需品等の物資の生産, 集荷又は販売を業とする者に対し, 災害対策基本法第 78 条第 1 項の規定に基づき当該物資の保管命令又は取用を行う。
- 3 市町村は, 県と協力して, 生活必需品の価格や出回り状況を監視するとともに, 必要に応じ地域のスーパーマーケットやコンビニエンスストア, ガソリンスタンド等や関係業界に対し物資の安定供給を要請する。

第 3 警察の活動

警察は, 独自又は自主防犯組織等と連携し, 災害警備対策上の情報収集を行うとともに, 被災地及び避難場所等の警戒活動を強化し, 犯罪の予防, 不法行為の取締等を行うなど, 社会秩序維持のための諸活動を実施する。

第 4 第二管区海上保安本部の活動

海上における犯罪の予防・取締り及び混乱の防止を図るため, 情報の収集に努め, 必要に応じ, 巡視船艇及び航空機により次に掲げる措置を講じる。

- 1 被害が予想される地域の周辺海域において, 犯罪の予防・取締りを行う。
- 2 重要施設の周辺海域において警戒を行う。

第23節 廃棄物処理活動(県環境生活部、廃棄物関係団体)

第1 目的

大規模地震災害時には、建築物の倒壊、火災等によって多量の廃棄物が発生し、また、避難所等におけるし尿の処理需要が発生するほか、廃棄物処理施設や下水道施設の損壊による処理機能の低下が予想される。このため、廃棄物の収集処理を適切に実施し、地域環境の保全を図っていくものとする。

第2 処理体制

- 1 県は、発災直後から、市町村を通じて、一般廃棄物処理施設の被害状況、仮設トイレの必要性、生活ごみの発生量見込み、建築被害とがれきの発生量見込み等について情報収集を行う。
- 2 市町村は、市町村地域防災計画に基づき、災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。
- 3 市町村は、廃棄物の収集・処理に必要な人員・車両等資材が不足する場合には、県に対して支援を要請する。
- 4 県は、市町村からの要請があった場合又は被災状況から判断して必要と認める場合には、県内の他の市町村及び関係団体等に対して、広域的な支援を要請するとともに、支援活動の調整を行う。また、県域を越える対応が必要と認める場合は、環境省に対して支援を要請する。

第3 処理方法

- 1 県民は、廃棄物を分別して排出するなど、市町村の廃棄物処理活動に協力する。
- 2 市町村は、避難場所の生活環境を確保し、被災地の衛生状態を保持するため、以下の措置を講じる。
 - (1) ごみ処理

市町村は、発災後の道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも発災数日後には収集を開始し、一時的に大量に発生した生活ごみを早期に処理するよう努める。
 - (2) 災害廃棄物
 - イ 市町村は、危険なもの、通行上支障のあるもの等を優先的に収集・運搬する。また、選別・保管・焼却のできる仮置場の十分な確保を図るとともに、大量のがれきの最終処分までの処理ルート確保を図る。
 - ロ 応急活動後は、処理・処分の進捗状況を踏まえ、がれきの破砕・分別を徹底し、木材やコンクリート等のリサイクルを図る。

また、アスベスト等の有害な廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭

和45年法律第137号)等の規定に従い、適正な処理を進める。

ハ がれきの処理に当たっては、復旧・復興計画を考慮に入れつつ計画的に行う。

(3) し尿処理

イ 市町村は、被災者の生活に支障が生じることがないように、し尿の汲み取りを速やかに行うとともに、仮設トイレの設置をできる限り早期に完了する。

なお、仮設トイレの設置に当たっては、高齢者、障害者等災害弱者への配慮を行う。

ロ 市町村は、水道や下水道の復旧に伴い水洗トイレが使用可能になった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生向上を図る。

3 事業者は、その事業に関連して発生した災害廃棄物について、二次災害及び環境影響の発生防止を考慮しながら、適正な処理を進める。

第24節 教育活動(県総務部、教育庁、市町村)

第1 目的

県及び市町村の教育委員会並びに私立学校設置者は、大規模地震災害により教育施設が被災し、又は児童・生徒、幼児の被災により通常の教育を行うことができない場合は、教育の確保を図るため、関係機関の協力を得ながら教育施設の応急復旧、児童・生徒、幼児の教育対策等必要な措置を講じるものとする。

第2 避難措置

校長又は園長は、地震災害が発生した場合又は市町村長等が避難の勧告若しくは指示を行った場合は、児童・生徒、幼児の安全の確保を図るため、次の措置を講じる。

1 在校時の措置

地震発生後、速やかに児童・生徒、幼児の避難の指示及び誘導を行うとともに、負傷者の有無及び被害状況の把握に努める。

また、これらの状況を把握した後、速やかに保護者と連絡をとり、引渡し等の適切な措置を講じる。

なお、遠足等校外活動時に地震が発生した場合は、引率の担当教職員が適切な指示及び誘導を行う。

2 登下校時及び休日等の状況把握

登下校時及び夜間・休日等に地震が発生した場合は、保護者等と連絡をとり、児童・生徒、幼児の安全確認及び状況把握に努める。

第3 学校施設等の応急措置

1 公立学校

(1) 校長は、所管する施設が被災したときは、速やかに被害状況を調査し、被害の拡大防止のための応急措置を講じるとともに、施設を所管する教育委員会に被害の状況を報告する。

(2) 当該施設を所管する教育委員会及び市町村は、速やかに被害の状況を調査し、応急復旧を行う。

2 私立学校

(1) 私立学校の校長・園長は、施設が被災したときは、災害の拡大防止のための応急措置に努めるとともに、速やかに被害状況を調査し県総務部私学文書課に報告する。

(2) 私立学校の設置者は、当該施設の応急復旧の実施計画等を策定した場合も同様に報告する。

第4 教育の実施

1 公立学校

校長は、被災の状況により授業ができないと判断したときは、速やかに、臨時休業の措置を取る。

また、正規の授業が困難な場合は、授業等が開始できるよう速やかに次の応急措置を講じる。

(1) 教育の実施場所の確保

イ 教育委員会は、校内での授業が困難な場合、場所及び収容人員等を考慮して、公民館、その他公共施設又は隣接学校の校舎等を利用できる措置を講じる。

ロ 教育委員会は、教育の実施場所の確保が困難な場合、又は状況に応じて仮設校舎を建築する。

(2) 教職員の確保

校長及び教育委員会は、教育の応急的な実施に必要な教職員の確保に努める。

(3) 教育の方法

災害の状況に応じて、短縮授業、二部授業、分散授業等を行い、授業時間数の確保に努める。

2 私立学校

私立学校においても、教育の応急的な実施に努めるものとし、その実施に当たり、県は必要に応じ指導助言する。

第5 学用品等の調達

市町村は、災害により学用品等をそう失又はき損し、就学上支障のある学校の児童・生徒に対し、災害救助法に基づき学用品等の給与に努める。

第6 給食

1 市町村及び市町村教育委員会は、給食を必要とする場合、一般の炊き出し等で対処する。

2 市町村及び市町村教育委員会は、学校給食の正常な運営を図るため、速やかに必要な施設・設備等の応急復旧を行う。

3 伝染病等の発生予防など、衛生管理の徹底を図る。

第7 学校等教育施設が地域の避難場所、避難所になった場合の措置

避難所となった施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに市町村は、避難所の運営が円滑に行われるよう努めるとともに、教育活動が速やかに正常化できるよう次の措置を講じる。

- 1 市町村は、避難所等に管理責任者を置き、当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会並びに自主防災組織等と十分協議しながらその運営に当たる。
- 2 当該施設の管理者及び施設を所管する教育委員会は、避難所等の運営について積極的に協力するとともに、教育活動等の早期正常化を図るため、避難所として利用している施設の範囲等について、市町村、県教育委員会等との間で適宜、必要な協議を行う。

第8 災害応急対策への生徒の協力

校長は、学校施設、設備等の応急復旧作業や地域と連携しながらの救済活動・応急復旧作業等に参加を希望する生徒に対して、教職員の指導のもとに参加できるよう検討する。

第9 文化財の応急措置

- 1 被災した文化財の所有者又は管理者は、その文化財の文化的価値を最大限に保存するよう努めるとともに、速やかに被害の状況を県教育委員会に連絡し、その指示に従って対処する。
- 2 県教育委員会は、速やかに国及び県指定文化財の被害の状況把握に努めるとともに、必要に応じ、関係職員を被災箇所へ派遣し、文化財の文化的価値の保存のための応急措置を実施させるなど、被害の拡大防止に努める。
- 3 県教育委員会は国指定の文化財について、国と連携を図りながら、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行うとともに、災害復旧の措置を講じる。
- 4 県教育委員会は県指定の文化財について、市町村教育委員会と連携を図りながら、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行う。
- 5 市町村教育委員会は市町村指定の文化財について、文化財の管理者に対し、応急措置等について指導・助言を行うものとする。

第25節 防災資機材及び労働力の確保(県総務部、産業経済部、防災関係機関)

第1 目的

大規模地震災害時において、速やかな応急対策を実施するため、防災資機材、応急対策のために必要な労働者及び技術者等の調達・確保及び緊急使用等が必要になることが考えられる。

このため、県・市町村及び防災関係機関は、発災時に円滑な緊急調達等の措置が図られるよう万全を期すものとする。

第2 緊急使用のための調達

1 県は、必要に応じて、あらかじめ締結している協定に基づく応援要請等により、応急対策活動のための防災用資機材を確保し、効率的な応急復旧を行う。^{※1}

なお、市町村についても県に準じて対応するものとする。

2 各防災関係機関は、防災活動、救助活動に必要な防災資機材等の調達について、相互に連携を図るとともに、必要に応じて民間等への協力を要請する。

3 自主防災組織等は、自主防災活動等に必要な防災資機材の調達について、市町村へ要請する。

第3 労働者の確保

災害対策を実施するための必要な労働者の確保は、原則としてそれぞれの災害対策実施機関において行うものとし、その手段として次の措置を講じる。

- 1 関係機関の常勤労働者及び関係業者等労働者の動員
- 2 公共職業安定所のあっせん供給による労働者の動員
- 3 他機関からの応援派遣による技術者等の動員
- 4 従事命令等による労働者等の強制動員

第4 労働者の供給

県は、応急措置を講じるために必要な労働者を公共職業安定所を通じて雇用し、必要箇所に迅速に供給する。

第5 応援要請による技術者等の動員

県・市町村及び防災関係機関は、自ら技術者等の確保が困難な場合、次により他機関に必要技術者等の応援派遣を要請し、技術者等の確保を図る。

^{※1} 大規模地震時における応急対策業務に関する協定書(資料3-25-1)

1 指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対する職員派遣要請手続き

知事又は市町村長が、指定行政機関又は指定地方行政機関に対し職員の派遣を要請する場合は、次の事項を記載した文書をもって要請する。

- (1) 派遣を要請する理由
- (2) 派遣を要請する職員の職種別人員数
- (3) 派遣を必要とする機関
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣について必要な事項

2 内閣総理大臣又は知事に対する職員のおっせん要求手続き

知事又は市町村長が、内閣総理大臣又は知事に対して指定行政機関、指定地方行政機関、他の都道府県又は他の市町村の職員派遣のおっせんに要求する場合は、次の事項を記載した文書をもって要求する。

- (1) 派遣のおっせんに求める理由
- (2) 派遣のおっせんに求める職員の職種別人員数
- (3) 職員を必要とする期間
- (4) 派遣される職員の給与その他の勤務条件
- (5) その他職員の派遣おっせんについて必要な事項

第6 従事命令等による応急措置の業務

災害応急対策を緊急に行う必要がある場合、各関係機関は、各法律に基づく従事命令等による応急業務を行うものとする。

1 知事の従事命令等

(1) 従事命令…応急措置を実施するため従事命令を出しことができる関係者の範囲は次のとおりである。

- イ 医師、歯科医師又は薬剤師
- ロ 保健師、助産師又は看護師
- ハ 土木技術者又は建築技術者
- ニ 大工、左官又はとび職
- ホ 土木業者又は建築業者及びこれらの者の従事者
- ヘ 鉄道事業者及びその従事者
- ト 自動車運送業者及びその従事者
- チ 船舶運送業者及びその従事者
- リ 港湾運送事業者及びその従事者

(2) 協力命令

応急措置を実施すべき場所の近隣の者をその業務に協力させる。

(3) 保管命令等

救助のため管理、使用、収容できるもの、また、保管させることができるものは次のとおりである。

- イ 応急措置を実施するため特に必要と認める施設、土地、家屋若しくは物資で、知事が管理し、使用し、又は収容することが適当と認めるもの。
- ロ 応急措置を実施するため特に必要と認める物資で、知事はその所有者に保管させることが適当と認められるもの。

第26節 公共土木施設等の応急復旧(県環境生活部, 産業経済部, 土木部, 市町村, 東北地方整備局, 日本道路公団東北支社, 東京航空局仙台空港事務所, 東日本旅客鉄道(株)仙台支社)

第1 目的

道路, 鉄道等の交通基盤, 港湾, 河川及びその他の公共土木施設は, 県民の日常生活及び社会・経済活動のもとより, 大規模地震発生時の応急対策活動において重要な役割を果たすものである。このため, これらの施設については, それぞれ応急体制を整備し, 相互に連携を図りつつ迅速な対応を図るものとする。

第2 道路施設

1 県及び市町村の対応

(1) 県土木部及び市町村の対応

イ 緊急点検

道路管理者は, 地震発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し, 被災状況等を把握する。また, 維持管理委託業者等を指揮して情報の収集に努める。

ロ 交通の確保及び緊急輸送体制の確保

道路管理者は, 道路が災害を受けた場合, 障害物の除去, 応急復旧工事に着手し, 交通の確保に努める。

また, 緊急輸送車両, 緊急自動車の通行が必要なときは, 緊急輸送道路ネットワーク計画に基づく緊急輸送道路を優先して交通の確保に努める。

ハ 二次災害の防止対策

道路管理者は, 地震発生後, 現地点検調査により, 道路施設等の被害が拡大することが予想される場合は, 所要の応急措置を講じるとともに, 交通規制や施設使用の制限を行い, 二次災害の防止に努める。

(2) 県産業経済部及び市町村の対応

イ 道路管理者は, 農道を緊急輸送車両等の通行に使用する場合, 関係機関と協議して交通の確保に努める。

ロ 幹線農道は避難路・延焼遮断帯ともなるので早急に被害状況を把握し, 応急復旧等を行う。

ハ 道路管理者は, 円滑な救助活動の実施や日常生活を確保するため, 迂回路として重要な役割を果たす林道整備の他, 防災機能を発揮する付帯施設を整備する。

2 東北地方整備局の対応

(1) 点検

被害を受けた道路及び交通の状況を速やかに把握するため, 事務所, 出張所等においては, 速やかに巡回を実施する。また, 交通情報モニター等からの情報の収集に努める。

(2) 災害時の応急措置

パトロールによる巡回の結果等により, 交通規制等が必要な箇所は関係機関と調整を図り, 必要な措置を講じる。

緊急輸送道路については, 関係機関と調整を図りつつ速やかに緊急輸送機能を確保する。

(3) 道路情報の提供

災害発生箇所, 被災状況, 通行規制状況, 緊急輸送道路の指定状況及び迂回路等についての情報を迅速かつ的確に道路情報板, 路側放送等で道路利用者へ提供する。

(4) 応急対策

被災箇所については, 速やかに応急復旧工事等を行い, 緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行う。

(5) 工事中の道路に関する対策

工事中箇所の被災内容を把握し, 必要に応じて対策を講じる。

3 日本道路公団東北支社の対応

(1) 交通規制及び点検の実施

道路の通行が危険であると認められた場合, あるいは予想された場合には, 道路通行規制その他必要な措置を講ずる。

道路の被害状況及び交通の状況を速やかに把握するため, 管理事務所等においては, 速やかに巡回を実施する。

(2) 体制

災害発生時には, その状況に応じて東北支社内及び管理事務所等に災害対策本部を設置する。

(3) 緊急輸送機能の確保

緊急輸送車両, 緊急自動車の走行が必要な場合については, 関係機関と調整を図りつつ速やかに緊急輸送機能を確保する。

(4) 道路情報の提供

道路利用者が安全で円滑な通行ができるよう, 災害に関する情報や交通規制等の情報を速やかに道路利用者へ提供するものとする。

(5) 応急復旧

被災箇所については、速やかに応急復旧工事等を行い、緊急輸送道路としての機能確保を最優先に行う。

第3 海岸保全等施設

1 緊急点検

海岸管理者は、地震発生直後にパトロール等により施設の機能及び安全性等について緊急点検を実施する。

2 重要施設等の応急復旧

海岸管理者は、海岸保全施設が被災した場合、被災施設の重要度を勘案し、浸水被害の発生、拡大を防止する措置を速やかに図るとともに、早急に応急復旧等の工事を実施する。

3 二次災害の防止対策

海岸管理者は、地震発生直後から海岸保全施設の点検及び現地調査等を綿密に行い、被災状況を把握し、必要な場合には市町等の関係機関と連絡をとり、二次災害の防止に努める。

第4 河川管理施設

1 県の対応

(1) 緊急点検

河川管理者は、地震発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、被災状況等を把握する。

(2) 二次災害の防止対策

河川管理者は、施設が被災し、浸水被害の発生や拡大により二次被害が発生するおそれが生じた箇所については、緊急に応急復旧工事の実施と、必要に応じて水防活動等の体制を講じるとともに、被災施設については、速やかに施設の災害復旧工事を実施する。

2 東北地方整備局の対応

(1) 点検及び二次災害の防止対策

被害の実態を把握し、応急対策活動を円滑に行うため、点検を実施する。地震又は津波により河川管理施設が損壊した場合は、余震、豪雨等に伴う二次災害を防止するため、被災状況を迅速かつ的確に把握し、被害を軽減するよう措置を講じる。

(2) 応急復旧

河川管理施設が、破壊、崩壊、沈下、亀裂等の被害を受けた場合は、特に浸水

や余震、豪雨による被害拡大防止に重点を置き、速やかに施設の復旧に努める。

第5 砂防・地すべり・治山関係施設

県は、地震発生後に砂防施設等の点検を実施し、破壊、損壊等の被災箇所の発見に努め、被害があった場合は早急に必要な対策を実施し、被害の拡大防止を図るとともに、二次災害の防止に努める。

第6 ダム施設

1 県の対応

(1) 臨時点検

管理者は、地震発生後直ちにダムの臨時点検を実施する。

(2) 二次災害の防止対策

管理者は、地震発生後十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況等を把握する。また、ダム施設が被災した場合においては、関係市町村や関係機関等に通知するとともに被害の発生、拡大を防止する措置と早急に災害復旧工事を実施する。

2 東北地方整備局の対応

(1) 点検及び二次災害防止のための措置等

災害発生後は直ちに臨時緊急点検を実施するとともに、これらの被災状況等を把握し、二次災害防止のために必要な措置を速やかにとる。

(2) 通知等

ダム施設の操作に当たって、危害を防止するため必要があると認められるときは、あらかじめ、必要な事項を関係市町村長及び関係警察署長に通知するとともに、住民に周知する。

第7 港湾施設

1 県の対応

港湾管理者は、地震発生後早急に港湾施設の被災状況を把握し、二次災害による危険の有無及び施設使用の可否を判断し、関係機関の協力を得て必要な措置を講じる。

港湾施設は、震災後の緊急輸送拠点として重要な施設であることから、重要度の高い港湾から早急に復旧作業を行い、緊急物資輸送及び最小限度の物流機能の確保に努める。また、離島航路は、島民の生活を維持する上で不可欠なものであるため、離島航路の運航に支障を来さないよう必要施設の早期修復に努める。

2 東北地方整備局の対応

港湾施設等の被災状況、被災施設の重要度を勘案して、災害復旧事業の促進、再

度災害の防止等の措置を講じることにより、迅速かつ適切な災害復旧に努める。

第8 漁港施設

漁港管理者(県及び市町)は、地震発生直後に漁港施設の被災状況を把握し、大きな二次災害につながる可能性のある箇所を発見するため緊急点検を実施する。

緊急点検で、二次災害のおそれのある被災箇所については危険な区域への立入禁止のためのバリケードや警告版の設置等を行う。また、被災施設の重要度等を勘案して必要に応じて応急対策工事を速やかに実施し、漁港機能の早期回復を図る。

第9 空港施設

1 東北地方整備局の対応

空港基本施設の被災状況、被災施設の重要度を勘案し、災害復旧事業の促進、二次災害の防止措置を講じ、迅速かつ適切な災害復旧に努める。

2 東京航空局仙台空港事務所の対応

航空保安施設等の被災状況、被災施設の重要度を勘案し、災害復旧事業の促進、二次災害の防止措置を講じ、迅速かつ適切な災害復旧に努める。

第10 鉄道施設

1 東日本旅客鉄道株式会社仙台支社

(1) 災害発生時又は発生が予想される時は、その状況に応じて仙台支社内及び現地に応急対策及び復旧を推進する組織を設置する。

イ 仙台支社対策本部

(イ) 本部長は仙台支社長とし、仙台支社対策本部の業務を統括する。

(ロ) 副本部長は総務部長、運輸車両部長とし、本部長を補佐し、本部長が不在の場合は、その職務を代行する。

(ハ) 班長は関係部長、本部付は関係課長又は担当者とする。

ロ 現地対策本部

(イ) 現地対策本部長は、地区駅長、地区駅長が指定又は営業所長とし、現地対策本部の業務を統括する。

(ロ) 本部付は関係箇所長とし、現地対策本部が設置されるまでは、各箇所長が情報連絡の責任者となる。

(2) 関係防災機関、地方自治体との緊急な連絡及び部内機関相互間における予報及び警報の伝達情報収集を円滑に行うため、次の通信設備及び風水害、地震に関する警報装置を整備する。

イ. JR 電話・NTT 電話の緊急連絡用電話、指令専用電話、静止画像伝送装置及び

FAXを整備する。

ロ 自動車無線、列車無線と中継基地及び携帯無線機を整備する。

ハ 風速計、雨量計、水位計及び地震計を整備する。

(3) 気象異常時の対応

イ 施設指令は、気象台、関係箇所から気象異常(降雨、強風、降雪、地震、津波等)の予報及び警報の伝達を受けた時は、すみやかに関係箇所へ伝達する。

ロ 輸送指令は、時雨量、連続雨量、風速及びSI値(カイン)が運転規制基準に達した場合は、速度規制又は運転中止を乗務員及び関係箇所長に指令する。(運転規制基準及び運転規制区間は、仙台支社運転規制等取扱いによる。)

※ SI値とは、地震によって一般的な建物にどの程度被害が生じるかを数値化したもの。

(4) 旅客及び公衆等の避難

イ 駅長等は、自駅に適した避難誘導体制を確立するとともに、避難及び救護に必要な器具を整備する。

ロ 駅長等は、災害の発生に伴い、建物の倒壊危険、火災発生及びその他二次的災害のおそれがある場合は、避難誘導体制に基づき、速やかに旅客公衆等を誘導案内するとともに、広域避難場所への避難勧告があった時及び自駅の避難場所も危険のおそれがある場合は、広域避難場所へ避難するよう案内する。

(5) 消防及び救助に関する措置

イ 地震、その他の原因により火災が発生した場合は、通報、避難誘導を行うとともに延焼拡大防止を図るため、初期消火に努める。

ロ 災害等により負傷者が発生した場合は、関係機関に連絡するとともに負傷者の救出、救護に努める。

ハ 大規模地震により、列車等において多数の死傷者が発生した場合は、速やかに対策本部を設置するとともに、防災関係機関及び地方自治体に対する応援要請を行う。

(6) 運転規制の内容

イ 地震が発生した場合の列車の運転取り扱いは次による。

(イ) 地震計に12.0カイン以上(一部6.0カイン以上)が感知された場合、列車の運転を中止し、点検を行った後、安全が確認された区間から運転中止を解除する。

(ロ) 地震計に6.0カイン以上12.0カイン未満(一部3.0カイン以上6.0カイン未満)が感知された場合、初列車を、25km/h又は35km/h以下の徐行運転

を行い施設の点検を行った後、安全を確認した区間から速度規制を解除する。

(ハ) 地震計に6.0カイン未満(一部3.0カイン未満)が感知された場合、特に運転規制は行わない。

ロ 列車の運転方法はそのつど決定するが、おおむね次により実施する。

(イ) 迂回又は折り返し運転

(ロ) 臨時列車の特発

(ハ) バス代行又は徒歩連絡

2. 阿武隈急行株式会社

地震による異常事態が発生したときは、次の措置を取る。

(1) 地震発生時の運転規制

運転指令は、地震を感知したときは、直ちに保線係長及び駅長に通報するとともに、次の各号により運転規制を指令しなければならない。

イ 震度4のとき

地震発生後、最初に運転する列車に対して、要注運転を指令する。

ロ 震度5弱のとき

運転中止の指令をする。運転指令の通報を受けた保線係長は、線路等の点検を行い、その結果を報告する。

(2) 要注運転の運転上の対応

運転士は、要注運転の指令を受けた時は、毎時25km以下の速度で注意して運転し、前方停車場に到着した時は、その区間の線路等の状況について運転指令に報告しなければならない。

運転指令は、前項の報告を受けた時は、その状況について保線係長に通告しなければならない。

(3) 地震感知時の運転上等の対応

運転士及び車掌は、列車の運転中に地震を感知した時は、直ちに列車を停止させ、その旨を運転指令に報告し、指令を受けなければならない。

保線係員、電気係員及び駅長は、地震を感知した時は、直ちにその旨を運転指令に報告しなければならない。

(4) 運転規制の解除

運転指令は、保線係長から運転規制の必要なくなった旨の通告を受けたあとでなければ運転規制の解除を指令してはならない。

3. くりはら田園鉄道株式会社

地震による異常事態が発生した時は、次の措置をとる。

(1) 地震発生時の運転規制

運転指令は、地震を感知した時は、直ちに施設課長に通報するとともに、次の各号により運転規制を指令しなければならない。

イ 震度4の時

全列車に対し、毎時35km以下の速度で注意運転の指令をすること。

ロ 震度5弱の時

全列車の運転中止の指令をする。

運転指令は施設課長に対し線路等の点検を指示し、その結果を報告させるものとする。

(2) 注意運転の運転士の対応

運転士は、注意運転の指令を受けた時は、毎時35km以下の速度で注意して運転し、前方停車場に到着した時は、その区間の線路等の状況について運転指令に報告しなければならない。

(3) 地震感知時の運転士等の対応

運転士は、列車の運転中に地震を感知して列車の運転が危険と認めた場合は、直ちに列車を停止させ、その旨を運転指令に報告し、指令を受けなければならない。

駅長及び関係係員は、強い地震を感知したときは、直ちに、その旨を運転指令に報告するものとする。

(4) 運転規制の解除

運転指令は、施設課長から運転規制の必要なくなった旨の通告を受けた後でなければ、運転規制の解除を指令してはならない。

第11 地下鉄施設

1 災害発生時の初動措置と応急対策

(1) 災害対策本部の措置

災害による被害が激甚な場合等において、旅客及び施設の安全確保と緊急輸送等を行うため、交通局総合災害対策本部を設置する。

(2) 発災時の初動態勢

イ 運行規制

運転指令区長は、40ガル以上の地震を感知した時は、全列車を停止させる。振動がなくなると認められた時は、以下の対応をとる。

(イ) 第1地震警報(40ガル以上)…注意運転

(ロ) 第2地震警報(80ガル以上)…25km/h以下の速度で注意運転

(ハ) 第3地震警報(120ガル以上)…15km/h以下の速度で最終行運転し、次駅

到着後運転停止

ロ 乗務員の対応

乗務員は強い地震を感知し、危険と認めた時、又は運転指令区長より停止の指令を受けた時は、次の取り扱いを行う。

- (イ) 駅に停車中の時は、出発を見合わせる。
- (ロ) 走行中の時は、直ちに列車を停止させる。ただし、停止した箇所が危険であると認めるときは、進路の状況を確かめた上、安全と認められるところまで移動しなければならない。
- (ハ) 運転指令区長の指令により、運転規則による運転を開始するとき、線路、電車線路等の状況について、特に注意しなければならない。

ハ 乗客の避難・救護対策

- (イ) 乗務員及び駅務員は、駅及び列車の状況を的確に把握するとともに乗客の動揺を静めるために、地震状況の放送を行う。
- (ロ) 必要に応じ、最も安全と思われる場所へ避難誘導する。
- (ハ) 負傷者等が発生した時は、救護に当たるとともに、必要に応じ関係機関に救護要請を行う。

ニ その他の措置

災害発生と同時に関係職員は、巡回点検を行うとともに、応急復旧処置を行う。

(3) 情報連絡

災害情報及び応急復旧処置の連絡並びに被害状況の収集等の通信連絡は、列車無線、指令電話、鉄道電話等を利用するとともに、必要に応じ移動無線機を使用する。

2 輸送等の確保

地震により地下鉄南北線が長時間運行不能と認めた時は、仙台市交通局高速鉄道振替輸送取扱規定に基づき、仙台市一般乗合旅客自動車により振替輸送を行う。

第12 農地、農業施設

県及び市町村は、農地、農業施設に係る二次災害を未然に防止するため、安全性の点検、応急復旧等を実施するとともに、必要に応じ管理施設・機器等の緊急整備を行う。

- 1 二次災害による被害の拡大を防ぐため、地震発生直後における十分な施設の点検・現地調査を行い、被災状況を把握する。
- 2 地震により農地・農業施設が被災した場合、被害の拡大を防止するための措置と緊急災害復旧工事を実施する。特に、災害応急対策上の拠点施設等重要な施設について

は、速やかな応急復旧を行う。

- 3 二次災害の防止のための施設等の使用規制については、関係機関と密接な連絡をとり実施する。

第13 都市公園施設

都市公園施設管理者は、地震発生直後にパトロール等により緊急点検を実施し、避難地、避難路となる公園においては、救援、避難活動が円滑に実施できるよう応急復旧を速やかに行う。

第14 廃棄物処理施設

- 1 市町村は、一般廃棄物処理施設に被害が生じた場合は、速やかに応急復旧を行うとともに、二次災害の防止に努める。
- 2 県は、市町村が行う一般廃棄物処理施設の応急復旧に関し、必要な指導・助言その他の支援を行う。

第15 被災建築物に関する応急危険度判定の実施

県は、被災建築物に係る応急危険度判定の円滑な実施のため、応急危険度判定士、市町村、関係団体との連絡体制整備に努める。

第 27 節 ライフライン施設等の応急復旧 (県総務部, 環境生活部, 土木部, 企業局, 東北経済産業局, 市町村, 水道事業者, 東日本電信電話株式会社宮城支店, 東北電力株式会社宮城支店, (社)宮城県エルピーガス協会)

第 1 目的

大規模地震災害により上下水道・電気・ガス・電話等のライフライン施設が被害を受けた場合、日常生活や経済活動の場である都市機能が著しく低下し、県民の生命、身体財産が危険にさらされることとなることから、ライフライン被害の影響は最小限に食い止めることが重要である。

このため、震災時においては、被害状況を迅速かつ的確に把握し、必要な要員及び資機材を確保するとともに、防災関係機関及びライフライン事業者は相互に緊密な連携を図りながら機動力を発揮して迅速な応急復旧活動に努めるものとする。

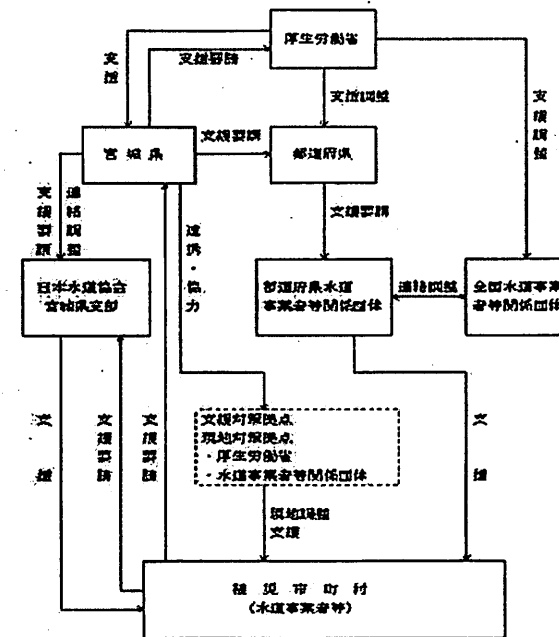
なお、必要に応じ、広域的な応援体制をとるよう努めるものとする。

第 2 水道施設

- 1 水道事業者等は、地震発生後速やかに施設等の被害状況を調査し、被害の拡大防止を図るとともに、応急復旧計画に基づき復旧活動を迅速に行う。
- 2 水道事業者等は、応急復旧計画に基づき、取水、導水、浄水施設等の基幹施設及び医療機関等の重要施設に配水する管路について優先的に復旧を行う。
- 3 県は、市町村から応急復旧活動に必要な資機材、技術者等について応援要請があった場合は、日本水道協会宮城県支部と連携を図りながら水道事業者間の応援活動の調整を行い、被災状況から判断して必要があると認める場合には、厚生労働省等に対して支援を要請する。
- 4 水道事業者等は、日本水道協会宮城県支部「災害時相互応援計画」に基づいて応援活動を行う。

なお、応急給水及び応急復旧対策は、次のフローにより行うものとする。

応急給水フローチャート



第3 下水道施設

下水道管理者は、下水道施設が被災したときは、被災箇所及び被災状況について早期把握に努め、下水の排除及び処理機能を確保するため迅速かつ的確な応急復旧に努める。

1 管渠

下水道管理者は、管渠施設の構造、機能的被害を調査の上、可搬式ポンプによる下水の排除、管内の土砂撤去、仮設管渠の布設等により下水排除機能の確保に努める。

2 ポンプ施設、終末処理場

下水道管理者は、ポンプ施設、終末処理場施設の構造、機能的被害を調査の上、下水処理機能の確保に努める。

第4 工業用水道施設

大規模地震による給水施設の被害を最小限に食い止め、漏水等による二次被害や生産活動停止による経済的損失を最小限に止めるためにも、迅速な応急復旧活動を実施することを基本として、次の対策を講じる。

(1) 迅速な応急復旧活動の実施

地震発生後速やかに施設の被害状況を調査し、漏水等の被害があれば、直ちに給水停止等の措置を講じ、被害の拡大防止を図るとともに、あらかじめ備蓄しておいた資機材を使い、応急復旧活動を迅速に行う。

(2) ユーザーへの情報提供

ユーザーに対しては、被害状況及び復旧活動の経過について正確な情報提供を行い、工業用水の供給停止等に対する理解と協力を得よう努める。

第5 電力施設

電力施設の応急復旧その他電力供給を確保するため、必要な応急措置について次の対策を講じる。

1 要員の確保

供給区域内において、震度6弱以上の地震が発生し、自動的に第二非常体制に入る場合は、社員は呼集を持つことなくあらかじめ基準に基づき所属事業所に参集する。

2 店所間応援の要請及び派遣

(1) 被害が甚大で当該店所のみでは早期復旧が困難である場合は、「一般災害復旧応援要請書」により他店所に応援を要請する。

(2) 応援を求める場合、当該支店管内の動員については、当該対策組織の長が行い、当該支店管外からの動員については、上位機関対策組織に要請する。

3 広報活動

(1) 災害の発生が予想される場合、又は災害が発生した場合は、停電による社会不安の除去のため、電力施設被害状況及び復旧状況について広報活動を行う。また、公衆感電事故、電気火災を防止するための広報活動を行う。

(2) 広報については、テレビ・ラジオ・新聞等の報道機関を通じて行うほか、広報車等により直接当該地域へ周知する。

4 復旧資材の確保

(1) 調達

対策組織の長は、予備品、貯蔵品等の在庫量を確認し、調達を必要とする資材は次のいずれかの方法により可及的速やかに確保する。

イ 現地調達

ロ 対策組織相互の流用

ハ 他電力からの融通

(2) 輸送

災害対策用の資機材の輸送は、あらかじめ要請した請負会社の車両、船艇、ヘリコプター等をはじめ、その他実施可能な運搬手段により行う。

(3) 復旧資材置場の確保

災害時において、復旧資材置場及び仮設用用地が緊急に必要になり、この確保が困難と思われる場合は、当該地方自治体の災害対策本部に依頼して、この迅速な確保を図る。

5 危険予防措置

電力需要の実態に鑑み、災害時においても原則として供給を継続するが、警察、消防機関等から要請があった場合等には、対策組織の長は送電停止等、適切な危険予防措置を講じる。

6 応急工事

(1) 応急工事の基本方針

災害に伴う応急工事については、恒久的復旧工事との関連並びに情勢の緊急度を勘案して、二次災害の防止に配慮しつつ、迅速かつ適切に実施する。

(2) 応急工事基準

災害時における具体的応急工事については、次の基準により実施する。

イ 水力・火力・原子力発電設備

共通機器、流用可能備品、貯蔵品を活用した応急復旧措置を行う。

ロ 送電設備

ヘリコプター、車両等の機動力の活用により、復旧を迅速に行う。

- ハ 変電設備
機器損壊事故に対し、系統の一部変更又は移動用変圧器等の活用により応急措置で対処する。
 - ニ 配電設備
非常災害復旧標準工作による迅速かつ確実な復旧を行う。
 - ホ 通信設備
可搬型電源、衛星通信設備(可搬型)、移動無線機等の活用により通信連絡を確保する。
- (3) 災害時における安全衛生
作業は、通常作業に比し悪条件のもとで行われるので、安全衛生については十分配慮して実施する。

第6 ガス施設

1 液化石油ガス施設

- (1) 液化石油ガス販売事業者は、大規模地震発生時には、被災した家屋等において、液化石油ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。
- イ 応急措置と応援要請
直ちに情報の収集(電話等)を開始する。被害状況を掌握後、被災した供給先に急行して必要な措置をとることによって、二次災害を食い止めるとともに、緊急時連絡体制に基づき、(社)宮城県エルピーガス協会の各支部(支部長又は事務局)及び宮城県エルピーガス保安センター協同組合各支所に連絡する。
 - ロ 緊急点検
供給全戸を訪問し、作動した各安全器の復帰を含めた、各設備(特に埋設管や地下ドビット)の緊急点検等を実施する。その際、被害の状況(配管の破損、ガス漏れ、容器の転倒、接続部のはずれの有無等)の把握に努める。結果は(社)宮城県エルピーガス協会の各支部(支部長又は事務局)及び宮城県エルピーガス保安センター協同組合各支所に連絡する。
 - ハ 応援体制
直接被災しなかった場合は、供給先の多くが被災した他の液化石油ガス販売業者についての情報を(社)宮城県エルピーガス協会の各支部(支部長又は事務局)及び宮城県エルピーガス保安センター協同組合各支所から入手し、応援に急行する。
 - ニ 情報提供
被災の概況、復旧の現状と見通し等について、(社)宮城県エルピーガス協会の各支部(支部長又は事務局)及び宮城県エルピーガス保安センター協同組合各

- 支所に適宜、情報の提供を行う。
 - (2) (社)宮城県エルピーガス協会は、各支部及び宮城県エルピーガス保安センター協同組合各支所間との必要な連絡調整を行うとともに、機能が有効に稼働するよう体制の充実強化に努める。
 - (3) 県は上記(1)、(2)の各内容に関して、適宜情報を収集し、関係機関間の調整を図ることによって、二次災害の阻止と被災状態の復旧について支援する。
 - (4) 東北経済産業局及び県は、災害の発生の防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、液化石油ガス販売事業者に対し必要な命令、禁止その他の措置をとる。
- 2 都市ガス施設
- (1) ガス事業者は、大規模地震発生時には、被災した家屋等において、都市ガス施設による災害が発生しないように、次の対策を講じる。
- イ 製造所の緊急点検と復旧対策
地震の規模に応じて、製造所の設備を緊急停止させ、緊急点検及び被災部分の応急措置を行い、二次災害の防止を図る。被災部分の復旧が済み次第、安全性を確認の上、ガスの製造を再開する。
 - ロ 各施設の緊急点検と復旧対策
直ちに資機材の完備を確認し、次いで情報の収集(電話等)を開始する。被害状況を掌握後、被災した地区に急行して必要な措置をとることによって、二次災害を食い止める。
施設や住居、道路等の被害状況や、施設の点検結果によっては、ガスの供給を地域的に遮断し、安全を確保した地区から、速やかにガスの供給を開始する。
なお、供給停止地域における復旧はおおむね以下の手順で行う。
 - (イ) 供給停止地域の閉栓
 - (ロ) 供給停止地域の復旧ブロック化(公共施設が存在するブロックを優先させる。)
 - (ハ) 復旧ブロック内の漏洩検査
 - (ニ) 本支管、供給管漏洩箇所修理
 - (ホ) 内管検査及び修理(家屋の倒壊等により供給再開が困難な場合、供給管を切断し遮断する。)
 - (ヘ) 閉栓
 - ハ 応援体制
災害の規模に応じて、「地震・洪水等非常事態における救護措置要綱」(日本ガス協会)に基づき、日本ガス協会への応援要請の措置をとる。

ニ 広報の実施

被災の概況、復旧の現状と見通し等について、関係機関に適宜、情報の提供を行う。

利用者に対しては、広報等により、ガス栓の閉止とガスの安全使用の周知徹底を行う。

- (2) 県は、上記(1)の各内容に関して適宜情報を収集し、国の指示のもと、関係機関(特に(社)宮城県エルピーガス協会)の調整を図ることによって、二次災害の阻止と被災状態の復旧(カセットコンロの確保等、液化石油ガスの提供)について支援する。
- (3) 東北経済産業局は、災害の発生防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、ガス事業者に対し必要な命令、禁止その他の措置をとる。

第7 電信・電話施設

1 通信設備が被災した場合は、速やかに復旧対策を実施する。

- (1) 応急復旧対策として移動無線機の出動、臨時回線の作成、臨時公衆電話の設置等を行う。
- (2) 重要通信の確保と被災地における情報拠点の確保においては、災害に極めて強い衛星通信の利点を活かし、衛星通信を活用する。
- (3) 広域災害においては、停電時における公衆電話の無料化を行う。

2 通信が異常にふくそうした場合は、次の措置を講じる。

- (1) 設備の状況を監視しつつトラフィックコントロールを行い、状況に応じて必要な範囲及び時間において回線規制を行うほか、102番により「非常扱い通話」、「緊急扱い通話」の申込みを受けた場合は、他のオペレータ扱い通話より優先的に接続を行い、重要通信を確保する。
- (2) 被害者の安否等関心の高い情報の伝言蓄積・取り出し可能な災害用伝言ダイヤル「171」を提供し、ふくそうの緩和を図る。
- (3) 被災地に指定する地域及び期間において、り災者が発信するり災状況の通報又は、救護を求める内容を115番により「非常扱い電報」「緊急扱い電報」として他の電報より優先的に接続を行い、重要通信を確保する。

3 被災地情報

NTTの有する通信回線等を活用して、臨時の情報ネットワークを提供し、被災地での生活等に必要な情報の流通を支援する

第 28 節 危険物施設等の安全確保(県総務部、環境生活部、保健福祉部、市町村、県警察本部、東北経済産業局、第二管区海上保安本部、県毒劇物協会)

第 1 目的

大規模地震により危険物施設等が被害を受け、危険物の流出、その他の事故が発生した場合は、施設等の被害程度を速やかに把握し、二次災害を防止するための迅速かつ適切な応急措置を講じるとともに、事業所の関係者及び周辺住民等に対する危害防止を図るために、防災関係機関は相互に協力し、総合的な被害軽減対策を実施するものとする。

第 2 危険物施設

1 陸上における応急対策

県内には、石油等の危険物貯蔵所などが多数あり、震災時においては振動、火災等により、危険物の漏洩や爆発等の事態の発生が考えられる。これらの施設については、関係法令に基づく災害予防規程等の作成を義務付けられているところであるが、県及び消防機関は、発生した場合に被害を最小限に食い止めるための応急対策体制について指導する。

なお、石油コンビナート等特別防災区域の危険物施設については、石油コンビナート等災害防止法に基づく宮城県石油コンビナート等防災計画の定めるところにより応急対策を講じる。また、石油類等危険物保管施設の応急措置については、関係事業所の管理者、危険物保安監督者及び危険物取扱者に対して、次に掲げる措置を当該危険物施設の事態に応じて講じるよう指導する。

- (1) 危険物の流出あるいは爆発等のおそれのある作業及び移送を停止するとともに、施設の応急点検と出火等の防止措置
- (2) 混触発火等による火災の防止措置と初期消火活動並びにタンク破損等による流出等による広域拡散の防止措置と応急対策
- (3) 災害状況の把握及び状況に応じた従業員、周辺地域住民に対する人命安全措置及び防災関係機関との連携活動

2 海上における応急対策

危険物の保安については、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 危険物積載船舶については、必要に応じて移動を命じ、又は航行制限若しくは禁止を行う。
- (2) 危険物荷役中の船舶については、荷役の中止等事故防止のために必要な指導を行う。
- (3) 危険物施設については、危険物流出等の事故を防止するために必要な指導を行う。

第 3 高圧ガス施設

- 1 高圧ガス製造所・販売所・貯蔵所等の事業者は、地震発生後、緊急点検等を行い、被害が生じている場合は、応急措置を行い、被害拡大の防止に努める。
- 2 県は、地震の規模・態様、付近の地形、ガスの種類、気象条件等を考慮し、消防機関、宮城県地域防災協議会防災指定事業所並びに宮城県高圧ガス保安協会等関係団体と密接な連絡を取りながら、迅速かつ適切な措置が取られるよう調整、指導、助言する。
- 3 東北経済産業局及び県は、災害の発生防止又は公共の安全の維持のため必要があると認めるときは、高圧ガスの製造業者、販売業者その他の取扱者に対し、必要な命令、禁止その他の措置をとる。

第 4 火薬類製造施設等

- 1 火薬類製造等の事業者は、大規模地震発生時には、火薬類による災害が発生しないよう次の対策を講じる。
 - (1) 火薬類製造施設においては、製造を停止し、緊急点検を行う。
 - (2) 火薬尿及び原外貯蔵所においては、貯蔵状態の異常の有無を緊急確認する。
- 2 消防関係機関は、火薬類を取り扱う事業者に対し、二次災害防止のため、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、指導助言を行う。
- 3 県は、警察、消防関係機関と密接に連携し、施設に対する迅速かつ適切な措置がとられるよう調整、助言を行う。

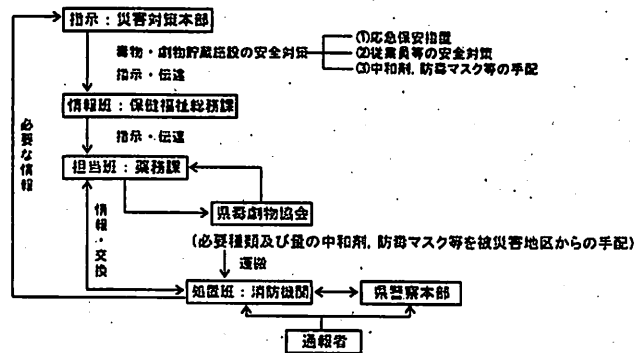
なお、警察は、火薬類等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、所掌する製造業者、販売業者等に対して、関係機関・団体の協力のもと、必要な指導助言を行う。
- 4 東北経済産業局及び消防関係機関は、災害発生防止又は公共の安全維持のため必要があると認めるときは、火薬類の製造業者、販売業者及び消費者等に対し、必要な命令、禁止その他の措置を取る。

第 5 毒物・劇物貯蔵施設

- 1 県は、毒劇物協会に対し安全対策を指示伝達する。
- 2 県は、毒物・劇物貯蔵施設から毒劇物が漏洩した場合、又は火災を処理している消防機関から必要な中和剤、防毒マスク等の要請があった場合、毒劇物協会に対し必要な資機材の供給を要請する。
- 3 県は、毒物等による事件及び爆発等の二次災害防止のため、所掌する販売業者、製造業者等に対して、関係機関・団体の協力のもと、必要な指導助言を行う。

- 4 毒劇物協会は、被災地の会員に連絡の上必要物を手配し、被災地に運搬する。
 なお、毒物・劇物貯蔵施設に係る情報の収集、伝達及び必要物等の手配に関するフローは、下図のとおりである。

情報の収集、伝達及び必要物等の手配



第6 環境モニタリング

県は、有害物質の漏洩による環境汚染を防止するため、事業者に対し、有害物質を使用し、又は貯留している施設等の点検を行うよう指示する。また、破損等がある場合には、その応急措置の実施について適正な指示を行い、その実施状況を把握するとともに、必要に応じて、下記の環境モニタリング等を実施する。

- 1 公共用水域や地下水の水質等についてのモニタリング
- 2 環境大気中の有害物質等のモニタリング

第29節 農林水産業の応急対策(県環境生活部、産業経済部、市町村)

第1 目的

大規模地震により、農業生産基礎、林道、養殖施設等への施設被害のほか、畜産飼料の不足による家畜被害や燃料、電気の途絶による施設園芸等のハウスや作物被害といった間接的な被害が予想される。このため、県、市町村、各関係機関は、相互に連携を保ちながら、被害を最小限に食い止めるため、的確な対応を行うものとする。

第2 農業

1 活動体制

農業に関する災害対策の総合的かつ一元的な体制を確立し、農業生産の安定を期すため、県は「宮城県農林水産業災害対策要綱」に定めるところにより必要に応じ、県に「農林業災害対策本部」を、各地方振興事務所に「農林業災害地方対策本部」をそれぞれ設置し、関係機関と緊密な連絡のもとに災害対策を講じる。

2 営農用資機材の確保

(1) 営農機材

県は、必要に応じて、農業機械化センター等が保有する農業機械の確保について総合調整を行うとともに、営農機材の購入のあっせんを行う。

(2) 営農用資材

イ 県は、稲・麦・大豆種子については、播種可能な期間中に直ちに対応できるよう備蓄種子の供給に関し、相対法人みやぎ原種苗センターを指導するなど、確保のための対策を講じる。

ロ 県は、肥料、農薬、野菜種子、飼料等について、必要に応じ確保、あっせんのための対策を講じる。

3 家畜伝染病の防止

(1) 県は、家畜の伝染性疾患の発生を予防し、又はまん延を防止するため必要があると認められるときは、家畜の検査、注射又は薬浴を実施する。

(2) 防止措置

家畜の所有者に対し、必要により次の防止措置を講じさせる。

イ 患者又は疑似患者の隔離、係留、移動の制限その他の措置

ロ 殺処分又は死体の焼却、埋却

ハ 汚染物品の焼却等又は畜舎等の消毒

4 死亡獣畜の処理

(1) 家畜伝染病の発生やまん延を防止するために必要と認められたとき、県は死亡獣畜の検査を行う。

(2) 死亡獣畜が伝染病でない場合、県は家畜の所有者に対して、自ら又は産業廃棄物収集運搬業者に委託して死亡獣畜取扱場及び化製場へ搬送させ、適正に処理させる。

(3) 死亡獣畜取扱場及び化製場への搬送が不可能な場合、県は家畜の所有者に対し、死亡獣畜取扱場以外の埋却の許可等を行い、適正な処理を指導する。

(4) 所有者不明等の場合の死亡獣畜の処理については市町村が行い、市町村から要請があった場合、県は、必要な指導・助言、その他の支援を行う。

5 応急技術対策

(1) 農作物

イ 水稲

(イ) 用排水路・けい畔等が損壊し、水不足が発生した場合、損壊箇所の修復を行い、用水の確保を図る。

(ロ) 軟弱地盤地帯での苗の埋没、浮き上がり、横倒し、泥水の冠水などの被害や、液状化に伴う噴砂現象による堆砂被害が発生した場合、応急対策として植植、植え直し、土砂の撤去を行う。

ロ 畑作物

(イ) ほ場の復元に努める。

(ロ) 被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努め、回復不能な場合は、代替作物等の手当を行う。

ハ 果樹

被害を受けた樹園地では樹勢の維持回復に努めるとともに、樹が傾いたり、倒れたりした場合は、根が乾かないうちに早めに起こし、土寄せして支柱で支える。

ニ 施設園芸

(イ) 保温期間中の温室、ビニールハウス等の損壊が発生した場合、被覆資材の張り替えやトンネル等を設置し保温に努める。

(ロ) 被害を受けた作物体の草勢の維持回復に努める。

(ハ) 暖房機を稼働させるための電源を確保する。

(ニ) 給水源等を確保する。

(ホ) 重油等の漏れがないか至急確認し、流出がある場合は直ちに汚染が広がらないよう対策を講ずる。

(2) 畜産

イ 倒壊のおそれのある畜舎では、速やかに家畜を退避させる。

(イ) 誘導する人間の安全確保に努めながら、家畜を退避させる。

(ロ) 退避した家畜については、当分の間簡易畜舎等を設置し収容するとともに

に、畜舎の改修等を順次進める。

ロ 倒壊サイロでは、サイレージの腐敗防止対策を行うなど、飼料の確保に努める。

ハ 近隣の河川、湖沼、井戸等から取水するなどして、給水源を確保する。

ニ 酪農では、発電機の調速などにより、搾乳機械やバルククーラーなどの電源を確保する。

ホ 家畜排せつ物処理施設の倒壊や破損により周辺への排せつ物の流出のおそれがある場合は、被害施設の修繕資材の確保並びに排せつ物の処理の委託先等の確保に努める。

ヘ 指定牛乳生産団体を主体として近隣の県に対し、牛乳の集乳、処理、輸送等を要請し、牛乳出荷先を確保する。

ト 飼料運搬車の運行路を確保する。

(3) 養蚕

イ 蚕室・上蚕室の暖房器具からの出火が予想されるので、地震後直ちに点検を行う。

ロ 蚕座の転倒や放器の落下があった場合、蚕児を圧殺又は晒の圧縮が予想されるので、現況に復帰するとともに、選別を行う。

ハ 山間部の桑園で法面の崩壊が生じた場合、修復を行う。

6 市町村の役割

(1) 農業関係団体等は、農業災害に係る応急対策を行う。

(2) 市町村は、病害虫防除、応急技術対策、家畜伝染病の防止、営農用資機材の確保等の農業災害に係る応急対策を実施する。

第3 林業

1 活動体制

林業に関する災害対策の総合的かつ一元的な体制を確立し、林業生産の安定を期すため、県は「宮城県農林水産業災害対策要綱」に定めるところにより必要に応じ、県に「農林業災害対策本部」を、各地方振興事務所に「農林業災害地方対策本部」をそれぞれ設置し、関係機関と緊密な連携のもとに、災害対策を講じる。

2 応急対策

(1) 林産物の生産者・団体等は、その生産施設に生じた被害について応急対策を行う。

(2) 県は、地域における応急対策を実施するとともに、市町村、林産物生産者・団体等の災害応急対策について指導・助言する。

第4 水産業

1 応急対策

(1) 水産物の生産者・団体等は、その生産施設等に生じた被害について応急対策を行う。

(2) 県は、地域における応急対策を実施するとともに、市町村、水産物生産者・団体等の災害応急対策について指導・助言する。

2 資機材の確保

必要に応じ補修資機材の購入あっせん等の速やかな供給体制の整備を行う。

3 応急技術対策

(1) 施設の早期修理と水産物の生産管理及び種苗の再生産に努める。

(2) 補充種苗保有量の調査と情報交換及び種苗の供給体制の整備を行う。

第30節 応急公用負担等の実施(県、市町村、県警察本部、第二管区海上保安本部)

第1 目的

大規模地震災害が発生し、又は発生が予想される場合において、応急措置を実施するため、特に必要があると認めるときは、施設、土地、家屋又は物資を管理し、使用し、収用し、もしくは応急措置の業務に従事させるなどにより、必要な措置を図るものとする。

第2 応急公用負担等の権限

1 市町村長

(1) 応急措置を実施するため緊急の必要があると認めるときは、次の措置を取ることができる。

- イ 市町村の区域内の私有の土地、建物その他の工作物を一時使用し、又は土石、竹木その他の物件を使用し、若しくは収容すること。
- ロ 災害を受けた工作物又は物件で、当該応急措置の実施の支障となるものを除去その他必要な措置。
- ハ 市町村の区域内の住民又は当該応急措置を実施すべき現場にある者を当該応急措置の業務に従事させること。

(2) 知事が行う従事命令等の権限を委任された場合は、その委任された応急公用負担等の処分を行うことができる。

2 警察官又は海上保安官

市町村長若しくはその職権の委任を受けた市町村の吏員が現場にいないとき又はこれらの者から要求があったときは、市町村長の職権を行うことができる。この場合においては、直ちにその旨を市町村長に通知しなければならない。

3 知事

(1) 県の区域に係る災害が発生した場合において、次の応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、従事命令、協力命令又は保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理、使用又は収用することができる。

- イ 被災者の救援、救助その他保護に関する事項
- ロ 災害を受けた児童及び生徒の応急教育に関する事項
- ハ 施設及び設備の応急復旧に関する事項
- ニ 消滅、防疫その他保護衛生に関する事項
- ホ 犯罪の予防、交通規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項
- ヘ 緊急輸送の確保に関する事項

ト その他災害発生を防ぎよ又は拡大防止のための措置に関する事項

(2) 災害の発生により、市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、(1)に定める市町村長の応急公用負担等を代わって実施することができる。

4 指定地方行政機関の長

応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、防災業務計画の定めるところにより、応急措置の実施に必要な物資の生産、集荷、販売、配給、保管若しくは輸送業者等に対しその取り扱う物資の保管を命じ、又は必要な物資を収容することができる。

第3 立入検査等

- 1 知事は、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、又は収用するため必要があると認めるときは、その職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所又は物資を保管させる場所に立入り検査させることができる。
- 2 県の職員が、1により立ち入る場合は、その職員は、あらかじめその旨をその場所の管理者に通知しなければならない。
- 3 県の職員が、1により立ち入る場合は、その身分を示す証票を携帯し、かつ関係人の請求があるときは、これを提示しなければならない。
- 4 知事は、必要と認めるときは、保管命令により物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

第4 公用令書の交付

- 1 従事命令、協力命令、保管命令により、施設、土地、家屋又は物資の必要な処分をする場合はその所有者、占有者又は管理者に対し、公用令書を交付して行わなければならない。
- 2 公用令書には、次の事項を記載しなければならない。
 - (1) 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所(法人にあっては、その名称及び主たる事務所の所在地)
 - (2) 当該処分の根拠となった法律の規定
 - イ 従事命令にあっては従事すべき業務、場所及び期間
 - ロ 保管命令にあっては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間
 - ハ 施設等の管理、使用又は収用にあっては、管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日
- 3 知事は、公用令書を交付した後、当該公用令書にかかる処分を変更し、又は取消したときは、速やかに公用変更又は公用取消令書を交付しなければならない。

3-30 応急公用負担等の実施

- 4 公用令書、公用変更令書及び公用取消令書の様式は、災害対策基本法施行規則及び宮城県災害救助法施行細則に定めるとおりとする。

第5 損失補償及び損害補償等

- 1 知事は、従事命令により応急措置の業務に従事した者に対し、別に定めるところによりその実費を弁償する。
- 2 知事は、応急公用負担等の処分を行ったときは、その処分により通常生ずべき損失を補償する。
- 3 知事は、従事命令により応急措置の業務に従事した者がそのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は廃疾となったときは、別に定めるところにより、その者又はその者の遺族もしくは被扶養者がこれらの原因によって受ける損害を補償する。

第4章 災害復旧・復興対策

第1節 災害復旧・復興計画(県、市町村)

第1 目的

この計画は、震災発生後の一刻も早い被災者の生活安定及び社会基盤の再構築を図るとともに、長期的な視点から震災に強い県土を構築していくことを目的とする。

第2 災害復旧・復興の基本方向の決定

県及び市町村は、被災地の再建を行うため、被害状況及び地域特性並びに応急復旧後の状況等を考慮し、必要に応じ国等関係機関と協議を行い、現状復旧を目指すか、あるいは、地震に強い県土づくり等の中長期的、計画的復興を目指すかについて早急に検討し基本方向を定める。

第3 災害復旧計画

1 基本方針

県及び市町村は、被災者の生活再建は基より、被災施設等の復旧においては、現状復旧にとどまらず、地震に強い県土づくりを視野に入れ、必要に応じて改良復旧を行うものとする。これらの災害復旧を効率的かつ効果的に実施するため、必要に応じ災害復旧計画を速やかに策定し実施する。

2 事業計画の策定

県及び市町村は、災害応急対策を講じた後に、被害の程度を十分に調査し、それぞれが所管する公共施設に関する復旧計画を速やかに策定する。その計画は概ね次の計画とする。

なお、計画の策定に当たっては、関係機関は連携を図りながら被災原因、被災状況等を的確に把握し、基本方針との整合を図りながら策定するものとする。

(1) 公共土木施設災害復旧事業計画

(公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法)

- | | |
|--------------|-------|
| イ 河川 | ト 道路 |
| ロ 海岸 | チ 港湾 |
| ハ 防波設備 | リ 漁港 |
| ニ 林地崩壊防止施設 | ヌ 下水道 |
| ホ 地すべり防止施設 | ル 公園 |
| ヘ 急傾斜地崩壊防止施設 | |

(2) 農林水産施設災害復旧事業計画

(農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律)

(3) 都市災害復旧事業計画

(都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針及び都市災害復旧事業費事務取扱方針)

(4) 水道施設並びに清掃施設等災害復旧事業計画

(水道法、清掃法)

(5) 社会福祉施設災害復旧事業計画

(生活保護法、児童福祉法、身体障害者福祉法、知的障害者福祉法、老人福祉法、売春防止法)

(6) 公立学校施設災害復旧事業計画

(公立学校施設災害復旧費国庫負担法)

(7) 公営住宅災害復旧事業計画

(公営住宅法)

(8) 公立医療施設災害復旧事業計画

(医療法、伝染病予防法)

(9) その他災害復旧事業計画

3 事業の実施

県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、復旧を迅速に進めるため、必要な職員の配備及び職員の応援並びに派遣等について、必要な措置を講じる。

4 災害復旧事業に伴う財政援助

法律に基づき一部負担又は補助するもの

(1) 公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法

(2) 公立学校施設災害復旧費国庫負担法

(3) 公営住宅法

(4) 土地区画整理法

(5) 伝染病予防法

(6) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(7) 予防接種法

(8) 都市災害復旧は、都市災害復旧事業国庫補助に関する基本方針に基づき、予算の範囲内で事業費の2分の1を国庫補助する。

(9) 農林水産施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律

(10) 県が管理している国立公園施設に関する災害復旧助成措置

(11) その他

第4 災害復興計画

災害復興は、被害を受けた施設の従来の機能回復は基より、各地域における災害の教訓や地域的特色を活かし、地震に強い県上づくり等の将来的なビジョンを明確にし、復興を図るものとする。

災害復興事業を効率的かつ効果的に実施するため、県及び市町村は被災後、必要に応じ速やかに災害復興に関する基本方針及び復興計画を作成し、計画的な復興事業を推進する。

1 復興計画の基本方針

市町村は、震災復興の必要性が認められた場合は、復興方針を策定する。

県は、複数の市町村において震災復興の必要性が認められた場合は、県としての復興方針を策定する。

2 復興計画の策定

市町村は、震災復興方針に基づき、具体的な震災復興計画を策定する。

県は、複数の市町村で震災復興の必要性が認められ、復興方針を策定したときは、県としての具体的な復興計画の策定を行う。

策定に当たっては、被災前の地域の課題等を把握し、被災を契機に都市構造や地域産業をより良いものに改変するよう関係機関等と調整を図り事業を推進するものとする。また、住民に対して、事業に係る説明責任を果たすよう努めるものとする。

3 復興事業の実施

復興事業を早期に実施するため、県、市町村、指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、必要な職員の配備及び職員の出発並びに派遣等について必要な措置を講じる。

第2節 生活再建支援(県総務部、保健福祉部、産業経済部、土木部、教育庁、市町村、日本郵政公社東北支社、日本銀行仙台支店、県社会福祉協議会)

第1 目的

県、市町村及び防災関係機関は、被災者の自立的生活再建を支援するため、積極的な措置を講じるものとする。

第2 被災者生活再建支援制度

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、被災者生活再建支援金を支給することにより、自立した生活の開始を支援するものであり、災害が発生した場合は、積極的に活用を図るものとする。

その主な内容は次のとおり。

(1) 適用災害：暴風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波、噴火その他異常な自然現象により、次のいずれかに該当する被害が発生した災害。

なお、適用災害とする場合は、県からその旨公示する。

イ 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害

ロ 10以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した市区町村の区域に係る自然災害

ハ 100以上の世帯の住宅が全壊する被害が発生した都道府県の区域に係る自然災害

(2) 対象世帯

イ 住宅が全壊した世帯

ロ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体し、又は解体された世帯

ハ 災害が継続し、危険な状況が継続する等の事由により居住不能な状態が継続することが見込まれる世帯

(3) 支給条件

イ 支給金額

下記に示す限度額の範囲内で、(イ)、(ロ)の経費に対して支給される。

	合計	通常経費	特別経費
複数(2人以上)世帯	100万円	70万円	30万円
単数(1人)世帯	75万円	55万円	20万円

(イ) 通常経費

A 生活に通常必要な物品の購入費又は修理費

B 住居の移転費

(ロ) 特別経費

A 被災世帯の居住地域又は被災世帯に属する者の特別な事由により生活に必要な物品の購入費又は修繕費

B 住居移転のための交通費

C 住宅を賃借する場合の礼金

D 自然災害により負傷し、又は疾病にかかった者の医療費

ロ 支給にかかるその他の要件

年収等の要件	支給限度額	
	複数世帯	単数世帯
(年収) ≤ 500万円	100万円	75万円
500万円 < (年収) ≤ 700万円 かつ、世帯主が45歳以上又は要援護世帯	50万円	37.5万円
700万円 < (年収) ≤ 800万円 かつ、世帯主が60歳以上又は要援護世帯		

要援護世帯：心神喪失・重度知的障害、1級の精神障害者、1、2級身体障害者などを構成に含む世帯

第3 居住安定支援制度

自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金に国の資金を上乗せして、居住安定支援金を支給することにより、被災者の居住の安定の確保による自立した生活の再建を支援するものであり、災害が発生した場合は、積極的に活用を図るものとする。

その主な内容は次のとおり。

(1) 適用災害：被災者生活再建支援制度に同じ

(2) 対象世帯

イ 住宅が全壊し、住宅再建又は新築等をする世帯

ロ 住宅が半壊し、倒壊防止等のやむを得ない事由により住宅を解体し、又は解体された世帯で、住宅再建又は新築等をする世帯

ハ 住宅が半壊した世帯のうち、損壊等の程度が大規模である世帯で、住宅の補修をする世帯

ニ 住宅が全壊又は半壊し損壊等の程度が大規模である世帯で、賃貸住宅(公営住宅を除く)に入居する世帯

(3) 支給条件

イ 支給金額

下記に示す限度額の範囲内で、(イ)から(ニ)の経費に対して支給される。

	住宅が全壊(又は半壊し解体)した世帯が住宅再建又は新築等する場合	住宅が半壊した世帯のうち損壊の程度が大規模である世帯が住宅を補修する場合	住宅が全壊又は半壊し損壊の程度が大規模である世帯が賃貸住宅に入居する場合
複数(2人以上)世帯	200万円	100万円	50万円
単数(1人)世帯	150万円	75万円	37.5万円

※1 他の都道府県へ移転する場合は、対応する限度額の1/2とする。

※2 大規模半壊世帯又は従前賃貸住宅入居世帯が自宅を新築等する場合は100万円とする。

(イ) 居住する住宅の建て替え及び補修に係る解体及び整地に要する経費(実際に要する費用の70%を超えない範囲)

(ロ) 居住する住宅の建て替え及び補修に係る借入金関係経費で、ローン利子(借入利率のうち、1%を超え3.5%以下の部分の利率に相当する利子)及びローン保証料

(ハ) 住宅を賃貸する場合における当該住宅の家賃等(月額2万円を超える部分で、発災後2年以内に限る)

(ニ) 住宅の建て替え及び補修に係る以下の諸経費

- A 建築確認及び完了検査等申請料
- B 表土登記、所有権保存登記、抵当権設定登記に係る費用
- C 仲介手数料
- D 水道加入分相金

ロ 支給にかかるその他の要件

世帯の年収が500万円を超える場合にあっては、上記支給限度額の1/2とする。

また、原則として発災後3年以内(家賃等のみ2年以内)に支出される経費を対象とする。

第4 地震保険の活用

地震保険は、地震等による被災者の生活安定に寄与することを目的とした公的保険制度であり、被災者の住宅再建にとって有効な手段の一つであることから、県、市町村等は、その制度の普及促進にも努めるものとする。

第5 資金の貸付け

1 災害援護資金^{※1}

市町村は、災害救助法が適用された災害により家屋の全壊や半壊等の被害を受けた世帯に対し、その生活の立て直しに資するため災害援護資金の貸付けを行う。市町村は、貸付制度について広く周知するとともに、これらの事務を適切かつ速やかに実施する。県は、市町村による貸し付けに関する事務が、適切かつ速やかに実施されるよう、市町村に対し指導助言を行う。

2 母子及び寡婦福祉資金^{※2}

県は、被災市町村との緊密な連携のもとに、母子及び寡婦福祉資金の貸付制度について広く周知し、貸し付けを行う。

3 生活福祉資金^{※3}

県社会福祉協議会は、被災者に対する生活福祉資金の災害援護資金を予算の範囲内で貸し付ける。貸付対象世帯は、災害により住宅や家財道具に被害があったときや、生計の手伝いである工場、作業所、倉庫などに被害を受けた世帯で次の条件に適合する世帯であること。

- (1) 低所得世帯であること。
- (2) 世帯更正資金の借受けにより独立、自活できる世帯であること。
- (3) 他から資金を借入れすることができない世帯であること。

4 一般住宅復興資金の確保

県は、住宅金融公庫及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。また、必要に応じ被害市町村と協同して融資に対する利子補給等の処置を講じる。

第6 生活保護^{※4}

県及び市の各福祉事務所は、生活保護法による被生活保護世帯が災害に遭い、災害救助法の適用を受けない場合においては、生活保護法に基づく基準の範囲内で被服費・家具什器費・教育費・住宅維持費等を支給する。

第7 その他救済制度^{※5}

市町村は、自然災害により死亡した者の遺族に対し、災害弔慰金を支給するとともに、精神又は身体に重度の障害を受けた者に対し、災害障害見舞金を支給する(弔慰金、

※1 災害援護資金の貸付け(資料4-2-1)

※2 母子及び寡婦福祉資金貸付金一覧表(資料4-2-2)

※3 生活福祉資金貸付限度額一覧表(資料4-2-3)

※4 最低生活費の体系(資料4-2-4)

※5 災害弔慰金及び災害障害見舞金の支給(資料4-2-5)

見舞金とも災害等の制度による給付金が支給されない場合に限る。

県は、市町村による支給に関する事務が適切かつ速やかに実施されるよう、市町村に対し、指導助言を行う。

第8 リ災証明の発行

市町村は、発災後早期にリ災証明の交付体制を確立し、被災者から申請がある場合、速やかにリ災証明を交付する。

第9 税負担等の軽減

県及び市町村は、必要に応じ、地方税の期限延長、徴収猶予及び減免を行い、被災者の負担軽減を図る。また、市町村は必要に応じ、国保制度における医療費負担及び保険料の減免等を行う。

1 国民健康保険税(料)の減免

被災市町村は、国民健康保険の被保険者について、災害により受けた被害の程度により、国民健康保険税(料)の納期未到来分の一部又は全部を免除する。

県は、市町村による減免の事務が適切かつ速やかに実施されるよう、市町村に対し指導助言を行う。

2 国民健康保険税(料)の減免の基準

(1) 災害により障害者となったとき9/10を減免

(2) 住宅又は家財が損害を被ったとき

被災した被保険者世帯が所有する住宅又は家財について、災害により受けた損害の金額が、その住宅又は家財の価格の30%以上であるもので、前年中の合計所得が1,000万円以下のものに対し、次の表に定める区分により減免を行う。

国民健康保険税(料)の減免割合

合計所得額	住宅又は家財の損害	
	3/10以上5/10未満	5/10以上
①500万円以下	1/2	10/10
②500万円超	1/4	1/2
③750万円超	1/8	1/4

3 国民健康保険税(料)の一部負担金の減免

被災市町村は、国民健康保険の被保険者について、国民健康保険税(料)の減免と同様に災害により受けた被害の程度により、一部負担金を減免する。

一部負担金の減免基準は、各市町村保険者が基準を定め減免を行う。

県は市町村による一部負担金の減免の事務が適切かつ速やかに実施されるよう、市町村に対し指導・助言を行う。

4 授業料の減免等

(1) 県は、県立学校在学者で災害による被害を受け、生活に困窮をきたした生徒に対し、授業料の減免の措置を講じる。

(2) 県は、私立高等学校の設置者が、被災した生徒の授業料を減免した場合、当該設置者の申請に基づき必要な助成を行う。

第10 応急金融対策

1 通貨の供給の確保

(1) 通貨の確保

被災地における金融機関の現金保有状況の把握に努め、必要に応じ被災地所在の金融機関に臨時に銀行券を寄託するほか、金融機関の所要現金の確保について必要な指導・援助を行う。なお、被災地における損傷日本銀行券及び貨幣の引換えについては、日本銀行の職員を派遣する等必要な措置を講じる。

(2) 輸送、通信手段の確保

被災地に対する現金供給のため、緊急に現金を輸送し、又は通信を行う必要があるときは、関係行政機関等と密接に連絡をとった上、輸送、通信の確保を図る。

(3) 金融機関の業務運営の確保

関係行政機関と協議の上、被災金融機関が早急に営業を開始できるよう、あつせん、指導等を行う。また、必要に応じて、金融機関の営業時間の延長及び休日臨時営業の措置をとるよう指導する。

2 非常金融措置

(1) 非常金融措置の実施

被災者の便宜を図るため、関係行政機関と協議の上、金融機関に対し次のような非常措置をとるようあつせん、指導を行う。

イ 貯金通帳等を紛失した預貯金者に対し、預貯金の便宜払戻しの取扱を行うこと。

ロ 被災者に対し、定期預金、定期積金等の中途解約又は預貯金を担保とする貸出等の特別取扱いを行うこと。

ハ 被災地の手形交換所において、被害関係手形につき、显示期間経過後の交換

4-2 生活再建支援

神山を認めるほか、不渡処分の猶予等の特別措置をとること。

二 損傷日本銀行券及び貨幣の引き換えについて、実情に応じ必要な措置をとること。

(2) 金融機関に関する広報

金融機関の営業開始、休日臨時営業、預貯金の便宜払い戻し措置及び損傷日本銀行券・貨幣の引き替え措置等について、金融機関と協力して速やかにその周知徹底を図る。

3 為替貯金業務及び簡易保険業務の非常取扱い

災害時において、被災者の緊急な資金需要その他の被災状況を考慮して、日本郵政公社東北支社長は、被災地の郵便局において、郵便貯金、郵便為替、郵便振替及び年金恩給等の為替貯金業務についての一定の金額の範囲内における非常払戻し及び非常貸付け、国債等の非常買取り等の非常取扱い並びに簡易保険業務についての保険金(倍額保険金を含む。)及び保険貸付金の非常即時払、保険料の特別払込猶予等の非常取扱いを実施する。

第11 雇用対策

公共職業安定所の長は被災者の雇用の維持を図るとともに、被災求職者の雇用を促進するため、以下の措置を講じる。

- 1 離職者の発生状況、求人・求職の動向等の情報収集
- 2 被災者のための特別相談窓口等の設置
- 3 雇用保険失業給付の特例支給
- 4 雇用調整助成金の特例適用の要請
- 5 被災事業主に対する労働保険料の特例措置

第3節 住宅復旧支援(県土木部)

第1 目的

県、市町村、関係機関は、被災者の生活再建を支援するため、生活基盤である住宅について、被災者による自力再建を基本とした住宅再建支援を行うとともに、必要に応じて公的住宅の供給を行う。

第2 一般住宅復興資金の確保

県は、住宅金融公庫及び地元の金融機関等の協力を求め、生活の本拠である住宅の被害を復旧するための資金の確保を支援するための相談窓口等を設置する。また、必要に応じて被害市町村と協調して住宅再建のための支援の処置を講じる。

第3 住宅の建設等

県及び市町村は、必要に応じ、災害により住宅を滅失した被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の建設等又は公営住宅の空き家の活用を図る。

(1) 災害公営住宅の建設等

県及び市町村は、自己の資力では住宅の再建が困難な者に対する居住の安定を図るため、住宅被害の状況、被災者の要望等に応じ、公営住宅法に基づく災害公営住宅を建設若しくは買取又は被災者へ転賃するために借上げる。

知事は、災害公営住宅の建設等を行う市町村に対し、適切に指導・支援を実施するとともに、当該市町村において対応が困難な場合には、知事が建設等を行うものとする。

(2) 公営住宅の空き家の活用

公営住宅の入居者資格を有する被災者(災害が大規模な場合等において、被災市街地復興特別措置法第21条の規定に該当する者については、同条に規定する公営住宅の入居者資格の特例を適用する。)に対しては、既存公営住宅等の空き家を活用し、優先的に入居できる措置等を講じる。

第4節 産業復興支援(県産業経済部, 市町村)

第1 目的

被災した中小企業者及び農林漁業者等施設の災害復旧と経営の維持安定を図るため、各種資金の融資が円滑に行われるように、必要な措置を講じるものとする。

第2 中小企業金融対策^{*1}

県は、被災した中小企業者等に対し、経営安定資金等の利用について周知を図るとともに、被害が甚大な場合には、県信用保証協会、金融機関等と協議の上、緊急災害融資制度を創設し、災害復興資金のより円滑な融通を図る。

第3 農林漁業金融対策^{*2}

県は、県農業協同組合中央会、県信用漁業協同組合連合会等関係機関に協力を求め、必要に応じ、既借入制度資金の条件緩和措置等の支援措置を講じるとともに、被害が甚大な場合は、天災資金、農林漁業金融公庫資金、県単独資金等の農林水産業者の災害復興資金を確保し、円滑な融資を図る。

*1 中小企業への融資制度(資料4-4-1)

*2 農林水産業の災害復旧に係る制度資金一覧表(資料4-4-2)

第5節 都市基盤の復興対策(県企画部、土木部)

第1 目的

住民生活や産業活動の早期回復を図るため、被災した道路、鉄道、港湾等の主要交通施設及びライフライン、県上保全施設を緊急に復旧し、今まで以上に災害に強い地域に再生するために都市基盤復興計画を必要に応じて策定することとする。

第2 想定される計画内容例

- 1 主要交通施設の整備
道路、鉄道、港湾等の主要交通施設の早期復旧と耐震化・ネットワーク化による機能強化等
- 2 被災市街地の整備
面的整備事業等による被災市街地の復興と災害に強いまちづくりの早期実現
- 3 ライフラインの整備
上下水道の早期復旧と耐震性強化や情報通信システムの信頼性・安全性の向上
- 4 防災基盤の整備
河川、海岸、砂防施設等県上保全施設の早期復旧と耐震性の強化、及び防災拠点・防災帯の整備による防災空間確保等

4-6 義援金の受入れ、配分

第6節 義援金の受入れ、配分(県保健福祉部、市町村、日本郵政公社東北支社、日本赤十字社宮城県支部等)

第1 目的

大規模地震災害時には、国内、国外から多くの義援金が送られてくることが予想されるため、これらの受入体制を確立し、迅速かつ適切に被災者へ配分するものとする。

第2 受入れ

1 窓口の決定

県、日本赤十字社宮城県支部等は、義援金の受入窓口を決定し、報道機関等を通じて広く周知を図る。

2 被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の料金免除

日本赤十字社宮城県支部に対する被災者の救援を目的とする寄付金の送金のための郵便振替の通常払込み及び通常振替の料金免除を実施する。

3 受人及び管理

県、日本赤十字社宮城県支部等は、贈られた義援金を受納し、配分が決定するまで保管する。

第3 配分

1 配分委員会

県は、日本赤十字社宮城県支部等と協議の上、義援金の受入団体及び関係機関の代表者からなる「宮城県災害義援金募集配分委員会」を設け、義援金の配分について協議、決定する。

2 配分

義援金配分委員会は、義援金総額、被災状況等を考慮した配分基準を定め、適切かつ速やかな配分を行う。義援金の被災者に対する交付は、原則として市町村が行う。

第7節 激甚災害の指定(県、市町村)

第1 目的

県内において、災害により甚大な被害が生じた場合「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」(以下「激甚法」という。)に基づく激甚災害の指定を受けるため、災害の状況を速やかに調査し、早期に激甚災害の指定を受けられるように努力するとともに、公共施設等の災害復旧事業が迅速かつ円滑に行われるよう措置を講じるものとする。

第2 激甚災害の調査

1 県

県は、市町村の被害状況を検討の上激甚災害及び局地激甚災害の指定を受ける必要があると思われる場合、激甚法に定める調査の必要な事項について速やかに調査し、早期に指定を受けられるよう措置する。

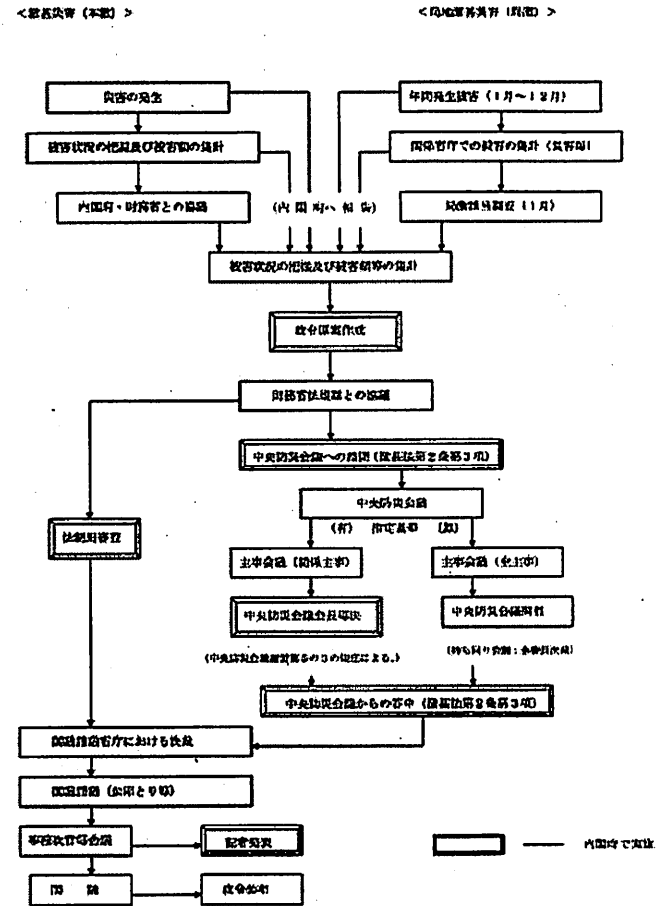
2 市町村

市町村は、激甚災害指定基準及び局地激甚災害指定基準を考慮して、災害状況等を調査して県に報告する。また、県が行う激甚災害又は局地激甚災害に関する調査について協力するものとする。

第3 激甚災害指定の手続き

地震による被害が甚大で、激甚災害の指定に該当する場合には、県は国の機関と連絡をとり、速やかに指定の手続きをとる。

激甚災害指定手続き



(注) 局地激甚災害の指定については、1月から12月までに発生した災害を一括して翌年の1~2月頃に手続きを行う。

第4 特別財政援助の交付(申請)手続き

激甚災害の指定を受けたときは、市町村は速やかに関係調査を作成し、県に提出しなければならない。県は、これを受け事業の種類毎に激甚法及び算定の基礎となる法令に基づき負担金、補助金等を受けるための手続きを行う。

第5 激甚災害指定基準

1 激甚災害指定基礎

(木激甚災害)

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

(1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第2章:第3条、第4条)

※ 公共土木施設、公立学校施設、公営住宅、社会福祉施設等の災害復旧事業、埋積土砂排除事業等

(2) 農林水産業に関する特別の助成

- ① 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別事業(法第5条)
- ② 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(法第6条)
- ③ 天災による被害農林漁業者等に対する資金の融通に関する暫定措置の特例(法第8条)
- ④ 土地改良区の行う洪水排水事業に対する補助(法第10条)
- ⑤ 共同利用小型漁船の建造費の補助(法第11条)
- ⑥ 森林災害復旧事業に対する補助(法第11条の2)

(3) 中小企業に関する特別の助成

- ⑦ 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例(法第12条)
- ⑧ 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間の特例(法第3条)
- ⑨ 中小企業者に対する資金の融通に関する特例(法第15条)

(4) その他の特別の財政援助及び助成

- ⑩ 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助(法第16条)
- ⑪ 私立学校施設災害復旧事業に対する補助(法第17条)
- ⑫ 罹災者公営住宅建設等事業に対する補助の特例(法第22条)
- ⑬ 小災害債に係る元利償還金の基礎財政需要額への算入等(法第24条)

2 激甚災害指定基準^{*)}

(局地激甚災害)

激甚災害によって生じた災害の種類により下記の措置を適用する。

*) 激甚災害指定基準(資料4-7-1)

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助(法第2章:第3条、第4条)
- (2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置(法第5条)
- (3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例(法第6条)
- (4) 森林災害復旧事業に対する補助(法第11条の2)
- (5) 中小企業に関する特別の助成(法第12条、第13条、第15条)
- (6) 小災害債に係る元利償還金の基礎財政需要額への算入等(法第24条)

第5章 津波対策

第1節 津波被害の現状

第1 地理的特性と過去の津波被害

宮城県は、三陸沿岸の南端に位置し、牡鹿半島を境に、北は典型的なリアス式海岸で、山地が海岸線付近までせまり、水深が深く奥深い大小の湾が続き、その海岸線は複雑になっている。また、南の仙台湾では、陸棚が沖まで発達し浅い海底が続いている。

さらに、世界で最も地震活動が盛んな環太平洋地震帯に含まれているといった地形・地理的特性がある。

過去に三陸地震津波（明治29年、昭和8年）や昭和35年発生の子リ地震津波など幾度もの津波による災害を経験し、明治以降、宮城県内で死者100名以上の被害を出した津波被害は2回を数える。

特にリアス式海岸の気仙沼市、女川町、志津川町での被害が大きかった。

宮城県における津波災害（明治以降）は、次のとおりである。

宮城県における主な津波被害（明治以降）

名称 (別称)	区分	死者 (人)	住家 被害 (戸)	家畜 被害 (頭)	全壊 (棟)	半壊 (棟)	壊滅 (棟)	床上 浸水 (戸)	床上 浸水 (戸)	船舶 被害 (隻)	その他 被害 (千円)	被害総額 (千円)	発生期日	震源	マグニ チュー ド	最大 水深 (m)
明治三陸地震津波 (大津波)		2,452		1,241		945							1896年 明治29年8月15日	五陸沖	7.0	
吾妻地震津波 (地震・大津波)		309		145		528		1,520	948				1932年 昭和7年3月2日	五陸沖	8.3	11.5
十勝沖地震 (津波)										42			1952年 昭和27年3月4日	十勝沖	8.1	10.0
(地震・津波)													1954年 昭和29年11月7日	気仙沼沖		
子リ地震津波 (大津波)		41	12	625	1,206	899	307	8,084	8,097	779	有	11,618,000	1962年 昭和35年5月24日	子リ沖	8.5	11.0 8.85
(津波)												99,857	1963年 昭和38年10月13日	気仙沼沖	8.1	
(津波)												97,237	1964年 昭和39年3月23日	アラスカ海 域	8.5	
十勝沖地震 (地震・津波)		1	1					113	54		有	1,532,053	1968年 昭和43年5月16日	青森県東 方沖	7.9	
(津波)												525,038	1974年 平成6年10月4～5日	北海道東 方沖	8.1	8.3 8.43
(地震・津波)				2									1980年 平成2年2月17日	牡鹿半島 沖		
2003年十勝沖地震 (津波)									4		有	95,426	2003年 平成15年9月26日	釧路沖	8.0	8.1 8.3

第2 津波対策の方向性

宮城県は海域での地震発生が多くその影響を受けやすい地理的特性と津波が発生した場合に被害が大きくなる地形的特徴があるため、防潮堤や防波堤の建設、避難場所、防災行政無線や潮位観測機器の整備など、ハード面の津波対策を推進するほか、津波予報等の情報収集・伝達の手順、避難勧告や避難指示の発令、津波防災意識の啓発、避難訓練の実施等を定めた津波避難計画の策定によるソフト面の津波対策を充実し、総合的な対策を講じる。

第2節 津波浸水域予測

第1 津波浸水域予測調査結果の概要

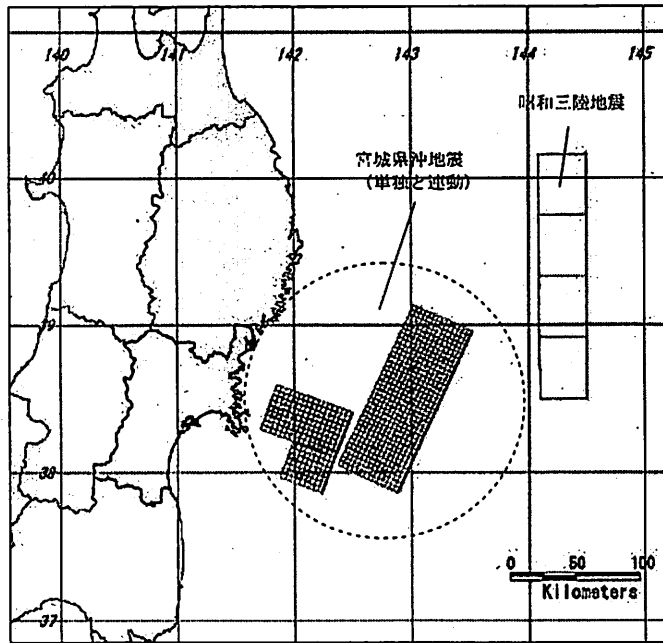
宮城県では、過去の津波被害にかんがみ有効な津波対策を講じるため、昭和59年度～61年度に津波被害想定調査を行った。この調査から18年が経過した現在、調査に用いる各種データの精度の向上や予測手法に改良が加えられてきていることから、第三次宮城県地震被害想定調査において新たに津波浸水域予測図を作成した。

1 津波想定のための想定地震

地震被害想定調査で用いられた宮城県沖地震の単独及び連動に加え、1933年の昭和三陸地震を想定した。

2 津波浸水域予測の対象範囲及び想定項目

宮城県沿岸全域を対象とし「浸水域予測図」、「最大津波高」及び「時間ごとの津波高」等を予測した。



想定地震の位置図(宮城県沖地震(単独)、宮城県沖地震(連動)、昭和三陸地震)

3 調査結果

以下に、宮城県沖地震の連動での調査結果について概要を述べる。

なお、これは想定であり、実際には早く到達することやより高い津波高となることなどもある。

(1) 津波の高さ

県北部の唐桑町から女川町にかけて、津波高が5mを超え、木吉町では10m強の高さとなった。一方、石巻市から南部では津波高が4m以下であった。

(2) 浸水面積

津波の遡上によって浸水する地域が県内全域で見られる。気仙沼市では5km²を超えている。鳴瀬町、河北町においては4km²前後となっている。

(3) 20cmの津波の到達時間

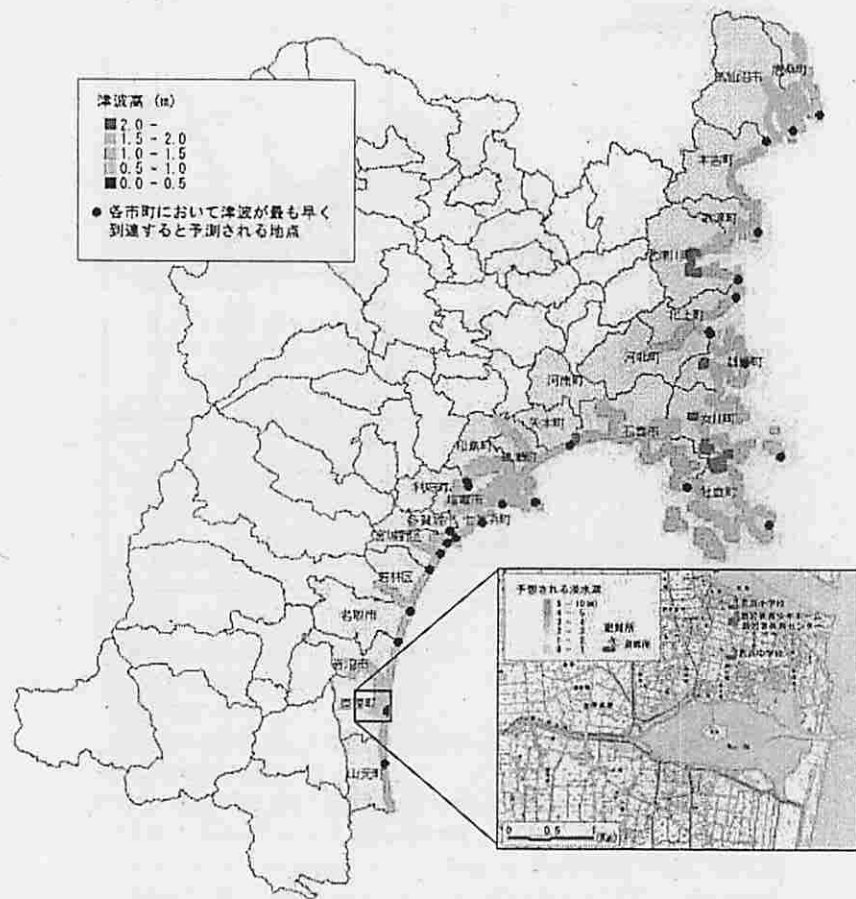
女川町よりの北部の地域では、10分～20分の間に到達している。矢本町から南部の地域では、40分～60分となっている。

(4) 最高水位の出現時間

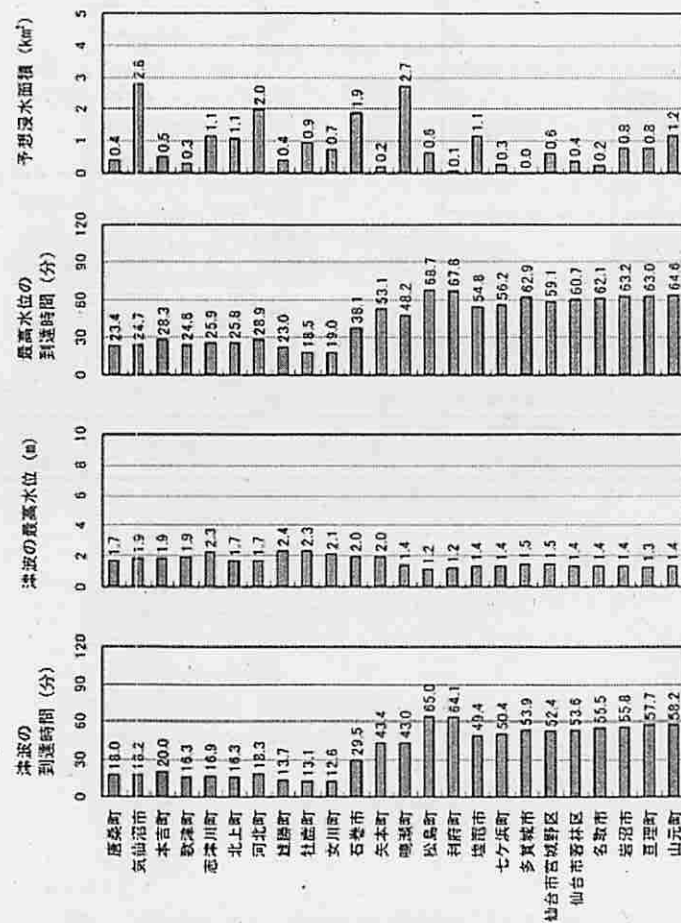
女川町より北部の地域では、30分前後で出現している。石巻市より南部の地域では、60分強となっている。

3つの想定地震に係る調査結果の概要

想定地震	津波の高さ	浸水面積	20cmの津波の到達時間	最高水位の出現時間
宮城県沖地震(単独)	矢本町以北: 2m前後 鳴瀬町以南: 1m超	気仙沼市、鳴瀬町: 3km ² 弱 河北町、石巻市: 2km ² 弱	女川町以北: 10分～20分 矢本町以南: 40分～60分	女川町以北: 30分以内 石巻市以南: 60分前後
宮城県沖地震(連動)	女川町以北: 5m超 本吉町: 10m強 石巻市以南: 4m以下	気仙沼市: 5km ² 超 鳴瀬町、河北町: 4km ² 前後	女川町以北: 10分～20分 矢本町以南: 40分～60分	女川町以北: 30分前後 石巻市以南: 60分強
昭和三陸地震	唐桑町、歌津町、北上町、雄勝町: 10m超 女川町以北: 4～8m 石巻市以南: 2～4m	気仙沼市、亶理町、山元町: 4km ² 超 河北町、石巻市、鳴瀬町、岩沼市: 3km ² 前後	女川町以北: 30分強 矢本町以南: 60分強	女川町以北: 40分前後 石巻市以南: 60分強



津波想定 (宮城県沖地震 (単独) 一構造物あり, 満潮位)



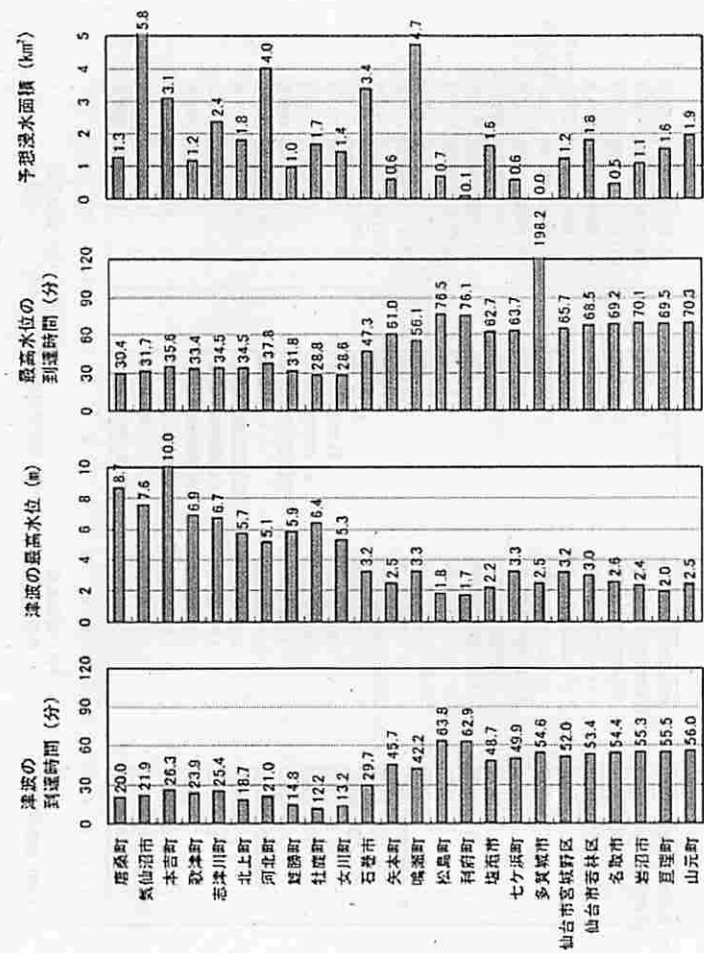
津波想定 (宮城県沖地震 (単独) 一構造物あり, 満潮位)

※それぞれの市町のいずれかの地点のうちの最短時間・最高水位である。

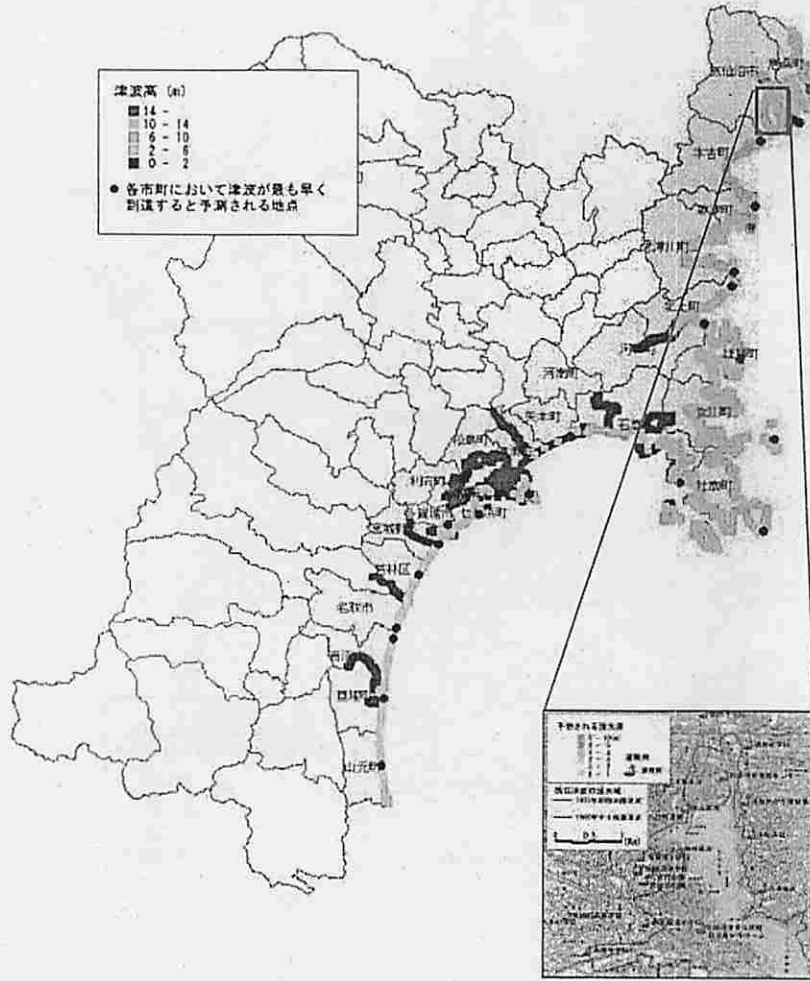
(「宮城県沖地震運動」・「昭和三陸地震」においても同様)



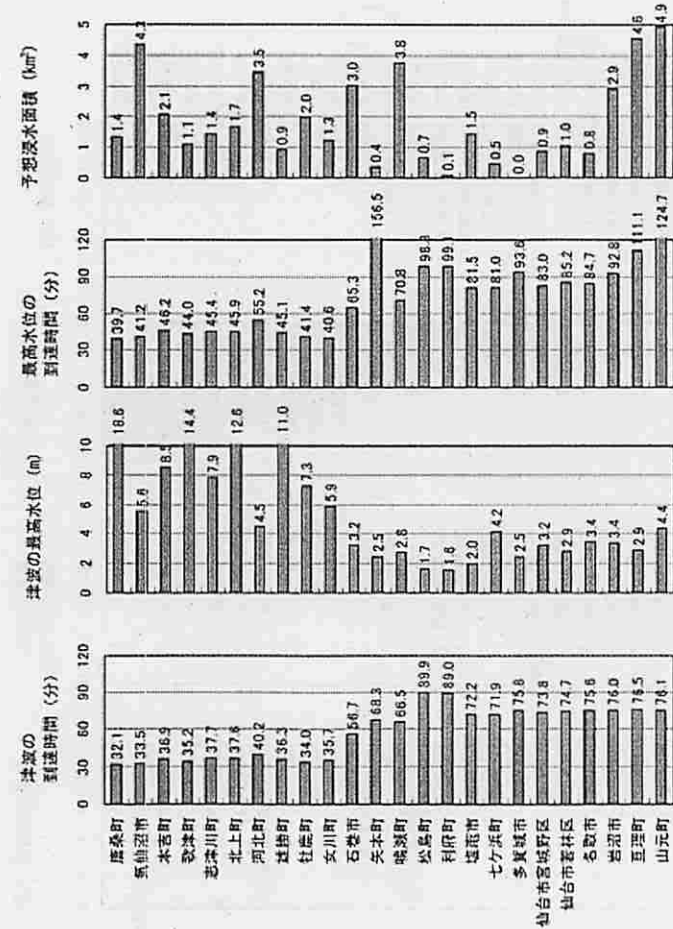
津波想定結果 (宮城県沖地震 (連動) - 構造物あり, 満潮位)



津波想定結果 (宮城県沖地震 (連動) - 構造物あり, 満潮位)



津波想定結果 (昭和三陸地震—構造物あり, 満潮位)



津波想定結果 (昭和三陸地震—構造物あり, 満潮位)

第3節 海岸保全施設の整備(県産業経済部、土木部、沿岸市町村、東北地方整備局)

第1 目的

県は、防災関係機関とともに、津波被害を軽減・防止するための海岸保全施設等の維持管理の強化や必要な施設の整備を実施し、津波防災対策の推進を図る。

第2 海岸保全施設等の整備

本県の海岸総延長は約842kmで、7市16町にわたっている。南西に連なる海岸の中央部には、牡鹿半島が突出して海岸を南北に分割しており、北部は岩手県南部から続くリアス式海岸の三陸南沿岸、南部は平坦な砂丘状の海岸線が福島県まで続く仙台湾沿岸である。

特に三陸南沿岸においては、過去何度も津波災害に見舞われている。

1 事業の実施

各海岸管理者は、海岸保全基本計画等に基づき、海岸堤防(防波堤)、防潮水門等海岸保全施設を、緊急性の高い地域から、計画的かつ総合的に整備する。

2 既設防潮水門等の維持管理

各海岸管理者は、既設防潮水門や陸閘について日頃から保守点検を行い、維持管理に努めるとともに、自動操作システム等の管理の高度化に向けた整備を促進する。

3 海岸保全区域の指定

県は、津波の被害から防護するため必要があるときは、防護すべき海岸区域を海岸保全区域として指定し、海岸保全に万全を期すものとする。

第3 河川管理施設の整備

1 事業の実施

河川管理者は、治水事業5箇年計画に基づき、堤防等河川管理施設について、安全性に十分考慮しながら計画的に整備する。

2 既設防潮水門等の維持管理

河川管理者は、既設河川防潮水門等について日頃から保守点検を行い、維持管理に努めるとともに、機能改善に向けた整備を促進する。

第4節 津波監視体制、伝達体制の整備(県総務部、産業経済部、土木部、県警察本部、沿岸市町村、第二管区海上保安本部、東北地方整備局、仙台管区気象台、東日本電信電話(株)宮城支店)

第1 目的

津波発生の際に速やかに警戒態勢がとれるよう、津波監視・観測体制の整備や情報を迅速に伝達できる体制の整備を図る。

また、三陸沿岸地域においては、他県との調整を行い、県境を越えた情報連絡・提供などの連携に努める。

第2 津波の観測、予報体制の整備

仙台管区気象台では、地震及び震度観測点の増設や津波観測施設の機能強化等の整備を行い、テレメーターによる地震の観測結果に基づく迅速な津波予報(警報・注意報)の発表に努める。また、津波の観測値もテレメーターにより仙台管区気象台に集約し、即時処理により津波情報として発表する。

津波予報の種類、解説、発表される津波の高さ

予報の種類	解 説	発表される津波の高さ
津波警報	大津波	高いところで3m程度以上の津波が予想されますので、厳重に警戒してください。 「3m」、「4m」、「6m」 「8m」、「10m以上」
	津波	高いところで2m程度の津波が予想されますので、警戒してください。 「1m」、「2m」
津波注意報	津波注意	高いところで0.5m程度の津波が予想されますので、注意してください。 「0.5m」

※1 津波による災害のおそれがない場合には、「津波の心配はない」又は「若干の海面変動があるかもしれないが被害の心配はない」旨について、地震情報に含めて発表される。

※2 津波による災害のおそれがなくなったと認められる場合には、「津波警報解除」又は「津波注意報解除」として速やかに発表される。

第3 津波監視体制の整備

沿岸市町村は、津波来襲の直前監視を行うため、超音波式津波監視装置等の津波観測機器の整備に努める。

また、県、市町村及び防災関係機関は、各観測機器から得られた情報の共有化に努める。

県内湖位計等設置箇所一覧

設置箇所	東北地方 整備局	仙台管区 気象台	県	市町村・消防本部	計
仙台市	2				2
石巻市	2				2
塩竈市			1	塩釜地区消防事務組合(1)	2
気仙沼市				気仙沼市(2)	2
名取市				名取市消防本部(1)	1
松島町				塩釜地区消防事務組合(1)	1
七ヶ浜町				塩釜地区消防事務組合(1)	1
牡鹿町		1			1
女川町		1		女川町(4)	5
志津川町				志津川町(1)	1
唐桑町				唐桑町(1)	1
計	4	2	1	12	19

第4 津波予報、避難指示等の伝達体制の整備

1 県の対応

県は、総合防災情報システム「MIDORI」を活用し、仙台管区気象台からの津波予報を迅速に沿岸市町村に伝達するとともに、職員が所持する携帯電話等へ自動的に伝送し、初動体制の確立を図る。

2 沿岸市町村の対応

沿岸市町村は、住民等に対し、津波予報等の伝達手段として、同報無線の整備を促進するとともに、サイレン、広報車等多数の手段を確保し、迅速な避難行動がとれるよう避難路、避難場所の周知を図る。

なお、夜間、休日の情報伝達体制についても整備しておく。また、気象庁からの地震・津波情報の迅速かつ確実な受信のため、緊急情報衛星同報システム等の整備を推進する。さらに、多数の人手が予想される海岸及び港湾の管理者に対し、レジャー客、水産事業者及び港湾労働者への情報伝達体制を確立する。

3 警察の対応

警察は、津波予報等が発表された場合の各警察署、関係機関への通報伝達体制、情報通信施設及び機器等の整備を図る。

4 第二管区海上保安本部の対応

(1) 迅速・的確な伝達体制の確立

イ 関係機関等に対する伝達

下め定めた津波予報発令時の伝達系統図に従い、迅速・的確な情報提供を行う。

ロ 港内在泊船舶等に対する伝達

漁協・代理店等を通じて伝達するとともに、船艇・航空機を巡回させ、拡声器等により周知する。

ハ 航行船舶等に対する伝達

航行警報、安全通信等により周知する。

ニ 港内作業員及び釣り客・海水浴客に対する伝達

工事作業会社、釣具店・海水浴場管理者等を通じて伝達するとともに、船艇・航空機を巡回させ、拡声器等により周知する。

(2) 情報伝達訓練等の実施

迅速・的確な予報等の情報伝達を図るため、定期的に伝達訓練を実施するとともに必要に応じて連絡系統図の見直しを行う。

5 東日本電信電話㈱宮城支店の対応

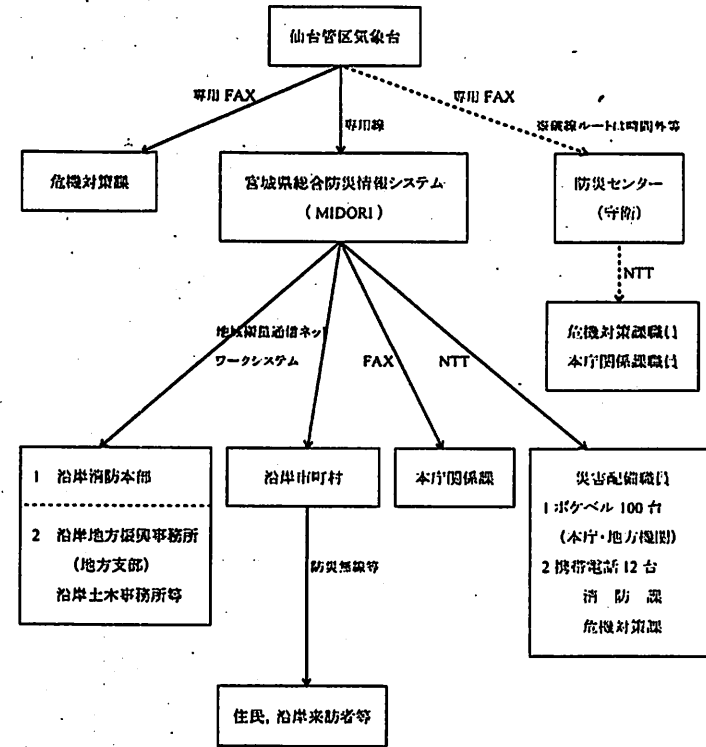
(1) 津波警報伝達体制の迅速化、確実化

所定の伝達経路及び伝達手段を点検して隘路を把握し、警報がより迅速に沿岸市町等に伝達されるよう改善措置を講じるとともに、休日、夜間、休憩時における津波警報伝達の確実化を図るため、要員の確保等の防災体制を強化する。

(2) 津波警報伝達等訓練の実施

津波警報伝達等の迅速かつ確実な遂行を図るため、関係機関合同の津波警報伝達等の訓練を実施し、通信機器等に関する不慣れの解消、誤伝達、伝達漏れの防止等を図る。

津波予報伝達フロー図



第5節 避難広報活動と避難活動(県、市町村、県警察本部、第二管区海上保安本部、防災関係機関)

第1 目的

津波注意報、津波警報及び地震情報が発表された場合、直ちに警戒態勢を整えるとともに、被害の発生を最小限に食い止めるため避難広報・避難活動を迅速に実施する。

また、平成14年には津波対策の連絡調整を行うために、県、沿岸市町及び防災関係機関で構成する宮城県津波対策連絡協議会を設け、平成15年には同協議会において津波被害の軽減に資するために策定された「宮城県津波対策ガイドライン」に基づき、沿岸市町と地域住民の避難計画の策定や避難体制の促進を図る。

第2 津波の警戒

- 1 沿岸市町は、津波予報が発表された場合、又は津波による浸水が発生すると判断した場合は、同報無線等による避難広報を実施して住民等を海岸から避難させるなど、緊急対策を行う。
また、施設管理者は、地域特性や仙台管区気象台からの津波到達予想時刻等を考慮の上、防潮水門や防波堤等の閉鎖措置を行う。
- 2 県は、津波予報が発表された場合、又は津波による浸水が発生すると判断した場合は、防災ヘリコプターを出動させ、県警ヘリコプター及び消防ヘリコプターと連携を図りながら、上空からの避難広報活動を行う。
- 3 県は、潮位等の情報、対応の状況等について、関係水防管理団体等(市町村等)と連絡を密にし、必要に応じて管理道路の通行止め等の措置をとる。
- 4 警察は、津波予報が発表された場合は、直ちに沿岸各警察署に無線若しくは有線により伝達し、沿岸各警察署は伝達系統図に従い沿岸市町に通知し、警戒を行う。また、防災関係機関と協力して警戒活動を行う。
- 5 東北地方整備局は、津波予報発表時には、直ちに地震災害の防災体制に入る。
また、津波等に関する情報を収集し、道路情報板及び路側放送等で情報を提供する。
- 6 第二管区海上保安本部は、津波予報が発令された場合、船艇・航空機を巡回させて警戒に当たるとともに、拡声器等を使用して在港船舶へ津波警戒の周知を図り、沿岸住民及び釣り客や海水浴客に対し高台への早急な避難等の指導を行う等、防災関係機関と協力して警戒に当たる。

第3 避難の勧告・指示^{※1}

1 沿岸市町は、津波予報が発表された場合、又は津波による浸水が発生すると予想される場合は、速やかに的確な避難勧告・指示を行い、関係機関の協力のもとに安全かつ効率的な避難誘導を行う。その際、住民のみならず、観光客、工事関係者等にもれなく伝達されるよう、また、災害弱者にも配慮したわかりやすい伝達を行う。

- (1) 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときには、沿岸市町長は、必要と認める場合、海浜にある者、沿岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう勧告・指示するものとする。
 - (2) 地震発生後、報道機関等から津波警報が放送されたときには、市町村長は、海浜にある者、沿岸付近の住民等に直ちに海浜から退避し、安全な場所に避難するよう勧告・指示するものとする。なお、放送ルート以外の法定ルート等により市町村長に津波警報が伝達された場合にも、同様の措置をとるものとする。
- 2 避難誘導に当たっては、災害弱者である高齢者、障害者等の避難に十分配慮する。

^{※1} 平成11年7月12付け消防長官通知「津波対策等の強化・推進について」(資料5-5-1)

何を知らせるか	・津波注意報・警報の発表、津波来襲の危険、避難勧告・指示、津波到達予想地域、津波到達予想時間、実施すべき行動・対策等 ・伝達内容について、あらかじめ想定し標識を作成																						
誰に対して知らせるか	・津波の危険がある地域の住民等か、それ以外の地域の住民等か ・避難対象地域の住民等の誰を対象とするか(住民、滞在者(観光客、海水浴客、釣り客等)、通過者、漁業関係者、港内関係者、船舶、海岸工事関係者等) ・避難場所等に避難している避難者																						
いつ、どのタイミングで知らせるか	・地震直後(自動放送、職員を介した速やかな放送、地震の発生、津波の危険、避難勧告・避難指示等) ・津波発生後(津波予報、津波情報、被害状況等) ・津波終息後(津波警報・注意報の解除、避難勧告・指示の解除等)																						
どのような手段で	・同報無線、半鐘、サイレン、テレビ、ラジオ、電話・FAX、有線放送、コミュニティFM、CATV、アマチュア無線、インターネット等 ・情報の受け手の立場に立った伝達手段(特に津波避難において災害時要援護者(災害弱者)となる者) ・津波注意報又は津波警報の伝達をサイレン、半鐘で行う場合は、伝文の前に予報警報標識規則(気象庁告示第3号:昭和51年11月16日)で規定する標識を用いる。																						
<p><津波注意報標識></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">標識の種類</th> <th colspan="2">標 識</th> </tr> <tr> <th>鐘 音</th> <th>サイレン音</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波注意報標識</td> <td>(3点と2点との両打) ●-●-● ●-●</td> <td>(約10秒) </td> </tr> <tr> <td>津波注意報及び津波警報解除標識</td> <td>(1点2点と2点との両打) ● ● ●-●</td> <td>(約10秒) (約2秒) (約3秒)</td> </tr> </tbody> </table> <p><津波警報標識></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">標識の種類</th> <th colspan="2">標 識</th> </tr> <tr> <th>鐘 音</th> <th>サイレン音</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>津波警報標識</td> <td>(2点) ●-● ●-● ●-●</td> <td>(約5秒) (約6秒)</td> </tr> <tr> <td>大津波警報標識</td> <td>(連点) ●-●-●-●</td> <td>(約3秒) (約2秒) (短音連点)</td> </tr> </tbody> </table>		標識の種類	標 識		鐘 音	サイレン音	津波注意報標識	(3点と2点との両打) ●-●-● ●-●	(約10秒) 	津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2点と2点との両打) ● ● ●-●	(約10秒) (約2秒) (約3秒)	標識の種類	標 識		鐘 音	サイレン音	津波警報標識	(2点) ●-● ●-● ●-●	(約5秒) (約6秒)	大津波警報標識	(連点) ●-●-●-●	(約3秒) (約2秒) (短音連点)
標識の種類	標 識																						
	鐘 音	サイレン音																					
津波注意報標識	(3点と2点との両打) ●-●-● ●-●	(約10秒) 																					
津波注意報及び津波警報解除標識	(1点2点と2点との両打) ● ● ●-●	(約10秒) (約2秒) (約3秒)																					
標識の種類	標 識																						
	鐘 音	サイレン音																					
津波警報標識	(2点) ●-● ●-● ●-●	(約5秒) (約6秒)																					
大津波警報標識	(連点) ●-●-●-●	(約3秒) (約2秒) (短音連点)																					

第4 避難活動

1 県及び市町等防災関係機関の対応

県及び市町等防災関係機関は、津波警戒に関する地域住民への周知徹底を図るため、啓発用の標識や多数の地域住民も参加した津波防災訓練の実施等を通じて次の内容の普及を図る。

<考えられる訓練内容>

1 津波予報、津波情報等の収集、伝達	<p>初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、操作方法の習熟の他、同報無線の可聴範囲の確認、住民等への広報文案の適否(平易で分かりやすい表現か)等を検証する。</p>
2 津波避難訓練	<p>避難計画において設定した避難経路や避難路を実際に避難することにより、ルートや避難標識の確認、避難の際の危険性等を把握しておく。歩行困難な者にとっては、最短距離のルートが最短時間のルートとは限らない。場合によっては私有地等に避難する必要があり、地域社会の中で理解を得ておく必要がある。また、夜間訓練等の実施により街灯等の確認も必要である。</p>
3 津波防災施設操作訓練	<p>①誰が、何時、どのような手順で閉鎖操作等を実施するのか。 ②津波予報到達時間内に操作完了が可能か。 ③地震動等により操作不能となった場合の対応はどうか。などの現実起こり得る想定の中で訓練を実施する。</p>
4 津波監視訓練	<p>高台等の安全地域からの目視、監視用カメラ、検潮器等の津波観測機器を用いて、津波監視の方法の習熟、監視結果の把握・理解、災害応急対策への活用等について訓練を実施する。</p>

(1) 一般住民に対する内容

- イ 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき、又は弱い地震であっても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ロ 正しい情報をラジオ、テレビ、無線放送等を通じて入手する。
- ハ 地震を感じなくても、津波予報が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- ニ 津波は繰り返して襲ってくるので、警報、注意報解除まで気をゆるめない。
- ホ 津波注意報でも海水浴や磯釣り等は危険なので行わない。

へ 過去の経験から、「津波は引き波から始まる」と言い伝えられているが、押し波から始まることもあることから、誤った認識により不適切な行動を取らない。

(2) 船舶に対する内容

- イ 強い地震(震度4程度以上)を感じたとき、又は弱い地震であっても比較的長い時間ゆっくりとした揺れを感じたときは、津波が来る恐れがあることを念頭に、ラジオ、テレビ、無線放送等を通じて情報入手に努める。
 - ロ 津波予報が発令された場合、津波到達予想時刻を考慮のうえ、退避可能などは直ちに港外(水深の深い、広い海域)へ退避し、それが困難なときは増し筋いを取る等、可能な流出防止措置を講じて高台へ避難する。
- なお、これらの措置を講ずる暇がない場合は、直ちに高台へ避難する等、人命を最優先に対処する。

ハ 津波は繰り返して襲ってくるので、警報、注意解除まで気をゆるめない。

2 警察の対応^{※1}

警察は、津波予報が発令された場合は、直ちに沿岸各警察署に無線又は有線により伝達し、沿岸各警察署は伝達系統に従い沿岸市町に通知し、警戒する。
また、パトカー等により広報を行い、津波警戒を周知徹底する。

3 第三管区海上保安本部の対応

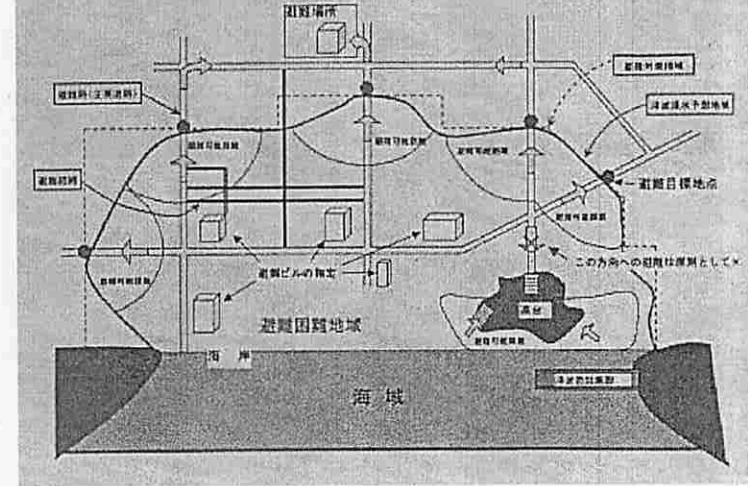
船舶・航空機を巡回させ、拡声器等により在港船舶へ津波警戒の周知を図るとともに、沿岸住民及び釣り客や海水浴客に対し高台への早急な避難等の指導を行う。

第5 避難計画の作成

- 1 県は、沿岸市町の避難計画策定の支援を行うため、第三次地震被害想定調査において津波浸水域予測図を作成し、市町村等へ提供する。
- 2 沿岸市町は、津波浸水域予測図等を基に避難場所・避難経路などを明示した市町避難計画の策定を行う。
- 3 市町村は、町内会・自治会・自主防災組織等、沿岸地域住民がワークショップなどを開催するなど、主体的に参画して、津波避難マップなどのよりきめの細かい地域ごとの避難計画を策定するための支援を行う。また、県及び防災関係機関は、市町村が行う沿岸住民への支援に対して協力するものとする。

※1 宮城県警察本部の伝達系統(津波警報等)(資料5-5-2)

津波避難計画の概念図



第6 避難場所の確保

- 1 県は、津波から迅速に避難できるように、沿岸市町に対し避難地域及び避難場所、避難経路の指定について助言する。
なお、避難場所の指定が困難な場合には、3階建て以上(地域によっては2階建て)のRC又はSRC構造の建築物(避難ビル)等を一時的な避難場所として指定するよう併せて指導する。
- 2 沿岸市町は、指定した避難場所、避難経路について誘導標識等を設置し、関係住民に対して周知を図る。
- 3 県及び市町村は、海岸や海浜部に位置する都市公園についても避難場所として適当と認められる場合、避難経路の確保、避難誘導の伝達体制の充実等に努める。

第6節 被災情報の収集と救助活動(県、市町村、県警察本部、第二管区海上保安本部、防災関係機関)

第1 目的

津波被害発生後、迅速かつ的確な応急活動を実施し、被害の拡大を防止するものとする。

第2 被災情報の収集

- 1 県は、津波による災害が発生した場合は、速やかに沿岸市町に対して被害概況の報告を求め、その報告を総括し県全体の被害概況を把握する。
- 2 沿岸市町は、直ちに被害概況の把握を行い、県に対し報告する。
- 3 県は、防災ヘリコプターを出動させ、県警ヘリコプター及び仙台市消防ヘリコプターと連携しながら、上空からの概況把握を行う。
- 4 県は、沿岸市町からの被害報告及び防災ヘリコプター等による情報収集活動により、相当の被害が見込まれるときには、自衛隊、第二管区海上保安本部等に対し、被害状況の把握について応援を要請する。
- 5 港湾・漁港施設管理者及び海岸管理者は、津波予報が解除された場合は、速やかに施設の調査を実施し、被害状況を把握するとともに、二次災害の危険性の有無等の検討を行い、応急復旧・木復旧工事等を効率的に行う。また、港湾・漁港施設については、緊急物資輸送拠点としての重要な施設を含むことから、施設の使用可否等の検討を行う。
- 6 東北地方整備局は、津波予報解除後に津波の影響範囲の道路についてパトロールを実施し、道路施設における被害状況の把握を行う。
- 7 第二管区海上保安本部は、海上及び沿岸部における被害状況の把握について、関係機関と密接な連携を図るとともに、船艇、航空機等を活用し、積極的に情報収集活動を実施する。

なお、情報収集に際しては、航空機による広域的な被害調査が初期段階において非常に重要であることから、災害発生時には、行動中の巡視船艇のほか、航空機に対し直ちに情報の収集を指示するとともに、大規模な災害が発生した場合等においては別に定めるところにより、隣接管区本部等の航空機による情報収集を実施する。

第3 救出・救助活動

- 1 沿岸市町は、要救助者が発生した場合、直ちに消防・警察機関及び地元漁業関係者等の協力を得ながら、捜索及び救助活動を行う。
- なお、これらの状況については、速やかに県に対し報告する。

- 2 沿岸市町は、自ら要救助者の救援活動が困難な場合、県に対して救助活動の実施を要請する。
- 3 県は、沿岸市町から要救助者の救助活動について応援要請を受けた場合、また、自ら必要と認めた場合には、防災ヘリコプターによる要救助者の捜索及び救助活動を行う。
- 4 県は、要救助者が相当数見込まれるときは、自衛隊、第二管区海上保安本部等に対し、速やかに救助活動を要請する。
- 5 警察は、被害状況に基づき、迅速に機動隊等災害警備部隊を被災警察署等に出動させる。
- 6 警察は、警察署員及び応援機動隊員により救出救助部隊を編成するとともに、消防等防災関係機関と現場活動に関する調整を行いながら、救出救助活動等現場活動を行う。

第4 海上交通安全の確保

港湾・漁港管理者は、沈船、漂流物等により船舶の航行が危険と認められる場合には、防災関係機関に連絡するとともに、障害物除去等に努め、海上交通安全の確保を図る。